

法務総合研究所

研 究 部 報 告

24

—ドメスティック・バイオレンス（DV）の加害者に関する研究—

2 0 0 3

法務総合研究所

法務総合研究所 研究部報告 24 正誤表
 ドメスティック・バイオレンス（DV）の加害者に関する研究

頁	該当箇所	誤	正
	「はしがき」・「要旨紹介」 のiii 「(3) 加害者の特性」の 「ア」 (上から15行目)	加害者346人中男性加害者は 322人、女性加害者は24人で あり、加害者の平均年齢は <u>37.8</u> 歳であった。	加害者346人中男性加害者は 322人、女性加害者は24人で あり、加害者の平均年齢は <u>39.8</u> 歳であった。
49	「(3) 加害者の分析結果」 「ア 特性等」 (下から2行目)	加害者の性別は、男性93% (322人)、女性7%(24人)で あった。平均年齢は <u>37.8</u> 歳(19 歳から71歳まで)であった。	加害者の性別は、男性93% (322人)、女性7%(24人)で あった。平均年齢は <u>39.8</u> 歳(19 歳から71歳まで)であった。
212	「3 加害者の特性」の 「(1)」の本文 (下から13行目)	(1) 本調査において、DV事 件を起こした加害者の年齢に ついてみると、平均年齢は <u>37.8</u> 歳であったが、	(1) 本調査において、DV事 件を起こした加害者の年齢に ついてみると、平均年齢は <u>39.8</u> 歳であったが、

は し が き

法務総合研究所研究部が、最近実施した調査研究の結果をとりまとめ、ここに研究部報告第24号を刊行する。

報告する研究は、「ドメスティック・バイオレンス（DV）の加害者に関する研究」であり、配偶者からの暴力等が刑事事件となった実際のケース346件を取り上げて分析調査等を実施し、我が国におけるDVの実態を把握するとともに、それを引き起こす要因等を探求し、とりわけ加害者に焦点を当ててその特性を明らかにした上、更生のための指導方法を見極めることなどを目的とした研究である。

我が国において、配偶者からの暴力が、深刻な社会問題として取り扱われるようになったのは最近のことである。この暴力は、児童虐待と同様、他人の目にさらされない家庭の枠の中で、弱い立場の被害者に向けられる行為であり、決して社会の暗部として放置してはならない。

周知のとおり、平成13年4月13日に公布された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」は、その前文で、「人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。」とうたい、制定した目的を明らかにした。同法律は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備するとともに、保護命令の制度を取り入れるなどして、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を図るための施策を講じている。

その一方で、保護命令の申立件数は増加傾向にあり、同命令違反で処罰されるケースも増えている。これは配偶者からの暴力で悩む被害者が依然として数多い現状にあることを物語っていよう。このようなDV被害の現状を踏まえながら、DVの実態及びそれを引き起こす要因等を探ることは極めて大切なことと思われる。さらに、DVによる悲惨な事件の発生を防止するためにも、加害者の更生のための指導は重要な課題となろう。

本報告書は、実際の事件記録による分析と加害者の個別面接による調査とを併用して行った研究の成果をとりまとめたものであり、DV加害者の更生を図るための処遇の在り方等を検討する上で、さらに、有効かつ適切なDV被害者保護の措置等を検討する上で、いささかでも寄与することができれば幸いである。

なお、今回の調査研究の実施に当たり、御理解と御協力を賜った法務省刑事局及び矯正局を始め、矯正施設の関係各位にも、心からの謝意を表す次第である。

平成15年8月

法務総合研究所長

鶴 田 六 郎

要 旨 紹 介

本報告を利用するに当たっての参考に、下記のとおりその要旨を紹介する。

1 調査の実施概要

「ドメスティック・バイオレンス（DV）の加害者に関する研究」は、検察庁で保管されている事件記録の分析及び加害者に対する個別面接の実施を通して、DVの実態及びそれを引き起こす要因等を把握し、とりわけ加害者に焦点を当ててその特性を明らかにした上、更生のための指導方法を見極めるとともに、有効かつ適切な被害者保護を図っていく上での基礎資料とすることなどを目的としている。

加害者（配偶者及び内縁関係にある者のほかに、本研究では、元配偶者及び元内縁関係にあった者も「加害者」に含めている。以下同じ。）が殺人、殺人未遂、傷害、傷害致死、DV防止法違反、又はストーカー法違反を起こした事件を対象として、DV防止法施行日の平成13年10月13日から同14年5月24日の間に、検察庁の処分がなされた不起訴事件及び第一審判決が確定した事件を併せた計346件の分析調査を行った。

さらに、加害者の更生及び更生のための指導方法を見極める上での基礎資料とするためには、DVの加害者である受刑者との面接が不可欠であると考え、平成14年12月から同15年4月までの間に、受刑者である10人の加害者に対し個別面接を実施し、その結果を分析した。

2 事件記録による分析

(1) 犯罪の特徴等

- ア 身体的暴力に関してみると、男性加害者は女性加害者より殴る・蹴る等の暴力を振るう傾向が強かったのに対し、女性加害者は凶器を使用することが多かった。
- イ 精神的暴力に関してみると、罵声をあげて怒鳴ったり、命令口調でものを言ったり、生活費を渡さなかったりする行為については、男性加害者が女性加害者より多く行っていた。性的暴力においても、男性加害者は性的行為を強要する傾向が高かった。
- ウ 加害者の約80%は同一被害者に対してこれまでに身体的暴力を振るったことがあった。なお、身体的暴力を振るっていた期間については、平均すると約6年間であった。さらに、暴力を振るい始めた時期は、婚姻（内縁関係）成立後1年未満が多かった。加害者の約50%は犯行時飲酒状態にあり、加害者の約40%は子供の面前で被害者に暴力を振るっていた。また、傷害（DVの傷害事件を含む。）の前科を有する加害者は、全加害者の10%であった。

(2) 加害者と被害者の関係

- ア 本調査で取り扱った346件のうち、配偶者間の暴力が約60%、内縁関係にある者間の暴力が約20%を占め、約20%の暴力は元配偶者間又は元内縁関係にあった者の間でなされている。
- イ 罪名別でみると、約60%（203件）を占める配偶者間の暴力は、傷害194件（但し、DV防止法違反と絡む傷害事件1件を含む。）、傷害致死1件、殺人3件、殺人未遂1件であり、DV防止法違反に絡むものは5件であった。約20%（69件）を占める内縁関係にある者間における暴力は、傷害68件（但し、DV防止法違反と絡む傷害事件1件を含む。）、傷害致死1件、DV防止法違反は1件であった。元配偶者間における暴力（68件）は、傷害62件、傷害致死1件、殺人未遂2件、ストーカー法違反3件であった。元内縁関係にあった者間の暴力（6件）は、傷害が6件であった。

ウ 同居期間にはばらつきがあるが、関係別に平均の期間をみると、配偶者間については10年7か月、内縁関係にある者については3年9か月、元配偶者関係にあった者については9年3か月、元内縁関係にあった者については1年11か月であった。

エ 暴力時における家族の防止のための関与についてみると、配偶者関係にある場合には、加害者の53%が子供又はその他の家族からの関与（例えば、制止や説得）を受け、内縁関係にある場合には、加害者の28%が子供又はその他の家族からの関与を受けていた。家族以外の他人からの関与についてみると、配偶者関係にある場合には、加害者の21%が他人からの関与を受け、内縁関係の場合には、32%が他人からの関与を受けていた。

オ 警察への相談の有無

被害者の68人（20%）は、本件被害前において、配偶者等からの暴力について警察に電話で相談していた。そのうち、配偶者関係にあった35人中25人（71%）の者、内縁関係にあった17人中10人（59%）の者、そして元配偶者関係にあった15人中7人（47%）の者が本件被害前6か月以内に電話をかけて相談していた。

（3）加害者の特性

ア 加害者346人中男性加害者は322人、女性加害者は24人であり、加害者の平均年齢は37.8歳であった。加害者の42%は前科を有しており、前歴のみ有していた者は約28%であった。前科・前歴の罪名では傷害が1位を占めていた。薬物の使用歴のある者は加害者の15%に達していた。

イ 加害者の約70%は職業に就いていたが、約30%は無職であり、そのうち63%の者は1年以上不就労であった。有職の加害者の平均年収は379万円であった。

ウ 暴力の理由についてみると、男性加害者は、「被害者の言動・態度」、「日常些細な事」、「加害者の被害者への支配欲」の順で理由を挙げ、女性加害者は、「被害者の言動・態度」、「日常些細な事」、「加害者の経済面の問題」の順で理由を挙げた。また、男女を問わず、「自分の責任ではない」、「脅すつもりだった」等と言って暴力の合理化をする傾向もみられた。

（4）被害者の特性

ア 被害者346人の平均年齢は37.8歳であった。

イ 被害者の約60%は職業に就いていたが、約25%は家事専業、約15%は無職であり、無職の者の中で47%の者は1年以上不就労であった。有職の被害者の平均年収は269万円であった。

ウ 被害者からみた加害者の暴力の理由についてみると、女性被害者は、「日常些細な事」、「加害者の被害者への支配欲」、「加害者の経済面の問題」の順で理由を挙げ、男性被害者は、「被害者の言動・態度」、「日常些細な事」、「加害者の嫉妬・やきもち」、「加害者の酒」の順で理由を挙げた。

エ 暴力による後遺症をみると、女性被害者の24%、男性被害者の21%は身体的後遺症を残し、女性被害者の66%、男性被害者の13%は精神的後遺症を残した。被害時の心理状況をみると、女性被害者の62%は「恐怖」を感じていた。

オ 被害者の加害者に対する処分意見をみると、被害の程度が重いほど（加療日数が長いほど）、「厳しい処分」を希望しており、処分意見と被害の程度（加療日数）との関連性がみられた。

（5）暴力の理由における比較

ア 暴力の理由上位3つまでを比較すると、加害者・被害者共、男女を問わず、「日常些細な事」を挙げ、男性加害者、女性加害者及び男性被害者は「被害者の言動・態度」をも挙げている。また、男性加害者及び女性被害者は「加害者の被害者への支配欲」をも挙げ、女性加害者及び女性被害者は「加害者の経済面の問題」をも挙げている。

イ 傷害事件における「男性加害者と女性被害者」をカップルでみた場合、男性加害者と女性被害者の間において、暴力の理由の相違がみられた。例えば、男性加害者は、「女性被害者の酒、家事・育児、家計のやり方、言動・態度、他の家族との不和、仕事、経済面、異性問題、嫉妬・やきもち」を暴力の理由と見なす傾向があった。これに対して、女性被害者は、「男性加害者の酒及び経済面」を暴力の理由とみなす傾向があった。さらに、女性加害者と男性被害者の間をみると、男性被害者が「女性加害者の酒」を理由に挙げた点に相違がみられた。

(6) DVの決定要因・因果関係

本調査において、身体的暴力及び精神的暴力の決定要因と因果関係を検討した。「身体的暴力」及び「精神的暴力」の決定要因として「加害者の特性等9つの変数（すなわち、加害者の年齢、学歴、職業の有無、年収、前科・前歴、暴力団の加入歴の有無、薬物使用歴の有無及び加害者と被害者の同居期間）」を選択し、「身体的暴力」及び「精神的暴力」との関連性を吟味した。

ア 身体的暴力の決定要因としては、どの変数も有意水準5%以下に達していなかった。しかし、「加害者の薬物使用歴の有無」及び「同居期間」は身体的暴力との関連性がみられた。精神的暴力の決定要因としては、上記の9つの変数からはどの変数も抽出されなかった。

イ 身体的及び精神的暴力の因果関係を考察する上で、あらゆる変数が身体的・精神的暴力と直接的・間接的な関係を持つ可能性があると考えられるが、本調査においては「加害者の特性等9つの要因」、「被害者とのコミュニケーションの問題」、「加害者の仕事に関する問題」と身体的・精神的暴力の関係について分析した。

身体的暴力についてみると、「加害者と被害者の同居期間」は「直接的な影響」及び「被害者とのコミュニケーションの問題」を経由しての「間接的な影響」を持つのではないかと考えられる。被害者との同居期間が短い加害者は、被害者との同居期間が長い加害者より、被害者に対して、直接的に身体的暴力を加える可能性が高い。また、被害者との同居期間が短い加害者は、被害者との同居期間が長い加害者より、「被害者とのコミュニケーションがうまく取れない」ことを理由に、間接的に身体的暴力を加える可能性が高い。「薬物使用歴の有無」に関しては、身体的暴力に対して「直接的な影響」を持つ傾向がみられた。つまり、薬物の使用歴がある加害者は、被害者に対して身体的暴力を振るう傾向があると言える。精神的暴力についてみると、前科の多い加害者、職業に就いていない加害者、被害者との同居期間の長い加害者は、「加害者の仕事に関する問題」のために、精神的暴力を振るう傾向がみられた。

3 個別面接の結果

ア 面接を実施した受刑者の中に、一方的に配偶者等からの愛情を求めすぎる傾向を示す者がみられた。この者の場合、自己の意思が相手に伝わらないなど、被害者との間におけるコミュニケーションの問題が生じると、その解決手段として、精神的に威圧して被害者を服従させたり、身体的暴力を振るったりしていた。

イ 面接対象者10人中、7人の受刑者が、受刑中及び出所後において、加害者プログラムへの参加を希望した。参加の理由は、「暴力の原因を知りたい」、「被害者を含む女性を理解したい」、「暴力の子供への影響を知りたい」、「自分の行動を理解したい」、「暴力を起こさないようにするにはどうしたらいいかを知りたい」等であった。

ウ 面接対象者10人中、7人の受刑者が今回の服役を有益であった旨述べている。その理由として、「物事を客観的に見ることができるようになった」、「協調性が身に付いた」、「自分をコントロールできる

ようになった」,「自分の将来を考えるようになった」ことを挙げている。過去に服役歴があった受刑者は3人であったが、これらの者も今回刑務所において「責任を取ること」を習った旨述べている。

4 まとめ

身体的暴力の原因についての分析結果からは、3つのタイプの加害者が見られた。第1のタイプは、「薬物使用歴」のある加害者が、薬物使用歴があること自体で、被害者に対して身体的暴力を振るう場合である。第2のタイプは、被害者との同居期間の短い加害者が、同居期間が短いこと自体で、被害者に対して身体的暴力を振るう場合である。第3のタイプは、被害者との同居期間の短い加害者が、同居期間が短いことに加えて、被害者との意思の疎通を図ることが困難なために、身体的暴力を振るう場合である。

精神的暴力に関してみると、精神的暴力を振るう加害者は仕事に関する問題（例えば、仕事が見つからない、仕事が長く続かないなど）を抱えているようであり、特に、前科が多い加害者及び職業に就いていない加害者は、そのような仕事に関する問題が原因で暴力を振るう傾向が見られた。

これらの加害者に対する更生・処遇に関しては、薬物治療の必要性、前科を持つ加害者に対する職業訓練及び職業の斡旋、前科がなくても職業に就いていない者への職業訓練・職業の斡旋等の問題は重要であると思われる。さらに、コミュニケーションの問題、すなわち、被害者の話をよく聞いたり、被害者に対して自由に自分の意見を話したり、加害者1人で何事でも決定するのではなく、被害者と相談して決める等は、暴力を防止する上において重要であると思われる。

なお本報告の評価・意見に当たる部分は、筆者らによる個人的見解である。

研 究 部 長
吉 田 博 視

ドメスティック・バイオレンス（DV）の 加害者に関する研究

研 究 官	馬 場 暢 子
研 究 官	清 水 淑 子
研 究 官	庵 前 幸 美
研究官補	細 川 英 志

前研究官補	徳 田 祐 子
(交野女子学院統括専門官)	
前研究官補	石 井 智 之
(大阪保護観察所保護観察官)	

目 次

はじめに 7

第1章 研究の実施概要..... 8

第1 研究の目的 8

第2 研究の方法 8

1 事件記録の精査 8

2 分析の方法 9

3 個別面接の実施 9

第2章 ドメスティック・バイオレンスの概要 10

第1 DV の定義 10

第2 DV はどうして起こるのか 11

1 暴力の心理・社会的要因 11

(1) 加害者の成育歴 11

(2) 加害者の社会経済的問題 11

(3) 加害者の被害者への支配欲・所有物的見解 12

(4) 加害者の固定的な性別役割分担意識 13

(5) 加害者のコミュニケーションの問題 14

(6) 加害者の嫉妬・やきもち 15

(7) 加害者の精神障害 15

(8) 加害者の反社会的人格 16

(9) 加害者の暴力の合理化 16

2 DV と飲酒の関係 17

3 妻・内縁の妻から夫・内縁の夫への暴力 18

4 DV と児童虐待の共通点 19

第3 我が国における DV の状況 20

第4 諸外国における DV の状況 21

第3章 ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する法律..... 23

第1 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」 23

第2 米国カリフォルニア州における DV に関する法律 26

第4章 ドメスティック・バイオレンスの動向 30

第1 配偶者間の暴力の検挙件数 30

第2 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」違反による検察庁の処分状況… 33

第5章 法務総合研究所研究部における加害者研究	34
第1 検察庁の事件記録に基づく調査結果	34
1 全ての事案	34
(1) 事案の分析結果	34
(2) 加害者と被害者の関係についての分析結果	44
(3) 加害者の分析結果	49
(4) 被害者の分析結果	65
2 傷害の事案	78
(1) 事案の分析結果	78
(2) 加害者と被害者の関係についての分析結果	101
(3) 加害者の分析結果	110
(4) 被害者の分析結果	141
(5) 加害者と被害者の特性の男女別比較	170
(6) 加害者と被害者による暴力の理由	175
3 傷害致死の事案	178
(1) 事案の分析結果	178
(2) 加害者と被害者の関係についての分析結果	178
(3) 加害者の分析結果	179
(4) 被害者の分析結果	180
4 殺人の事案	181
(1) 事案の分析結果	181
(2) 加害者と被害者の関係についての分析結果	182
(3) 加害者の分析結果	182
(4) 被害者の分析結果	183
5 殺人未遂の事案	184
(1) 事案の分析結果	184
(2) 加害者と被害者の関係についての分析結果	185
(3) 加害者の分析結果	185
(4) 被害者の分析結果	187
6 DV防止法違反の事案	188
(1) 事案の分析結果	188
(2) 加害者と被害者の関係についての分析結果	189
(3) 加害者の分析結果	189
(4) 被害者の分析結果	190
7 ストーカー法違反の事案	192
(1) 事案の分析結果	192
(2) 加害者と被害者の関係についての分析結果	192
(3) 加害者の分析結果	193
(4) 被害者の分析結果	194
8 暴力の決定要因と因果関係	195

(1) 暴力の決定要因	195
(2) 暴力の因果関係	197
第 2 加害者の個別面接に基づく調査結果	203
第 3 まとめ	208
第 6 章 ドメスティック・バイオレンスの加害者への対応策	216
第 1 我が国の対応策	216
1 矯正施設における対応	216
2 更生保護における DV 加害者への対応	217
第 2 米国カリフォルニア州の対応策	220
第 3 考察	224
おわりに	226
引用・参考文献	228
資料	235
1 調査票	235

はじめに

家庭内暴力、特に、夫婦間の暴力の問題が我が国でも注目されるようになってきたのは、最近のことである。平成12年12月に打ち出された「男女共同参画基本計画」では、配偶者（特に夫・内縁の夫）からの暴力には、新しい法制度の制定を促すという方向付けがなされた⁽¹⁾。それに伴い、平成13年4月6日「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が成立し、同年10月13日に施行された（一部は平成14年4月1日に施行）。

DV防止法は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を目的とし、「配偶者暴力相談支援センター」の業務を定めている。さらに、この法律は保護命令の制度を取り入れ、被害者が配偶者からの更なる暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、被害者の申立てにより、裁判所は保護命令を発令できると定めている。

DV防止法が施行されてからまだ日は浅いが、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を図るためには、配偶者関係における暴力の実態の理解とその分析は必要不可欠である。過去の研究傾向をみると、被害者を対象にしたものが比較的多い。例えば、平成9年度の東京都の「女性に対する暴力」に関する調査においては、被害者を対象として、暴力の被害の実態と影響について調査している⁽²⁾。平成12年度の内閣府の「男女間における暴力に関する事例調査」⁽³⁾は、被害者に焦点を置いた事例調査であり、同14年度の内閣府の「配偶者等からの暴力に関する調査」⁽⁴⁾においては、配偶者等からの被害・加害経験に関する調査項目は導入されてはいたものの、加害者に焦点を当てた調査であったとは必ずしも言い難い。

このような傾向を踏まえると、DV防止法の成立とともに配偶者からの暴力に対する認識も高まってきたこの時期に、配偶者関係において暴力を振るう加害者に焦点を当てた調査研究の必要性が見直される時期ではないであろうか。また、加害者の暴力が被害者のみならず、子ども、家族、さらには社会に及ぼす悪影響を考慮に入れると、加害者に重点を置く研究は重要であると思われる。さらに、加害者の更生及び更生のための指導方法を見極める上においても、加害者に関する研究が必要である。そのために、加害者の特性を明確にし、配偶者間における暴力の実態及びそれを引き起こす要因について研究を行うこととした次第である。

なお、本稿中、意見あるいは評価にわたる部分は筆者の個人的見解であることを予めお断りしておく。

-
- (1) 岩井美奈、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の概要について、捜査研究、50巻8号、2001、15-16
 - (2) 東京都生活文化局女性青少年部女性計画課編集、「女性に対する暴力」調査報告書、東京都政策報道室都民の声部情報公開課、1998
 - (3) 内閣府男女共同参画局編集、「配偶者等からの暴力に関する事例調査：夫・パートナーからの暴力被害についての実態調査」、財務省印刷局、2002
 - (4) 内閣府男女共同参画局編集、「配偶者等からの暴力に関する調査」、財務省印刷局、2003

第1章 研究の実施概要

第1 研究の目的

本調査における研究目的は、下記の3項目である。

- 1 我が国におけるドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）の実態及びそれを引き起こす要因について検討する。
- 2 DV 加害者の特性を分析し、加害者の処遇を効果的に行う上での資料を提供する。
- 3 DV 防止法施行後の問題点を把握し、分析検討を加える上での基礎資料とする。

第2 研究の方法

一般的に加害者の研究は、被害者の研究と異なり、多様な問題点（例えば、適切なサンプルの抽出等）を持つが、DV 加害者の研究はそれにも増して難点が多いと思われる。もちろん、アンケート調査を行い、DV の現状、加害者の特性、加害者と被害者の関係等を検討することは可能であるが、調査項目の制限や多肢選択式の回答等の問題があり、たとえ自由回答方式を導入しても、DV の詳細な内容を把握するのは比較的困難であると思われる。このような困難を補足するために、面接調査をして、DV 加害者の問題を理解することが望ましいと思われるが、面接対象者となるサンプルの抽出はより困難であると考えられる。「家庭内」で起こった問題、例えば、暴力、虐待、金銭的なトラブル等は、「家庭外」には持ち出さないというのが通常であり、調査研究のためとはいえ、加害者から簡単に協力を得られ、加害者が個別面接に応じてくれることは容易ではないと思われる。

法務総合研究所研究部においては、今回、加害者がDV 事件を起こし、それが刑事事件となったケースに関して、検察庁が保管する事件記録を通して調査を行った。本調査においては、検察庁で処分等がなされたDV 事件だけを取り扱ったために、これらの事件がDV 事件の典型的なケースであるかどうかは判断できない。そのために、本調査の分析結果から、全てのDV 事件を説明することはできないということを念頭において調査を行った。

本調査においては、検察庁の事件記録の分析に加えて、矯正施設（刑務所）において加害者の個別面接調査を実施した。加害者の更生及び更生のための指導方法を見極める上においても、加害者との面接を通して、加害者が犯したDV の背景状況や被害者との関係等を調査分析することが不可欠であると考えたからである。

1 事件記録の精査

平成13年10月13日から同14年5月24日の間に、検察庁の処分がなされた不起訴事件及び第一審判決が確定した事件で、加害者（配偶者、元配偶者、内縁、元内縁）が、殺人、殺人未遂、傷害、傷害致死、DV 法違反、またはストーカー法違反を起こした事案を選択し、これらに該当する事件記録を各地検から取り寄せた（分析対象346件）。本調査においては、DV 防止法で定めている「配偶者」の定義の枠を広げ、加害行為時点において元配偶者であった者及び元内縁関係にあった者も含めた。

調査項目は(1)加害者及び被害者の身上経歴、(2)加害者と被害者の関係及び(3)事案の内容に区別し、調査票を作成した(資料1参照)。

2 分析の方法

本調査においては、分析方法として、SPSSを用いて、度数分析、t検定、重回帰分析及びパス解析を行った⁽⁵⁾。度数分析(集計表とパーセント)により、本調査で使用した全ての変数の分布が理解できる。本調査では、2種類のt検定(「独立したサンプルのt検定」と「対応のあるサンプルのt検定」)を使用した。「独立したサンプルのt検定」においては、2つのグループ(例えば、男性の参加者のグループと女性の参加者のグループ)について1つの変数(例えば、年齢)の平均値を比較し、t値及び有意確率が測定できる。すなわち、t検定の結果により、この1つの変数において、2つのグループ間に有意差が見られるかどうかを判断することができる。この例をみると、t検定を通して、男性の参加者の方が、女性の参加者より平均年齢が高い又は低いことが判明する。さらに、「対応のあるサンプルのt検定」により、ペアについての検定を行うことが可能である。例えば、男性加害者と対になる女性被害者の年齢に有意差が見られるかどうかを判断することができる。

重回帰分析は複数の独立変数を持つ線型方程式の係数を推定し、従属変数の値を予測する方法である⁽⁶⁾。例えば、男性加害者の年収(従属変数)は年齢、学歴等のような独立変数から予測される。さらに、パス解析は統計モデルであり、構成概念を伴わない構造方程式モデル(structural equation model without latent variables)と呼ばれている⁽⁷⁾。本調査に使用したパス解析においては、単回帰分析と重回帰分析を組み合わせたモデルを使用した。このパス解析を使用し、予測変数(例えば、加害者の年齢)の基準変数(例えば、身体的暴力)への「直接的な影響」及び予測変数から別の変数(例えば、加害者の経済面の問題)を経由して基準変数への「間接的な影響」について分析した⁽⁸⁾。

3 個別面接の実施

加害者の面接を行うに当たり、346件の事案のうち実刑判決を受けた受刑者29人中、短期刑のために既に出所している受刑者を除いた15人の受刑者を抽出し、そのうち面接を受けることを承諾した10人の受刑者に対し、平成14年12月から同15年4月までの間に、個別に面接を実施した。

(5) SPSS Base 11.0J for Windows User's Guide, SPSS Inc., 2001

(6) 同上

(7) 豊田秀樹, 共分散構造分析「応用編」—構造方程式モデリング—, 朝倉書店, 2000, 151

(8) 豊田秀樹, 共分散構造分析「入門編」—構造方程式モデリング—, 朝倉書店, 2002, 42-43

第2章 ドメスティック・バイオレンスの概要

第1 DVの定義

DV防止法に基づく「配偶者からの暴力」の定義については第3章で詳しく説明するが、同法においては、法律上婚姻している者及び内縁関係の間の暴力は含まれるが、それ以外の関係の中で起こる暴力は含まれない。

一般的に使用されるDVの定義をみると、「パートナーの範囲」は様々であることが分かる。例えば、DVは「パートナー間の暴力のことを指す。法律上婚姻している配偶者のみではなく、恋人など親密な関係にある（または過去にそのような関係にあった）相手から振るわれる暴力」と定義される場合もあれば⁽⁹⁾、DVは「夫、内縁の夫、別居中の夫、前夫、婚約者、元婚約者、つきあっている恋人、あるいは以前つきあっていた恋人からの暴力」と定義される場合もある⁽¹⁰⁾。

第1章においても述べたが、本調査では、「配偶者からの暴力」でいう「配偶者」とは、加害行為時点において法律上婚姻していた者、内縁関係にあった者、元配偶者であった者及び元内縁関係にあった者からの暴力である。

本調査の配偶者等間における「暴力の範囲」は、過去の研究同様に、身体的暴力（例えば、殴る、蹴る等）だけではなく、精神的暴力（例えば、被害者の大切にしている物を捨てる、付き合い・仕事の制限、生活費を渡さない等）、性的暴力（例えば、性的行為を強要する、避妊に協力しない等）を含む。さらに、DVをよりよく理解するために、身体的暴力、精神的暴力、及び性的暴力に加えて、ストーキング等の行為も配偶者等間の暴力の範囲に導入した。

本調査における「暴力の項目」は、内閣府が平成13年2月24日から同年3月19日に行った「配偶者からの暴力に関する事例調査」の身体的・精神的・性的暴力の項目に基づいて設定した⁽¹¹⁾。本調査では、身体的暴力は「平手で打つ」「足で蹴る」「身体を傷つける可能性のある物で殴る」「拳骨で殴る」「刃物などの凶器を身体に突きつける」「髪を引っ張る」「首を絞める」「腕をねじる」「引きずり回す」「物を投げる」「押し倒す」のような行為を含む。

精神的暴力は「罵声をあげて怒鳴る」「誰のおかげで生活しているのだと言う」「被害者が誰と付き合っ
てよいか（被害者の実家や友人も含めて）を制限したり、誰と付き合っているかをチェックする（すな
わち、電話や手紙をチェックする）」「（被害者が何を言っても）無視する」「馬鹿にしたり、命令口調で
物を言う」「被害者が大切にしている物を捨てたり、壊したりする」「生活費を渡さない」「被害者が外で
働くなと言ったり、仕事を辞めさせたりする」「子供に危害を加えると脅す」「殴る素振りや物を投げる
素振り（すなわち、暴力を加える素振り）をして脅かす」「被害者の親兄弟に危害を加えると脅す」のよ
うな行為を含む。性的暴力は「見たくないのにポルノビデオや雑誌を見せる」「嫌がっているのに性的行
為を強要する」「妊娠の中絶を強要する」「避妊に協力しない」のような行為を含む。

(9) 笹川真紀子、「ドメスティック・バイオレンス被害者の心理と援助」, 刑政, 114巻6号, 2003, 28-35

(10) 調査研究会著, 「ドメスティック・バイオレンス「夫（恋人）からの暴力」」, 有斐閣, 1998, 12

(11) 内閣府男女共同参画局編集, 「配偶者等からの暴力に関する事例調査：夫・パートナーからの暴力被害についての
実態調査」, 財務省印刷局, 2002, 15-27

第2 DVはどうして起こるのか

1 暴力の心理・社会的要因

DVを誘発する現象には、様々な要因が複雑に絡み合っているが、今回の調査においては、DVの発生に関係し、リスクを高める要因として次のようなものを検討した。

(1) 加害者の生育歴

暴力を子供時代に受けた者は、大人になった時に、自分の子供や配偶者に暴力を加えるという現象(「暴力の悪循環」)が起こるとされている⁽¹²⁾。同様に、「友達や両親が攻撃的に行動するのを見たり、テレビや大衆文化において暴力を見たりすると、暴力は容認された行為であると学習する」と考えられている⁽¹³⁾。すなわち、生育環境において、子供が両親等からの暴力の経験又は両親間の暴力の目撃を通して、「暴力は容認された手段である」と学習すると、自分が大人になった時、同じような方法で、子供や配偶者に接するとみられる。

東京都が平成9年7月から同年8月までに行ったアンケート調査によると、夫やパートナーが暴力を振るう理由として、夫やパートナーの成育歴と関連性があることが示された。被害者によると、17.3%の夫・パートナーの「育った家庭に暴力があった」(52件中9件)と言う⁽¹⁴⁾。

さらに、内閣府によって行われた事例調査の結果によると、夫・パートナーの父親が母親に暴力を振るい、その暴力を目撃して育っていた件数は62件中11件で、また夫・パートナー自身も暴力を受けて育っていた件数は5件だった⁽¹⁵⁾。7割近くの調査参加者(62人)は夫・パートナーの育った環境が暴力に影響を及ぼしたと回答した。「夫・パートナーが育った環境の中で、感情の表現や争いの解決手段として暴力という方法を学習し、その方法を実践していることが推測される」と記されている⁽¹⁶⁾。

児童虐待の被害者が、大人になってDVの加害者や被害者になったりする例や両親間の暴力をみて育った例もあり、精神科医の小西聖子は「人が人を支配することによって関係を保つ構造をやめる」ことが、根本的に家庭内の暴力を無くする解決法の一つであるかもしれないと述べている⁽¹⁷⁾。

(2) 加害者の社会経済的問題

男性の社会経済的地位とDVの関係は複雑である。一方では、アメリカのDVの研究者たちは、DVは社会経済的地位に関係なく、あらゆる社会階層において起こると強調している⁽¹⁸⁾。他方では、犯罪被害実態調査(National Crime Victimization Survey: NCVS)によると、貧しい女性は経済的に豊かな女性の約2倍の割合で、パートナーから暴力を受けると報告され⁽¹⁹⁾、またアメリカ国内の家庭内暴力の実態調査(National Family Violence Survey)によると、家庭内暴力(パートナー間及び子供への虐待

(12) Egeland, B., "A History of Abuse Is a Major Risk Factor For Abusing the Next Generation," in R. J. Gelles and D. R. Loseke (Eds.), *Current Controversies on Family Violence*, Sage, 1993, 197-208

(13) Bandura, A., *Aggression: A Social Learning Analysis*, Prentice Hall, 1973, 193

(14) 東京都生活文化局女性青少年部女性計画課, 「女性に対する暴力」調査報告書, 東京都政策報道室都民の声部情報公開課, 1998, 99

(15) 内閣府男女共同参画局編集, 「配偶者等からの暴力に関する事例調査: 夫・パートナーからの暴力被害についての実態調査」財務省印刷局, 2002, 66

(16) 同129

(17) 小西聖子, 「ドメスティック・バイオレンス」, 白水社, 2002, 133-134

(18) Lockhart, L.L., A Reexamination of the Effects of Race and Social Class on the Incidence of Marital Violence: A Search for Reliable Differences, *Journal of Marriage and the Family*, 49, 1987, 603-610

を含む)は貧しい家庭は裕福な家庭の約5倍の割合で発生していると報告されている⁽²⁰⁾。

社会経済的地位と男らしさ(masculinity)を関連付けて暴力を説明する学者もいる⁽²¹⁾。Messerschmidtによると、アメリカの社会において、「男の子が男の子らしい」ということは、社会経済的地位によって男性の権力や財源へのアクセスが異なるということを意味する⁽²²⁾。つまり、「男らしさ」は多様な面を反映し、学問的及び経済的な成功、家庭の稼ぎ手、競争心、自分の意見をはっきりと言うこと(assertiveness)、攻撃的であること(aggressiveness)、及び感情を出さないこと、また必要なら男性のように戦う等をも含む。社会経済的に低い地位にあるために、財源が得られず、経済的に向上の機会が少ない男性にとって、暴力が唯一の財源であると考えられる⁽²³⁾。貧困状態にいる男性の中には、自分が社会的に低い地位にあることに対する不満や怒りをパートナーにぶつけたり、またパートナーを都合のいい犠牲者(スケイプゴート)とする手段としか考えないため、パートナーに対して攻撃的な態度をとったり暴力を振るったりすることにより、自分の「男らしさ」を証明しようとすることもあると述べている。

しかし、内閣府の「配偶者等からの暴力に関する事例調査：夫・パートナーからの暴力被害についての実態調査」を参考にする限りにおいては、日本では、加害者はあらゆる職業に就き、社会的地位や経済力も様々であったという結果が見られる⁽²⁴⁾。

(3) 加害者の被害者への支配欲・所有物的見解

暴力は人を支配するのに有効な手段であると、小西聖子は述べる⁽²⁵⁾。一般的に、パートナー間における暴力、特に心理的暴力は、「恐怖を植えつけ、依存症を増加させ、自己評価をそこなわせるという、三つの方法をとおしてなされている」⁽²⁶⁾。例えば、小西によると、(i)パートナーを孤立させ、行動を制限することにより、パートナーを監視し支配する、(ii)パートナー、友達、親戚、ペット等を傷つけると脅す、(iii)パートナーの持ち物に損害を与えたり破壊したりする、(iv)パートナーの浮気を疑ったり、浮気を非難したりする、そして(v)家計を一方的に管理し、経済的にパートナーの依存性を増加する。このように、心理的暴力は相手をパワーによって、コントロール及び支配しようとする結果起こる現象であると小西は述べている⁽²⁷⁾。

支配欲と性別差、支配欲と決定権、及び支配欲と子どもの関係についてみると、次のようになる。

ア 性別差

暴力は男女間の(性別による)不平等により生じるものであるとも考えられる。すなわち、DVは家父長制・父権性(patriarchy)、又は男性の支配の必然的な結果であると考えられ、この制度においては、

(19) Bachman, R. and Saltzman, L. E. Violence Against Women: Estimates from the Redesigned Survey, U.S. Department of Justice, Bureau of Justice Statistics, 1995

(20) Straus, M.A., Gelles, R. and Steinmetz, S., Behind Closed Doors: Violence in the American Family, Doubleday, 1980

(21) Messerschmidt, J.W., Masculinities and Crime: Critique and Reconceptualization of Theory, Rowman and Littlefield, 1993

(22) Messerschmidt, J.W., Masculinities and Crime: Critique and Reconceptualization of Theory, Rowman and Littlefield, 1993, 87-88

(23) Messerschmidt, J.W., Masculinities and Crime: Critique and Reconceptualization of Theory, Rowman and Littlefield, 1993, 85

(24) 内閣府男女共同参画局編集, 「配偶者等からの暴力に関する事例調査：夫・パートナーからの暴力被害についての実態調査」, 財務省印刷局, 2002, 128

(25) 小西前掲書

(26) 同116

(27) 同117

女性が社会において不平等であることを反映している。つまり、家父長制度は、男性が女性に対して自らの権力を行使し、維持することを可能にし、その中で、暴力の現象を引き起こすとされる⁽²⁸⁾。

Baron と Straus⁽²⁹⁾ と Straus⁽³⁰⁾ は、性別による不平等がより顕著にみられるアメリカの州（女性の収入及び州議会の女性の比率を基に指標が作成された）とそうでない州を比較すると、前者においては後者よりも、強姦や男性配偶者による傷害の事件が多かったと報告した。これらの研究結果は、男女が平等であることが DV の減少に影響があると提示している。

性別（ジェンダー）と DV についてみると、男女平等が進んでいる国においても、犯罪には性別差があり、男性の暴力は女性の暴力よりも圧倒的に多い。1970年代には、フェミニストの学者たちは、女性の社会進出の機会が増加し、男女均等の思考・行動が進めば、女性の犯罪も男性と同様のレベルで起こるのではないであろうかと仮説を立てた⁽³¹⁾が、現時点そういう結果を示す傾向にはない。

イ 決定権

さらに、家父長制度を基盤とする家庭においては、女性はあらゆる分野における決定権（例えば、女性が仕事を持つかどうか等）や経済的権力が低いとされる。DV で特徴付けられる家庭においては、権力を持つメンバーが威圧的な力を行使して、他のメンバーを支配することが容認されているとされる⁽³²⁾。

ウ 子供の問題

「ドメスティック・バイオレンス「夫（恋人）からの暴力」」の調査研究会によると、男性は子どもを手段として使用することにより女性を支配し、女性は子どものために暴力を耐えるということが分かった⁽³³⁾。これは、たとえ夫から暴力を受けていても、女性が「良い母親像」と自分を照らし合わせて、その中で葛藤していかなければならない現実があるからだとされる。

(4) 加害者の固定的な性別役割分担意識

前記の「加害者の被害者への支配欲」において、加害者の支配欲、家父長制度と暴力の関係について触れたが、家父長制度を基盤とする家庭では、加害者は性別役割分担意識を持つ傾向が強いとみられ、その役割分担意識と暴力の関係も研究されている。例えば、韓国における DV の調査結果によると、家父長制的な固定的な性別役割分担意識（つまり、男性は女性より優位にありかつコントロールできる地位にあり、男性・女性という「性」によって役割が分担されているという意識や価値観）が強い夫は、妻への暴力を振るう傾向があることが分かった⁽³⁴⁾。この調査において、家父長制的な固定的な性別役割分担意識を持つ男性とは、(1)社会の重要な仕事を進めることは男性の役割だ、(2)社会的な役割には男性がリーダーにならなければならない、(3)家事は、主として妻がやらなければならない、(4)家庭の経済的な決定権は男性が持たなければならない等と考える男性であった⁽³⁵⁾。

(28) Dobash, R. E. and Dobash, R. P., *Women, Violence and Social Change*, Routledge & Kegan Paul, 1992; K. Yllo and M. Bograd (Eds.), *Feminist Perspectives on Wife Abuse*, Sage, 1988

(29) Baron, L. and Straus, M.A., *Four Theories of Rape: A Macrosociological Analysis*, *Social Problems*, 34, 1987, 467-489

(30) Straus, M.A., *State-to-State Differences in Social Inequality and Social Bonds in Relation to Assaults on Wives in the United States*, *Journal of Comparative Family Studies*, 25, 1994, 7-24.

(31) Adler, F., *Sisters in Crime: The Rise of the New Female Criminal*, McGraw-Hill, 1975; Simon, R.J., *Women and Crime*, Lexington Books, 1975

(32) Hooks, B., *Feminism is for Everybody: Passionate Politics*, South End Press, 2000, 61-66

(33) 調査研究会著、「ドメスティック・バイオレンス「夫（恋人）からの暴力」」, 有斐閣, 1998

(34) 栗栖素子, 「大韓民国の家庭内暴力犯罪の実情と対策」, 法務総合研究所, 研究部資料49, 2002, 70-74

(35) 同上。

このように、固定的な性別役割分担意識を持つ配偶者はそうでない配偶者より、暴力を振るう傾向が高いとされている一方で、アメリカにおける調査結果においては、その関係は必ずしも単純な関係ではないという疑問が投げかけられている。つまり、固定的な性別役割分担意識は低くても、女性に対する見方・考え方が否定的であるなら、暴力を振るう場合もあると言う。

例えば、家庭内において、黒人の子供たちは性別によって異なる待遇を受けず⁽³⁶⁾、黒人女性は子育て及び家計を含む複合の役割を果たすことが当然とされている⁽³⁷⁾。また、低所得の黒人のカップルにおいては、男女間の決定権は均等に分割されている⁽³⁸⁾。これに反して、ラテン系・ヒスパニック系の女性は伝統的な家族構成の中で養育され、これらの家庭においては、役割は性別によって分担される。しかし、黒人は、他の人種と比較して、夫婦間の決定権は平等に分割され、固定的役割分担意識も比較的低いとされているにもかかわらず、白人よりパートナーへの暴力を認める傾向にあるとみられる。例えば、人種と性別によるDVに対する態度の研究についてみると、Locke と Richman は、黒人と比較して、欧米人は女性に対してよりポジティブな見方・考え方をもち、パートナーへの暴力に対して非難を示す傾向にあると述べている⁽³⁹⁾。これは、黒人と白人では、ジェンダー・アイデンティティー(gender identity)と女性に対する攻撃性(aggressiveness)の相関関係に相違があるからであろうとみられている⁽⁴⁰⁾。

しかし、我が国の研究結果をみると、固定的な役割分担意識(例えば、「妻を働かせるのは、男らしくない」、「暴力を使っても家庭のリーダーであるべきである」、「感情をあらわすのは男らしくない」、「男は家事をやるべきではない」と暴力の関連性を指摘する傾向にある⁽⁴¹⁾。例えば、固定的な役割分担意識を持つ男性は、意図的に妻に仕事を持たせないことがあり、このような夫は妻に対して、「誰のおかげで生活できているのか」と言ったりして妻を精神的に威圧する。しかし、さて女性が働こうとすると、「女が働くのは男の沽券に関わる」と言うような固定的な役割分担意識により、妻をコントロールする場合もある⁽⁴²⁾。

「ドメスティック・バイオレンス「夫(恋人)からの暴力」」の調査研究会によると、男性にとっては、「決断力、実行力、意志の強さ、積極性、論理性、攻撃性など」が社会生活において、「男らしく」行動するために不可欠であるとされる⁽⁴³⁾。これに反して、社会への女性の進出が著しくなった現在でも、女性は「細やかな配慮、共感、素直、従順、やさしさなど」を求められ、こういう性別による役割分担意識がDVと何らかの関連性を持つことは疑う余地はないとしている⁽⁴⁴⁾。

(5) 加害者のコミュニケーションの問題

栗栖(2002)は、韓国における夫婦の対話時間と妻への暴力の関係について検討した⁽⁴⁵⁾。男性回答者

(36) Asbury, Jo-Ellen, "Violence in Families of Color in the United States," in R.L. Hampton (Ed.), *Family Violence: Prevention and Treatment*, 1993, 159-178

(37) McGee, M.P., *Cultural Values and Domestic Violence*, *Journal of Family Social Work* 2, 1997, 129-140.

(38) Barnett, B. M., Robinson, I. E., Baily, W. C., and Smith, J. M., Jr., *The Status of Husband/Father as Perceived by the Wife/Mother in the Intact Lower-Class Urban Black Family*, *Sociological Spectrum*, 4, 1984, 421-441.

(39) Locke, L. M. and Richman, C. L. *Attitudes Toward Domestic Violence: Race and Gender Issues*, *Sex Roles*, 4, 1999, 227-247.

(40) Boye-Beaman, J., Leonard, K. E., and Senchak, M., *Male Premarital Aggression and Gender Identity Among Black and White Newlywed Couples*, *Journal of Marriage and the Family*, 55, 1993, 303-313.

(41) 小西前掲書, 158-166

(42) 同129-130

(43) 調査研究会著, 「ドメスティック・バイオレンス「夫(恋人)からの暴力」」, 有斐閣, 1998, 101

(44) 同上

においては、暴力の有無と夫婦の対話時間に相関関係はないことが分かった。しかし、女性回答者については、暴力のないカップルの場合には対話時間は102.18分であるが、暴力のあるカップルの場合には81.02分であると報告している。さらに、意思の疎通と妻への暴力の関係について検討している。結果を具体的にみると、暴力のないカップルは暴力のあるカップルと比較して、「対話の中で相手と考えが違って最後まで耳を傾ける」、「お互いに自分の意見を自由に話す」、「重要なことを決める前に十分相談する」、そして「個人的なことは他人よりも配偶者によく話す」という傾向があることが分かった⁽⁴⁶⁾。

(6) 加害者の嫉妬・やきもち

小西 (2002) は、日本のドメスティック・バイオレンスに悩まされる家庭では、パートナーが他人とコミュニケーションを持つことを毛嫌いする男性も多く、中には、嫉妬妄想を病んでいる場合もあるとしている。さらに、小西は、「精神医学の領域では、これまで嫉妬妄想はアルコール依存の男性によくみられるとされてきた」と言う⁽⁴⁷⁾。これは、DV をもたらす個人の特性と、アルコール依存をもたらす個人の特性に関連があり、アルコール使用が抑制を減少させ、暴力を起こしやすいからである (詳しくは下記の「DV と飲酒の関係」を参照)。

栗栖(2002)によると、韓国において、夫の嫉妬のレベルが高いグループの妻への暴力の比率は37.8%で、夫の嫉妬のレベルが低いグループの妻への暴力の比率は22.9%であった⁽⁴⁸⁾。

(7) 加害者の精神障害

加害者の心理的問題、例えば、精神分裂病、うつ病、アルコール・薬物・ギャンブル依存症、人格障害等のような要因が暴力に関連していると考えられている⁽⁴⁹⁾。

例えば、東京都で平成9年7月から同年8月までに行なわれたアンケート調査によると、暴力を振るう理由として、アルコール中毒が上げられたケースは4番目で、9件の回答数(有効回答数52件の17.3%)があり、加害者の精神疾患は6番目で8件の回答数(15.4%)があった⁽⁵⁰⁾。小西 (2002) によると、アルコール依存や薬物依存のため、精神分裂病を発症し、自分の感情をコントロールできなくなり、暴力を振るう場合もあると言う⁽⁵¹⁾。

また、小西⁽⁵²⁾によると、境界性人格障害を患っている人は、依存と攻撃が同時に存在する中での暴力や、女性が別れる素振りを見せた時に、自殺をすると脅す行為及び自殺・殺人を含む行為を犯す傾向がある。「このような人は見捨てられることへの恐怖が強いが、見捨てた相手への怒りも強い」と小西は言う⁽⁵³⁾。相手の感情や人格を無視し、自分が見捨てられたくないが見捨てられたという感情(依存)が、脅迫的な行動へと変わっていくケースはストーキングに多く見られるが、DV 加害者が女性に逃げられて、その後ストーキングを始めるという傾向はストーキングと共通点があるようである⁽⁵⁴⁾。

さらに、他人への共感が欠如し、自己中心的で、かつルールを破ることが平気であるような人、すな

(45) 栗栖前掲書

(46) 同69-70

(47) 小西前掲書, 118

(48) 栗栖前掲書, 65

(49) 田辺 等, 「児童虐待の構図」, 教育, 52巻10号, 2002, 4-12

(50) 東京都生活文化局女性青少年部女性計画課, 「女性に対する暴力」調査報告書, 東京都政策報道室都民の声部情報公開課, 1998

(51) 小西前掲書, 159-160

(52) 同158-166

(53) 同162

(54) 同上

わち、反社会性人格障害を患っている人は配偶者に対して暴力を振るう傾向があると考えられている⁽⁵⁵⁾。

(8) 加害者の反社会的人格

家族・他人との不和の要因として、暴力、犯罪、非行、不法薬物等との関連性も見逃すことはできないと考えられている⁽⁵⁶⁾。

例えば、東京都が平成9年7月から同年8月までに行ったアンケート調査によると、夫やパートナーへの他人からの評価については、「いい人」と思われている件数は52件中17件（約33%）だった⁽⁵⁷⁾。

内閣府によって行われた事例調査の結果によると、「(加害者による) 他人への暴力行為あり」の件数は62件中27件（44%）で、「(加害者による) 他人への暴力なし」は20件（32%）であった⁽⁵⁸⁾。さらに、内閣府による同調査において、62人中7人（11.3%）は薬物を使用していたことが報告された⁽⁵⁹⁾。

小西（2002）によると、自分の感情のコントロールができないため、ある時切れると、それが暴力行為となる場合もあるが、このような人は社会的適応が悪く、経済力を備えて家庭を持つことが困難である場合が多いと言う⁽⁶⁰⁾。また、反社会性人格障害を患っていなくても、その傾向があるとされる人（反社会的人格を持つ人）は、配偶者に対して暴力を振るうだけでなく、他人にも暴力を振るう傾向があると思われる⁽⁶¹⁾。

(9) 加害者の暴力の合理化

Sykes と Matza は、「人は合法であると受け入れている法律をどうして破るのか」という基本的な質問に対して、人は犯罪を行う前に罪の意識を中和し、そして自らの犯罪行動を起こす時、合理化・正当化の手法を作り上げると述べる⁽⁶²⁾。例えば、(ア)自分(加害者)の責任を否定、(イ)被害者が怪我をしなかったというような「被害」の否定、(ウ)被害者の存在の否定、また(エ)自分(加害者)の行動を非難するような者（例えば、両親、警察等）に対しての非難のような手法等が含まれる。彼らの理論は「中和の技術」の理論（neutralization theory）と一般に呼ばれている。

中和の技術の理論に類似する理論として、暴力が被害者の言動・態度によって引き起こされたとする理論（victim-precipitation theory）がある⁽⁶³⁾。これは、加害者が自分の暴力の理由として、パートナーが自分を怒らせるような言動・態度をとったためだと言う場合である。この理論によると、被害者が加害者を憤慨させたために、加害者が暴力を振るったと言う。しかし、このような理由は加害者が自分の行為を弁護し、言い訳するために行った合理化であると考えられる。

さらに、Matza は「中和の技術」の理論の延長として、犯罪者は常に法律に違反する行動をとるので

(55) 同158

(56) 田辺前掲書

(57) 東京都生活文化局女性青少年部女性計画課、「女性に対する暴力」調査報告書、東京都政策報道室都民の声部情報公開課、1998、99

(58) 内閣府男女共同参画局編集、「配偶者等からの暴力に関する事例調査：夫・パートナーからの暴力被害についての実態調査」、財務省印刷局、2002、56-57

(59) 内閣府男女共同参画局編集、「配偶者等からの暴力に関する事例調査：夫・パートナーからの暴力被害についての実態調査」、財務省印刷局、2002、58-59

(60) 小西前掲書、159

(61) 小西前掲書、158

(62) Sykes, G. and Matza, D., Techniques of Neutralization: A Theory of Delinquency, American Sociological Review, 22, 1957, 664-670.

(63) Smith, M. D., Patriarchal Ideology and Wife Beating: A Test of a Feminist Hypothesis, Violence and Victims, 5, 1990, 257-274.

はなく (Matza は研究の主体を非行少年に絞っていたが)、犯罪行為を一時的な周期で起こすという自らの理論を築き上げた⁽⁶⁴⁾。この理論は漂流理論と呼ばれ、犯罪者は時には「合法的価値体系」に従い、時には「非合法的価値体系」に従って、犯罪行為とそうでない行為との両方を周期的に繰り返す⁽⁶⁵⁾。また、犯罪行為を起こすとき、上記のように自分の行動を正当化するのみならず、社会一般の基準と相反する価値観 (subterranean values)、例えば、時には他人に対して、攻撃的であるということも必要であるという信念によって自分の行動を起こすと述べている。

Sykes と Matza の理論を DV に適用すると、加害者が自分の暴力を正当化し、自分の起こした被害を過小評価することの説明が可能である。例えば、加害者は(1)酒を飲んでいて、(2)妻が自分を追い詰めた、(3)妻が思うとおりにならない等と自分の行動を正当化し、また、加害者は(1)ちょっとおどかしてやっただけだ、(2)妻はすぐにあざができる、(3)ちょっとつかんだだけだ等と妻の被害を過小評価する⁽⁶⁶⁾。さらに、加害者はパートナーに暴力を振るった後、しばしば弁解がましく、もう暴力を振るわないと約束するため、被害者は暴力を受けたということに対して、「自分が悪い」と自分を責めるようになる。このように、加害者が被害者に責任を転化することにより、被害者は、自分に欠陥があるために暴力が起こったと思込む。

また、被害を受けたにもかかわらず、多くの被害者は加害者と生活を共にしている場合が多い。Matza の理論が示すように、加害者は常に暴力を振るうのではなく、暴力を振るう時とそうでない時が周期的に回ってくるので、被害者は加害者の暴力が減少すると、生活も向上するだろうという希望を持ち、それにより何年も生活を共にする場合が多いと考えられる。

栗栖 (2002) によると、韓国においては、夫が暴力を合理化する程度と妻への暴力の関連性について、夫が暴力を合理化すればするほど、妻に対する暴力の程度 (軽度な暴力から深刻なものへと) が重くなると述べている⁽⁶⁷⁾。

2 DV と飲酒の関係

Leonard は、過度なアルコールの使用と夫婦間暴力は、かなり強力かつ一貫した相関関係がある点については疑問の余地はないように思われるが、この関係が因果関係を反映しているかどうかについては論議の余地があると述べている⁽⁶⁸⁾。この論争の根底には、データに関する問題 (例えば、過去の研究は被害者女性を対象にする面接調査が多く、夫からのデータや夫と妻の両方からのデータに基づく調査は稀である) 及び理論的な問題 (例えば、よく使用される説明には、アルコールと DV の相関関係は抑制効果が失われたものであるとか、夫と妻はどちらも酩酊していたとの加害者の言い訳等によるものである) があると Leonard は言う。

Leonard が指摘するように、「アルコールと DV の因果関係」を調査することは困難であるかもしれないが、「アルコールと DV の関連性」についての研究結果は比較的多く見られる。例えば、平成 9 年 10 月から同 10 年 3 月にかけて大阪府で行われた「夫・恋人 (パートナー) 等からの暴力について」の調査結

(64) Matza, D., *Delinquency and Drift*, John Wiley, 1964.

(65) 瀬川晃, 「犯罪学」, 成文堂, 1998, 104

(66) 小西前掲書, 163-166

(67) 栗栖前掲書, 74-77

(68) Leonard, K.E., "Drinking Patterns and Intoxication in Marital Violence: Review, Critique, and Future Directions for Research," in S. E. Matrin(Ed.), *Alcohol and Interpersonal Violence: fostering multidisciplinary perspectives*, U.S. Department of Health and Human Services, Public Health Service, National Institute of Health, National Institute on Alcohol Abuse and Alcoholism, 1993

果によると、194人中、40.2%のパートナー・元パートナーが、暴力を振るう時飲酒状態であった⁽⁶⁹⁾。英国の犯罪調査結果をみると、32%のDV事件において、加害者は飲酒状態にあった⁽⁷⁰⁾。平成13年2月から同年3月にかけて内閣府が行った事例調査の結果によると、62人中20人(約32%)は暴力を振るう理由として「アルコールの影響がある」と回答し、19人(約31%)は「アルコールと暴力は関連がない」と回答した⁽⁷¹⁾。さらに、東京都で平成9年7月から同年8月までに行なわれたアンケート調査によると、暴力を振るう理由として、「アルコール中毒」が上げられたケースは9件(有効回答数52件の17.3%)であった⁽⁷²⁾。

栗栖によると、韓国においては、夫の「飲酒のレベル」と夫の「暴力」には関連性はみられなかったが、「飲酒水準よりは飲酒により誘発される様々な問題が妻に対する殴打と密接に関わっている」と述べている⁽⁷³⁾。このように、アルコールと飲酒は何らかの関連性を持つことが分かっているが、その因果関係についてはさらに調査が必要であることが分かる。

3 妻・内縁の妻から夫・内縁の夫への暴力

妻から夫への暴力に関して様々な議論があるが、Straus, Gelles 及び Steinmetz が1975年と1985年にアメリカで行った家庭内暴力の実態調査(National Family Violence Survey)の結果では、妻から夫への暴力の比率と夫から妻への暴力の比率は同様であったと述べた⁽⁷⁴⁾。すなわち、12%の妻及び同比率の夫がパートナーに対して、少なくとも1年に1回暴力を振るっていたことがわかった。しかし、夫の妻への暴力と比較して、妻の暴力は自己防衛又は長年に亘り継続して受けた夫からの暴力の結果によるものであり、夫の暴力は妻を支配しようとして、意図的に妻に傷を負わせた暴力であると報告された⁽⁷⁵⁾。さらに、男性は女性より暴力を反復的に行う傾向があり、仮に夫と妻が相互に暴力を振るったとしても、男性は女性より身体的に勝っており、そのために、女性はより重度の傷害を受けやすいとも述べた⁽⁷⁶⁾。

しかし、Straus が同僚と共に先にアメリカで行った家庭内暴力の実態調査を再分析した結果、妻は自己防衛のため又は長期間に亘る夫からの暴力のために、夫に対して暴力を振るったのではなく、妻は夫に対して「意図的に」暴力を振るったことが分かると報告し、これまでの自分たちの結果を覆した⁽⁷⁷⁾。

女性が自己防衛により暴力を振るうのか、又は意図的に暴力を振るうのかについては、これからも議

(69) 小西前掲書, 119

(70) Mirrlees-Black, C., Domestic Violence: Findings from a new British Crime Survey self-completion questionnaire, Home Office, 1999

(71) 内閣府男女共同参画局編集, 「配偶者等からの暴力に関する事例調査: 夫・パートナーからの暴力被害についての実態調査」, 財務省印刷局, 2002, 58

(72) 東京都生活文化局女性青少年部女性計画課, 「女性に対する暴力」調査報告書, 東京都政策報道室都民の声部情報公開課, 1998, 98

(73) 栗栖前掲書, 65

(74) Straus, M. A., Gelles, R. J. and Steinmetz, S., Behind Closed Doors: Violence in the American Family, Doubleday, 1980; Straus, M. A. and Gelles, R. J., Societal Change and Change in Family Violence from 1975 to 1985 as Revealed by Two National Surveys, Journal of Marriage and the Family, 48, 1986, 465-479

(75) Straus, A., Gelles, R. J., and Steinmetz, S., Behind Closed Doors: Violence in the American Family, Doubleday, 1980

(76) Straus, A., Gelles, R. J., and Steinmetz, S., Behind Closed Doors: Violence in the American Family, Doubleday, 1980

(77) Straus, M., "Physical Assaults by Wives: A Major Social Problem," in R. J. Gelles and D. R. Loseke (Ed.), Current Controversies on Family Violence, Sage, 1993, 67-87

論は続くであろうが、配偶者等の関係においてみると、男性は女性より暴力を振るう傾向が高いことは次の研究結果をみても分かる。例えば、アメリカの犯罪被害実態調査 (National Crime Victimization Survey: NCVS) を見ると、少なくとも年に1回、100万人の女性が親しい関係にある男性から暴力 (intimate violence) を受けるのに対して、140,000人の男性が同様の暴力を受けることが分かった⁽⁷⁸⁾。

大韓民国における1,540人 (既婚男女) に対してのアンケート調査の結果をみると、暴力があったと回答したものは34.1% (回答者総数に占める比率) で、夫による妻への殴打があったと回答した者の比率は29.5% (同)、妻による夫への殴打は17.7% (同)、夫・妻双方が暴力を行使する相互暴力 (mutual battering) は13.2% (同) であった。夫による軽度な暴力 (例えば、相手に物を投げる、平手で頬を打つ等) は28.7%、妻による軽度な暴力は16.8%であった。これに反して、深刻な暴力 (例えば、足で蹴る、拳骨で殴る、物でたたく等) については、夫による暴力は8.9%で、妻による暴力は3.9%であった。軽度な暴力に関しては、夫からの暴力は妻からの暴力の約1.7倍であり、深刻な暴力については約2.3倍であることが分かった⁽⁷⁹⁾。

4 DVと児童虐待の共通点

(1) パワーによる支配の構造

DVの場合と同様に、児童虐待の場合においても、パワーによる支配がその虐待関係を特徴づけている⁽⁸⁰⁾。「育児に対するあせりや、子どもという、自分とはちがう意志や感情をもつ他人に対する不安や恐怖が、結局パワーによる支配の構造にはまってしまうと考えたほうがいい」と小西は言うが、こうすることで、児童虐待の場合には子どもを、DVの場合にはパートナーを無力化し、支配する虐待及び暴力の構造が出来上がるという共通点を持っている⁽⁸¹⁾。

東京都が平成9年7月から同年8月までに行った「女性に対する暴力」のアンケート調査によると、子供のいるケース45件のうち29件 (約64%) において、子供への暴力も行われていたことが明らかになっている⁽⁸²⁾。さらに、内閣府によって行われた事例調査の結果によると、62人中28人 (約45%) は子供に対して暴力を振るっていた⁽⁸³⁾。また、ドメスティック・バイオレンス「夫 (恋人) からの暴力」の研究によると、「最も深刻であったと思う身体的暴力」を受けたという回答者のうち、子供のいる女性の約3分の2が、身体的暴力は女性自身だけでなく、子供にも及んだという⁽⁸⁴⁾。

(2) 身体的・精神的被害

DVや児童虐待の被害者が外傷後ストレス障害 (Post-Traumatic Stress Disorder) を発症することがある⁽⁸⁵⁾。精神科医である小西は、長期間に被害を受けると、「PTSDの症状に加えて、慢性的な抑うつ症状、慢性的な解離症状、疼痛を含む多彩な身体症状、対人関係の不調、自殺念慮や自殺企画、不安定

(78) Bachman, R. and Saltzman, L.E., Violence Against Women: Estimates from the Redesigned Survey, U.S. Department of Justice, Bureau of Justice Statistics, 1995

(79) 栗栖前掲書, 56-61

(80) 小西前掲書, 111-116

(81) 同, 116

(82) 東京都生活文化局女性青少年部女性計画課, 「女性に対する暴力」調査報告書, 東京都政策報道室都民の声部情報公開課, 1998, 99

(83) 内閣府男女共同参画局編集, 「配偶者等からの暴力に関する事例調査: 夫・パートナーからの暴力被害についての実態調査」, 財務省印刷局, 2002

(84) 調査研究会著, 「ドメスティック・バイオレンス「夫 (恋人) からの暴力」」, 有斐閣, 1998, 49

(85) 小西前掲書

な感情、物質乱用などが症状としてあげられ……自己評価は極端に低下する」と言う⁽⁸⁶⁾。

第3 我が国におけるDVの状況

調査研究会の「ドメスティック・バイオレンス「夫（恋人）からの暴力」」によると、有効回答数の796件中、467件において、被害者は夫や恋人から「身体的暴力」を受け（例えば、85.2%の女性は平手や拳骨で殴られ、67.5%は足で蹴られたり、突きとばされたりした）、50%以上は継続的に繰り返し暴力を受けた⁽⁸⁷⁾。さらに、473件においては、被害者は「性的暴力」を受け（例えば、気がすすまないのにセックスをさせられた81.4%、ほかの家族が気になるのに、セックスを強要された40.2%）、そして523件においては、被害者は「精神的暴力」を受けた（例えば、馬鹿にされたり、罵られたり、命令するような口調でものを言われた74.2%、殴るそぶりや物を投げるそぶりをして脅された44.2%）⁽⁸⁸⁾。さらに、身体的暴力を受けた女性の中で、子どものいる女性の約3分の2は、子どもも暴力を受けた⁽⁸⁹⁾。

東京都の「女性に対する暴力」の調査によると、アンケート参加者の回答のうち、「1、2度あった」と「何度もあった」を合わせると、「何を言っても無視する」が44.6%、「押したり、つかんだり、つねったり、こづいたりする」、「平手で打つ」、「蹴ったり、噛んだり、拳骨で殴る」、「避妊に協力しない」等が各10%前後であった⁽⁹⁰⁾。「立ち上がれなくなるまで、殴る、蹴るなどのひどい暴力をふるう」「首を絞めようとする」「脅しや暴力によって意に反して性的な行為を強要する」等は各5%未満であった⁽⁹¹⁾。

内閣府の「配偶者等からの暴力に関する事例調査：夫・パートナーからの暴力被害についての実態調査」によると、62人中50人が「足で蹴る」「物を投げつける」「平手で打つ」「拳骨で殴る」という「身体的暴力」を受け、「髪を引っ張る」「引きずりまわす」という暴力も、62人中40人以上が経験していた⁽⁹²⁾。「精神的暴力」に関しては、「大声で怒鳴る」が62人中59人、「誰のおかげで生活できるのだ」「人の前で馬鹿にしたり、命令するような口調でものを言ったりする」ということも、62人中40人以上が経験していた⁽⁹³⁾。さらに、「性的虐待」においては、62人中48人が「嫌がっているのに性行為を強要する」を経験していた⁽⁹⁴⁾。

また、内閣府の「配偶者等からの暴力に関する調査」によると、男性回答者の16%と女性回答者の8%は、過去において配偶者・恋人に対して「平手で打つ」、男性の15%と女性の5%は「殴るふりをして脅す」、男性の14%と女性の5%は「ドアを蹴ったり、壁に物を投げつけたりして脅す」、男性の33%と女性の17%は「大声で怒鳴る」という行為を「1、2度」したことがあると回答した⁽⁹⁵⁾。しかし、男性のほ

(86) 小西前掲書、146

(87) 調査研究会著、「ドメスティック・バイオレンス「夫（恋人）からの暴力」」、有斐閣、1998、30-36

(88) 同、38-49

(89) 同、1998、49-50

(90) 東京都生活文化局女性青少年部女性計画課、「女性に対する暴力」調査報告書、東京都政策報道室都民の声部情報公開課、1998、48-49

(91) 同上

(92) 内閣府男女共同参画局編集、「配偶者等からの暴力に関する事例調査：夫・パートナーからの暴力被害についての実態調査」、財務省印刷局、2002、15

(93) 同、18

(94) 同、25

(95) 内閣府男女共同参画局、「配偶者等からの暴力に関する調査」、財務省印刷局、2003、58

うが女性より、このような行為を配偶者等に対して行った比率は高かった。

被害者の語る暴力の理由に関して、「ドメスティック・バイオレンス「夫（恋人）からの暴力」」の調査結果をみると、被害者の女性が語る暴力の第一の理由は、「妻のしたことや言ったことが気に入らないから」（約84%）、次いで「相手がいらいらしていた・仕事などで疲れていた」（約48%）、「夫としての権威は傷つけられた」（約45%）、「酔っていたから」（約31%）、「セックスを拒否したから」（約28%）、「妻が他の男に好意をもったり、つきあったりしたから、またそうではないかと疑った」（約20%）、そして「愛情表現が不器用なため」（約11%）である⁽⁹⁶⁾。

内閣府による「配偶者等からの暴力に関する事例調査：夫・パートナーからの暴力被害についての実態調査」の調査結果をみると、夫・パートナーは暴力を自分の感情を表現する手段及び他人を支配する道具であると述べている。また、この調査結果からは、配偶者からの暴力について次のことが分かった。(1)暴力を振るう夫・パートナーが育った環境において暴力があったこと、(2)配偶者からの暴力は、「女性は男性に従うべきだ」及び「暴力を振るうことは男らしさで、ある程度は許される」という我が国の価値観に関連があることの2つである⁽⁹⁷⁾。

最後に、東京都が平成9年7月から同年8月までに行ったアンケート調査によると、被害者の語る暴力の理由は、加害者の生育歴に加えて、「気に入らないことがあると、暴力で解決しようとする」（約40%）、「夫が自分勝手、自己中心的」（約31%）、「仕事などのストレスのはけ口」（25%）、「アルコール中毒」（約17%）、「夫自身の劣等感や競争意識の裏返し」（約15%）、「精神疾患」（約15%）、「家事は女がやるものだという思い込みを持っている」（約14%）、「私が甘くみられている」（約12%）、「私に対する甘え」（約10%）、「私に愛情がないから」（約10%）、「女・子どもは暴力で言うことをきかせるという考え方がある」（約8%）、「夫が自分の思いを言葉でうまく表現できないから」（約4%）等である⁽⁹⁸⁾。

上記に挙げられた理由は多様の社会的要因を反映していると思われ、要約すると、加害者（過去の研究は主に男性加害者を対象とした）はパートナーへの配慮がなく自己中心的であり、男性のプライドや男らしさにこだわり、支配力・コントロールを追求し、コミュニケーションに欠け、自分の行動を生育歴や酒等の理由により正当化し、女性を所有物として扱う傾向があるとみられた。

第4 諸外国におけるDVの状況

1985年にアメリカで行われた犯罪被害実態調査（National Crime Victimization Survey：NCVS）によると、1984年には、配偶者関係にある男性の11%は妻に対して暴力を振るっており、アメリカの総人口においてみると、6,250,000件の暴行を妻に働いたことになる」と報告している⁽⁹⁹⁾。少なくともこれらの行為の3分の1は、傷害事件とみなされる行為（例えば、拳骨で殴る、平手で打つ、ナイフ又は銃のような凶器を使用する）であり、1985年には、そのような傷害の総数は約1,800,000件であったと想定さ

(96) 調査研究会著、「ドメスティック・バイオレンス「夫（恋人）からの暴力」」，有斐閣，1998，78-86

(97) 内閣府男女共同参画局編集，「配偶者等からの暴力に関する事例調査：夫・パートナーからの暴力被害についての実態調査」，財務省印刷局，2002，130

(98) 東京都生活文化局女性青少年部女性計画課，「女性に対する暴力」調査報告書，東京都政策報道室都民の声部情報公開課，1998，98

(99) Straus, M.A. and Gelles, R.J., Societal Change and Change in Family Violence from 1975 to 1985 as Revealed by Two National Surveys, Journal of Marriage and the Family, 48, 1986, 465-479

れている。

1992年と1993年には、1985年のアメリカの犯罪被害実態調査で使用された調査項目において、DV被害者の被害経験の項目を修正し、さらに具体的な質問をすることにより、犯罪被害実態調査（National Crime Victimization Survey: NCVS）を実施した。これによると、親しい関係にある者の間で起こるDV（intimate violence）の90%の事件においては、女性が被害者であるという結果がでている⁽¹⁰⁰⁾。言い換えると、このような関係の中で起こる女性に対する暴力の被害率は男性の約7倍、すなわち、1,000人中9.3人であるのに対して、男性は1.4人であった⁽¹⁰¹⁾。

アメリカの犯罪被害実態調査を見る限りでは、女性は男性より暴力を受ける傾向が高く、さらに、アメリカの心理学会が、アメリカの全女性が一生において暴力を受ける確率について調査したところ、その約3分の1は男性のパートナーによって暴力を受ける可能性があることが分かった⁽¹⁰²⁾。

1996年の英国の犯罪調査によると、1995年において、4.2%の女性、そして同率の男性が現在又は元パートナーによって身体的に暴力を受けた⁽¹⁰³⁾。しかし、女性がパートナーにより怪我をさせられる割合は男性の2倍であり、恐ろしいほど脅される割合は3倍にも達する。平均して、どれくらいの割合の女性と男性が、人生を通してDVを経験しているかというと、16歳から59歳までの女性の23%と男性の15%が、現在又は元パートナーにより身体的に暴力を受けたと報告している。

(100) Bachman, R. and Saltzman, L.E., Violence Against Women: Estimates from the Redesigned Survey, U.S. Department of Justice, Bureau of Justice Statistics, 1995

(101) Bachman, R. and Saltzman, L.E., Violence Against Women: Estimates from the Redesigned Survey, U.S. Department of Justice, Bureau of Justice Statistics, 1995

(102) Elias, M., A Third of Women Hit by Male partners, USA Today, 1994, 10

(103) Mirrlees-Black, C, Domestic Violence: Findings from a new British Crime Survey self-completion questionnaire, Home Office, 1999

第3章 ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する法律

第1 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）は、配偶者間暴力の問題を総合的に取り上げた我が国最初法律である。

配偶者間暴力が潜在化しやすいものであり、何らかの対策が必要であることは、本法成立以前から認識されていた。例えば、平成12年12月12日に閣議決定された「男女共同参画基本計画」は、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を11の重点目標のひとつとして掲げた上、その1項目として「夫・パートナーからの暴力への対策の推進」を取り上げ、新たな法制度や方策などを含めて幅広く検討するとしているところである。

本法は、そのような状況の下、平成13年4月6日、議員立法によって成立したものであり、その前文において、配偶者からの暴力が犯罪となる行為であること、それにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかったこと、配偶者からの暴力が個人の尊厳を害し、男女平等実現の妨げになっていることなどを指摘した上、「配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため」に本法が制定されたことを明らかにしている。

本法は、平成13年10月13日から（一部の規定は同14年4月1日から）施行されている。以下、本法の概要を紹介することとする。

1 本法の構成

本法は、第1章（総則）、第2章（配偶者暴力支援センター等）、第3章（被害者の保護）、第4章（保護命令）、第5章（雑則）及び第6章（罰則）から成り、第1章（総則）は、「配偶者からの暴力」及び「被害者」の用語を定義した上（第1条）、国・地方公共団体の責務について定めている（第2条）。

2 「配偶者からの暴力」及び「被害者」の定義（第1条）

この法律において、「配偶者からの暴力」とは、「配偶者からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの」をいう（第1条第1項）。配偶者からの暴力は「身体に対する不法な攻撃」であるから、もっぱら心理的なものは含まれない。

ここでいう配偶者は、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む」ものとされており（同項括弧書き）、いわゆる内縁関係にある者は含まれるが、元配偶者や事実上の婚姻関係に至らない程度の恋人は含まれない。

次に、「被害者」とは、「配偶者からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後婚姻関係を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれのあるものを含む。）」をいうものとされている（同条第2項）。

3 国及び地方自治体の責務（第2条）

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務を有する（第2条）。

4 配偶者暴力相談支援センター等（第2章）

都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとされている（第3条第1項）。

配偶者暴力相談支援センターの業務は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、①相談、②心身の健康を回復させるための医学的、心理学的又はその他の指導、③一時保護、④自立して生活することを促進するための情報提供等、⑤保護命令の制度に関する情報提供等、⑥被害者を居住させ保護する施設（いわゆるシェルター）に関する情報提供等を行うことである（同条第2項）。

なお、本条における被害者は、第1条の定義する「被害者」だけでなく、「被害者に準じる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者」を含むものとされており（第3条第2項）、身体に対する不法な攻撃を受けた者に限定されない。

5 被害者の保護（第3章）

配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない（第6条第1項）。また、医師等の医療関係者については、別途守秘義務を課されていることから、配偶者からの暴力による傷病者と認められる者を発見した場合には、被害者本人の意思を尊重しつつ、通報することができるものとされている（同条第2項）。

警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない（第8条）。

また、被害者の保護を行うに当たっては、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察その他の関係機関は、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとされる（第9条）。

6 保護命令（第4章）

保護命令の制度は、配偶者からの更なる暴力によって被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、裁判所が、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、①6ヶ月間の接近禁止又は、②2週間の住居からの退去を命じ（第10条）、その命令に従わない者に対しては刑罰が科される（第29条）というものである。

配偶者に対する接近禁止等の措置は、本法成立以前から、民事保全法上の仮処分命令として命じられることがあったが、本法上の保護命令は、罰則規定によって実効性が高められているほか、民事保全法上の仮処分と異なり、申立人において担保を立てる必要がない等の特徴がある。

（1）保護命令の要件・効力等

保護命令は、「被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるとき」になされる（第10条）。ここでいう被害者とは、第1条第1項の定義する被害者である。

①接近禁止命令は、「命令の効力が生じた日から起算して6か月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいすること」を禁止するものである（同条第1号）。

また、②退去命令は、「命令の効力が生じた日から起算して2週間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること」を命じるものである（同条第2号）。なお、退去命令は、保護命令申立ての時点において、被害者と当該配偶者が生活の本拠を共にしている場合に限って認められる（同条本文）。

(2) 保護命令の申立手続

保護命令は、一定の事項を記載した申立書を地方裁判所に提出して行う(第12条)。申立ては、相手方の住所地を管轄する地方裁判所のほか、申立人の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所に対してすることができる(第11条)。

(3) 申立書の記載事項

申立書には、①配偶者からの暴力を受けた状況、②更なる配偶者からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる事情のほか、③配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、相談、援助又は保護を要請した事実の有無を記載しなければならない、これらの事実があるときは、援助等を求めたセンター又は警察職員の所属官署の名称、相談等の日時、内容及びその結果として執られた措置等について記載しなければならない(第12条第1項)。

また、センター又は警察職員に対して保護等を求めた事実のないときは、上記①②の事項について記載し、かつ、公証人の面前で宣誓の上で認証を受けた供述書(宣誓供述書。公証人法第58条の2)を添付しなければならない(第12条第2項)。

(4) 保護命令の審理及び発令等

保護命令は、申立ての目的を達することができなくなる事情のある場合を除き、口頭弁論又は審尋を経た上で(第14条第1項)、命令の形式で発せられる(第15条第1項)。

保護命令は、決定書の送達又は相手方が出頭した期日における言渡しによって効力を生じ(同条第2項)、裁判所書記官は、保護命令が発せられた旨及びその内容を、申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長等に通知するものとされる(同条第3項)。

7 罰則(第6章)

保護命令の実効性を担保するため、「保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する」ものとされている(第29条)。

8 施行後の運用状況

本法は、平成13年10月13日から(配偶者暴力相談支援センターに関する事項については、14年4月1日から)施行されている。

裁判所における保護命令事件の状況についてみると、施行から約1年を経過した平成14年9月末日までの間に、全国の地方裁判所に1,160件の保護命令の申立てがあり、申立取下げ等を除いた既済事件938件のうち897件について保護命令が発令されているという(認容率95.6%)。申立件数は増加傾向にあるとのことであり⁽¹⁰⁴⁾、今後の動向が注目される。

また、検察庁における本法(保護命令)違反被疑事件の処理状況については、第4章において紹介するとおりであり、本法違反で公判請求され、実刑となる事案も現れている。

(104) 藤本恵子・渡部雅樹、「保護命令事件の概況－施行後1年間の裁判統計を中心にして－」, 判例タイムズ, 54巻3号, 2003, 4

第2 米国カリフォルニア州における DV に関する法律

1 アメリカにおける DV に関連する法律の制定の経過

アメリカにおいて、1960年代まで、DV は社会の関心事又は政府介入の対象にはならなかった。1960年代になって、妻や子どもへの暴力や虐待が社会問題として新たに持ち上がったが、最も有力な見解は夫婦間の暴力は私事であるというものであった。1975年になり、妻をレイプした夫を告発できる法律が全米で初めて、サウスダコタ州に制定され、夫婦間のレイプは妻の意思に反し、暴力と恐怖によって行われる性的暴力と定義された⁽¹⁰⁵⁾。

1970代に入り、徐々に被害者の保護及び加害者の被害者への接近禁止を目的とする法令ができ、その後も改正が続けられている。例えば、1978年に、マサチューセッツ州において、保護命令 (protective order) ・禁止命令 (restraining order) 制度が導入され、1984年には、法改正により、被害者は裁判所閉廷時にも保護命令・禁止命令の発令が受けられるようになった⁽¹⁰⁶⁾。また、1982年に、ワシントン D.C. では、DV 加害者に対して被害者へ近づくことを禁止する民事保護命令 (Civil Protection Order: CPO) 制度ができ、加害者への罰則も制度化された⁽¹⁰⁷⁾。1980年代に入って、警察の DV 事件への対応に変化が起こった。州の中には、DV 事件における軽罪の場合、警察官が暴力を目撃した時又は暴力を振るったであろうと考えられる根拠 (probable cause) を得た時は、警察官は逮捕状なしで加害者を逮捕できる法令を可決する動きもみられた。

1994年には、連邦政府の「暴力犯罪規制及び法執行法」の中に、「女性への暴力防止法 (The Violence Against Women Act of 1994)」が制定され、これにより州をまたがる DV も取り締まれるようになった⁽¹⁰⁸⁾。さらに、1994年の「女性への暴力防止法」では、警察署に対して義務的逮捕又は積極的逮捕政策を奨励するようになり、現時点では、ウェストバージニア州を除いて、多くの州において、DV 事件で加害者が暴力を振るったであろうと考えられる根拠を得た時には、警察官は逮捕の義務 (mandatory arrest) を命じられるようになったが、逮捕の義務付けがない州においても、DV 事件の加害者を積極的に逮捕することを促されるようになった⁽¹⁰⁹⁾。

さらに、2000年に発布された「女性への暴力防止法 (The Violence Against Women Act of 2000)」により、5年間に亘り合計3.3億ドルが、「女性への暴力防止法」のプログラムに導入されることが認可された。例えば、身体的暴力を受けた女性へのシェルターサービスに875万ドル、法執行官及び検察官の養成に925万ドル等が割り当てられた⁽¹¹⁰⁾。

アメリカでは、連邦政府、州、地方自治体が一体となり、DV 防止、被害者の保護、加害者の逮捕・処罰に向けて、DV に関連する法律の制定・改正を行ってきた。被害者の保護、加害者の逮捕・処罰に関するアメリカの法律を吟味するために、下記において、カリフォルニア州サンタクララ郡の検察庁 DV 部

(105) Karmen, A., *Crime Victims: An Introduction to Victimology*, Wadsworth, 2001

(106) 戒能民江, 配偶者暴力防止法と諸外国のドメスティック・バイオレンス防止立法の現状, 法律のひろば, 54巻9号, 2001, 30

(107) 岩井宜子, ドメスティック・バイオレンスの実態と対策, 刑政, 114巻6号, 2003, 23

(108) 岩井宜子, ドメスティック・バイオレンスの実態と対策, 刑政, 114巻6号, 2003, 18-27

(109) 吉川真美子, ドメスティック・バイオレンス加害者の逮捕の決定 — 米国の逮捕に関する調査研究の考察 —, 犯罪社会学研究, 27, 2002, 89-99; 林美月子, 配偶者による暴力 — ドイツの対応, 神奈川法学, 35巻2号, 2002

(110) Nassar, S., National Center For Policy Research (CPR) For Women and Families Violence, <http://www.center4policy.org/violence.html>

門における「DV に関する取扱指針」等を参考にしながら、カリフォルニア州の DV に関連する法律を検討することとする。

2 カリフォルニア州における DV に関連する法律の制定の経過

1985年以前には、他の多くの州と同様に、カリフォルニア州では、DV は家族の問題として見られ、仮に警察が呼ばれ、夫婦間の仲裁をしたとしても、被害者が加害者の逮捕を要請しない限り加害者を逮捕することができなかった。しかし、1985年に法律の改正がなされ、結婚しているか同棲しているかに関わらず、配偶者等の関係にある者に暴行を加えることは違法になった⁽¹¹¹⁾。1994年には、全ての医療関係機関は疑わしい DV 事件を直ちに警察に通報した後、48時間以内に書面で報告することを要求された⁽¹¹²⁾。1995年には、上記の「1985年の法律」に同性のカップルも加えられた⁽¹¹³⁾。また、法執行官(警察官又は保安官を指す)の目の前で DV 事件が発生しなくても、法執行官が、被疑者が配偶者、元配偶者、同棲者、元同棲者、被疑者が子どもを共にする者、現在又は過去に恋人であった者、あるいは現在又は過去に婚約者であった者に対して暴行を加えたと信じるに相当な理由が存在した場合には、法執行官は令状なしでの逮捕が認められるようになった(刑法836条)⁽¹¹⁴⁾。

3 カリフォルニア州における DV に関する法律

1990年に、カリフォルニア州のサンタクララ郡の検察局は DV 部門を設置した⁽¹¹⁵⁾。この DV 部門が2002年に作成した「DV に関する取扱指針」においては、「ドメスティック・バイオレンスは本質的に犯罪行為であるから刑事分野の外で扱うことができる問題ではなく、犯罪行為として扱われなければならない。」としている⁽¹¹⁶⁾。サンタクララ郡の検察局の DV 部門は、DV 事件の起訴を成功させることに最大限の努力を払っており、このために、1年以上の重罪訴追の経験を持つ検察官、又は2年間以上の軽罪訴追の経験があり、DV の研修プログラム(司法局(DOJ)等が承認したもの)を受講し、特別な訓練を受けた検察官が配置されている。配偶者虐待訴追の対象となる者は、刑法第13700条の(a)と(b)に規定されている行為又は不作為で逮捕された者である。2001年には、DV 部門は5,131件の DV 事件を処分した⁽¹¹⁷⁾。

(1) DV の定義(家族法第6211条)

カリフォルニアの家族法第6211条に定義されている「ドメスティック・バイオレンス」とは、配偶者、

(111) 1996-97 Santa Clara County Grand Jury, "Review of Public and Private Agency Responses to Domestic Violence," The Santa Clara County Domestic Violence Council, Ending Family Violence: A Community Challenge, 1997, 3

(112) 1996-97 Santa Clara County Grand Jury, "Review of Public and Private Agency Responses to Domestic Violence," The Santa Clara County Domestic Violence Council, Ending Family Violence: A Community Challenge, 1997, 3

(113) 1996-97 Santa Clara County Grand Jury, "Review of Public and Private Agency Responses to Domestic Violence," The Santa Clara County Domestic Violence Council, Ending Family Violence: A Community Challenge, 1997, 3

(114) Pierre-Dixon, R., Domestic Violence ? Protocol, Santa Clara County Prosecutor's Office, 2002, 18-19

(115) 1996-97 Santa Clara County Grand Jury, "Review of Public and Private Agency Responses to Domestic Violence," The Santa Clara County Domestic Violence Council, Ending Family Violence: A Community Challenge, 1997, 9

(116) Pierre-Dixon, R., Domestic Violence Protocol, Santa Clara County Prosecutor's Office, 2002, 2

(117) Pierre-Dixon, R., Domestic Violence Protocol, Santa Clara County Prosecutor's Office, 2002, 4

表1 カリフォルニア州における DV に関する法律

	捜査機関等の 対 応	身体への傷害 (corporal injury)	禁止命令 (restraining order)	緊急保護命令 (emergency protective order)	暴 行 (battery)
被害者と被告人 との関係	刑法 第13700条	刑法 第273.5条	家族法 第6218条	家族法 第6250条	刑法 第243条(e)
現・元配偶者	○	○	○	○	○
現・元同棲者	○	○	○	○	○
現・元恋人	○		○	○	○
現・元婚約者	○		○	○	○
子供をともにす る者	○	○	○	○	○

注1 「Police Chief's Association of Santa Clara County, Domestic Violence Protocol for Law Enforcement, 2002, 37」, 「<http://www.sandiegoDVunit.org/article8.htm> (San Diego City Attorney's Domestic Violence Unit)」, 「Pierre-Dixon, R., Domestic Violence-Protocol, Santa Clara County Prosecutor's Office, 2002」を参考に法務総合研究所が作成した。

2 2親等の血族関係又は婚姻関係にある者に対して行なわれる虐待は省いた。

元配偶者, 同棲者, 元同棲者, 被疑者が子どもを共にする者, 現在又は過去に恋人であった者, 現在又は過去に婚約者であった者, あるいは2親等の血族関係又は婚姻関係にある者に対して行われる虐待である。捜査機関(例えば, 法執行機関)の対応はこれら全ての者に対して行われる。しかし, 下記の「配偶者又は同棲者に対する身体への傷害」(刑法第273.5条)に関しては, 現在又は過去に恋人であった者, 現在又は過去に婚約者であった者, あるいは2親等の血縁関係又は婚姻関係にある者に対して行われる虐待は含まれない。

(2) 配偶者又は同棲者に対する身体への傷害 (inflict corporal injury on spouse or cohabitant) (刑法第273.5条)

表1は, カリフォルニア州における DV に関する法律を示すものである。

配偶者, 元配偶者, 同棲者, 元同棲者, 又は被疑者が子どもを共にする者に対して, 外傷的状态につながる身体的傷害を故意に負わせた者が重罪で有罪となり, 有罪判決を受けた場合には, ①州の刑務所に2年, 3年, 又は4年間収容, ②郡の拘置所に1年以下収容, ③6,000ドル以下の罰金, あるいは④罰金と刑の併科に処すものとする。

a 定義

ア 第273.5条に適用される「ドメスティック・バイオレンス」は配偶者, 元配偶者, 同棲者, 元同棲者, あるいは被疑者が子どもを共にする者に対して行われる虐待 (abuse) である。

イ 「同棲者」とは, 相当な期間にわたり同居し, 一定の永続性を得た2人の血縁関係のない成人である。2人が同棲しているかどうかを決定し得る要因は, 次のようなものを含むが, これだけに限定はされない。(1)同一の住居を共有しつつある中の2人の性的関係, (2)所得又は費用の共有, (3)財産の共同使用又は共同所有, (4)2人が自らを夫婦であると認めているかどうか, (5)関係の継続性, 及び(6)関係の長さである。

ウ 「外傷的状态」は軽傷・重傷に関わらず, 物理的力によって引き起こされた創傷, 外傷又は体内の損傷等のような身体の状態を意味する。

(3) 暴行 (battery) (刑法第243条(e))

配偶者、元配偶者、同棲者、元同棲者、又は被疑者が子どもを共にする者、現在又は過去に恋人であった者、あるいは現在又は過去に婚約者に対して、暴行を負わせた者が軽罪で有罪となり、有罪判決を受けた場合には、①2,000ドル以下の罰金、②郡の拘置所で1年以下の刑、あるいは③罰金と刑の併科に処するものとする。

カリフォルニア州では、民事禁止命令制度は緊急保護命令、暫定禁止命令及び禁止命令の3種類から成っている。DV捜査に関与する法執行官は基本的に民事禁止命令を扱うが、禁止命令は刑罰の賦課又は保護観察対象者に対する遵守事項として刑事裁判所でも発令される。

(4) 緊急保護命令 (emergency protective order) (家族法第6250条)

法執行官は被害者に緊急保護命令を要求する権利があることを伝える。家族法第6250条は、家族が虐待の急迫な危険にさらされているか(例えば、DV被害者)、虐待、児童誘拐、ストーカー行為、被扶養成人虐待又は高齢者虐待が最近行われており、かつ将来の虐待を防ぐために命令が必要であると法執行官が信じる妥当な根拠がある場合、法執行官が緊急保護命令を取得することを認めている。緊急保護命令は5法廷日又は最長7暦日有効である。司法官には24時間連絡を取ることができ、司法官が以下の両方を認めた場合、命令が発行される。

ア 被害者が虐待の急迫な危険にさらされていると法執行官が考える場合。

イ DV、児童虐待、児童誘拐又はストーカー行為の発生又は再発を防止するために緊急保護命令が必要である場合。

(5) 暫定禁止命令 (temporary restraining order) (民事手続法第527.8条及び家族法第6380条)

暫定禁止命令は被害者が命令の必要性を説明した宣誓供述書を含む申請書を提出して法定で取得される。暫定禁止命令は禁止対象者(加害者)と保護対象者(被害者)の両方から証言を得るための法廷審理が行われるまでの限られた期間、通常は1ヶ月程度有効である。

(6) 禁止命令 (restraining order) (家族法第6218条)

禁止命令(審理後命令とも呼ばれる)は判事が通常は3年程度の長期間について発行する。但し、禁止命令は満了が予定される時期に保護対象者の要求に基づいて3年間延長されることができる。

禁止命令は以下の行為を含む。

ア 裁判所は、被疑者が被害者に対して嫌がらせ、襲撃、殴打、脅迫、ストーカー行為、性的暴行、身体的暴行、迷惑行為、被害者に迷惑電話等をかけること、被害者の所持品を壊すこと、直接的又は間接的に被害者に連絡を取ること、手紙で連絡を取ること、裁判所で決められた範囲を超えて被害者に接近すること、及び被害者の平安を乱すことを禁ずる(家族法第6320条)。

イ 裁判所は、被疑者を家族の住居又は被害者の住居から立ち退かせることを命ずる(家族法第6321条)。

ウ 家族法第6320条又は同法第6321条に基づく命令を実施するために、裁判所は必要であると認める指定行為を被疑者に命ずる(家族法第6322条)。

(7) 裁判所命令の違反 (刑法第273.6条)

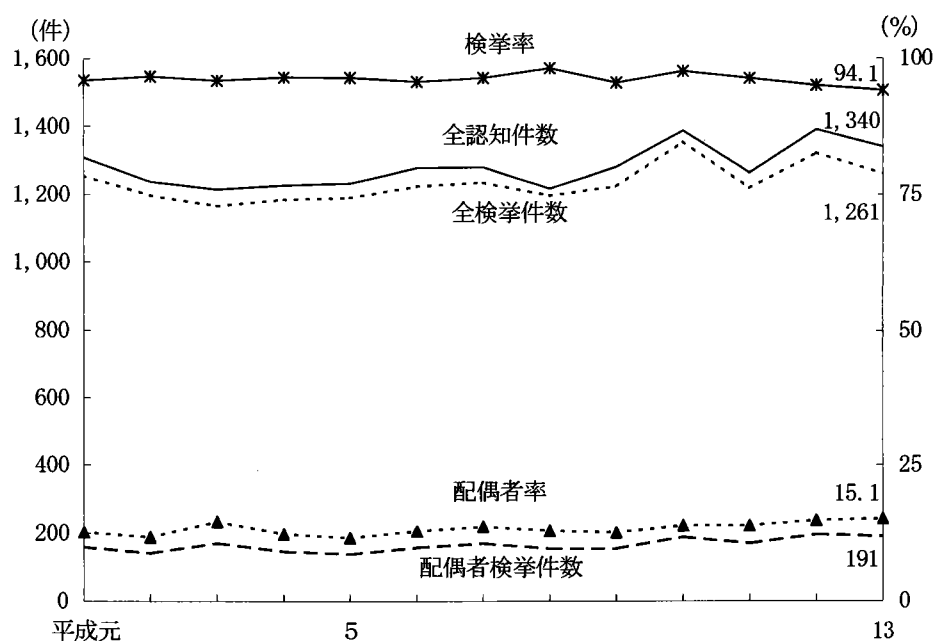
禁止命令(家族法6218条)の故意の違反は1,000ドル以下の罰金、1年以下の郡の拘置所での刑、又は罰金と刑の併科によって処罰される軽罪とする。傷害につながった違反の場合には、被疑者は①30日以上1年未満の郡の拘置所での刑、②2,000ドル以下の罰金、あるいは③刑と罰金の併科によって処罰される。但し、被疑者が郡の拘置所で48時間以上拘留された場合、裁判所は司法の利益にかんがみ、かつ記録に記載される理由により、本規定が義務付ける最低30日間の刑を軽減又は免除することができる。

第4章 ドメスティック・バイオレンスの動向

第1 配偶者間の暴力の検挙件数

殺人、傷害及び傷害致死事件で検挙された者のうち、被疑者と被害者との関係が配偶者(内縁を含む。)である場合について、その推移を見たものが、図1、図2及び図3である。

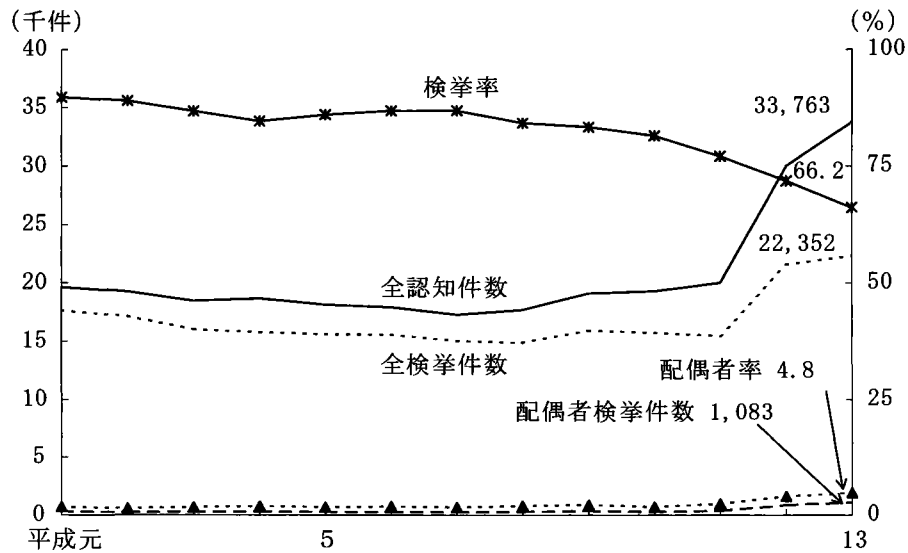
図1 殺人全認知件数・検挙件数・検挙率及び配偶者検挙件数・配偶者率の推移
(平成元年～13年)



注 1 警察庁の統計による。

2 「配偶者率」とは、一般検挙件数に占める被疑者と被害者との関係が配偶者(内縁を含む。)である場合の検挙件数の比率である。

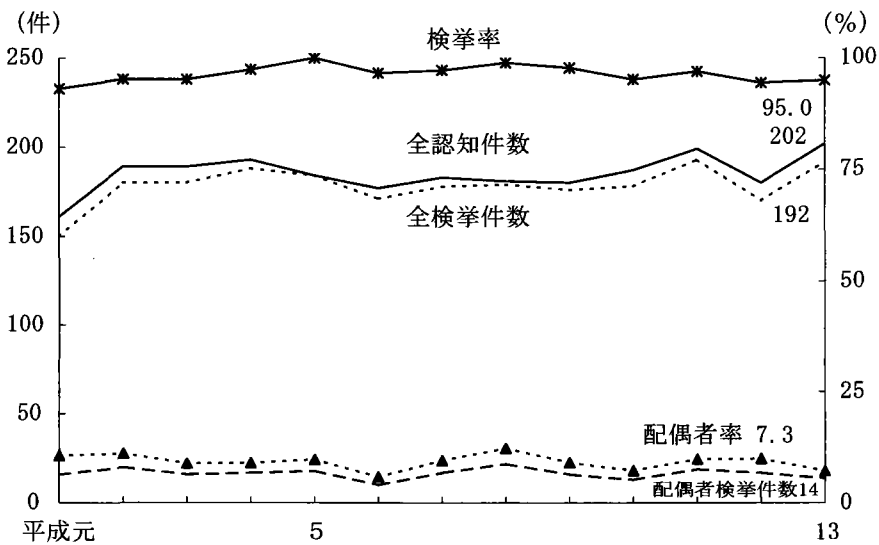
図2 傷害全認知件数・検挙件数・検挙率及び配偶者検挙件数・配偶者率の推移
(平成元年～13年)



注 1 警察庁の統計による。

2 「配偶者率」とは、一般検挙件数に占める被疑者と被害者との関係が配偶者（内縁を含む。）である場合の検挙件数の比率である。

図3 傷害致死全認知件数・検挙件数・検挙率及び配偶者検挙件数・配偶者率の推移
(平成元年～13年)



注 1 警察庁の統計による。

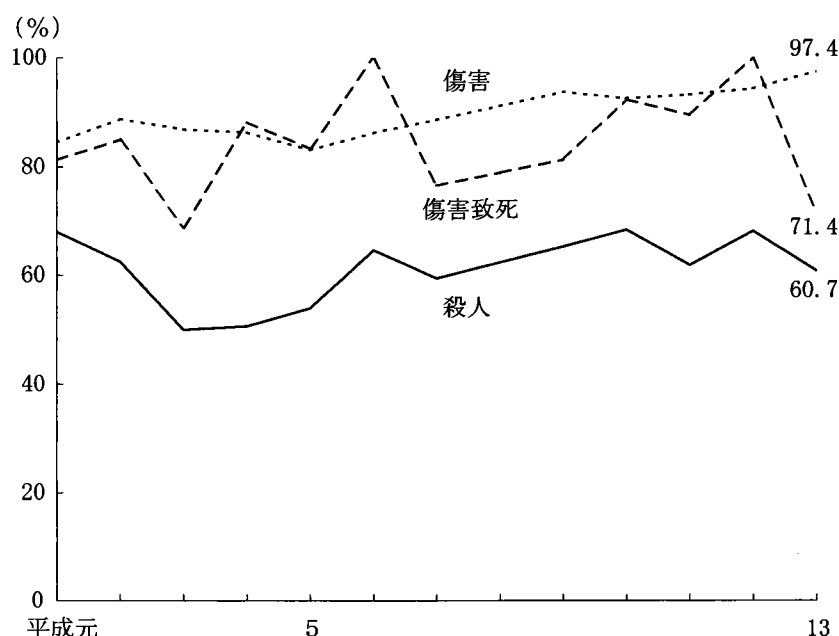
2 「配偶者率」とは、一般検挙件数に占める被疑者と被害者との関係が配偶者（内縁を含む。）である場合の検挙件数の比率である。

殺人については、若干上昇傾向にあるもののほぼ横ばいで推移しており、大きな変化は見られない。それに対して、傷害は、検挙件数、配偶者率ともに増加・上昇している。例えば、平成13年において、配偶者の傷害の検挙件数は1,083件であり、平成12年と比較すると212件（24.3%）増加している。同様に、配偶者率は平成12年が4.0%に対して、平成13年においては4.8%であった。また、傷害全体の検挙率が低下していることから、実際の事件数はさらに多く発生している可能性が考えられる。傷害致死については、増減を繰り返しており、大きな傾向は認められなかった。

また、殺人、傷害及び傷害致死事件で検挙されたもののうち、被疑者と被害者との関係が配偶者（内縁を含む。）である事件で、女性が被害者である事件の比率を見たものが図4である。傷害については上昇傾向が見られるが、殺人及び傷害致死については、増減を繰り返しており、大きな傾向は認められなかった。

図4 殺人・傷害致死・傷害別配偶者間女性被害者率

（平成元年～13年）



注 1 警察庁の統計による。

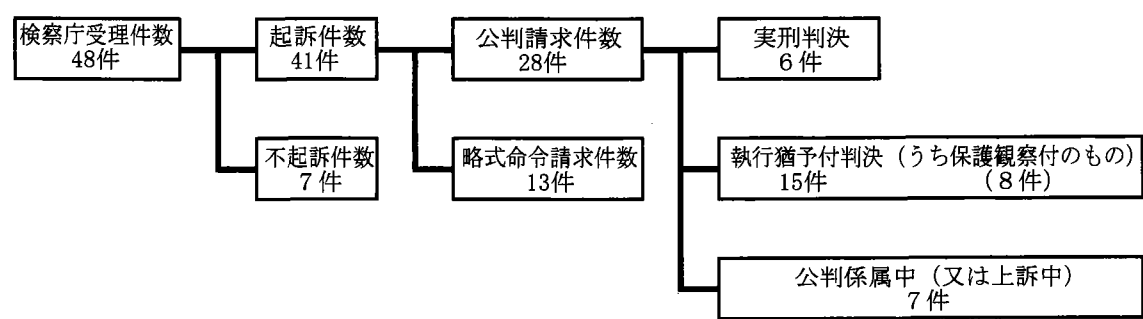
2 「女性被害者率」とは、被疑者と被害者との関係が配偶者（内縁を含む。）である事件の検挙件数に占める被害者が女性である事件の検挙件数の比率である。

3 平成8年のデータはないため、平成7年及び平成9年の数値を足して2で割った推計値である。

第2 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」違反による検察庁の処分状況

DV 防止法施行から平成15年 3 月31日までの検察庁における DV 法違反（保護命令違反）事例処分状況を見たものが図 5 である。これによると、検察庁受理件数48件のうち起訴件数は41件（全受理件数の85.4％）であり、不起訴件数は7 件（14.6％）であった。起訴処分を受けた事件のうち、公判請求された事件が28件（全受理件数の58.3％）で、そのうち実刑となった事件が6 件（公判請求件数の21.4％）、執行猶予付判決となった事件が15件（公判請求件数の53.6％）、公判継続中（又は上訴中）である事件は7 件（公判請求件数の25％）であった。執行猶予付判決のうち、保護観察付執行猶予の件数は8 件であった。

図 5 DV 法違反（保護命令違反）事例処分状況
(平成15年 3 月31日現在)



注 1 法務省刑事局の資料による。
2 DV 法違反以外の事実（暴行，傷害，器物損壊等）を併合して裁判が行われた事案も含む。

第5章 法務総合研究所研究部における加害者研究

第1 検察庁の事件記録に基づく調査結果

1 全ての事案

(1) 事案の分析結果

ア 罪名別処分人員

表2が示すように、罪名別処分人員をみると、傷害が最も多く330人（但し、DV防止法違反と絡む傷害2人を含む。）で全人員の95.4%を占めている。殺人及び殺人未遂各3人、傷害致死3人及びその他7人となっている。「その他」の内訳は、DV防止法違反のみが2人、DV防止法違反と暴行が1人、DV防止法違反と住居侵入が1人、ストーカー法違反と住居侵入・器物損壊が1人、ストーカー法違反と暴行が1人及びストーカー法違反と脅迫が1人である。

表2 罪名別処分人員

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
殺人	3 (0.9)	0 (0.0)	3 (0.9)
殺人未遂	3 (0.9)	1 (4.2)	2 (0.6)
傷害致死	3 (0.9)	0 (0.0)	3 (0.9)
傷害	330 (95.4)	23 (95.8)	307 (95.3)
その他	7 (2.0)	0 (0.0)	7 (2.2)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

また、DV防止法違反は合計で6人（全人員の1.7%）であり、ストーカー法違反（住居侵入等と絡む。）は3人（全人員の0.9%）であった。

表3 DV法違反処分人員

	総 数	女 性	男 性
総数	6 (100.0)	0 (0.0)	6 (100.0)
DV防止法違反と傷害	2 (33.3)	0 (0.0)	2 (33.3)
DV防止法違反のみ	2 (33.3)	0 (0.0)	2 (33.3)
DV防止法違反と暴行	1 (16.7)	0 (0.0)	1 (16.7)
DV防止法違反と住居侵入	1 (16.7)	0 (0.0)	1 (16.7)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

表4 ストーカー法違反処分人員

	総 数	女 性	男 性
総数	3 (100.0)	0 (0.0)	3 (100.0)
ストーカー法違反と住居侵入・器物損壊	1 (33.3)	0 (0.0)	1 (33.3)
ストーカー法違反と暴行	1 (33.3)	0 (0.0)	1 (33.3)
ストーカー法違反と脅迫	1 (33.3)	0 (0.0)	1 (33.3)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

346人の事案のうち、女性加害者は24人（全加害者の7％）である。24人中23人は傷害事件、又残り1人は殺人未遂で処分を受けた。これに対して、男性加害者322人（全加害者の93％）のうち、傷害は307人、殺人は3人、殺人未遂は2人、傷害致死は3人、その他は7人であった。DV防止法違反及びストーカー法違反は、全て男性加害者が配偶者等に対して起こした事件であった。

これらのDV事件のうち、検察庁が不起訴処分とした事案は32％（111人）、略式命令が43％（148人）、公判請求が25％（87人）であった。公判請求においては、執行猶予が61％（53人）、実刑が33％（29人）、罰金が5％（4人）、その他が1人（加害者死亡により公訴棄却）であった。執行猶予に関しては、単純執行猶予が44人で、保護観察付執行猶予が9人であった。また、執行猶予付有罪判決の刑期及び執行猶予期間については、刑期は6か月から3年の間で、執行猶予は2年から5年の間で言い渡されており、その平均は、懲役1年4か月執行猶予3年5か月であった。実刑判決の刑期については、8か月から10年の間で言い渡されており、その平均は2年1か月であった。さらに、公判請求又は略式命令により、罰金となった事例における罰金額は最低5万円から最高50万円の範囲で言い渡されており、その平均は17万円であった。

表 5 検察庁処分区分別人員

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
不起訴	111 (32.1)	14 (58.3)	97 (30.1)
略式命令	148 (42.8)	5 (20.8)	143 (44.4)
公判請求	87 (25.2)	5 (20.8)	82 (25.5)
公判請求の内訳			
執行猶予	53 (60.9)	5 (100.0)	48 (58.5)
実刑	29 (33.3)	0 (0.0)	29 (35.4)
罰金	4 (4.6)	0 (0.0)	4 (4.9)
その他(公訴棄却)	1 (1.1)	0 (0.0)	1 (1.2)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

イ 身体的暴力の内容

加害者346人を対象者として記録中から認められた身体的暴力の内容を、頻度順にみると、「拳骨で殴る」(全加害者の59%)、「足で蹴る」(50%)、「平手で打つ」(27%)、「髪を引っ張る」(26%)、「押し倒す」(22%)、「傷をつける可能性のある物で殴る」(17%)、「刃物などの凶器を体に突きつける」(16%)、「引きずりまわす」(12%)、「首を絞める」(12%)、「物を投げつける」(11%)、「腕をねじる」(3%)となっている。被害の程度をみるに、死亡7人（殺人・傷害致死事件の被害者6人，傷害事件直後に自殺の被害者1人），身体的に被害を受けたとみられない4人（なお、「死亡」7人と「被害なし」4人は非該当に加えられた），及び不明の7人を除くと，加療日数が「7日以上30日未満」が256人で全体の74.2％を占め，次いで「30日以上60日未満」が8.2％を占めている。

男女別にみると，女性加害者は「刃物などの凶器を身体に突きつける」行為が大多数を占め（女性加害者の67%），続いて「拳骨で殴る」(25%)，「身体に傷をつける可能性のある物で殴る」(25%)，「足で蹴る」(17%)，「平手で打つ」(13%)，「物を投げつける」(8%)，「首を絞める」(4%)となっている。男性被害者の平均加療日数は14日であった。これに対して，男性加害者は，「拳骨で殴る」(男性加害者の62%)，「足で蹴る」(53%)の順であり，続いて「平手で打つ」(28%)，「髪を引っ張る」(28%)，「押

表 6 身体的暴力の内容

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
拳骨で殴る	205 (59.2)	6 (25.0)	199 (61.8)
足で蹴る	174 (50.3)	4 (16.7)	170 (52.8)
平手で打つ	93 (26.9)	3 (12.5)	90 (28.0)
髪を引っ張る	89 (25.7)	0 (0.0)	89 (27.6)
押し倒す	77 (22.3)	0 (0.0)	77 (23.9)
傷を付ける可能性のある物で殴る	57 (16.5)	6 (25.0)	51 (15.8)
凶器を体に突きつける	54 (15.6)	16 (66.7)	38 (11.8)
引きずり回す	43 (12.4)	0 (0.0)	43 (13.4)
首を絞める	41 (11.8)	1 (4.2)	40 (12.4)
物を投げつける	37 (10.7)	2 (8.3)	35 (10.9)
腕をねじる	10 (2.9)	0 (0.0)	10 (3.1)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 総数（ ）内は、全対象者に対する比率である。
3 女性（ ）内は、女性対象者に対する比率である。
4 男性（ ）内は、男性対象者に対する比率である。
5 複数項目に当てはまる場合には重複計上している。

し倒す」(24%)、「身体に傷をつける可能性のある物で殴る」(16%)、「引きずり回す」(13%)、「刃物などの凶器を身体に突きつける」(12%)、「首を絞める」(12%)、「物を投げつける」(11%)となっており、「腕をねじる」(3%)という行為もみられた。女性被害者の平均加療日数は41日であった。また、頻度の高い「拳骨で殴る・足で蹴る」の重複計上は346人中123人(36%)であり、妊娠中に暴力を受けた者は42人(全対象者の12%)であった。

表 7 身体的暴力の加療日数

	総 数	男性被害者	女性被害者
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
7 日未満	31 (9.0)	3 (12.5)	28 (8.7)
7 日以上30 日未満	256 (74.2)	16 (66.7)	240 (74.7)
30 日以上60 日未満	28 (8.2)	2 (8.3)	26 (8.0)
60 日以上90 日未満	9 (2.6)	1 (4.2)	8 (2.5)
90 日以上120 日未満	2 (0.6)	0 (0.0)	2 (0.6)
150 日以上180 日未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
180 日以上210 日未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
210 日以上	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
全治不能	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
非該当	11 (3.2)	0 (0.0)	11 (3.4)
不明	7 (2.0)	2 (8.3)	5 (1.6)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比である。
3 非該当は、被害者死亡・被害なしである。
4 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

身体的暴力を男女別に比較するために t 検定が行われた。その結果によると、「足で蹴る」(t=3.4, p=0.001), 「凶器を体に突きつける」(t=-7.9, p=0.000), 「髪を引っ張る」(t=3.0, p=0.003), 「拳骨で殴る」(t=3.9, p=0.000), 「押し倒す」(t=2.7, p=0.006)に関しては、男性加害者と女性加害者の間において有意差が見られた。さらに、全ての身体的暴力の行為から構成された「身体的暴力」(合計)についてみると、男女間に有意差があった (t=3.3, p=0.001)。

すなわち、「身体的暴力」を総合的にみれば、男性加害者の方が女性加害者より、複数の種類の暴力(つまり、重大な被害結果をもたらしやすい暴力)を振るう傾向があることが分かった。さらに、より多くの男性加害者が女性加害者より、「足で蹴る」, 「髪を引っ張る」, 「押し倒す」等の暴力を行っているが、「刃物など凶器を体に突きつける」行為は女性加害者により多くみられた。

表 8 t 検定：男性加害者と女性加害者の間の身体的暴力の相違

	男性加害者			女性加害者			検定結果	
	N	平均値	標準偏差	N	平均値	標準偏差	t	p
拳骨で殴る	310	0.6	0.5	24	0.3	0.4	3.9	.000***
足で蹴る	316	0.5	0.5	23	0.2	0.4	3.4	.001***
平手で打つ	309	0.3	0.5	24	0.1	0.3	1.8	.081
髪を引っ張る	312	0.3	0.5	23	0.0	0.0	3.0	.003**
押し倒す	311	0.3	0.4	23	0.0	0.0	2.7	.006**
傷を付ける可能性のある物で殴る	308	0.2	0.4	23	0.3	0.5	-1.2	0.244
凶器を身体に突きつける	316	0.1	0.3	23	0.7	0.5	-7.9	.000***
引きずり回す	309	0.1	0.4	23	0.0	0.0	1.9	.055
首を絞める	314	0.1	0.3	23	0.0	0.2	1.2	.236
物を投げつける	314	0.1	0.3	24	0.1	0.2	0.4	.672
腕をねじる	306	0.0	0.2	23	0.0	0.0	0.9	.380
身体的暴力 (合計)	284	2.6	1.5	23	1.5	1.1	3.3	.001***

** p<.01；*** p<.001

ウ 凶器の使用者

凶器使用率は、加害者の35%（121人）であり、うち39%がナイフ・包丁を使用していた。男女共に、ナイフ・包丁の凶器に加えて、肩たたき、鋏、瓶、木刀、掃除機、電気ポット等の凶器を使用し暴力を加えていた。

表 9 凶器の有無

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
あり	121 (35.0)	21 (87.5)	100 (31.1)
なし	221 (63.9)	3 (12.5)	218 (67.7)
不明	4 (1.2)	0 (0.0)	4 (1.2)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

表10 凶器の種類

凶器の種類

	総 数	女 性	男 性
総数	121 (100.0)	21 (100.0)	100 (100.0)
ナイフ・包丁	47 (38.8)	16 (76.2)	31 (31.0)
銃	4 (3.3)	0 (0.0)	4 (4.0)
パイプ	2 (1.7)	0 (0.0)	2 (2.0)
家具	2 (1.7)	0 (0.0)	2 (2.0)
その他	66 (54.4)	5 (23.8)	61 (61.0)

注1 法務総合研究所の調査による。

注2 () 内は、構成比である。

注3 「その他」は、肩たたき、鋏、瓶、木刀、掃除機、電気ポット等を含む。

エ 身体的暴力以外の暴力

α 精神的暴力

加害者346人を対象として記録中から認められた精神的暴力を頻度順にみると、「罵声をあげて怒鳴る」(全加害者の64%)が一番多く、続いて「命令口調でものを言う」(17%)、「暴力を加える素振りをする」(10%)、「被害者が大切にしている物を捨てる」(10%)、「被害者が誰と付き合ってよいかを制限をし、誰と付き合っているかをチェックする」(9%)、「被害者が外で働くことを禁止し、仕事を辞めさせたりする」(7%)、「子供に危害を加えると脅す」(6%)、「被害者の親兄弟に危害を加えると脅す」(4%)、「無視する」(1%)であった。また、「生活費を渡さない」者は91人(26%)であり、「誰のおかげで生活しているのだと言う」者は13人(4%)あった。

男女別にみると、女性加害者は「罵声をあげて怒鳴る」(女性加害者の38%)、続いて「被害者が大切にしている物を捨てる」(17%)、「暴力を加える素振りをする」(13%)、「誰と付き合ってよいかを制限し、誰と付き合っているかをチェックする」(13%)、「命令口調でものを言う」(4%)という順で精神的暴力を行っていた。男性加害者においては、「罵声をあげて怒鳴る」(男性加害者の66%)が一番頻繁になされる精神的暴力であり、「命令口調でものを言う」(17%)、「暴力を加える素振りをする」(10%)、「被害者が大切にしている物を捨てる」(9%)、「被害者が誰と付き合ってよいかを制限し、誰と付き合っているかをチェックする」(9%)という順であった。女性加害者と異なり、男性加害者の4分の1以上(28%)は生活費を渡さず、また、被害者が外で働くことを禁止したり、仕事を辞めさせたり(7%)、子供や被害者の親兄弟に危害を与えると脅したり(子供6%、親兄弟4%)、「誰のおかげで生活しているのだ」と言ったり(4%)、無視したり(2%)していた。

表11 精神的暴力の内容

精神的暴力

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
罵声をあげて怒鳴る	220 (63.6)	9 (37.5)	211 (65.5)
生活費を渡さない	91 (26.3)	0 (0.0)	91 (28.3)
命令口調でものを言う	57 (16.5)	1 (4.2)	56 (17.4)
暴力を加える素振りをする	36 (10.4)	3 (12.5)	33 (10.2)
被害者が大切にしている物を捨てる	34 (9.8)	4 (16.7)	30 (9.3)
誰と付き合ってよいかを制限し、誰と付き合っているかをチェックする	32 (9.2)	3 (12.5)	29 (9.0)
被害者が外で働くことを禁止し、仕事を辞めさせたりする	23 (6.6)	0 (0.0)	23 (7.1)
子供に危害を与えると脅す	19 (5.5)	0 (0.0)	19 (5.9)
被害者の親兄弟に危害を加えると脅す	14 (4.0)	0 (0.0)	14 (4.3)
誰のおかげで生活しているのだと言う	13 (3.8)	0 (0.0)	13 (4.0)
無視する	5 (1.4)	0 (0.0)	5 (1.6)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 総数（ ）内は、全対象者に対する比率である。
3 女性（ ）内は、女性対象者に対する比率である。
4 男性（ ）内は、男性対象者に対する比率である。
5 複数項目に当てはまる場合には重複計上している。

t 検定の結果によると、「罵声をあげて怒鳴る」(t=2.9, p=0.004),「生活費を渡さない」(t=3.3, p=0.001),「命令口調でものを言う」(t=2.0, p=0.046)に関しては、男性加害者と女性加害者の間において有意差が見られた。すなわち、より多くの男性加害者は女性加害者より、罵声をあげて怒鳴り、生活費を渡さず、命令口調でものを言っていた。しかし、全ての精神的暴力の行為から構成された「精神的暴力（合計）」についてみると、男女間に有意差はなかった (t=1.1, p=0.253)。すなわち、「精神的暴力」を総合的にみると、男性と女性は同様に、精神的暴力を振るう傾向があることが分かった。

表12 t 検定：男性加害者と女性加害者の間の精神的暴力の相違

	男性加害者			女性加害者			検定結果	
	N	平均値	標準偏差	N	平均値	標準偏差	t	p
罵声をあげて怒鳴る	235	0.9	0.3	14	0.6	0.5	2.9	.004**
生活費を渡さない	219	0.4	0.5	15	0	0	3.3	.001***
命令口調でものを言う	190	0.3	0.5	16	0.1	0.3	2.0	.046*
暴力を加える素振りをする	163	0.2	0.4	16	0.2	0.4	0.1	.888
被害者が大切にしている物を捨てる	196	0.2	0.4	16	0.3	0.5	-1.0	.312
誰と付き合ってよいかを制限し、誰と付き合っているかをチェックする	200	0.1	0.4	18	0.2	0.4	-0.2	.805
被害者が外で働くことを禁止し、仕事を辞めさせたりする	223	0.1	0.3	16	0	0	1.4	.178
子供に危害を与えると脅す	197	0.1	0.3	11	0	0	1.1	.282
被害者の親兄弟に危害を加えると脅す	191	0.1	0.3	15	0	0	1.1	.280
誰のおかげで生活しているのだと言う	194	0.1	0.3	15	0	0	1.0	.303
無視する	201	0	0.2	15	0	0	0.6	.539
精神的暴力（合計）	96	2.0	1.3	6	1.3	1.8	1.1	.253

* p<.05；** p<.01；*** p<.001

b 性的暴力

性的暴力についてみると、「性的行為を強要する」(全加害者の9%)、「妊娠の中絶を強要する」(2%)、「避妊に協力しない」(1%)であった。男女別にみると、女性加害者は性的暴力を行っていなかったが、男性加害者の10%は性的行為を強要したり、その2%が妊娠の中絶を強要したり、その1%が避妊に協力しなかった。なお、「見たくないのにポルノビデオや雑誌を見せる」は男女共に「該当者なし」のため、本分析より省略した。

表13 性的暴力の内容

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
性的行為を強要する	31 (9.0)	0 (0.0)	31 (9.6)
妊娠の中絶を強要する	6 (1.7)	0 (0.0)	6 (1.9)
避妊に協力しない	3 (0.9)	0 (0.0)	3 (0.9)

注1 法務総合研究所の調査による。
2 総数（ ）内は、全対象者に対する比率である。
3 女性（ ）内は、女性対象者に対する比率である。
4 男性（ ）内は、男性対象者に対する比率である。
5 複数項目に当てはまる場合には重複計上している。

性的暴力について、t 検定の結果をみると、男性加害者と女性加害者の間において有意差はなかった。

表14 t 検定：男性加害者と女性加害者の間の性的暴力の相違

	男性加害者			女性加害者			検定結果	
	N	平均値	標準偏差	N	平均値	標準偏差	t	p
性的行為を強要する	180	0.2	0.4	16	0.1	0.3	1.1	.257
妊娠の中絶を強要する	181	0	0.2	15	0.1	0.3	-0.6	.504
避妊に協力しない	171	0	0.1	16	0	0	0.5	.596
性的暴力（合計）	164	0.13	0.39	15	0.13	0.52	0	.994

c ストーカー行為

全加害者346人のうち、被害者に対して「ストーカー行為」を行った者は28人（8％）であった。男女別に見ると、女性加害者は1人（女性加害者の4％）、これに対して、男性加害者は27人（男性加害者の8％）であった。t検定の結果をみると、男性加害者と女性加害者との間において有意な差は見られなかった。

オ 類似行為

表15をみると、過去に類似行為を行っていた加害者は277人（全加害者の80％）であり、類似行為が継続していた期間は、平均すると5.7年であるが、1年以上5年未満が106人（38％）と一番多く、次いで5年以上10年未満が38人（14％）となっている。20年以上が13人であり、40年以上が1人であった。男女別にみると、女性加害者24人中12人は過去に類似行為があり、平均して、2.8年続いていた。これに対して、

表15 過去の類似行為

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
あり	277 (80.1)	12 (50.0)	265 (82.3)
なし	38 (11.0)	10 (41.7)	28 (8.7)
不明	31 (9.0)	2 (8.3)	29 (9.0)

- 注1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比である。
3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

表16 過去の類似行為が継続していた期間

	総 数	女 性	男 性
総数	277 (100.0)	12 (100.0)	265 (100.0)
1年未満	33 (11.9)	0 (0.0)	33 (12.5)
1年以上5年未満	106 (38.3)	6 (50.0)	100 (37.7)
5年以上10年未満	38 (13.7)	1 (8.3)	37 (14.0)
10年以上15年未満	26 (9.4)	0 (0.0)	26 (9.8)
15年以上20年未満	4 (1.4)	0 (0.0)	4 (1.5)
20年以上25年未満	2 (0.7)	0 (0.0)	2 (0.8)
25年以上30年未満	5 (1.8)	0 (0.0)	5 (1.9)
30年以上35年未満	5 (1.8)	0 (0.0)	5 (1.9)
35年以上40年未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
40年以上	1 (0.4)	0 (0.0)	1 (0.4)
不明	57 (20.6)	5 (41.7)	52 (19.6)

- 注1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比である。
3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

男性加害者の82%（265人）は、同一被害者に類似行為を行い、平均して、5.8年続いていた。

さらに、同一被害者に対する類似行為により過去に処分を受けた加害者は7人（全員男性）であった。そのうち、不起訴処分になった人数は2人、罰金は5人であった。他の被害者に対する類似行為により過去に処分を受けた者は7人であった。そのうち、罰金は3人、執行猶予付判決に処せられた者は3人であった。残りの1人においては、今回の被害者と異なる被害者2人に対して暴力を振るい、罰金刑と実刑判決を受けた。

表17 同一被害者に対する過去の類似行為の処分

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
あり	7 (2.0)	0 (0.0)	7 (2.2)
なし	329 (95.1)	24 (100.0)	305 (94.7)
不明	10 (2.9)	0 (0.0)	10 (3.1)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

カ 暴力の頻度

暴力の頻度の傾向をみた表18が示すように、年々暴力の頻度が増す傾向にあったと認められる。事件発生1年前の頻度は、5年前と比較して、「毎日」は全加害者の1%から3%に増加し、「たびたび」は25%から38%に増加し、「時々」は15%から19%に増加し、「まれに」はほぼ6%と変化はなく、「なし」は6%から3%に減少した。

女性加害者のうち、過去に類似行為を起こした者が少数のため、男女の比較は困難であった。

表18 類似行為の頻度

全加害者

	5 年前の頻度 総数	1 年前の頻度 総数	増減 %
総数	346 (100.0)	346 (100.0)	
毎日	4 (1.2)	11 (3.2)	+175%
たびたび	87 (25.1)	131 (37.9)	+51%
時々	52 (15.0)	66 (19.1)	+27%
まれに	20 (5.8)	21 (6.1)	+5%
なし	20 (5.8)	11 (3.2)	-45%
非該当	89 (25.7)	35 (10.1)	
不明	74 (21.4)	71 (20.5)	

男性加害者

	5 年前の頻度 総数	1 年前の頻度 総数
総数	322 (100.0)	322 (100.0)
毎日	4 (1.2)	11 (3.4)
たびたび	83 (25.8)	125 (38.8)
時々	52 (16.1)	65 (20.2)
まれに	19 (5.9)	20 (6.2)
なし	19 (5.9)	9 (2.8)
非該当	77 (23.9)	28 (8.7)
不明	68 (21.1)	64 (19.9)

女性加害者

	5 年前の頻度 総数	1 年前の頻度 総数
総数	24 (100.0)	24 (100.0)
毎日	0 (0.0)	0 (0.0)
たびたび	4 (16.7)	6 (25.0)
時々	0 (0.0)	1 (4.2)
まれに	1 (4.2)	1 (4.2)
なし	1 (4.2)	2 (8.3)
非該当	12 (50.0)	7 (29.2)
不明	6 (25.0)	7 (29.2)

注1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、構成比である。
3 非該当は過去に類似行為のなかった件数及び上記期間内(5年前及び1年前)に類似行為がなかった件数を含む。
4 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

キ 子供の前の暴力行為

子供の前で暴力行為を働いた者は全加害者の42%（147人）であった。t検定の結果によると、男性加害者と女性加害者間において、子供の前で暴力を振るっていたかどうかに関して有意差はなかった。

(2) 加害者と被害者の関係についての分析結果

ア 属性等

本研究では、DVの実態を分析する上で、元配偶者及び元内縁の者まで含めるのが相当と判断し、加害者の範囲を元配偶者、元内縁の者まで広げて調査を実施した。その結果、346人中、配偶者の関係にあった者は203人で59%、元配偶者の関係にあった者は68人で20%、内縁関係にあった者は69人で20%、元内縁関係にあった者は6人で2%であった。

表19 配偶者関係

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
配偶者	203 (58.7)	15 (62.5)	188 (58.4)
元配偶者	68 (19.7)	3 (12.5)	65 (20.2)
内縁	69 (19.9)	6 (25.0)	63 (19.6)
元内縁	6 (1.7)	0 (0.0)	6 (1.9)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

加害者と被害者の「関係期間」(付き合い始めてから事件当日までの期間)の平均は10年3か月で、同居期間の平均は8年10か月であり、6組は40年以上同居していた。

表20 関係期間

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
1年未満	23 (6.9)	2 (8.4)	21 (6.3)
1年以上5年未満	105 (30.2)	6 (25.2)	99 (30.1)
5年以上10年未満	68 (19.9)	4 (16.7)	64 (19.5)
10年以上15年未満	47 (12.9)	3 (12.6)	44 (13.7)
15年以上20年未満	34 (9.9)	2 (8.4)	32 (8.8)
20年以上25年未満	23 (6.6)	1 (4.2)	22 (6.9)
25年以上30年未満	10 (3.0)	0 (0.0)	10 (3.0)
30年以上35年未満	11 (3.3)	0 (0.0)	11 (3.3)
35年以上40年未満	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
40年以上45年未満	3 (0.9)	1 (4.2)	2 (0.6)
45年以上50年未満	3 (0.9)	0 (0.0)	3 (0.9)
50年以上	1 (0.3)	1 (4.2)	0 (0.0)
不明	17 (4.9)	4 (16.7)	13 (4.0)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

被害者と加害者の出会いは、職場での出会い(スナック、バイト先を含めて)が41%と最も多かった。出会い場所の中で、「その他」の例としては、友達の紹介、結婚相談所、お見合い等である。事件当時配偶者関係にあった被害者のうち、109人(全被害者の32%)は事件後離婚の申請をした。

表21 出会い

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
スナック	82 (23.7)	10 (41.7)	72 (22.4)
職場・バイト先	58 (16.8)	3 (12.5)	55 (17.1)
学校	18 (5.2)	0 (0.0)	18 (5.6)
風俗店	16 (4.6)	0 (0.0)	16 (5.0)
ナンパ	13 (3.8)	1 (4.2)	12 (3.7)
メール・広告に恋人募集	10 (2.9)	0 (0.0)	10 (3.1)
その他（例えばお見合い・友達の紹介）	87 (25.1)	7 (29.2)	80 (24.8)
不明	62 (17.9)	3 (12.5)	59 (18.3)

注1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比である。
3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

「同居期間」を男女別にみると、女性加害者のうち、13%（3人）は40年以上同居し、平均の「同居期間」は10年であった。男性加害者のうち、1%（3人）は40年以上同居し、平均の「同居期間」は8年9ヶ月であった。

表22 同居期間

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
1年未満	46 (13.4)	5 (20.9)	41 (11.7)
1年以上5年未満	110 (34.6)	8 (33.5)	102 (31.2)
5年以上10年未満	60 (17.7)	4 (16.7)	56 (17.1)
10年以上15年未満	49 (14.5)	1 (4.2)	48 (10.6)
15年以上20年未満	28 (8.2)	1 (4.2)	27 (8.3)
20年以上25年未満	18 (5.3)	1 (4.2)	17 (5.1)
25年以上30年未満	8 (2.4)	0 (0.0)	8 (2.4)
30年以上35年未満	9 (2.7)	0 (0.0)	9 (2.7)
35年以上40年未満	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
40年以上45年未満	4 (1.2)	2 (8.4)	2 (0.6)
45年以上50年未満	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
50年以上	1 (0.3)	1 (4.2)	0 (0.0)
不明	11 (3.2)	1 (4.2)	10 (3.1)

注1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比である。
3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

イ DVの開始時期

DVの開始時期についてみると、加害者の41人（全加害者の12%）は、結婚又は内縁関係成立以前（平均して、結婚又は内縁関係成立の1.2年前）から暴力を振るっていた。これに対して、加害者の234人（68%）は、結婚又は内縁関係成立後（平均して、結婚又は内縁関係成立して3.4年後）から暴力を振るっていた。

表23 DVの開始時期

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
結婚前から	33 (9.5)	0 (0.0)	33 (10.2)
結婚後から	241 (69.7)	10 (41.7)	231 (71.7)
不明	72 (20.8)	14 (58.3)	58 (18.0)

- 注1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比である。
3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

男女別にみると、男女共、結婚又は内縁関係成立後にDVが開始した場合が多かった（男性加害者の場合は72％、女性加害者の場合は42％）。男性加害者の場合には、結婚又は内縁関係成立して3.4年後から、女性加害者の場合は2.3年後から、DVが開始していた。

表24 結婚前後別 DV 開始時期

結婚前の場合何年前から

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
1年未満	8 (2.4)	0 (0.0)	8 (2.4)
1年	15 (4.4)	0 (0.0)	15 (4.6)
2年	3 (0.9)	0 (0.0)	3 (0.9)
3年	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
4年	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
5年	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
6年	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
7年	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
8年	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
非該当	241 (69.7)	10 (41.7)	231 (71.7)
不明	76 (22.0)	14 (58.3)	62 (19.3)

結婚後の場合何年後から

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
1年未満	112 (32.4)	4 (16.7)	108 (33.5)
1年以上5年未満	52 (15.1)	4 (16.7)	48 (14.9)
5年以上10年未満	11 (3.3)	0 (0.0)	11 (3.3)
10年以上15年未満	11 (3.3)	1 (4.2)	10 (3.0)
15年以上20年未満	9 (2.6)	0 (0.0)	9 (2.8)
20年以上25年未満	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
25年以上30年未満	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
30年以上35年未満	4 (1.2)	0 (0.0)	4 (1.2)
35年以上40年未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
40年以上45年未満	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
非該当	33 (9.5)	0 (0.0)	33 (10.2)
不明	111 (32.1)	15 (62.5)	96 (29.8)

- 注1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比である。
3 非該当はDV開始時期が結婚後又は結婚前の件数を含む。
4 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

ウ 経済的負担

経済的に「全面的に男性が負担」していたのは全加害者の25%、「ほとんど男性が負担」が10%、「お互いに半々で負担」が13%、「ほとんど女性が負担」が8%、「全面的に女性が負担」が8%、「どちらも負担しない」が7%であった。

男女別にみると、少なくとも女性加害者の家庭では、3組に1組（38%）において、経済面に関して「全面的に男性が負担」していた。「ほとんど男性が負担」、「お互いに半々で負担」、「ほとんど女性が負担」、「全面的に女性が負担」は各8%（各2組）であった。これに対して、男性加害者の家庭では、4組に1組（24%）において、「全面的に男性が負担」し、続いて「お互いに半々で負担」（14%）、「ほとんど男性が負担」（10%）となっている。「ほとんど女性が負担」と「全面的に女性が負担」は合計で16%であった。

表25 経済的負担

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
全面的に男性が負担	87 (25.1)	9 (37.5)	78 (24.2)
ほとんど男性が負担	33 (9.5)	2 (8.3)	31 (9.6)
お互いに半々で負担	46 (13.3)	2 (8.3)	44 (13.7)
ほとんど女性が負担	26 (7.5)	2 (8.3)	24 (7.5)
全面的に女性が負担	28 (8.1)	2 (8.3)	26 (8.1)
どちらも負担しない	24 (6.9)	1 (4.2)	23 (7.1)
不明	102 (29.5)	6 (25.0)	96 (29.9)

- 注1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比である。
3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

エ 家族構成

犯行時において、カップル（加害者と被害者の1対の男女の組合せを言う。以下同じ。）が同居していたケースは全加害者の約70%で、別居は約30%であった。カップルが同居していたケースの内訳をみると、54%は「カップルと子供」、32%が「カップルのみ」、9%が「カップル、子供と親族」、3%が「カップルと親族」であり、不明が1%であった。別居の内訳は、加害者の「単身」のケースは51%で、「その他」は45%（例えば、加害者の父・母と同居）」であり、不明は4%であった。

表26 犯行時の同居の有無

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
同居	239 (69.1)	16 (66.7)	223 (69.3)
別居	105 (30.3)	8 (33.3)	97 (30.1)
不明	2 (0.6)	0 (0.0)	2 (0.6)

- 注1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比である。
3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

犯行時におけるカップルの「同居の有無」と「配偶者の関係」をみると、配偶者関係にあった加害者の74%は同居していたのに対して、元配偶者関係にあった加害者の41%及び内縁関係にあった加害者の87%は同居していた。元内縁関係にあった加害者は全て別居していた。

さらに、犯行時の「家族構成」と「配偶者の関係」について、配偶者関係にあった加害者が同居していたケースの内訳をみると、「カップルのみ」は22%、「カップルと子供」は63%、「カップルと親族」は2%、「カップル、子供及び親族」は13%であり、配偶者関係にあった加害者が別居していたケースをみると、「単身」が48%で、「その他」が52%であった。これに対して、元配偶者関係にあった加害者が同居していたケースの内訳をみると、「カップルのみ」は25%、「カップルと子供」は64%、「不明」は11%であり、元配偶者関係にあった加害者が別居していたケースの内訳をみると、「単身」が53%、「その他」が40%、「不明」は8%であった。内縁関係にあった加害者が同居していたケースをみると、「カップルのみ」は62%、「カップルと子供」は28%、「カップルと親族」は7%、「カップル、子供及び親族」は3%であり、内縁関係にあった加害者が別居していたケースをみると「単身」は33%、「その他」は56%、「不明」は11%であった。元内縁関係にあった加害者は全て別居しており「単身」であった。

犯行後の家族構成をみると、犯行時と比較して「単身の加害者」は131%増加し、「その他」は91%増加した。これに対して、「カップルのみ」(73%減)、「カップルと子供」(55%減)、「カップルと親族」(86%減)、「カップル、子供と親族」(59%減)となった。

男性及び女性加害者は共に、事件後「単身」の増加（男性は132%増、女性は100%増）と「その他」の増加（男性は105%増、女性は14%増）がみられた。

表27 家族構成

全加害者

	犯 行 時 総数	犯 行 後 総数	増 減 %
総数	346 (100.0)	346 (100.0)	
単身	54 (15.6)	125 (36.1)	+131%
カップルのみ	77 (22.3)	21 (6.1)	-73%
カップルと子供	130 (37.6)	59 (17.1)	-55%
カップルと親族	7 (2.0)	1 (0.3)	-86%
カップル、子供と親族	22 (6.4)	9 (2.6)	-59%
その他（例えば両親）	47 (13.6)	90 (26.0)	+91%
不明	9 (2.6)	41 (11.8)	

男性加害者

	犯 行 時 総数	犯 行 後 総数	増 減 %
総数	322 (100.0)	322 (100.0)	
単身	53 (16.5)	123 (38.2)	+132%
カップルのみ	68 (21.1)	16 (5.0)	-76%
カップルと子供	123 (38.2)	56 (17.4)	-54%
カップルと親族	7 (2.2)	1 (0.3)	-86%
カップル、子供と親族	22 (6.8)	9 (2.8)	-59%
その他（例えば両親）	40 (12.4)	82 (25.5)	+105%
不明	9 (2.8)	35 (10.9)	

女性加害者

	犯 行 時 総数	犯 行 後 総数	増 減 %
総数	24 (100.0)	24 (100.0)	
単身	1 (4.2)	2 (8.3)	+100%
カップルのみ	9 (37.5)	5 (20.8)	-44%
カップルと子供	7 (29.2)	3 (12.5)	-57%
カップルと親族	0 (0.0)	0 (0.0)	0%
カップル、子供と親族	0 (0.0)	0 (0.0)	0%
その他（例えば両親）	7 (29.2)	8 (33.3)	+14%
不明	0 (0.0)	6 (25.0)	

注1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比である。
3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

(3) 加害者の分析結果

ア 特性等

加害者の性別は、男性93%（322人）、女性7%（24人）であった。平均年齢は37.8歳（19歳から71歳まで）であった。

表28 加害者の性別

性別

	総 数	
総数	346	(100.0)
男性	322	(93.1)
女性	24	(6.9)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比である。

表29 加害者の年齢

年齢

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
10代	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
20代	76 (22.0)	3 (12.5)	73 (22.7)
30代	103 (29.7)	7 (29.2)	96 (29.8)
40代	87 (25.2)	6 (25.0)	81 (25.2)
50代	59 (17.0)	5 (20.9)	54 (16.7)
60代	18 (5.2)	3 (12.5)	15 (4.7)
70代	2 (0.6)	0 (0.0)	2 (0.6)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比である。

学歴は、中学卒業未満が 3 人（全加害者の 1 %），中学卒業が116人（全加害者の34%），高校中退が62人(18%)で、これらを含む高校卒業未満が181人で全加害者の53%を占め、次いで高校卒業が97人(28%)，大学中退が 7 人（ 2 %），大学卒業者が27人（ 8 %），各種専門学校等中退及び各種専門学校等卒業が26人（ 8 %）及びその他（大学在学中，大学院卒業）が 5 人であった。

表30 加害者の学歴

学歴

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
中学卒業未満	3 (0.9)	1 (4.2)	2 (0.6)
中学卒業	116 (33.5)	8 (33.3)	108 (33.5)
高校中退	62 (17.9)	6 (25.0)	56 (17.4)
高校卒業	97 (28.0)	4 (16.7)	93 (28.9)
大学中退	7 (2.0)	2 (8.3)	5 (1.6)
大学卒業	27 (7.8)	1 (4.2)	26 (8.1)
各種専門学校中退	6 (1.7)	0 (0.0)	6 (1.9)
各種専門学校卒業	20 (5.8)	1 (4.2)	19 (5.9)
その他	5 (1.4)	0 (0.0)	5 (1.6)
不明	3 (0.9)	1 (4.2)	2 (0.6)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比である。
3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

さらに、全加害者の69％（238人）は職業に就いており、27％（95人）は就業しておらず、3％（12人）は家事専業であった。就業者のうち、94％は常勤であった。

表31 加害者の職業の有無

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
あり	238 (68.8)	8 (33.3)	230 (71.4)
なし	95 (27.5)	5 (20.8)	90 (28.0)
家事専業	12 (3.5)	11 (45.8)	1 (0.3)
不明	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)

- 注1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比である。
3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

職種に関してみると、建設関係が30％、サービス関係（例えば、飲食店関係等）と運輸関係が各12％、オフィスワーカーが3％及びその他（例えば、農業、医療関係等）が34％であった。生活保護を受けている者は10人（全加害者の3％）であった。

表32 加害者の職種

	総 数	女 性	男 性
総数	236 (100.0)	8 (100.0)	228 (100.0)
販売関係	22 (9.3)	0 (0.0)	22 (9.6)
運輸関係	28 (11.9)	0 (0.0)	28 (12.3)
サービス関係	28 (11.9)	5 (62.5)	23 (10.1)
建設関係	70 (29.7)	0 (0.0)	70 (30.7)
オフィスワーカー	7 (3.0)	0 (0.0)	7 (3.1)
その他	81 (34.3)	3 (37.5)	78 (34.2)

- 注1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比である。
3 非就業者、家事専業及び不明を除く。

過去5年間の転職をみると、131人（全加害者の38％）は転職歴がなく、転職1回が19％、2回以上は24％であった。収入（収入がある者）に関しては、平均年入(mean)は379万円（中央値に当たる(median)収入は300万円）であり、年収1,000万円以上は9人であった。

表33 加害者の過去5年間の転職回数

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
なし	131 (37.9)	6 (25.0)	125 (38.8)
1回	66 (19.1)	2 (8.3)	64 (19.9)
2回以上	83 (24.0)	2 (8.3)	81 (25.2)
非該当	38 (11.0)	11 (45.8)	27 (8.4)
不明	28 (8.1)	9 (12.5)	25 (7.8)

- 注1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比である。
3 非該当は過去5年間に転職のなかった加害者の件数を示す。
4 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

さらに、1年以上不就労の者は全加害者の17%であり、又全対象者の26%は、サラ金借財（ギャンブル・遊興費・生活費に使用）があった。

男女別にみると、女性加害者の平均年齢は43.0歳、男性加害者の平均年齢は39.6歳であった。60歳以上の加害者については、女性加害者では13%、男性加害者では5%であった。これに対して、20歳以下の加害者に関しては、女性加害者は13%であり、男性加害者は23%であった。

学歴を男女別にみると、男性においては、高校卒業未満は全男性加害者の52%（中学卒業未満1%、中学卒業34%及び高校中退17%を含む。）であり、少なくとも高校卒業（高校卒業29%、大学中退2%及び大学卒業8%を含む。）の学歴を持つ者は全男性加害者の39%であった。女性においては、高校卒業未満は全女性加害者の62%（中学卒業未満は4%、中学卒業は33%及び高校中退は25%）であり、少なくとも高校卒業（高校卒業17%、大学中退8%及び大学卒業4%を含む。）の学歴を持つ者は全女性加害者の29%であった。男性の「その他の学歴」は大学在学中、大学院卒業等を含んでいる。

職業に関しては、女性加害者の3分の1は職に就いているが、46%は家事専業であった。これに対して、男性加害者の7割は職に就いていた。職種についてみれば、女性の63%はサービス関係の職に就いていて、「その他」（例えば、幼稚園・学校関係等）は38%であった。男性加害者の3割は建設関係の職に就いており、続いて運輸関係（12%）、サービス関係（10%）、販売関係（10%）、オフィスワーカー（3%）、その他（例えば、地方公務員、病院関係等）（34%）であった。

年収（年収のある者）についてみると、女性加害者の平均年収は374万円（中央値 median は312万円）で、男性加害者の平均年収は379万円（中央値 median は300万円）であった。

表34 加害者の収入の有無

	総 数	女 性	男 性
総数	319 (100.0)	12 (100.0)	307 (100.0)
あり	234 (73.4)	7 (58.3)	227 (73.9)
なし	85 (26.6)	5 (41.7)	80 (26.1)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 非就業者、家事専業及び不明を除く。

表35 加害者の年収

	総 数	女 性	男 性
総数	234 (100.0)	7 (100.0)	227 (100.0)
100万円未満	8 (3.4)	0 (0.0)	8 (3.5)
100万円以上200万円未満	18 (7.7)	0 (0.0)	18 (7.9)
200万円以上300万円未満	54 (23.1)	1 (14.3)	53 (23.3)
300万円以上400万円未満	65 (27.8)	4 (57.1)	61 (26.9)
400万円以上500万円未満	14 (6.1)	0 (0.0)	14 (6.2)
500万円以上600万円未満	6 (2.6)	0 (0.0)	6 (2.6)
600万円以上700万円未満	8 (3.4)	0 (0.0)	8 (3.5)
700万円以上800万円未満	4 (1.7)	1 (14.3)	3 (1.3)
800万円以上900万円未満	2 (0.9)	0 (0.0)	2 (0.9)
900万円以上1,000万円未満	2 (0.9)	0 (0.0)	2 (0.9)
1,000万円以上	9 (3.8)	0 (0.0)	9 (4.0)
不明	44 (18.8)	1 (14.3)	43 (18.9)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 年収のある者のみである。

4 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

イ 前科・逮捕歴等

α 前科

前科については、「前科なし」が全加害者の56%，1回が17%，2回が9%，3回が7%，4回以上が9％であった。

表36 加害者の前科回数

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
0回	194 (56.1)	21 (87.5)	173 (53.7)
1回	60 (17.3)	3 (12.5)	57 (17.7)
2回	32 (9.2)	0 (0.0)	32 (9.9)
3回	23 (6.6)	0 (0.0)	23 (7.1)
4回	13 (3.8)	0 (0.0)	13 (4.0)
5回	6 (1.7)	0 (0.0)	6 (1.9)
6回	2 (0.6)	0 (0.0)	2 (0.6)
7回以上	11 (3.2)	0 (0.0)	11 (3.4)
不明	5 (1.5)	0 (0.0)	5 (1.6)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

前科となった犯罪は多様であるが、傷害、道路交通関係、過失傷害が上位3種類の犯罪であった。

男女別にみると、女性加害者の88％には前科がないが、男性加害者の45％は少なくとも1回以上の前科があり、7回以上の男性加害者も11人（3％）であった。

表37 加害者の前科罪名

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
傷害	36 (10.4)	0 (0.0)	36 (11.2)
道路交通関係	26 (7.5)	1 (4.2)	25 (7.8)
過失傷害	20 (5.8)	0 (0.0)	20 (6.2)
覚せい剤取締法	13 (3.8)	1 (4.2)	12 (3.7)
業務上過失致死傷	11 (3.2)	0 (0.0)	11 (3.4)
窃盗	5 (1.4)	0 (0.0)	7 (2.2)
銃刀刀剣類所持関係	5 (1.4)	0 (0.0)	5 (1.6)
暴行	5 (1.4)	1 (4.2)	4 (1.2)
器物損壊	4 (1.2)	0 (0.0)	4 (1.2)
暴力行為等処罰ニ関スル法律	4 (1.2)	0 (0.0)	4 (1.2)
薬物及び劇物取締関係	4 (1.2)	0 (0.0)	4 (1.2)
放火	2 (0.6)	0 (0.0)	2 (0.6)
詐欺	2 (0.6)	0 (0.0)	2 (0.6)
恐喝	2 (0.6)	0 (0.0)	2 (0.6)
殺人隠蔽	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
住居侵入	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
強姦	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
脅迫	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
公職選挙法	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
大麻取締法	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
青少年保護育成条例関係	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
軽犯罪法	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
その他の特別法犯	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
その他の刑法犯	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
非該当	194 (56.1)	21 (87.5)	173 (53.7)
不明	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 非該当は前科歴のない加害者の件数を示す。

4 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

b 前歴

前歴については、「前歴なし」が248人(全加害者の72%)、1回が15%、2回が7%、3回が4%、4回以上が2%であった。

表38 加害者の前歴回数

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
0 回	248 (71.7)	24 (100.0)	224 (69.6)
1 回	50 (14.5)	0 (0.0)	50 (15.5)
2 回	23 (6.6)	0 (0.0)	23 (7.1)
3 回	12 (3.5)	0 (0.0)	12 (3.7)
4 回	5 (1.4)	0 (0.0)	5 (1.6)
5 回	2 (0.6)	0 (0.0)	2 (0.6)
7 回以上	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
不明	5 (1.4)	0 (0.0)	5 (1.6)

注1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比である。
3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

前歴となった犯罪の上位3種類は、傷害、窃盗、道路交通関係であった。

女性加害者には、前歴を持っている者はいないが、男性加害者の29%（93人）は前歴が少なくとも1回あった。

表39 加害者の前歴罪名

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
傷害	16 (4.6)	0 (0.0)	16 (5.0)
窃盗	13 (3.8)	0 (0.0)	13 (4.0)
道路交通関係	12 (3.5)	0 (0.0)	12 (3.7)
暴行	7 (2.0)	0 (0.0)	7 (2.2)
詐欺	4 (1.2)	0 (0.0)	4 (1.2)
覚せい剤取締法	4 (1.2)	0 (0.0)	4 (1.2)
薬物及び劇物取締関係	4 (1.2)	0 (0.0)	4 (1.2)
恐喝	3 (0.9)	0 (0.0)	3 (0.9)
銃刀刀剣類所持関係	3 (0.9)	0 (0.0)	3 (0.9)
公務執行妨害	3 (0.9)	0 (0.0)	3 (0.9)
住居侵入	2 (0.6)	0 (0.0)	2 (0.6)
私文書偽造	2 (0.6)	0 (0.0)	2 (0.6)
強姦	2 (0.6)	0 (0.0)	2 (0.6)
暴力行為等処罰ニ関スル法律	2 (0.6)	0 (0.0)	2 (0.6)
わいせつ・わいせつ文書頒布等	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
殺人未遂	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
業務上過失致死傷	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
毀棄・隠匿	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
その他の特別法犯	6 (1.7)	0 (0.0)	6 (1.9)
その他の刑法犯	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
非該当	248 (71.7)	24 (100.0)	224 (69.6)
不明	5 (1.4)	0 (0.0)	5 (1.6)

注1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比である。
3 非該当は前科歴のない加害者の件数を示す。
4 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

c 少年時の逮捕歴（保護観察処分とならなかった又は少年院に送られなかった場合）

全加害者の18％に少年時の逮捕歴があり，うち，逮捕歴1回が70％，2回が22％，3回が9％であった。

男女別にみると，男性加害者の19％（60人）と女性加害者の4％（1人）は少年時の逮捕歴があった。

表40 加害者の少年時の逮捕歴

全加害者	少年時の逮捕の有無 総数	保護観察・少年院有無 総数
総数	346 (100.0)	346 (100.0)
あり	61 (17.6)	46 (13.3)
なし	260 (75.1)	281 (81.2)
不明	25 (7.2)	19 (5.5)

男性加害者

	少年時の逮捕の有無 総数	保護観察・少年院有無 総数
総数	322 (100.0)	322 (100.0)
あり	60 (18.6)	45 (14.0)
なし	238 (73.9)	259 (80.4)
不明	24 (7.5)	18 (5.6)

女性加害者

	少年時の逮捕の有無 総数	保護観察・少年院有無 総数
総数	24 (100.0)	24 (100.0)
あり	1 (4.2)	1 (4.2)
なし	22 (91.7)	22 (91.7)
不明	1 (4.2)	1 (4.2)

注1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は，構成比である。
3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

d 少年時の逮捕時の犯罪

少年時代の逮捕時の犯罪も多様であったが，窃盗，毒劇法，傷害が上位3種類の犯罪であった。

表41 加害者の少年時逮捕罪名

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
窃盗	16 (4.6)	0 (0.0)	16 (5.0)
薬物及び劇物取締関係	8 (2.3)	0 (0.0)	8 (2.5)
傷害	7 (2.0)	0 (0.0)	7 (2.2)
道路交通関係	5 (1.4)	0 (0.0)	5 (1.6)
恐喝	2 (0.6)	0 (0.0)	2 (0.6)
逮捕・監禁	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
強盗	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
覚せい剤取締法	1 (0.3)	1 (4.2)	0 (0.0)
その他の刑法犯	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
非該当	260 (75.1)	22 (91.7)	238 (73.9)
不明	44 (12.7)	1 (4.2)	43 (13.4)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 非該当は逮捕歴のない加害者の件数を示す。

4 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

e 保護処分等

全加害者の13%は保護観察・少年院歴があり、うち、保護観察・少年院歴1回が57%、2回が29%、3回以上が14%であった。

男女別にみると、男性加害者の14%（45人）と女性加害者の4%（1人）は保護観察・少年院歴があった。

f 暴力団

全加害者の12%に暴力団加入歴があった。

ウ 薬物・飲酒

a 薬物

全加害者の15%は薬物使用の経験があった。そのうち、覚せい剤使用が57%、有機溶剤34%、大麻2%、2種類以上が8%であった。犯行時に、薬物を使用していた加害者は5人であった。

男女別にみると、女性加害者の8%（2人）、男性加害者の16%（51人）に薬物の経験があった。

表42 加害者の薬物使用歴の有無

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
あり	53 (15.3)	2 (8.3)	51 (15.8)
なし	280 (80.9)	22 (91.7)	258 (80.1)
不明	13 (3.8)	0 (0.0)	13 (4.0)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

表43 加害者の使用薬物の種類

	総 数	女 性	男 性
総数	53 (100.0)	2 (100.0)	51 (100.0)
覚せい剤	30 (56.6)	1 (50.0)	29 (56.9)
有機溶剤	18 (34.0)	0 (0.0)	18 (35.3)
2種類以上	4 (7.5)	1 (50.0)	3 (5.9)
大麻	1 (1.9)	0 (0.0)	1 (2.0)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

b 飲酒

全加害者の75% (259人) に飲酒の習慣があり、そのうち、40% (103人) は酒癖が悪かった。犯行時、174人 (飲酒習慣のある加害者の67%) が飲酒状態であった。

飲酒の習慣及び犯行時の飲酒状態について、男女別比率をみると、男性加害者と女性加害者の間にはほとんど差はみられなかった。

表44 加害者の飲酒習慣の有無

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
あり	259 (74.9)	16 (66.7)	243 (75.5)
なし	36 (10.4)	5 (20.8)	31 (9.6)
不明	51 (14.7)	3 (12.5)	48 (14.9)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

表45 犯行時の加害者の飲酒の有無

	総 数	女 性	男 性
総数	259 (100.0)	16 (100.0)	243 (100.0)
あり	174 (67.2)	9 (56.3)	165 (67.9)
なし	68 (26.3)	4 (25.0)	64 (26.3)
不明	17 (6.6)	3 (18.8)	14 (5.8)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

エ 子供への虐待

加害者の59人 (17%) は子供 (我が子及び継子を含む) に対して暴力を振るっていた。男性加害者の18%と女性加害者の4%は子供に対して、暴力を振るったことがあった。t検定の結果をみると、男性加害者と女性加害者の間には、子供への暴力に関して有意差はみられなかった。

表46 加害者の子供への暴力

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
あり	59 (17.1)	1 (4.2)	58 (18.0)
なし	170 (49.1)	11 (45.8)	159 (49.4)
非該当	53 (15.3)	8 (33.3)	45 (14.0)
不明	64 (18.5)	4 (16.7)	60 (18.6)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 非該当は、例えば子供がいない等である。

4 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

オ 暴力の合理化

暴力の合理化として、全加害者のうち、121人(35%)は、「自分の責任ではない」、37人(11%)は「脅すつもりだけだった」、24人(7%)は「自分が被害者だ」、17人(5%)は「しつけとしてやっている」、2人(0.6%)は「誰も被害者はいない」、1人(0.3%)は「皆がやっている」と述べている。

男女別にみると、女性加害者の21%、男性加害者の36%は「自分の責任ではない」と暴力を合理化した。さらに、女性加害者の21%は「脅すつもりだけだった」、13%は「自分が被害者だ」と述べている。これに対して、男性加害者の10%は「脅すつもりだった」、続いて7%は「自分が被害者だ」、5%が「しつけとしてやっている」、0.6%は「誰も被害者はいない」、0.3%は「皆がやっている」と述べている。

t検定の結果をみると、男性加害者と女性加害者の間に、「暴力の合理化」の全ての項目において有意差はなかった。

表47 加害者の暴力の合理化

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
自分の責任ではない	121 (35.0)	5 (20.8)	116 (36.0)
脅かすつもりだった	37 (10.7)	5 (20.8)	32 (9.9)
自分が被害者だ	24 (6.9)	3 (12.5)	21 (6.5)
しつけとしてやっている	17 (4.9)	0 (0.0)	17 (5.3)
誰も被害者はいない	2 (0.6)	0 (0.0)	2 (0.6)
皆がやっている	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、全対象者に対する構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

カ 家族・他人との関係

家族との関係については、全加害者の3%(10人)は家族との関係は良く、普通は19%(65人)であり、悪かったは65%(224人)であった。他人との関係については、良かった加害者は全加害者の8%、普通は27%、悪かったは15%(53人)であった。家族との関係及び他人との関係も悪いとされた加害者は49人であった。

男性加害者の67%と女性加害者の42%は家族との関係は悪かった。また、男性加害者の16%と女性加害者の8%は他人との関係は悪かった。t検定の結果をみると、男性加害者と女性加害者の間には、「家

族との関係」及び「他人との関係」に関して有意差はなかった。

表48 加害者の家族との関係

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
良い	10 (2.9)	2 (8.3)	8 (2.5)
普通	65 (18.8)	9 (37.5)	56 (17.4)
悪い	224 (64.7)	10 (41.7)	214 (66.5)
不明	47 (13.6)	3 (12.5)	44 (13.7)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

表49 加害者の他人との関係

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
良い	27 (7.8)	1 (4.2)	26 (8.1)
普通	93 (26.9)	11 (45.8)	82 (25.5)
悪い	53 (15.3)	2 (8.3)	51 (15.8)
不明	173 (50.0)	10 (41.7)	163 (50.0)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

キ 加害者からみた暴力の理由

表50によると、加害者からみた暴力の理由としては、「被害者の言動・態度」が232人(全加害者の67%)、「日常些細な事」が150人(43%)、「加害者の被害者への支配欲」が135人(39%)、「加害者の嫉妬・やきもち」が107人(31%)、「加害者の経済面の問題」が90人(26%)、「被害者の異性関係」が81人(23%)、「加害者の酒」が76人(22%)、「加害者の仕事に関する問題」が75人(22%)、「被害者の家事・育児のやり方」が69人(20%)、「コミュニケーションの問題」が46人(13%)、「子供の問題」が45人(13%)、「加害者の固定的な性別役割分担意識」が43人(12%)等となっている。なお、「加害者の近隣とのトラブル」は該当するケースがなかったため、本分析から除外した。

表50 加害者の暴力の理由

	総 数	女 性	男 性
加害者の酒	76 (22.0)	3 (12.5)	73 (22.7)
加害者の薬物	5 (1.4)	0 (0.0)	5 (1.6)
被害者の酒	19 (5.5)	1 (4.2)	18 (5.6)
被害者の薬物	2 (0.6)	1 (4.2)	1 (0.3)
加害者の精神障害	6 (1.7)	2 (8.3)	4 (1.2)
日常些細な事	150 (43.4)	11 (45.8)	139 (43.2)
家事・育児のやり方	69 (19.9)	0 (0.0)	69 (21.4)
被害者の家計のやり方	32 (9.2)	0 (0.0)	32 (9.9)
被害者の言動・態度	232 (67.1)	13 (54.2)	219 (68.0)
被害者の他の家族との不和	20 (5.8)	0 (0.0)	20 (6.2)
加害者の他の家族との不和	16 (4.6)	0 (0.0)	16 (5.0)
加害者の仕事に関する問題	75 (21.7)	2 (8.3)	73 (22.7)
加害者の経済面の問題	90 (26.0)	6 (25.0)	84 (26.1)
加害者のギャンブル	22 (6.4)	0 (0.0)	22 (6.8)
被害者の仕事に関する問題	33 (9.5)	5 (20.8)	28 (8.7)
被害者の経済面の問題	34 (9.8)	5 (20.8)	29 (9.0)
被害者のギャンブル	3 (0.9)	1 (4.2)	2 (0.6)
加害者の嫉妬・やきもち	107 (30.9)	4 (16.7)	103 (32.0)
加害者の異性関係	36 (10.4)	0 (0.0)	36 (11.2)
被害者の嫉妬・やきもち	26 (7.5)	2 (8.3)	24 (7.5)
被害者の異性関係	81 (23.4)	4 (16.7)	77 (23.9)
子供の問題	45 (13.0)	1 (4.2)	44 (13.7)
コミュニケーションの問題	46 (13.3)	4 (16.7)	42 (13.0)
加害者の被害者への支配欲	135 (39.0)	5 (20.8)	130 (40.4)
被害者への軽視	21 (6.1)	2 (8.3)	19 (5.9)
加害者の固定的な性別役割分担意識	43 (12.4)	0 (0.0)	43 (13.4)
加害者の子供時代に受けた虐待	6 (1.7)	0 (0.0)	6 (1.9)

注1 法務総合研究所の調査による。

- 2 総数（ ）内は、全対象者に対する比率である。
- 3 女性（ ）内は、女性対象者に対する比率である。
- 4 男性（ ）内は、男性対象者に対する比率である。
- 5 複数項目に当てはまる場合には重複計上している。

t検定によると、男性加害者と女性加害者間に有意差があった加害者の暴力の理由は、「被害者の薬物」($t=-2.4$, $p=0.017$), 「加害者の精神障害」($t=-2.6$, $p=0.009$), 「被害者の家事・育児のやり方」($t=2.6$, $p=0.010$), 「被害者の仕事に関する問題」($t=-2.1$, $p=0.036$), 「加害者の被害者への支配欲」($t=2.5$, $p=0.012$), 「加害者の固定的な役割分担意識」($t=2.0$, $p=0.043$)であった。言い換えると、男性加害者と比較して、女性加害者は「被害者の薬物」, 「加害者の精神障害」, 「被害者の仕事に関する問題」を暴力の理由とみなす傾向にあった。これに対して、男性加害者は「被害者の家事・育児のやり方」, 「加害者の被害者への支配欲」, 「加害者の固定的な役割分担意識」を暴力の理由とみなす傾向にあった。

表51 t検定：男性加害者と女性加害者の間の暴力の理由の相違

	女 性			男 性			検定結果	
	N	平均値	標準偏差	N	平均値	標準偏差	t	p
加害者の酒	23	0.1	0.3	304	0.2	0.4	1.20	.231
加害者の薬物	24	0.0	0.0	313	0.0	0.1	0.62	.534
被害者の酒	24	0.0	0.2	318	0.1	0.2	0.31	.759
被害者の薬物	24	0.0	0.2	319	0.0	0.1	-2.40	.017*
加害者の精神障害	23	0.1	0.3	317	0.0	0.1	-2.63	.009**
日常些細な事	24	0.5	0.5	296	0.5	0.5	0.11	.916
家事・育児のやり方	24	0.0	0.0	317	0.2	0.4	2.58	.010**
被害者の家計のやり方	24	0.0	0.0	313	0.1	0.3	1.65	.100
被害者の言動・態度	24	0.5	0.5	309	0.7	0.5	1.72	.087
被害者の他の家族との不和	21	0.0	0.0	297	0.1	0.3	1.23	.221
加害者の他の家族との不和	22	0.0	0.0	293	0.1	0.2	1.12	.262
加害者の仕事に関する問題	19	0.1	0.3	306	0.2	0.4	1.34	.182
加害者の経済面の問題	24	0.3	0.4	306	0.2	0.4	0.20	.828
加害者のギャンブル	22	0.0	0.0	312	0.1	0.3	1.29	.199
被害者の仕事に関する問題	18	0.3	0.5	253	0.1	0.3	-2.10	.036*
被害者の経済面の問題	23	0.2	0.4	313	0.1	0.3	-1.92	.056
被害者のギャンブル	23	0.0	0.2	319	0.0	0.1	-1.85	.065
加害者の嫉妬・やきもち	22	0.2	0.4	315	0.3	0.5	1.41	.158
加害者の異性関係	24	0.0	0.0	318	0.1	0.3	1.75	.082
被害者の嫉妬・やきもち	24	0.1	0.3	315	0.1	0.3	-0.13	.900
被害者の異性関係	23	0.2	0.4	318	0.2	0.4	0.74	.459
子供の問題	15	0.1	0.3	264	0.2	0.4	1.02	.307
コミュニケーションの問題	19	0.2	0.4	235	0.2	0.4	-0.35	.730
加害者の被害者への支配欲	22	0.2	0.4	257	0.5	0.5	2.53	.012*
被害者への軽視	24	0.1	0.3	305	0.1	0.2	-0.41	.686
加害者の固定的な性別役割分担意識	23	0.0	0.0	281	0.2	0.4	2.03	.043*
加害者の子供時代に受けた虐待	7	0.0	0.0	102	0.1	0.2	0.66	.514

* $p < .05$; ** $p < .01$

ク 過去・事件直前の加害者に対する被害者による暴力

過去において、全加害者の8%（26人）は被害者から身体的暴力を受け、4%（15人）は精神的暴力を受け、1%（3人）は性的暴力を受けていた。

男女別にみると、過去に、男性加害者の4%（14人）と女性加害者の50%（12人）は、被害者から身体的暴力を受けていた。また、男性加害者の3%（11人）と女性加害者の17%（4人）は、被害者から精神的暴力を受けていた。さらに、女性加害者の13%（3人）は性的暴力を受けていた。

表52 加害者に対する被害者による暴力

身体的暴力

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
あり	26 (7.5)	12 (50.0)	14 (4.3)
なし	313 (90.5)	11 (45.8)	302 (93.8)
不明	7 (2.0)	1 (4.2)	6 (1.9)

精神的暴力

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
あり	15 (4.3)	4 (16.7)	11 (3.4)
なし	318 (91.9)	17 (70.8)	301 (93.5)
不明	13 (3.8)	3 (12.5)	10 (3.1)

性的暴力

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
あり	3 (0.9)	3 (12.5)	0 (0.0)
なし	335 (96.8)	17 (70.8)	318 (98.8)
不明	8 (2.3)	4 (16.7)	4 (1.2)

注1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、構成比である。
3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

t 検定の結果によると、男性加害者と女性加害者の間において、身体的暴力 ($t=-9.3$, $p=0.000$), 精神的暴力 ($t=-3.4$, $p=0.001$), 及び性的暴力 ($t=-7.5$, $p=0.000$) に有意差がみられた。すなわち、男性加害者と比較して、女性加害者は過去において、今回の被害者の男性から、身体的、精神的及び性的暴力を受けていた。

表53 t 検定：男性加害者と女性加害者間における過去の加害者に対する被害者による暴力の相違

	男 性			女 性			検定結果	
	N	平均値	標準偏差	N	平均値	標準偏差	t	p
身体的暴力	316	0.0	0.2	23	0.5	0.5	-9.3	.000***
精神的暴力	312	0.0	0.2	21	0.2	0.4	-3.4	.001***
性的暴力	318	0.0	0.0	20	0.2	0.4	-7.5	.000***

*** $p<.001$

事件直前において、加害者の7% (23人) は被害者から身体的暴力を受け、3% (11人) は精神的暴力を受けていたが、性的暴力を受けた者はいなかった。

男女別にみると、事件直前に、男性加害者の5% (15人) と女性加害者の33% (8人) は、被害者から

身体的暴力を受けていた。男性加害者の3%（9人）と女性加害者の8%（2人）は、被害者から精神的暴力を受けていた。しかし、被害者から性的暴力を受けた者はいなかった。t検定の結果をみると、今回の事件直前の身体的暴力に関して、男性加害者と女性加害者の間に有意差がみられた($t=-5.8$, $p=0.000$)。すなわち、男性加害者と比較して、女性加害者は事件直前に、今回の男性被害者から身体的暴力を受けている傾向が高かった。事件直前の精神的暴力に関しては、男女間に有意差はなかった。

表54 事件直前の加害者に対する被害者による暴力

事件直前の身体的暴力

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
あり	23 (6.6)	8 (33.3)	15 (4.7)
なし	317 (91.6)	15 (62.5)	302 (93.8)
不明	6 (1.7)	1 (4.2)	5 (1.6)

事件直前の精神的暴力

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
あり	11 (3.2)	2 (8.3)	9 (2.8)
なし	324 (93.6)	18 (75.0)	306 (95.0)
不明	11 (3.2)	4 (16.7)	7 (2.2)

事件直前の性的暴力

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
あり	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
なし	339 (98.0)	20 (83.3)	319 (99.1)
不明	7 (2.0)	4 (16.7)	3 (0.9)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

ケ 自己防衛

今回の事件が、加害者の自己防衛によるかどうかについてみると、全加害者の3%（9人）は自己防衛によるものであった。自己防衛とみられる事件は少なかったが、t検定の結果をみると、男女間に有意差があった($t=-3.4$, $p=0.000$)。すなわち、男性加害者と比較して、女性加害者は自己防衛のために今回の事件を起こしたとみられる傾向が高かった。

表55 加害者の自己防衛の有無

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
あり	9 (2.6)	3 (12.5)	6 (1.9)
なし	333 (96.2)	19 (79.2)	314 (97.5)
不明	4 (1.2)	2 (8.3)	2 (0.6)

注1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、構成比である。
3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

コ 犯行時の病気（身体及び精神疾患）の有無

犯行時の加害者の病気（身体及び精神疾患）についてみると、全加害者の21％（73人）は病気に罹患していた。男女別にみると、女性加害者の46％と男性加害者の19％は病気に罹患していた。

t 検定の結果をみると、男女間に、犯行時の病気の有無に関して、有意差がみられた（ $t=-3.1$, $p=0.002$ ）。

加害者の病気についてみると、病気の種類は多様であることが分かった。例えば、女性加害者についてみると、自律神経失調症、心筋梗塞、接触障害、糖尿病、喘息等がみられた。これに対して、男性加害者は、肝炎、アルコール依存症、アルコール性肝障害、うつ病、不安神経症、ヘルニア、胃潰瘍、癌、肝臓病、強迫性障害、腰痛、視覚障害、心筋梗塞、心臓病、糖尿病、肺気腫、腎不全、緑内障、喘息等であった。

表56 加害者の犯行時の病気（身体及び精神疾患）の有無

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
あり	73 (21.1)	11 (45.8)	62 (19.3)
なし	225 (65.0)	10 (41.7)	215 (66.8)
不明	48 (13.9)	3 (12.5)	45 (14.0)

注1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、構成比である。
3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

(4) 被害者の分析結果

ア 特性等

被害者の性別は、男性が7％（24人）で、女性が93％（322人）であった。平均年齢は37.8歳（18から84歳まで）、60歳以上は20人であった。

表57 被害者の性別

	総 数
総数	346 (100.0)
男性	24 (6.9)
女性	322 (93.1)

注1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、構成比である。

表58 被害者の年齢

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	322 (100.0)	24 (100.0)
10代	4 (1.2)	4 (1.2)	0 (0.0)
20代	89 (25.9)	88 (27.2)	1 (4.2)
30代	120 (34.7)	113 (35.0)	7 (29.1)
40代	75 (21.6)	69 (21.5)	6 (25.0)
50代	35 (10.1)	32 (8.9)	3 (12.5)
60代	16 (4.8)	12 (3.6)	4 (16.7)
70代	3 (0.9)	0 (0.0)	3 (12.5)
80代	1 (0.3)	1 (0.3)	0 (0.0)
不明	3 (0.9)	3 (0.9)	0 (0.0)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

学歴に関しては「不明」が大多数（全被害者の78％）を占めたが、高校卒業未満が全被害者の7％（23人）、高校卒業が9％（30人）、大学中退が1％（5人）、大学卒業が2％（6人）、各種専門学校等中退と各種専門学校等卒業は3％（10人）及びその他が1％（3人）であった。

表59 被害者の学歴

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	322 (100.0)	24 (100.0)
中学卒業未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
中学卒業	16 (4.6)	15 (4.7)	1 (4.2)
高校中退	7 (2.0)	6 (1.9)	1 (4.2)
高校卒業	30 (8.7)	28 (8.7)	2 (8.3)
大学中退	5 (1.4)	5 (1.6)	0 (0.0)
大学卒業	6 (1.7)	5 (1.6)	1 (4.2)
各種専門学校中退	2 (0.6)	2 (0.6)	0 (0.0)
各種専門学校卒業	8 (2.3)	8 (2.5)	0 (0.0)
その他	3 (0.9)	2 (0.6)	1 (4.2)
不明	269 (77.7)	251 (78.0)	18 (75.0)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

全被害者の60％（206人）は職業に就いており、15％（51人）は就業しておらず、25％（86人）は家事専業であった。就業している者のうち、72％は常勤であった。

表60 被害者の職業の有無

職業	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	322 (100.0)	24 (100.0)
あり	206 (59.5)	189 (58.7)	17 (70.8)
なし	51 (14.7)	44 (13.7)	7 (29.2)
家事専業	86 (24.9)	86 (26.7)	0 (0.0)
不明	3 (0.9)	3 (0.9)	0 (0.0)

注1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比である。
3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

職種に関してみると、サービス関係が41％、販売関係が9％、オフィスワーカーが7％、建設関係が3％、運輸関係が2％、その他が38％であった。過去5年間の転職についてみると、被害者の27％（92人）には転職歴はなく、1回は11％（37人）、2回以上は4％（15人）であった。

表61 被害者の職種

	総 数	女 性	男 性
総数	194 (100.0)	177 (100.0)	17 (100.0)
販売関係	18 (9.3)	18 (10.2)	0 (0.0)
運輸関係	4 (2.1)	4 (2.2)	0 (0.0)
サービス関係	79 (40.7)	77 (43.5)	2 (11.8)
建設関係	5 (2.6)	1 (0.6)	4 (23.5)
オフィスワーカー	14 (7.2)	13 (7.3)	1 (5.9)
その他	74 (38.1)	64 (36.2)	10 (58.8)

注1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比である。
3 非就業者、家事専業及び不明を除く。

表62 被害者の過去5年間の転職回数

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	322 (100.0)	24 (100.0)
なし	92 (26.6)	79 (24.5)	13 (54.2)
1回	37 (10.7)	34 (10.6)	3 (12.5)
2回以上	15 (4.3)	14 (4.3)	1 (4.2)
非該当	97 (28.0)	94 (29.2)	3 (12.5)
不明	105 (30.3)	101 (31.4)	4 (16.7)

注1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比である。
3 非該当は過去5年間に転職のなかった被害者の件数を示す。
4 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

収入に関しては、非就業者、家事専業及び不明を除く被害者の81％（203人）は収入があり、平均年入（mean）は269万円（中央値に当たる（median）収入は180万円）であり、年収1,000万円以上は2人であった。全被害者の7％は1年以上不就労であり、13％は、サラ金借財（ギャンブル・遊興費・生活費に使

用)があった。

表63 被害者の収入の有無

	総 数	女 性	男 性
総数	252 (100.0)	230 (100.0)	22 (100.0)
あり	203 (80.6)	184 (80.0)	19 (86.4)
なし	49 (19.4)	46 (20.0)	3 (12.5)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 非就業者、家事専業及び不明を除く。

表64 被害者の年収

	総 数	女 性	男 性
総数	203 (100.0)	184 (100.0)	19 (100.0)
100万円未満	10 (4.9)	10 (5.4)	0 (0.0)
100万円以上200万円未満	17 (8.4)	14 (7.6)	3 (15.8)
200万円以上300万円未満	6 (3.0)	4 (2.2)	2 (10.5)
300万円以上400万円未満	5 (2.5)	3 (1.6)	2 (10.5)
400万円以上500万円未満	2 (1.0)	1 (0.5)	1 (5.3)
500万円以上600万円未満	1 (0.5)	0 (0.0)	1 (5.3)
600万円以上700万円未満	1 (0.5)	1 (0.5)	0 (0.0)
700万円以上800万円未満	1 (0.5)	1 (0.5)	0 (0.0)
800万円以上900万円未満	1 (0.5)	0 (0.0)	1 (5.3)
900万円以上1,000万円未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
1,000万円以上	2 (1.0)	2 (1.1)	0 (0.0)
不明	157 (77.3)	148 (80.4)	9 (47.4)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 年収のある者のみ。

4 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

男女別にみると、女性被害者の平均年齢は36.8歳、男性被害者の平均年齢は50.4歳であった。60歳以上の被害者については、女性被害者は4％、男性被害者は29％であった。これに対して、20歳以下の被害者に関しては、女性被害者は28％、男性被害者は4％であった。

学歴においては、女性被害者の12％と男性被害者の13％は少なくとも高校卒業（高校卒業、大学中退及び大学卒業を含む）であった。男性・女性被害者の「その他の学歴」には大学生・大学院卒業等を含んでいる。職業に関しては、女性被害者の59％は職に就いているが、約3分の1の女性被害者は家事専業であった。これに対して、男性被害者の7割は職に就いていた。職種についてみれば、女性被害者の44％はサービス関係の職に就いていて、「その他」（例えば、医療関係、保険の外交、地方公務員、学校関係等）は36％であった。男性被害者の24％は建設関係の職に就いており、サービス関係（12％）、オフィスワーカー（6％）、その他（例えば、地方公務員、学校関係等）（59％）であった。

年収（年収のある者）についてみると、女性被害者の平均年収は250万円（中央値 median の年収は153万円）で、男性被害者の平均年収は339万円（中央値 median の年収は294万円）であった。

イ 薬物・飲酒

a 薬物

全被害者の４％（15人）には薬物使用経験があり，そのうち，覚せい剤の使用（80％）が最も多くみられた。

表65 被害者の薬物使用歴の有無

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	322 (100.0)	24 (100.0)
あり	15 (4.3)	13 (4.0)	2 (8.3)
なし	299 (86.4)	282 (87.6)	17 (70.8)
不明	32 (9.2)	27 (8.4)	5 (20.8)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は，構成比である。
3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

表66 被害者の使用薬物の種類

	総 数	女 性	男 性
総数	15 (100.0)	13 (100.0)	2 (100.0)
覚せい剤	12 (80.0)	10 (76.9)	2 (100.0)
有機溶剤	1 (6.7)	1 (7.7)	0 (0.0)
2種類以上	1 (6.7)	1 (7.7)	0 (0.0)
その他	1 (6.7)	1 (7.7)	0 (0.0)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は，構成比である。

男女別にみると，女性被害者の４％（13人），男性被害者の８％（２人）に薬物使用の経験があった。

b 飲酒

被害者の113人（全被害者の33％）は飲酒の習慣があり，うち68人（60％）は被害時，飲酒状態であった。加害者と被害者が共に飲酒状態にあった件数は57件であった。

ウ 相談

被害者の75人（22％）が，被害前において，家族だけでなく，婦人相談所及びその他の公的機関等（例えば，警察署，市役所，保護施設等）に相談し，援助等を求めている。同じく75人（22％）が，被害後において，警察署，婦人相談所及び女性相談センター等に援助等を求め相談した。その中で保護命令を要請した者が12人であった。被害前と被害後の両方に相談をした被害者は22人であった。

男女別にみると，女性被害者の23％（73人），男性被害者の８％（２人）が，被害前に相談していた。被害後についてみると，女性の74人（23％），男性の１人（４％）が相談していた。

表67 被害者の被害前の相談の有無

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	322 (100.0)	24 (100.0)
あり	75 (21.7)	73 (22.7)	2 (8.3)
なし	260 (75.1)	238 (73.9)	22 (91.7)
不明	11 (3.2)	11 (3.4)	0 (0.0)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

表68 被害者の被害前の相談場所

	総 数	女 性	男 性
総数	75 (100.0)	73 (100.0)	2 (100.0)
婦人相談所	7 (9.3)	7 (9.6)	0 (0.0)
その他の公的機関	30 (40.0)	30 (41.1)	0 (0.0)
民間機関	1 (1.3)	1 (1.4)	0 (0.0)
家族・親族	17 (22.7)	17 (5.3)	0 (0.0)
友人・知人	4 (5.3)	3 (0.9)	1 (50.0)
2ヶ所以上	10 (13.3)	9 (2.8)	1 (50.0)
その他	6 (8.0)	6 (1.9)	0 (0.0)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 その他の公的機関は、例えば警察である。

4 民間機関は、例えば弁護士会、相談センターである。

5 その他は、例えば弁護士である。

表69 被害者の被害後の相談の有無

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	322 (100.0)	24 (100.0)
あり	75 (21.7)	74 (23.0)	1 (4.2)
なし	251 (72.5)	230 (71.4)	21 (87.5)
不明	20 (5.8)	18 (5.6)	2 (8.3)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

エ 家族の関与

155件(全件数の45%)の事案において、家族が加害者の暴力に対して関与していた。うち、家族の一番重要な関与者の続柄は、子供47%(73件)、被害者の母15%(24件)、被害者の親族12%(19件)、加害者の母8%(13件)、加害者の父7%(10件)、被害者の父6%(9件)、加害者の親族5%(7件)であった。

表70 被害時の家族の関与の有無

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	322 (100.0)	24 (100.0)
あり	155 (44.8)	147 (45.7)	8 (33.3)
なし	145 (41.9)	131 (40.7)	14 (58.3)
不明	46 (13.3)	44 (13.7)	2 (8.3)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

表71 家族の一番重要な関与者の続柄

	総 数	女 性	男 性
総数	155 (100.0)	147 (100.0)	8 (100.0)
子供	73 (47.1)	68 (46.3)	5 (62.5)
被害者の母	24 (15.5)	23 (15.6)	1 (12.5)
被害者の親族	19 (12.3)	19 (12.9)	0 (0.0)
加害者の母	13 (8.4)	12 (12.9)	1 (12.5)
加害者の父	10 (6.5)	9 (6.1)	1 (12.5)
被害者の父	9 (5.8)	9 (6.1)	0 (0.0)
加害者の親族	7 (4.5)	7 (4.8)	0 (0.0)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

関与の主な役割は「制止」(37%)、「見ているだけ」(15%)、「説得」(7%)、「加担」(2%)、「その他」(例えば、話を聞く)32%であった。また、他人(例えば、友人)の加害者への関与もあり(全件数の26%)、その役割は、「制止」(37%)、「見ているだけ」(15%)、「説得」(7%)、「その他」(例えば、警察へ一緒に行く)32%であった。

表72 家族の関与者の主な役割

	総 数	女 性	男 性
総数	155 (100.0)	147 (100.0)	8 (100.0)
制止	58 (37.4)	55 (37.4)	3 (37.5)
見ているだけ	23 (14.8)	22 (15.0)	1 (12.5)
説得	11 (7.1)	10 (6.8)	1 (12.5)
加担	3 (1.9)	2 (1.4)	1 (12.5)
その他	49 (31.6)	49 (33.3)	0 (0.0)
不明	11 (7.1)	9 (6.1)	2 (25.0)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

表73 他人の関与の有無

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	322 (100.0)	24 (100.0)
あり	91 (26.3)	85 (26.4)	6 (25.0)
なし	204 (59.0)	187 (58.1)	17 (70.8)
不明	51 (14.7)	50 (15.5)	1 (4.2)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

表74 他人の関与者の主な役割

	総 数	女 性	男 性
総数	91 (100.0)	85 (100.0)	6 (100.0)
制止	42 (37.4)	39 (45.9)	3 (50.0)
見ているだけ	10 (14.8)	10 (11.8)	0 (0.0)
説得	8 (7.1)	8 (9.4)	0 (0.0)
加担	0 (1.9)	0 (0.0)	0 (0.0)
その他	28 (31.6)	25 (29.4)	3 (50.0)
不明	3 (7.1)	3 (3.5)	0 (0.0)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

男女別にみると、女性被害者の46%(147件)には家族の関与があった。これに対して男性被害者の33%(8件)には家族の関与があった。関与者に関しては、男女共に、子供の関与(子供の主な関与は「制止」であった。)が一番多くみられた(女性被害者の46%, 男性被害者の63%)。他人の関与をみると、男女ともほぼ同様の関与があった(女性被害者の26%, 男性加害者の25%)。

オ 警察へ電話で相談

前述の「相談」においては、被害者が警察署等において受けた援助等を説明したが、被害者の中には、過去において警察署に行かずに、電話で警察官にDVに関する相談等をした者及びDV事件を警察に通報した者もいた。全被害者の20%(68人)は被害前に、警察に電話をかけていた。そのうち、事件の1か月以内と6か月以内に、警察に電話をかけた被害者は各31%(各21人)、1年未満が10%(7人)、2年未満が7%(5人)、2年以上前が3%(2人)であった。

男女別にみると、警察に電話をかけた女性被害者の33%(21人)は1か月以内に、29%(18人)は6か月前に警察に電話をかけていた。これに対して、男性被害者の60%(3人)は6か月前に電話をかけていた。

表75 過去の警察へ電話で相談の有無

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	322 (100.0)	24 (100.0)
あり	68 (19.7)	63 (19.6)	5 (20.8)
なし	242 (69.9)	225 (69.9)	17 (70.8)
不明	36 (10.4)	34 (10.6)	2 (8.3)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

表76 警察へ電話で相談の時期

	総 数	女 性	男 性
総数	68 (100.0)	63 (100.0)	5 (100.0)
事件の1か月以内	21 (30.9)	21 (33.3)	0 (0.0)
事件の6か月以内	21 (30.9)	18 (28.6)	3 (60.0)
事件の1年未満	7 (10.3)	6 (9.5)	1 (20.0)
事件の2年未満	5 (7.4)	5 (7.9)	0 (0.0)
事件の2年以上	2 (2.9)	2 (3.2)	0 (0.0)
不明	12 (17.6)	11 (17.5)	1 (20.0)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

カ 被害者からみた暴力の理由

被害者からみた暴力の理由をみると、「日常些細な事」が36% (126人)、「加害者の被害者への支配欲」33% (113人)、「加害者の酒」32% (110人)、「加害者の経済面の問題」31% (107人)、「加害者の嫉妬・やきもち」31% (107人)、「被害者の言動・態度」30% (104人)、「加害者の仕事に関する問題」23% (79人)、「被害者の異性関係」16% (56人) 等である。

t検定の結果をみると、「被害者の薬物」($t=-2.4$, $p=0.018$)、「加害者の精神障害」($t=-3.1$, $p=0.002$)、「加害者の経済面の問題」($t=2.0$, $p=0.049$)、「被害者の仕事に関する問題」($t=-2.0$, $p=0.044$)、「被害者の経済面の問題」($t=-2.4$, $p=0.018$)、「加害者の被害者への支配欲」($t=2.5$, $p=0.012$)、「被害者自身が悪い」($t=-3.4$, $p=0.001$)において男女間に有意差があった。言い換えると、女性被害者は男性被害者と比較して、「加害者の経済面の問題」(女性被害者の30%, 男性被害者の10%)及び「加害者の被害者への支配欲」(女性被害者の50%, 男性被害者の20%)を暴力の理由と考える傾向があった。これに対して、男性被害者は女性被害者と比較して、「被害者の薬物」(男性被害者の4%, 女性被害者の0.3%)、「加害者の精神障害」(男性加害者の13%, 女性加害者の2%)、「被害者の仕事に関する問題」(男性被害者の20%, 女性被害者の10%)、「被害者の経済面の問題」(男性加害者の20%, 女性加害者の10%)を暴力の理由と考える傾向が高かった。さらに、男性被害者は「被害者自身が悪い」と考える傾向が高かった(男性被害者の17%, 女性被害者の3%)。なお、「加害者の近隣とのトラブル」は該当するケースがなかったため、本分析から除外した。

表17 被害者の暴力の理由

	総 数	女 性	男 性
加害者の酒	110 (31.8)	102 (31.7)	8 (33.3)
加害者の薬物	9 (2.6)	9 (2.8)	0 (0.0)
被害者の酒	4 (1.2)	3 (0.9)	1 (4.2)
被害者の薬物	2 (0.6)	1 (0.3)	1 (4.2)
加害者の精神障害	9 (2.6)	6 (1.9)	3 (12.5)
日常些細な事	126 (36.4)	116 (36.0)	10 (41.7)
家事・育児のやり方	30 (8.7)	30 (9.3)	0 (0.0)
被害者の家計のやり方	13 (3.8)	12 (3.7)	1 (4.2)
被害者の言動・態度	104 (30.1)	93 (28.9)	11 (45.8)
被害者の他の家族との不和	11 (3.2)	11 (3.4)	0 (0.0)
加害者の他の家族との不和	17 (4.9)	17 (5.3)	0 (0.0)
加害者の仕事に関する問題	79 (22.8)	76 (23.6)	3 (12.5)
加害者の経済面の問題	107 (30.9)	104 (32.3)	3 (12.5)
加害者のギャンブル	24 (6.9)	24 (7.5)	0 (0.0)
被害者の仕事に関する問題	16 (4.6)	13 (4.0)	3 (12.5)
被害者の経済面の問題	20 (5.8)	16 (5.0)	4 (16.7)
被害者のギャンブル	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
加害者の嫉妬・やきもち	107 (30.9)	99 (30.7)	8 (33.3)
加害者の異性関係	44 (12.7)	42 (13.0)	2 (8.3)
被害者の嫉妬・やきもち	16 (4.6)	15 (4.7)	1 (4.2)
被害者の異性関係	56 (16.2)	53 (16.5)	3 (12.5)
子供の問題	33 (9.5)	32 (9.9)	1 (4.2)
コミュニケーションの問題	43 (12.4)	40 (12.4)	3 (12.5)
加害者の被害者への支配欲	113 (32.7)	109 (33.9)	4 (16.7)
被害者への軽視	24 (6.9)	24 (7.5)	0 (0.0)
加害者の固定的な性別役割分担意識	20 (5.8)	20 (6.2)	0 (0.0)
加害者の子供時代に受けた虐待	1 (0.3)	1 (0.3)	0 (0.0)
被害者自身が悪い	14 (4.0)	10 (3.1)	4 (16.7)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 総数（ ）内は、全対象者に対する比率である。

3 女性（ ）内は、女性対象者に対する比率である。

4 男性（ ）内は、男性対象者に対する比率である。

5 複数項目に当てはまる場合には重複計上している。

表78 t検定：女性被害者と男性被害者の間の暴力の理由の相違

	女性被害者			男性被害者			検定結果	
	N	平均値	標準偏差	N	平均値	標準偏差	t	p
加害者の酒	307	0.3	0.5	24	0.3	0.5	-0.01	.991
加害者の薬物	309	0.0	0.2	24	0.0	0.0	0.85	.398
被害者の酒	312	0.0	0.1	23	0.0	0.2	-1.44	.150
被害者の薬物	314	0.0	0.1	24	0.1	0.3	-2.40	.018*
加害者の精神障害	312	0.0	0.1	23	0.1	0.3	-3.13	.002**
日常些細な事	286	0.4	0.5	24	0.4	0.5	-0.11	.916
家事・育児のやり方	306	0.1	0.3	24	0.0	0	1.61	.108
被害者の家計のやり方	306	0.0	0.2	24	0.0	0.2	-0.06	.953
被害者の言動・態度	290	0.3	0.5	22	0.5	0.5	-1.72	.086
被害者の他の家族との不和	291	0.0	0.2	20	0.0	0	0.88	.378
加害者の他の家族との不和	288	0.1	0.2	21	0.0	0	1.14	.254
加害者の仕事に関する問題	297	0.3	0.4	20	0.2	0.4	1.06	.291
加害者の経済面の問題	306	0.3	0.5	22	0.1	0.4	1.97	.049*
加害者のギャンブル	309	0.1	0.3	24	0.0	0	1.42	.157
被害者の仕事に関する問題	255	0.1	0.2	18	0.2	0.4	-2.03	.044*
被害者の経済面の問題	308	0.1	0.2	23	0.2	0.4	-2.38	.018*
加害者の嫉妬・やきもち	307	0.3	0.5	24	0.3	0.5	-0.11	.913
加害者の異性関係	314	0.1	0.3	24	0.1	0.3	0.71	.481
被害者の嫉妬・やきもち	311	0.0	0.2	23	0.0	0.2	0.11	.918
被害者の異性関係	307	0.2	0.4	24	0.1	0.3	0.60	.550
子供の問題	259	0.1	0.3	14	0.1	0.3	0.58	.562
コミュニケーションの問題	221	0.2	0.4	18	0.2	0.4	0.15	.880
加害者の被害者への支配欲	237	0.5	0.5	22	0.2	0.4	2.54	.012*
被害者への軽視	300	0.1	0.3	23	0.0	0	1.41	.160
加害者の固定的な性別役割分担意識	237	0.1	0.3	24	0.0	0	1.37	.171
加害者の子供時代に受けた虐待	99	0.0	0.1	6	0.0	0	0.25	.807
被害者自身が悪い	309	0.0	0.2	22	0.2	0.4	-3.41	.001***

* p<.05；** p<.01；*** p<.001

注：「被害者のギャンブル」は両グループの標準偏差が0であるため、分析から除外した。

キ 加療・後遺症

被害者の95%（328人）が、今回のDV事件後、病院で治療を受けたが、うち、22%（72人）は救急車で病院に運ばれた。平均加療日数は39日で、最長加療日数は7か月であった。被害者の24%（83人）は身体的な後遺症を残し、62%（214人）は精神的な後遺症を残した。

加療日数を男女別にみると、女性被害者の83%、男性被害者の79%は30日未満の加療であった。しか

し、女性の被害者の中には、全治不能の被害者もいた。

表79 被害者の加療日数

	総 数	女性被害者	男性被害者
総数	346 (100.0)	322 (100.0)	24 (100.0)
7日未満	31 (9.0)	28 (8.7)	3 (12.5)
7日以上30日未満	256 (74.2)	240 (74.3)	16 (66.7)
30日以上60日未満	28 (8.2)	26 (8.0)	2 (8.3)
60日以上90日未満	9 (2.6)	8 (2.5)	1 (4.2)
90日以上120日未満	2 (0.6)	2 (0.6)	0 (0.0)
120日以上150日未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
150日以上180日未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
180日以上210日未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
210日以上	1 (0.3)	1 (0.3)	0 (0.0)
全治不能	1 (0.3)	1 (0.3)	0 (0.0)
非該当	13 (3.8)	12 (3.7)	1 (4.2)
不明	5 (1.4)	4 (1.2)	1 (4.2)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 非該当は、傷害がないものを計上している。

4 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

ク 被害時の心理状況

被害時において、被害者の59%は「恐怖」を感じた。さらに、「無力感」を感じた者は9%、「経済的不安」を感じた者は5%いた。「家族観・結婚観」(例えば、子供のために家族は一緒にいるべきである、また、結婚をした時に、何があっても一生一緒にやっていくと決めたのでそれに従いたい。)のために別れられないと思った被害者が9%、そして「愛情に変わることへの期待」を持っていた者が4%であった。なお、本調査の「被害時の心理状況」を構成するこれら5項目は内閣府の「配偶者等からの暴力に関する事例調査：夫・パートナーからの暴力被害についての実施調査」から導入された⁽¹¹⁸⁾。

t検定の結果をみると、被害時の被害者の心理状況には、男性被害者と女性被害者の間に有意差があったのは、「恐怖」の心理状況だけであった。女性被害者は男性被害者より被害時に、恐怖を感じていた($t=4.61$, $p=0.000$)。

(118) 内閣府男女共同参画局編集,「配偶者等からの暴力に関する事例調査：夫・パートナーからの暴力被害についての実施調査」,財務省印刷局,2002,39-45

表80 被害時の被害者の心理状況

恐怖

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	322 (100.0)	24 (100.0)
あり	204 (59.0)	199 (61.8)	5 (20.8)
なし	90 (26.0)	75 (23.3)	15 (62.5)
不明	52 (15.0)	48 (14.9)	4 (16.7)

無気力

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	322 (100.0)	24 (100.0)
あり	30 (8.7)	29 (9.0)	1 (4.2)
なし	267 (77.2)	247 (76.7)	20 (83.3)
不明	49 (14.1)	46 (14.3)	3 (12.5)

経済的不安

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	322 (100.0)	24 (100.0)
あり	16 (4.6)	16 (5.0)	0 (0.0)
なし	291 (84.1)	269 (83.5)	22 (91.7)
不明	39 (11.3)	37 (11.5)	2 (8.3)

家族観・結婚観

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	322 (100.0)	24 (100.0)
あり	30 (8.7)	29 (9.0)	1 (4.2)
なし	284 (82.1)	262 (81.4)	22 (91.7)
不明	32 (9.2)	31 (9.6)	1 (4.2)

愛情に変わることへの期待

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	322 (100.0)	24 (100.0)
あり	15 (4.3)	14 (4.3)	1 (4.2)
なし	298 (86.1)	277 (86.0)	21 (87.5)
不明	33 (9.5)	31 (9.6)	1 (8.3)

注1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比である。
3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

ケ 被害時の病気（身体・精神疾患）の有無

被害時の病気（身体・精神疾患）をみると、被害者の12%は病気に罹患していた。男女別にみると、女性被害者の12%と男性被害者の13%は病気に罹患していた。

加害者同様に、被害者も様々な病気を抱えていたが、女性被害者にみられる病気としては、うつ病、過換気症候群、糖尿病、乳癌、自立神経失調症、腰痛等であった。これに対して、男性被害者にみられ

る病気は不安神経症、腰痛、糖尿病等であった。

表81 被害時の病気(身体・精神疾患)の有無

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	322 (100.0)	24 (100.0)
あり	40 (11.6)	37 (11.5)	3 (12.5)
なし	201 (58.1)	191 (59.3)	10 (41.7)
不明	105 (30.3)	94 (29.2)	11 (45.8)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

コ 加害者の処分

被害者の加害者の処分に対する態度についてみると、被害者の11%は「被害届を取り下げしてほしい又は処分をしないでほしい」、14%は「厳しい処分をしなくてもよい」、38%は「厳しい処分をしてほしい」と述べている。

男女別にみると、男性被害者の13%と女性被害者の40%が加害者に対して、厳しい処分を希望し、男性被害者の33%と女性被害者の12%は、厳しい処分を希望しなかった。

表82 加害者の処分に対する被害者の態度

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	322 (100.0)	24 (100.0)
被害届を取り下げたい又は処分 をしないで欲しい	39 (11.3)	36 (11.2)	3 (12.5)
厳しい処分をしなくてもよい	47 (13.6)	39 (12.1)	8 (33.3)
厳しい処分をして欲しい	133 (38.4)	130 (40.4)	3 (12.5)
不明	127 (36.7)	117 (36.3)	10 (41.7)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

2 傷害の事案

(1) 事案の分析結果

ア 傷害事件における処分人員

傷害事件は330件であり、そのうち、女性加害者は23人（本調査の傷害事件における全加害者の7%）で、男性加害者は307人（93%）である。これらの事件のうち、検察庁が不起訴処分とした事案は110件（33%）、略式請求が146件（44%）、公判請求が74件（22%）であった。

表83 傷害事件加害者の性別

	度 数	%
男	307	93.0
女	23	7.0
合計	330	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

表84 傷害事件検察処理区分

	度 数	%
不起訴	110	33.3
略式請求	146	44.2
公判請求	74	22.4
合計	330	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

公判請求のうち、執行猶予が48件（公判請求のうち、65%）、実刑が21件（28%）、罰金が4件（5%）、その他（加害者死亡により、公訴棄却）が1件（1%）であった。執行猶予のうち、41件が単純執行猶予であり、7件が保護観察付執行猶予であった。執行猶予付有罪判決の刑期及び執行猶予期間の平均は、懲役1年3か月執行猶予3年5か月（懲役の期間は6か月から3年、執行猶予の期間は2年から5年）であった。また、実刑判決の刑期の平均は1年1か月（8か月から2年）であった。罰金となった事例における罰金額の平均は17万円（5万円から50万円）であった。

表85 傷害事件処理区別

	度 数	%
不起訴	110	33.3
略式起訴罰金	146	44.2
公判請求執行猶予	48	14.5
公判請求実刑	21	6.4
公判請求罰金	4	1.2
その他	1	0.3
合計	330	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

男女別にみると、女性加害者23人のうち、不起訴は14件、略式命令は5件、公判請求は4件であった。公判請求は全て単純執行猶予で、執行猶予の平均は懲役1年5か月執行猶予3年3か月であった。罰金額の平均は18万円であった。

これに対して、男性加害者307人のうち、不起訴は96件、略式命令は141件、公判請求は70件であった。公判請求のうち、執行猶予は44件、実刑は21件、罰金は4件、その他は1件であった。執行猶予のうち、37件は単純執行猶予、7件は保護観察付執行猶予であり、執行猶予の平均は懲役1年3か月執行猶予3年5か月であった。実刑判決の刑期の平均は1年1か月であった。また、罰金の平均は17万円であった。

表86 男女別傷害事件検察処理区分

女性加害者

	度 数	%
不起訴	14	60.9
略式請求	5	21.7
公判請求	4	17.4
合計	23	100.0

男性加害者

	度 数	%
不起訴	96	31.3
略式請求	141	45.9
公判請求	70	22.8
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

表87 男女別傷害事件処理区別

女性加害者

	度 数	%
不起訴	14	60.9
略式起訴罰金	5	21.7
公判請求執行猶予	4	17.4
合計	23	100.0

男性加害者

	度 数	%
不起訴	96	31.3
略式起訴罰金	141	45.9
公判請求執行猶予	44	14.3
公判請求実刑	21	6.8
公判請求罰金	4	1.3
その他	1	0.3
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

表88 男女別傷害事件判決状況

女性加害者

	度 数	%
単純執行猶予	4	17.4
罰金	5	21.7
非該当	14	60.9
合計	23	100.0

男性加害者

	度 数	%
単純執行猶予	37	12.1
観察付執行猶予	7	2.3
罰金	145	47.2
実刑	21	6.8
非該当	97	31.6
合計	307	100.0

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 非該当は不起訴・その他の処理件数である。

表89 傷害事件判決刑期（実刑）

男性加害者

月	度 数	%
8	3	1.0
10	7	2.3
12	1	0.3
14	5	1.6
16	2	0.7
18	2	0.7
24	1	0.3
非該当	286	93.1
合計	307	100.0

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 女性の実刑はなかった。
3 非該当は、実刑以外の処理件数である。

表90 男女別傷害事件判決刑期（執行猶予付）

女性加害者

月	度 数	%
10	1	4.3
18	2	8.7
20	1	4.3
非該当	19	82.6
合計	23	100.0

男性加害者

月	度 数	%
6	2	0.7
8	6	2.0
10	3	1.0
12	16	5.2
14	1	0.3
18	6	2.0
20	1	0.3
24	6	2.0
30	1	0.3
36	2	0.7
非該当	263	85.6
合計	307	100.0

注1 法務総合研究所の調査による。

2 非該当は執行猶予以外の処理件数である。

表91 男女別傷害事件執行猶予付判決の猶予期間

女性加害者

月	度 数	%
36	3	13.0
48	1	3.3
非該当	19	82.6
合計	23	100.0

男性加害者

月	度 数	%
24	1	0.3
36	29	9.4
48	10	3.3
60	4	1.3
非該当	263	85.7
合計	307	100.0

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 非該当は執行猶予以外の処理件数である。

表92 男女別傷害事件判決刑期（罰金）

女性加害者

万 円	度 数	%
10	2	8.7
20	2	8.7
30	1	4.3
非該当	18	78.3
合計	23	100.0

男性加害者

万 円	度 数	%
5	2	0.7
7	3	1.0
8	3	1.0
10	55	17.9
15	24	7.8
20	30	9.8
30	25	8.1
40	1	0.3
50	2	0.7
非該当	162	52.8
合計	307	100.0

注1 法務総合研究所の調査による。
2 非該当は罰金以外の処理件数である。

イ 身体的暴力の内容

身体的暴力を頻度の多い順にみると、「拳骨で殴る」202件（本調査の傷害事件における全加害者の61%）,「足で蹴る」171件（52%）,「平手で打つ」91件（28%）,「髪を引っ張る」89件（27%）,「押し倒す」75件（23%）,「体を傷つける可能性のある物で殴る」55件（17%）,「刃物などの凶器を体に突きつける」52件（16%）,「引きずりまわす」43件（13%）,「首を絞める」38件（12%）,「物を投げつける」37件（11%）,「腕をねじる」10件（3%）であった。

表93 傷害事件身体的暴力の内容

全体

平手で打つ

	度 数	%
あり	91	27.6
なし	230	69.7
不明	9	2.7

足で蹴る

あり	171	51.8
なし	156	47.3
不明	3	0.9

傷つける可能性のある物で殴る

あり	55	16.7
なし	264	80.0
不明	11	3.3

拳骨で殴る

あり	202	61.2
なし	120	36.4
不明	8	2.4

凶器を体に突きつける

あり	52	15.8
なし	275	83.3
不明	3	0.9

髪を引っ張る

あり	89	27.0
なし	234	70.9
不明	7	2.1

首を絞める

あり	38	11.5
なし	286	86.7
不明	6	1.8

腕をねじる

あり	10	3.0
なし	307	93.0
不明	13	3.9

引きずり回す

あり	43	13.0
なし	277	83.9
不明	10	3.0

物を投げつける

あり	37	11.2
なし	289	87.6
不明	4	1.2

押し倒す

あり	75	22.7
なし	247	74.8
不明	8	2.4

合計	330	100.0
----	-----	-------

女性加害者

平手で打つ

	度 数	%
あり	3	13.0
なし	20	87.0

足で蹴る

あり	4	17.4
なし	18	78.3
不明	1	4.3

傷つける可能性のある物で殴る

あり	5	21.7
なし	17	73.9
不明	1	4.3

拳骨で殴る

あり	6	26.1
なし	17	73.9

凶器を体に突きつける

あり	16	69.6
なし	6	26.1
不明	1	4.3

髪を引っ張る

あり	0	0.0
なし	22	95.7
不明	1	4.3

首を絞める

あり	1	4.3
なし	21	91.3
不明	1	4.3

腕をねじる

あり	0	0
なし	22	95.7
不明	1	4.3

引きずり回す

あり	0	0
なし	22	95.7
不明	1	4.3

物を投げつける

あり	2	8.7
なし	21	91.3

押し倒す

あり	0	0
なし	22	95.7
不明	1	4.3

合計	23	100.0
----	----	-------

男性加害者

平手で打つ

	度 数	%
あり	88	28.7
なし	210	68.4
不明	9	2.9

足で蹴る

あり	167	54.4
なし	138	45.0
不明	2	0.7

傷つける可能性のある物で殴る

あり	50	16.3
なし	247	80.5
不明	10	3.3

拳骨で殴る

あり	196	63.8
なし	103	33.6
不明	8	2.6

凶器を体に突きつける

あり	36	11.7
なし	269	87.6
不明	2	0.7

髪を引っ張る

あり	89	29.0
なし	212	69.1
不明	6	2.0

首を絞める

あり	37	12.1
なし	265	86.3
不明	5	1.6

腕をねじる

あり	10	3.3
なし	285	92.8
不明	12	3.9

引きずり回す

あり	43	14.0
なし	255	83.1
不明	9	2.9

物を投げつける

あり	35	11.4
なし	268	87.3
不明	4	1.3

押し倒す

あり	75	24.4
なし	225	73.3
不明	7	2.3

合計	307	100.0
----	-----	-------

注1 法務総合研究所の調査による。

2 不明は、事件記録では有無がわからないものである。

平均的加療日数は39日であった。妊娠中に暴力を受けた被害者は38人（本調査の傷害事件における全被害者の12％）であった。

表94 傷害事件被害の加療期間

全体

	度 数	%
7 日未満	30	9.1
7 日以上30日未満	256	77.5
30日以上60日未満	25	7.6
60日以上90日未満	9	2.7
90日以上120日未満	2	0.6
120日以上150日未満	0	0
150日以上180日未満	0	0
180日以上210日未満	0	0
210日以上	1	0.3
全治不能	1	0.3
不明	6	1.8
合計	330	100.0
平均加療日数 39.2日		

女性加害者

	度 数	%
7 日未満	3	13.0
7 日以上30日未満	16	68.8
30日以上60日未満	1	4.3
60日以上90日未満	1	4.3
不明	2	8.7
合計	23	100.0
平均加療日数 13.4日		

男性加害者

	度 数	%
7 日未満	27	8.9
7 日以上30日未満	240	78.3
30日以上60日未満	24	7.8
60日以上90日未満	8	2.6
90日以上120日未満	2	0.6
120日以上150日未満	0	0
150日以上180日未満	0	0

180日以上210日未満	0	0
210日以上	1	0.3
全治不能	1	0.3
不明	4	1.3
合計	307	100.0
平均加療日数 41.0日		

注 法務総合研究所の調査による。

ウ 凶器の使用者

凶器を使用した加害者は116人（本調査の傷害事件における全加害者の35%）であり，そのうち，ナイフ・包丁が44件（38%）と一番多かった。

表95 傷害事件凶器使用の有無

全体

	度 数	%
あり	116	35.2
なし	210	63.6
不明	4	1.2
合計	330	100.0

女性加害者

	度 数	%
あり	21	91.3
なし	2	8.7
合計	23	100.0

男性加害者

	度 数	%
あり	95	30.9
なし	208	67.8
不明	4	1.3
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

エ 身体的暴力以外の暴力

a 精神的暴力

精神的暴力を頻度の多い順にみると，「罵声をあげて怒鳴る」211件（本調査の傷害事件における全加害者の64%），「生活費を渡さない」85件(26%)，「命令口調でものを言う」53件 (16%)，「暴力を加える素振りをする」35件（11%），「被害者が大切にしている物を捨てる」31件（9%），「被害者が誰と付き

合ってよいかを制限し、誰と付き合っているかをチェックする」30件（9％）、「被害者が外で働くこと禁止し、仕事を辞めさせたりする」20件（6％）、「子供に危害を加えると脅す」18件（5％）、「親兄弟に危害を加えると脅す」14件（4％）、「誰のおかげで生活しているのだと言う」12件（4％）、「無視する」4件（1％）であった。

表96 傷害事件精神的暴力の内容

全体

大声で怒鳴る

	度 数	%
あり	211	63.9
なし	29	8.8
不明	90	27.3

誰のおかげで生活できるのだ

あり	12	3.6
なし	189	57.3
不明	129	39.1

付き合いの制限・チェック

あり	30	9.1
なし	180	54.5
不明	120	36.4

無視する

あり	4	1.2
なし	204	61.8
不明	122	37.0

命令口調でものを言う

あり	53	16.1
なし	146	44.2
不明	131	40.7

大切な物を捨てる

あり	31	9.4
なし	173	52.4
不明	126	32.4

生活費を渡さない

あり	85	25.8
なし	138	41.8
不明	107	32.4

仕事の制限をする

あり	20	6.1
なし	208	63.0
不明	102	30.9

子供に危害を与えると脅す

あり	18	5.5
なし	179	54.2
不明	133	40.4

暴力の素振りをする

あり	35	10.6
なし	137	41.5
不明	158	47.9

被害者の親兄弟に危害を加えると脅す

あり	14	4.2
なし	183	55.5
不明	133	40.3

合計	330	100.0
----	-----	-------

女性加害者
大声で怒鳴る

	度 数	%
あり	9	39.1
なし	5	21.7
不明	9	39.1

誰のおかげで生活できるのだ

あり	0	0
なし	14	60.9
不明	9	39.1

付き合いの制限・チェック

あり	3	13.0
なし	14	60.9
不明	6	26.1

無視する

あり	0	0
なし	14	60.9
不明	9	39.1

命令口調でものを言う

あり	1	4.3
なし	14	60.9
不明	8	34.8

大切な物を捨てる

あり	4	17.4
なし	11	47.8
不明	8	34.8

生活費を渡さない

あり	0	0
なし	14	60.9
不明	9	39.1

仕事の制限をする

あり	0	0
なし	15	65.2
不明	8	34.7

子供に危害を与えると脅す

あり	0	0
なし	10	43.5
不明	13	56.5

暴力の素振りをする

あり	3	13.0
なし	12	52.2
不明	8	34.7

被害者の親兄弟に危害を加えると脅す

あり	0	0
なし	14	60.9
不明	9	39.1

合計	23	100.0
----	----	-------

男性加害者

大声で怒鳴る

あり	202	65.8
なし	24	7.8
不明	81	26.4

誰のおかげで生活できるのだ

あり	12	3.9
なし	175	57.0
不明	120	33.6

付き合いの制限・チェック

あり	27	8.8
なし	166	54.1
不明	114	37.1

無視する

あり	4	1.3
なし	190	61.9
不明	113	36.8

命令口調でものを言う

あり	52	16.9
なし	132	43.0
不明	123	40.1

大切な物を捨てる

あり	27	8.8
なし	162	52.8
不明	118	38.4

生活費を渡さない

あり	85	27.7
なし	124	40.4
不明	98	31.9

仕事の制限をする

あり	20	6.5
なし	193	62.9
不明	94	30.6

子供に危害を与えると脅す

あり	18	5.9
なし	169	55.0
不明	120	39.1

暴力の素振りをする

あり	32	10.4
なし	125	40.7
不明	150	48.9

被害者の親兄弟に危害を加えると脅す

あり	14	4.6
なし	169	55.0
不明	124	40.4
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

b 性的暴力

性的暴力についてみると、「性的行為を要求する」27件（本調査の傷害事件における全加害者の8%）、「妊娠の中絶を強要する」6件（2%）、「避妊に協力しない」2件（1%）であった。

表97 傷害事件性的暴力の内容

全体

性的行為を強要する

	度 数	%
あり	27	8.2
なし	161	48.8
不明	142	43.0
合計	330	100.0

中絶を強要する

あり	6	1.8
なし	170	51.5
不明	154	46.7
合計	330	100.0

避妊に協力しない

あり	2	0.6
なし	179	54.2
不明	149	45.1
合計	330	100.0

女性加害者

性的行為を強要する

	度 数	%
あり	0	0.0
なし	15	65.2
不明	8	34.8
合計	23	100.0

中絶を強要する

あり	0	0.0
なし	0	0.0
不明	23	100.0
合計	23	100.0

避妊に協力しない

あり	0	0.0
なし	15	65.2
不明	8	34.8
合計	23	100.0

男性加害者

性的行為を強要する

	度 数	%
あり	27	8.8
なし	146	47.6
不明	134	43.6
合計	307	100.0

中絶を強要する

あり	6	2.0
なし	170	55.4
不明	131	42.7
合計	307	100.0

避妊に協力しない

あり	2	0.7
なし	164	53.4
不明	141	45.9
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

c ストーカー行為

ストーカー行為を行った加害者は、本調査の傷害事件における全加害者の7%（22人）であった。

表98 傷害事件ストーカー行為の有無

全体

	度 数	%
あり	22	6.7
なし	301	91.2
不明	7	2.1
合計	330	100.0

女性加害者

あり	1	4.3
なし	22	95.7
合計	23	100.0

男性加害者

あり	21	6.8
なし	279	90.0
不明	7	2.3
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

オ 類似行為

過去に、265人（本調査の傷害事件における全加害者の80％）の加害者は類似行為を行っていた。過去の類似行為は、平均で5.6年続いていた。

表99 傷害事件類似行為の有無

全体

	度 数	%
あり	265	80.3
なし	35	10.6
不明	30	9.1
合計	330	100.0

女性加害者

あり	12	52.2
なし	9	39.1
不明	2	8.7
合計	23	100.0

男性加害者

あり	253	82.4
なし	26	8.5
不明	28	9.1
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

表100 傷害事件類似行為の継続期間

全体

	度 数	%
1 年未満	32	9.6
1 年以上 5 年未満	103	29.0
5 年以上10年未満	35	10.5
10年以上15年未満	25	7.5
15年以上20年未満	4	1.2
20年以上25年未満	2	0.6
25年以上30年未満	5	1.5
30年以上35年未満	4	1.2
35年以上40年未満	0	0.0
40年以上	1	0.3
非該当	35	10.6
不明	84	25.5
平均期間 5.6年		

女性加害者

1 年未満	0	0.0
1 年以上 5 年未満	6	26.0
5 年以上10年未満	1	4.3
非該当	9	39.1
不明	7	30.4
平均期間 2.8年		

男性加害者

	度 数	%
1 年未満	32	4.4
1 年以上 5 年未満	97	31.6
5 年以上10年未満	34	11.0
10年以上15年未満	25	8.2
15年以上20年未満	4	1.3
20年以上25年未満	2	0.7
25年以上30年未満	5	1.7
30年以上35年未満	4	1.4
35年以上40年未満	0	0.0
40年以上	1	0.3
非該当	26	8.5
不明	77	25.1
合計	307	100.0
平均期間 5.7年		

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 非該当は、類似行為がないことである。

カ 暴力の頻度

暴力の頻度に関してみると、年々暴力の頻度が増す傾向にあった。事件発生 1 年前の頻度は、5 年前と比較して、「毎日」が本調査の傷害事件における全加害者の 1 %から 3 %に増加し、「たびたび」が24%から37%に増加し、「時々」が15%から19%に増加し、「まれに」が 6 %とほぼ変化なく、「なし」が 5 %から 3 %に減少した。

表101 傷害事件類似行為の頻度の比較

全体

過去 5 年間の頻度

	度 数	%
毎日	4	1.2
たびたび	80	24.2
時々	50	15.2
まれに	19	5.8
なし	17	5.2
不明	160	48.5
合計	330	100.0

過去1年間の頻度

毎日	11	3.3
たびたび	123	37.3
時々	63	19.1
まれに	21	6.4
なし	9	2.7
不明	103	31.2
合計	330	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

キ 子供の前での暴力行為

子供の前でDVを行っていた加害者は138人（本調査の傷害事件における全加害者の42%）であった。

表102 傷害事件子供の前でのDVの有無

全体

	度 数	%
行っていた	138	41.8
行っていない	46	13.9
非該当	67	20.3
不明	79	23.9
合計	330	100.0

女性加害者

	度 数	%
行っていた	7	30.4
行っていない	5	21.7
非該当	10	43.5
不明	1	4.3
合計	23	100.0

男性加害者

	度 数	%
行っていた	131	42.7
行っていない	41	13.4
非該当	57	18.6
不明	78	25.4
合計	307	100.0

注1 法務総合研究所の調査による。

2 非該当は子供がいない場合及び子供と一緒に暮らしていない場合等を含む。

(2) 加害者と被害者の関係についての分析結果

ア 属性等

加害者と被害者が配偶者関係にあった事案は194件（本調査の傷害事件における全対象件数の59%）、元配偶者関係にあったものは62件（19%）、内縁関係にあったものは68件（21%）、元内縁関係にあったものは6件（2%）であった。

表103 加害者と被害者の配偶者関係

全体

	度 数	%
配偶者	194	58.8
元配偶者	62	18.8
内縁	68	20.6
元内縁	6	1.8
合計	330	100.0

女性加害者

	度 数	%
配偶者	14	60.9
元配偶者	3	13.0
内縁	6	26.1
合計	23	100.0

男性加害者

	度 数	%
配偶者	180	58.6
元配偶者	59	19.2
内縁	62	20.2
元内縁	6	2.0
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

被害者と加害者の平均の「関係期間」（付き合いはじめてから事件当日までの期間）は10年であり、平均の同居期間は8年5ヶ月である。さらに、233件（本調査の傷害事件における全対象件数の71%）は同居していた。4件は40年以上同居していた。

表104 傷害事件被害者と加害者の関係期間・同居期間

全体

関係期間

	度 数	%
1 年未満	22	6.6
1 年以上 5 年未満	102	30.6
5 年以上10年未満	66	19.8
10年以上15年未満	44	13.3
15年以上20年未満	33	9.9
20年以上25年未満	21	6.3
25年以上30年未満	10	3.0
30年以上35年未満	9	2.7
35年以上40年未満	1	0.3
40年以上45年未満	3	0.9
45年以上50年未満	2	0.6
50年以上	1	0.3
不明	16	4.8
合計	330	100.0
平均期間 119.7か月		

同居期間

	度 数	%
1 年未満	45	13.5
1 年以上 5 年未満	106	31.8
5 年以上10年未満	58	17.6
10年以上15年未満	47	14.1
15年以上20年未満	27	8.1
20年以上25年未満	16	4.8
25年以上30年未満	8	2.1
30年以上35年未満	7	2.1
35年以上40年未満	1	0.3
40年以上45年未満	3	0.9
45年以上50年未満	0	0.0
50年以上	1	0.3
不明	11	3.3
合計	330	100.0
平均期間 101.1か月		

注 法務総合研究所の調査による。

女性加害者
関係期間

	度 数	%
1 年未満	5	21.7
1 年以上 5 年未満	8	34.8
5 年以上10年未満	4	17.3
10年以上15年未満	3	13.0
15年以上20年未満	2	8.6
20年以上25年未満	1	4.3
25年以上30年未満	0	0.0
30年以上35年未満	0	0.0
35年以上40年未満	0	0.0
40年以上45年未満	1	4.3
45年以上50年未満	0	0.0
50年以上	1	4.3
不明	3	13.0
合計	23	100.0
平均期間 131.8か月		

同居期間

	度 数	%
1 年未満	5	21.7
1 年以上 5 年未満	8	34.8
5 年以上10年未満	4	17.3
10年以上15年未満	1	4.3
15年以上20年未満	1	4.3
20年以上25年未満	1	4.3
25年以上30年未満	0	0.0
30年以上35年未満	0	0.0
35年以上40年未満	0	0.0
40年以上45年未満	1	4.3
45年以上50年未満	0	0.0
50年以上	1	4.3
不明	1	4.3
合計	23	100.0
平均期間 102.6か月		

男性加害者
関係期間

	度 数	%
1 年未満	20	6.6
1 年以上 5 年未満	96	31.4
5 年以上10年未満	62	17.9
10年以上15 年未満	41	13.1
15年以上20年未満	31	9.0
20年以上25年未満	20	6.5
25年以上30年未満	10	3.2
30年以上35年未満	9	2.9
35年以上40年未満	1	0.3
40年以上45年未満	2	0.3
45年以上50年未満	2	0.6
50年以上	0	0.0
不明	13	4.2
合計	307	100.0
平均期間 118.9か月		

同居期間

	度 数	%
1 年未満	40	13.2
1 年以上 5 年未満	98	32.0
5 年以上10年未満	54	15.3
10年以上15年未満	46	14.9
15年以上20年未満	26	8.3
20年以上25年未満	15	4.7
25年以上30年未満	8	2.5
30年以上35年未満	7	2.3
35年以上40年未満	1	0.3
40年以上45年未満	2	0.6
不明	10	3.3
合計	307	100.0
平均期間 100.9か月		

注 法務総合研究所の調査による。

加害者と被害者の出会いの場所についてみると、151件(本調査の傷害事件における全対象件数の46%)は職場を通してであった。事件当時配偶者関係にあった被害者のうち、104人(本調査の傷害事件における全被害者の32%)は事件後離婚の申請をした。

イ DVの開始時期

DVの開始時期についてみると、33人（本調査の傷害事件における全加害者の10％）の加害者は結婚又は内縁関係成立以前（平均して、結婚又は内縁関係成立の1.2年前）から暴力を振るっていた。これに対して、229人（69％）の加害者は、結婚又は内縁関係成立後（平均して、結婚又は内縁関係成立して3.3年後）から暴力を振るっていた。

表105 傷害事件 DV 開始時期

開始時期

全体

	度 数	%
結婚前から	33	10.0
結婚後から	229	69.4
不明	68	20.6
合計	330	100.0

女性加害者

	度 数	%
結婚前から	0	0.0
結婚後から	10	43.5
不明	13	56.5
合計	23	100.0

男性加害者

	度 数	%
結婚前から	33	10.7
結婚後から	219	71.3
不明	55	17.9
合計	307	100.0

DV 開始が結婚前の場合の年数

全体

	度 数	%
0 年	8	2.4
1 年	15	4.5
2 年	3	0.9
3 年	1	0.3
4 年	1	0.3
5 年	0	0.0
6 年	0	0.0
7 年	0	0.0
8 年	1	0.3
非該当	229	69.4
不明	72	21.8
合計	330	100.0
平均 1.2年		

女性加害者

	度 数	%
非該当	10	43.5
不明	13	56.5
合計	23	100.0
平均 非該当		

男性加害者

	度 数	%
0 年	9	3.1
1 年	16	5.2
2 年	3	1.0
3 年	1	0.3
4 年	1	0.3
5 年	0	0.0
6 年	0	0.0
7 年	0	0.0
8 年	2	0.7
非該当	219	71.3
不明	59	19.2
合計	307	100.0
平均 1.6年		

注1 法務総合研究所の調査による。

2 非該当は、結婚前にはDVを行っていないことを示す。

DV 開始が結婚後の場合の年数

全体

	度 数	%
1 年未満	107	32.3
1 年以上 5 年未満	49	14.8
5 年以上10年未満	10	3.0
10年以上15年未満	11	3.3
15年以上20年未満	8	2.4
20年以上25年未満	1	0.3
25年以上30年未満	1	0.3
30年以上35年未満	3	0.9
35年以上40年未満	0	0.0
40年以上	1	0.3
非該当	33	10.0
不明	106	32.1
合計	330	100.0
平均期間 3.3年		

女性加害者

	度 数	%
1 年未満	4	17.4
1 年以上 5 年未満	4	17.4
5 年以上10年未満	0	0.0
10年以上15年未満	1	4.3
不明	14	60.9
合計	23	100.0
平均期間 2.3年		

男性加害者

	度 数	%
1 年未満	103	33.7
1 年以上 5 年未満	45	14.8
5 年以上10年未満	10	3.3
10年以上15年未満	10	3.3
15年以上20年未満	8	2.5
20年以上25年未満	1	0.3
25年以上30年未満	1	0.3
30年以上35年未満	3	1.0
35年以上40年未満	0	0.0
40年以上	1	0.3
非該当	33	10.7
不明	92	30.0
合計	307	100.0
平均期間 3.3年		

注1 法務総合研究所の調査による。
2 非該当は、類似行為を行っていないことである。

ウ 経済的負担

経済的に「全面的に男性が負担」は本調査の傷害事件における全加害者の26%（85人），「ほとんど男性が負担」が10%（32人），「お互い半分で負担」が14%（45人），「全面的に女性が負担」が8%（28人），「ほとんど女性が負担」が7%（23人），「どちらも負担しない」が7%（22人）であった。

表106 傷害事件経済的な負担の割合

全体

	度 数	%
全面的に男性が負担	85	25.8
ほとんど男性が負担	32	9.7
お互い半々で負担	45	13.6
ほとんど女性が負担	23	7.0
全面的に女性が負担	28	8.5
どちらも負担しない	22	6.7
不明	95	28.8
合計	330	100.0

女性加害者

	度 数	%
全面的に男性が負担	9	39.1
ほとんど男性が負担	2	8.7
お互い半々で負担	2	8.7
ほとんど女性が負担	2	8.7
全面的に女性が負担	2	8.7
不明	6	26.1
合計	23	100.0

男性加害者

	度 数	%
全面的に男性が負担	76	24.8
ほとんど男性が負担	30	9.8
お互い半々で負担	43	14.0
ほとんど女性が負担	21	6.8
全面的に女性が負担	26	8.5
どちらも負担しない	22	7.2
不明	89	29.0
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

エ 家族構成

犯行時において、カップルが同居していた事案は本調査の傷害事件における全対象者の71%（233件）であるが、そのうち「カップルのみ」は73件（31%）、「カップルと子供」は128件（55%）、「カップルと親族」は7件（3%）、「カップル、子供と親族」は22件（9%）であり、単身の加害者は48人（本調査

の傷害事件における全対象者の15%)であった。

犯行後の家族構成をみると、犯行時と比較して「単身の加害者」は150%増加し、「その他」(例えば、加害者の父・母と同居)が88%増加した。これに対して「カップルのみ」(73%減)、「カップルと子供」(54%減)、「カップルと親族」(86%減)、「カップル、子供と親族」(59%減)となった。

表107 傷害事件犯行時及び事件後の家族構成

全体

犯行時

	度 数	%
単身	48	14.5
カップルのみ	73	22.1
カップルと子供	128	38.8
カップルと親族	7	2.1
カップルと子供、親族	22	6.7
その他	43	13.0
不明	9	2.7
合計	330	100.0

事件後

	度 数	%
単身	120	36.4
カップルのみ	20	6.1
カップルと子供	59	17.9
カップルと親族	1	0.3
カップルと子供、親族	9	2.7
その他	81	24.5
不明	40	12.1
合計	330	100.0

(3) 加害者の分析結果

ア 特性等

加害者の性別は、男性93% (307人)、女性7% (23人)であった。平均年齢は39.7歳 (19歳から71歳)であった。

表108 傷害事件加害者の性別

	度 数	%
男	307	93.0
女	23	7.0
合計	330	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

表109 傷害事件加害者の年齢

全体

	度 数	%
10代	1	0.3
20代	73	22.1
30代	97	29.4
40代	85	25.8
50代	58	17.6
60代	14	4.2
70代	2	0.6
合計	330	100.0
平均年齢 39.7歳		

女性加害者

	度 数	%
10代	0	0.0
20代	3	13.0
30代	7	30.5
40代	6	26.1
50代	5	21.7
60代	2	8.7
合計	23	100.0
平均年齢 41.9歳		

男性加害者

	度 数	%
10代	1	0.3
20代	70	22.8
30代	90	29.8
40代	79	25.8
50代	53	17.2
60代	12	3.9
70代	2	0.7
合計	307	100.0
平均年齢 39.5歳		

注 法務総合研究所の調査による。

加害者の学歴は、中学卒業未満が2人（今回の傷害事件における加害者の1％）、中学卒業が110人（33％）、高校中退が60人（18％）、高校卒業が90人（27％）、大学中退が7人（2％）、大学卒業が27人（8％）、各種専門学校等中退が6人（2％）、各種専門学校等卒業が20人（6％）、その他（大学院卒業等）が5人（2％）であった。

表110 傷害事件加害者の学歴

全体

	度 数	%
中学校卒業未満	2	0.6
中学卒業	110	33.3
高校中退	60	18.2
高校卒業	90	27.3
大学中退	7	2.1
大学卒業	27	8.2
各種専門学校等中退	6	1.8
各種専門学校等卒業	20	6.1
その他	5	1.5
不明	3	0.9
合計	330	100.0

女性加害者

	度 数	%
中学校卒業未満	1	4.3
中学卒業	7	30.4
高校中退	6	26.1
高校卒業	4	17.4
大学中退	2	8.7
大学卒業	1	4.3
各種専門学校等卒業	1	4.3
不明	1	4.3
合計	23	100.0

男性加害者

	度 数	%
中学校卒業未満	1	0.3
中学卒業	103	33.6
高校中退	54	17.6
高校卒業	86	28.0
大学中退	5	1.6
大学卒業	26	8.5
各種専門学校等中退	6	2.0
各種専門学校等卒業	19	6.2
その他	5	1.6
不明	2	0.7
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

本調査の傷害事件における加害者の69％（229人）は職業に就いており、27％（88人）は職に就いておらず、3％（11人）は家事専業であった。就業者のうち、92％が常勤であった。

表111 傷害事件加害者の職業の有無

全体

	度 数	%
あり	229	69.4
なし	88	26.7
家事専業	11	3.3
不明	2	0.6
合計	330	100.0

女性加害者

	度 数	%
あり	8	34.8
なし	5	21.7
家事専業	10	43.5
合計	23	100.0

男性加害者

	度 数	%
あり	221	72.0
なし	83	27.0
家事専業	1	0.3
不明	2	0.7
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

職種に関してみると、建設関係が66人(本調査の傷害事件における全加害者の20%)、運輸関係が28人(8%)、サービス関係が28人(8%)、販売関係が22人(7%)、オフィスワーカーが7人(2%)とその他(例えば、医療関係等)が78人(24%)であった。生活保護を受けている者は本調査の傷害事件における全加害者の3%(9人)であった。

表112 傷害事件加害者の職種

全体

	度 数	%
販売関係	22	6.7
運輸関係	28	8.5
サービス関係	28	8.5
建設関係	66	20.0
オフィスワーカー	7	2.1
その他	78	23.6
非該当	99	30.0
不明	2	0.6
合計	330	100.0

女性加害者

	度 数	%
サービス関係	5	21.7
その他	3	13.0
非該当	15	65.2
合計	23	100.0

男性加害者

	度 数	%
販売関係	22	7.2
運輸関係	28	9.1
サービス関係	23	7.5
建設関係	66	21.5
オフィスワーカー	7	2.3
その他	75	24.4
非該当	84	27.4
不明	2	0.7
合計	307	100.0

注1 法務総合研究所の調査による。

2 非該当は非就業者及び家事専業である。

過去5年間の転職をみると、126人（本調査の傷害事件における全加害者の38％）は転職がなく、65人（20％）は1回、75人（23％）は2回以上であった。

表113 傷害事件加害者の転職回数

全体

	度 数	%
なし	126	38.2
1 回	65	19.7
2 回以上	75	22.7
不明	64	19.4
合計	330	100.0

女性加害者

	度 数	%
なし	6	26.1
1 回	2	8.7
2 回以上	2	8.7
不明	13	56.5
合計	23	100.0

男性加害者

	度 数	%
なし	120	39.1
1 回	63	20.5
2 回以上	73	23.8
不明	51	16.6
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

収入に関しては、225人（本調査の傷害事件における全加害者の68％）は収入があり、平均年収（mean）は381万円（中央値に当たる median 年収は300万円）であった。年収を男女別にみると、男性加害者の平均年収（mean）は382万円（中央値に当たる median 年収は300万円）であり、女性加害者の平均年収（mean）は374万円（中央値に当たる median 年収は312万円）であった。

表114 傷害事件加害者の収入の有無

全体

	度 数	%
あり	225	74.0
なし	79	26.0
合計	304	100.0

女性加害者

あり	7	58.3
なし	5	41.7
合計	12	100.0

男性加害者

あり	218	74.7
なし	74	25.3
合計	292	100.0

注1 法務総合研究所の調査による。

2 非就業者、家事専業及び不明を除く。

年収

全体

万 円	度 数	%
100万円未満	8	3.6
100万円以上200万円未満	16	7.1
200万円以上300万円未満	54	24.0
300万円以上400万円未満	62	27.6
400万円以上500万円未満	13	5.8
500万円以上600万円未満	6	2.7
600万円以上700万円未満	8	3.6
700万円以上800万円未満	4	1.8
800万円以上900万円未満	2	0.9
900万円以上1,000万円未満	2	0.9
1,000万円以上	9	4.0
不明	41	18.2
合計	225	100.0
平均値 381万円		
中央値 300万円		

女性加害者

100万円未満	0	0.0
100万円以上200万円未満	0	0.0
200万円以上300万円未満	1	14.3
300万円以上400万円未満	4	57.1
400万円以上500万円未満	0	0.0
500万円以上600万円未満	0	0.0
600万円以上700万円未満	0	0.0
700万円以上800万円未満	1	14.3
不明	1	14.3
合計	7	100.0
平均値 374万円		
中央値 312万円		

男性加害者

100万円未満	8	3.7
100万円以上200万円未満	16	7.3
200万円以上300万円未満	53	24.3
300万円以上400万円未満	58	26.6
400万円以上500万円未満	13	6.0
500万円以上600万円未満	6	2.8
600万円以上700万円未満	8	3.7
700万円以上800万円未満	3	1.4
800万円以上900万円未満	2	0.9
900万円以上1,000万円未満	2	0.9
1,000万円以上	9	4.1
不明	40	18.3
合計	218	100.0
平均値 382万円		
中央値 300万円		

注1 法務総合研究所の調査による。

2 年収のある者のみである。

さらに、1年以上不就労の者は本調査の傷害事件における全加害者の17%（57人）であり、又本調査の傷害事件における全加害者の26%（85人）はサラ金借財（ギャンブル・遊興費・生活費に使用）があった。

イ 前科・逮捕歴等

a 前科

前科については、「前科なし」が本調査の傷害事件における全加害者の56% (184人), 1 犯が18% (58人), 2 犯が9% (31人), 3 犯が7% (22人), 4 犯以上が9% (31人) であった。前科となった犯罪は多様であるが, 傷害, 道路交通関係, 過失傷害が上位3種類の犯罪であった。

表115 傷害事件加害者の前科回数

全体

	度 数	%
0 回	184	55.8
1 回	58	17.6
2 回	31	9.4
3 回	22	6.7
4 回	13	3.9
5 回	5	1.5
6 回	2	0.6
7 回以上	11	3.3
不明	4	1.2
合計	330	100.0

女性加害者

0 回	20	87.0
1 回	3	13.0
合計	23	100.0

男性加害者

0 回	164	53.4
1 回	55	17.9
2 回	31	10.1
3 回	22	7.2
4 回	13	4.2
5 回	5	1.6
6 回	2	0.7
7 回以上	11	3.6
不明	4	1.3
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

b 前歴

前歴については、「前歴なし」が234人(本調査の傷害事件における全加害者の71%), 1 回が49人(15%), 2 回が23人 (7%), 3 回が12人 (4%), 4 回以上が8 人 (2%) であった。前科同様に, 前歴となった犯罪は多様であるが, 上位 3 種類の犯罪は傷害, 窃盗, 道路交通関係であった。

表116 傷害事件加害者の前歴回数

全体

	度 数	%
0 回	234	70.9
1 回	49	14.8
2 回	23	7.0
3 回	12	3.6
4 回	5	1.5
5 回	2	0.6
7 回以上	1	0.3
不明	4	1.2
合計	330	100.0

女性加害者

	度 数	%
0 回	23	100.0
合計	23	100.0

男性加害者

	度 数	%
0 回	211	68.7
1 回	49	16.0
2 回	23	7.5
3 回	12	3.9
4 回	5	1.6
5 回	2	0.7
7 回以上	1	0.3
不明	4	1.3
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

c 少年時の逮捕歴（保護観察処分とならなかった又は少年院に送られなかった場合）

本調査の傷害事件における全加害者の19%(61人)に少年時の逮捕歴があり, うち, 逮捕歴 1 回が51% (31人), 2 回が16% (10人), 3 回が7% (4 人), 不明が26% (16人) であった。

表117 傷害事件加害者少年時の逮捕の有無

全体

	度 数	%
あり	61	18.5
なし	244	73.9
不明	25	7.6
合計	330	100.0

女性加害者

	度 数	%
あり	1	4.3
なし	21	91.3
不明	1	4.3
合計	23	100.0

男性加害者

	度 数	%
あり	60	19.5
なし	223	72.6
不明	24	7.8
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

d 少年時の逮捕時の犯罪

少年時代の逮捕時の犯罪も多様であったが、窃盗、毒劇法、傷害が上位3種類の犯罪であった。

e 保護処分等

本調査の傷害事件における全加害者の13%（44人）は保護観察・少年院歴があり、うち、保護観察・少年院歴1回が50%（22人）、2回が27%（12人）、3回が7%（3人）、4回が2%（1人）、5回が5%（2人）、不明が9%（4人）であった。

表118 傷害事件加害者保護処分等の有無

全体

	度 数	%
あり	44	13.3
なし	267	80.9
不明	19	33.6
合計	330	100.0

女性加害者

	度 数	%
あり	1	4.3
なし	21	91.3
不明	1	4.3
合計	23	100.0

男性加害者

	度 数	%
あり	43	14.0
なし	246	80.1
不明	18	5.9
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

f 暴力団

本調査の傷害事件における全加害者の12%（41人）は暴力団加入歴があった。

ウ 薬物・飲酒

a 薬物

本調査の傷害事件における全加害者の15%（51人）は薬物使用歴があり，うち，覚せい剤使用が57%，有機溶剤33%，大麻2%，2種類以上が8%であった。犯行時に薬物(例えば，覚せい剤，有機溶剤等)を使用した者は本調査の傷害事件における全加害者の2%（5人）であった。

表119 傷害事件加害者の薬物使用歴の有無

全体

	度 数	%
あり	51	15.5
なし	267	80.9
不明	12	3.6
合計	330	100.0

女性加害者

	度 数	%
あり	2	8.7
なし	21	91.3
合計	23	100.0

男性加害者

	度 数	%
あり	49	12.7
なし	246	84.7
不明	12	2.6
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

b 飲酒

本調査の傷害事件における全加害者の75% (249人) は飲酒の習慣があり, そのうち, 酒癖が悪かった者は99人 (40%) であった。犯行時, 170人 (飲酒習慣のある加害者の68%) が飲酒状態であった。

表120 傷害事件加害者の飲酒習慣の有無

全体

	度 数	%
あり	249	75.5
なし	33	10.0
不明	48	14.8
合計	330	100.0

女性加害者

	度 数	%
あり	16	69.6
なし	5	21.7
不明	2	8.7
合計	23	100.0

男性加害者

	度 数	%
あり	233	75.9
なし	28	9.1
不明	46	15.0
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

エ 子供への虐待

本調査の傷害事件における全加害者の16% (54人) は子供 (我が子及び継子を含む) に対して暴力を振るっていた。

オ 暴力の合理化

本調査の傷害事件における全加害者の36% (118人) は, 暴力は「自分の責任ではない」, 11% (36人)

は「脅すつもりだけ」、6％（21人）は「自分が被害者だ」、5％（16人）は「しつけとしてやっている」、1％（2人）は「被害者はいない」、0.3％（1人）は「皆がやっている」と、暴力の合理化をした。

表121 傷害事件加害者の暴力の合理化

全体

自分の責任ではない

	度 数	%
あり	118	35.8
なし	194	58.8
不明	18	5.5
合計	330	100.0

自分が被害者だ

	度 数	%
あり	21	6.4
なし	296	89.7
不明	13	3.9
合計	330	100.0

誰も被害者はいない

	度 数	%
あり	2	0.6
なし	317	96.1
不明	11	3.3
合計	330	100.0

皆がやっている

	度 数	%
あり	1	0.3
なし	319	97.7
不明	10	3.0
合計	330	100.0

しつけとしてやっている

	度 数	%
あり	16	4.8
なし	305	92.4
不明	9	2.7
合計	330	100.0

脅すつもりだけ

	度 数	%
あり	36	10.9
なし	281	85.2
不明	13	3.9
合計	330	100.0

女性加害者
自分の責任ではない

	度 数	%
あり	5	21.7
なし	18	78.3
合計	23	100.0

自分が被害者だ

	度 数	%
あり	2	8.7
なし	21	91.3
合計	23	100.0

誰も被害者はいない

	度 数	%
あり	0	0.0
なし	23	100.0
合計	23	100.0

皆がやっている

	度 数	%
あり	0	0.0
なし	23	100.0
合計	23	100.0

しつけとしてやっている

	度 数	%
あり	0	0.0
なし	23	100.0
合計	23	100.0

脅すつもりだけ

	度 数	%
あり	5	21.7
なし	18	78.3
合計	23	100.0

男性加害者

自分の責任ではない

	度 数	%
あり	113	36.8
なし	176	57.3
不明	18	5.8
合計	307	100.0

自分が被害者だ

	度 数	%
あり	19	6.2
なし	275	89.6
不明	13	4.2
合計	307	100.0

誰も被害者はいない

	度 数	%
あり	2	0.7
なし	294	95.8
不明	11	3.6
合計	307	100.0

みんながやっている

	度 数	%
あり	1	0.3
なし	296	96.4
不明	10	3.3
合計	307	100.0

しつけとしてやっている

	度 数	%
あり	16	5.2
なし	282	91.9
不明	9	2.9
合計	307	100.0

脅すつもりだけ

	度 数	%
あり	31	10.1
なし	263	85.7
不明	13	4.2
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

カ 家族・他人との関係

本調査の傷害事件における全加害者の2%（8人）は、家族との関係は良く、19%（63人）は普通で、64%（212人）は悪かった。他人との関係については、本調査の傷害事件における全加害者の7%（24人）は良く、27%（89人）は普通で、15%（50人）は悪かった。

表122 傷害事件加害者の家族及び他人との関係

全体

家族との関係

	度 数	%
良	8	2.4
普通	63	19.1
悪	212	64.2
不明	47	14.2
合計	330	100.0

他人との関係

	度 数	%
良	24	7.3
普通	89	27.0
悪	50	15.2
不明	167	50.6
合計	330	100.0

女性加害者

家族との関係

	度 数	%
良	1	4.3
普通	9	39.1
悪	10	43.5
不明	3	13.4
合計	23	100.0

他人との関係

	度 数	%
良	1	4.3
普通	11	47.8
悪	2	8.7
不明	9	39.1
合計	23	100.0

男性加害者
家族との関係

	度 数	%
良	7	2.3
普通	54	17.6
悪	202	65.8
不明	44	14.3
合計	307	100.0

他人との関係

	度 数	%
良	23	7.5
普通	78	25.4
悪	48	15.6
不明	158	51.5
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

キ 加害者からみた暴力の理由

加害者からみた暴力の理由の中で最も多く挙げられたものは「被害者の言動・態度」（本調査の傷害事件における全加害者の67%）であり、続いて「日常些細な事」（43%）,「加害者の被害者への支配欲」(38%), 「加害者の嫉妬・やきもち」(30%), 「加害者の経済面の問題」(25%), 「被害者の異性関係」(23%), 「加害者の酒」(22%), 「加害者の仕事に関する問題」(21%), 「被害者の家事・育児」(19%), 「コミュニケーションの問題」(14%), 「子供の問題」(12%), 「加害者の固定的な性別役割分担意識」(12%), 「加害者の異性関係」(10%), 「被害者の家計のやり方」(9%), 「被害者の仕事に関する問題」(9%), 「被害者の経済面の問題」(9%), 「被害者の嫉妬・やきもち」(8%), 「被害者の酒」(6%), 「加害者のギャンブル」(6%), 「加害者の被害者への軽視」(6%), 「被害者と他の家族との不和」(6%), 「加害者と他の家族との不和」(5%), 「加害者の薬物」(2%), 「加害者の精神障害」(2%), 「加害者の子供時代に受けた虐待」(2%), 「被害者の薬物」(1%), 「被害者のギャンブル」(1%) であった。なお, 「加害者の近隣とのトラブル」は該当するケースがなかったため, 本分析から除外した。

表123 傷害事件加害者からみた暴力の理由

全体
加害者の酒

	度 数	%
あり	74	22.4
なし	238	72.1
不明	18	5.5

加害者の薬物

あり	5	1.5
なし	317	96.1
不明	8	2.4

被害者の酒

あり	19	5.8
なし	308	93.3
不明	3	0.9

被害者の薬物

あり	2	0.6
なし	326	98.8
不明	2	0.6

加害者の精神障害

あり	6	1.8
なし	319	96.7
不明	5	1.5

日常些細な事

あり	142	43.0
なし	164	49.7
不明	24	7.3

家事・育児のやり方

あり	64	19.4
なし	262	79.4
不明	4	1.2

被害者の家計のやり方

あり	29	8.8
なし	293	88.8
不明	8	2.4

被害者の言動・態度

あり	220	66.7
なし	98	29.7
不明	12	3.6

被害者と他の家族との不和

あり	20	6.1
なし	283	85.8
不明	27	8.2

加害者と他の家族との不和

あり	15	4.5
なし	285	86.4
不明	30	9.1

加害者の仕事に関する問題

あり	69	20.9
なし	244	73.9
不明	17	5.1

加害者の経済面の問題

あり	83	25.2
なし	237	71.8
不明	10	3.0

加害者のギャンブル

あり	18	5.5
なし	302	91.5
不明	10	3.0

被害者の仕事に関する問題

あり	30	9.1
なし	228	69.1
不明	72	21.8

被害者の経済面の問題

あり	31	9.4
なし	291	88.2
不明	8	2.4

被害者のギャンブル

あり	3	0.9
なし	324	98.2
不明	3	0.9

加害者の嫉妬・やきもち

あり	99	30.0
なし	224	67.9
不明	7	2.1

加害者の異性関係

あり	34	10.3
なし	293	88.8
不明	3	0.9

被害者の嫉妬・やきもち

あり	26	7.9
なし	298	90.3
不明	6	1.8

被害者の異性関係

あり	75	22.7
なし	252	76.4
不明	3	0.9

子供の問題

あり	41	12.4
なし	223	67.6
不明	66	20.0

コミュニケーションの問題

あり	45	13.6
なし	202	61.2
不明	83	25.2

加害者の被害者への支配欲

あり	124	37.6
なし	140	42.4
不明	66	20.0

被害者への軽視

あり	20	6.1
なし	295	89.4
不明	15	4.5

加害者の固定的な性別役割分担意識

あり	41	12.4
なし	249	75.5
不明	40	12.1

加害者の子供時代に受けた虐待

あり	6	1.8
なし	98	29.7
不明	226	68.5

合計	330	100.0
----	-----	-------

女性加害者

加害者の酒

あり	3	13.0
なし	19	82.6
不明	1	4.3

加害者の薬物

あり	0	0.0
なし	23	100.0

被害者の酒

あり	1	4.3
なし	22	95.7

被害者の薬物

あり	1	4.3
なし	22	95.7

加害者の精神障害

あり	2	8.7
なし	20	87.0
不明	1	4.3

日常些細な事

あり	10	43.5
なし	13	56.5

家事・育児のやり方

あり	0	0.0
なし	23	100.0

被害者の家計のやり方

あり	0	0.0
なし	23	100.0

被害者の言動・態度

あり	12	52.2
なし	11	47.8

被害者と他の家族との不和

あり	0	0.0
なし	20	87.0
不明	3	13.0

加害者と他の家族との不和

あり	0	0.0
なし	21	91.3
不明	2	8.7

加害者の仕事に関する問題

あり	2	8.7
なし	17	73.9
不明	4	17.4

加害者の経済面の問題

あり	6	26.1
なし	17	73.9

加害者のギャンブル

あり	0	0.0
なし	22	95.7
不明	1	4.3

被害者の仕事に関する問題

あり	5	21.7
なし	13	56.5
不明	5	21.7

被害者の経済面の問題

あり	5	21.7
なし	17	73.9
不明	1	4.3

被害者のギャンブル

あり	1	4.3
なし	21	91.3
不明	1	4.3

加害者の嫉妬・やきもち

あり	4	17.4
なし	18	78.3
不明	1	4.3

加害者の異性関係

あり	0	0.0
なし	23	100.0

被害者の嫉妬・やきもち

あり	2	8.7
なし	21	91.3

被害者の異性関係

あり	4	17.4
なし	18	78.3
不明	1	4.3

子供の問題

あり	1	4.3
なし	13	56.5
不明	9	39.1

コミュニケーションの問題

あり	4	17.4
なし	15	65.2
不明	4	17.4

加害者の被害者への支配欲

あり	4	17.4
なし	17	73.9
不明	2	8.7

被害者への軽視

あり	2	8.7
なし	21	91.3

加害者の固定的な性別役割分担意識

あり	0	0.0
なし	22	95.7
不明	1	4.3

加害者の子供時代に受けた虐待

あり	0	0.0
なし	7	30.4
不明	16	69.5

合計	23	100.0
----	----	-------

男性加害者

加害者の酒

あり	71	23.1
なし	219	71.3
不明	17	5.5

加害者の薬物

あり	5	1.6
なし	294	95.8
不明	8	2.6

被害者の酒

あり	18	5.9
なし	286	93.2
不明	3	1.0

被害者の薬物

あり	1	0.3
なし	304	99.0
不明	2	0.6

加害者の精神障害

あり	4	1.3
なし	299	97.4
不明	4	1.3

日常些細な事

あり	132	43.0
なし	151	49.2
不明	24	7.8

家事・育児のやり方

あり	64	20.8
なし	239	77.9
不明	4	1.3

被害者の家計のやり方

あり	29	9.4
なし	270	87.9
不明	8	2.6

被害者の言動・態度

あり	208	67.8
なし	87	28.3
不明	12	3.9

被害者と他の家族との不和

あり	20	6.5
なし	263	85.7
不明	24	7.8

加害者と他の家族との不和

あり	15	4.9
なし	264	86.0
不明	28	9.1

加害者の仕事に関する問題

あり	67	21.8
なし	227	73.9
不明	13	4.3

加害者の経済面の問題

あり	77	25.1
なし	220	71.7
不明	10	3.3

加害者のギャンブル

あり	18	5.9
なし	280	91.2
不明	9	2.9

被害者の仕事に関する問題

あり	25	8.1
なし	215	70.0
不明	67	21.9

被害者の経済面の問題

あり	26	8.5
なし	274	89.3
不明	7	2.3

被害者のギャンブル

あり	2	0.7
なし	303	98.7
不明	2	0.7

加害者の嫉妬・やきもち

あり	95	30.9
なし	206	67.1
不明	6	2.0

加害者の異性関係

あり	34	11.1
なし	270	87.9
不明	3	1.0

被害者の嫉妬・やきもち

あり	24	2.4
なし	277	90.2
不明	6	2.0

被害者の異性関係

あり	71	23.1
なし	234	76.2
不明	2	0.7

子供の問題

あり	40	13.0
なし	210	68.4
不明	57	18.5

コミュニケーションの問題

あり	41	13.4
なし	187	60.9
不明	79	25.7

加害者の被害者への支配欲

あり	120	39.1
なし	123	40.1
不明	64	20.8

被害者への軽視

あり	18	5.9
なし	274	89.3
不明	15	4.9

加害者の固定的な性別役割分担意識

あり	41	13.4
なし	227	73.9
不明	39	12.7

加害者の子供時代に受けた虐待

あり	6	2.0
なし	91	29.6
不明	210	68.4

合計	307	100.0
----	-----	-------

注 法務総合研究所の調査による。

ク 過去・事件直前の加害者に対する被害者による暴力

過去において、本調査の傷害事件における全加害者の 8 % (25人) は、被害者から身体的暴力を受け、4 % (13人) は精神的暴力を受け、 1 % (2 人) は性的暴力を受けた。

表124 傷害事件過去の加害者に対する被害者による暴力の有無

全体

身体的暴力

	度 数	%
あり	25	7.6
なし	298	90.3
不明	7	2.1
合計	330	100.0

精神的暴力

	度 数	%
あり	13	3.9
なし	304	92.1
不明	13	3.9
合計	330	100.0

性的暴力

	度 数	%
あり	2	0.6
なし	320	97.0
不明	8	2.4
合計	330	100.0

女性加害者

身体的暴力

	度 数	%
あり	11	47.8
なし	11	47.8
不明	1	4.3
合計	23	100.0

精神的暴力

	度 数	%
あり	3	13.0
なし	17	73.9
不明	3	13.0
合計	23	100.0

性的暴力

	度 数	%
あり	2	8.7
なし	17	73.9
不明	4	17.4
合計	23	100.0

男性加害者

身体的暴力

	度 数	%
あり	14	4.6
なし	287	93.5
不明	6	2.0
合計	307	100.0

精神的暴力

	度 数	%
あり	10	3.3
なし	287	93.5
不明	10	3.3
合計	307	100.0

性的暴力

	度 数	%
あり	0	0.0
なし	303	98.7
不明	4	1.3
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

事件直前に、本調査の傷害事件における全加害者の7%（23人）は、被害者から身体的暴力を受け、3%（10人）は精神的暴力を受けていた。事件直前に、性的暴力を受けた加害者はいなかった。

表125 傷害事件事件直前に加害者に対する被害者による暴力の有無

全体

身体的暴力

	度 数	%
あり	23	7.0
なし	301	91.2
不明	6	1.8
合計	330	100.0

事件直前の精神的暴力

	度 数	%
あり	10	3.0
なし	309	93.6
不明	11	3.3
合計	330	100.0

女性加害者

身体的暴力

	度 数	%
あり	8	34.8
なし	14	60.9
不明	1	4.3
合計	23	100.0

精神的暴力

	度 数	%
あり	1	4.3
なし	18	78.3
不明	4	17.4
合計	23	100.0

男性加害者

身体的暴力

	度 数	%
あり	15	4.9
なし	287	93.5
不明	5	1.6
合計	307	100.0

精神的暴力

	度 数	%
あり	9	2.9
なし	291	94.8
不明	7	2.3
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

ケ 自己防衛

本調査の傷害事件における全加害者の3%（9人）は、自己防衛のために、今回のDV事件を起こした。

表126 傷害事件加害者自己防衛の有無

全体

	度 数	%
あり	9	2.7
なし	317	96.1
不明	4	1.2
合計	330	100.0

女性加害者

	度 数	%
あり	3	13.0
なし	18	78.3
不明	2	8.7
合計	23	100.0

男性加害者

	度 数	%
あり	6	2.0
なし	299	97.4
不明	2	0.7
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

コ 犯行時の病気の有無

犯行時、本調査の傷害事件における全加害者の22%（71人）は病気に罹患していた。病気の種類は肝炎、アルコール性肝障害、胃癌、肝臓病、心臓病、糖尿病等である。

(4) 被害者の分析結果

ア 特性等

被害者の性別は、女性93％（307人）、男性7％（23人）であった。平均年齢は37.6歳（18歳から84歳）であった。

表127 傷害事件被害者の性別

	度 数	%
男	23	7.0
女	307	93.0
合計	330	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

表128 傷害事件被害者の年齢

全体

	度 数	%
10代	4	1.2
20代	84	33.3
30代	117	35.1
40代	72	21.6
50代	33	9.9
60代	14	4.2
70代	2	0.6
80代	1	0.3
不明	3	0.9
合計	330	100.0
平均年齢 37.6歳		

女性被害者

	度 数	%
10代	4	1.3
20代	83	26.1
30代	110	35.9
40代	66	21.5
50代	30	9.8
60代	10	3.3
70代	0	0.0
80代	1	0.3
不明	3	1.0
合計	307	100.0
平均年齢 36.7歳		

男性被害者

	度 数	%
10代	0	0.0
20代	1	4.3
30代	7	30.5
40代	6	26.1
50代	3	13.0
60代	4	17.4
70代	2	8.7
合計	23	100.0
平均年齢 49.2歳		

注 法務総合研究所の調査による。

被害者の学歴は、中学卒業が14人（本調査の傷害事件における全被害者の4％）、高校中退が5人（2％）、高校卒業が28人（8％）、大学中退が5人（2％）、大学卒業が6人（2％）とその他が3人（1％）であった。さらに、各種専門学校等中退は2人（1％）で各種専門学校等卒業は8人（2％）であった。

表129 傷害事件被害者の学歴

全体

	度 数	%
中学卒業	14	4.2
高校中退	5	1.5
高校卒業	28	8.5
大学中退	5	1.5
大学卒業	6	1.8
各種専門学校等中退	2	0.6
各種専門学校等卒業	8	2.4
その他	3	0.9
不明	259	74.5
合計	330	100.0

女性被害者

	度 数	%
中学卒業	13	4.2
高校中退	4	1.3
高校卒業	26	8.5
大学中退	5	1.6
大学卒業	5	1.6
各種専門学校等中退	2	0.7
各種専門学校等卒業	8	2.6
その他	2	0.7
不明	242	78.8
合計	307	100.0

男性被害者

	度 数	%
中学卒業	1	4.3
高校中退	1	4.3
高校卒業	2	8.7
大学卒業	1	4.3
その他	1	4.3
不明	17	73.9
合計	23	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

本調査の傷害事件における全被害者の59％（195人）は職業に就いており，15％（48人）は職に就いておらず，25％（84人）は家事専業であった。就業者のうち，69％が常勤であった。

表130 傷害事件被害者の職業の有無

全体

	度 数	%
あり	195	59.1
なし	48	14.5
家事専業	84	25.5
不明	3	0.9
合計	330	100.0

女性被害者

	度 数	%
あり	178	58.0
なし	42	13.7
家事専業	84	27.4
不明	3	1.0
合計	307	100.0

男性被害者

	度 数	%
あり	17	73.9
なし	6	26.1
合計	23	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

職種に関してみると，サービス関係が73人（本調査の傷害事件における全被害者の22％），販売関係が18人（5％），オフィスワーカーが14人（4％），建設関係が5人（2％），運輸関係が4人（1％），とその他が71人（22％）であった。生活保護を受けている者は本調査の傷害事件における全被害者の5％（17人）であった。

表131 傷害事件被害者の職種

全体

	度 数	%
販売関係	18	5.5
運輸関係	4	1.2
サービス関係	73	22.1
建設関係	5	1.5
オフィスワーカー	14	4.2
その他	71	21.5
非該当	132	40.0
不明	13	3.9
合計	330	100.0

女性被害者

	度 数	%
販売関係	18	5.9
運輸関係	4	1.3
サービス関係	71	23.1
建設関係	1	0.3
オフィスワーカー	13	4.2
その他	61	19.9
非該当	126	41.0
不明	13	4.2
合計	307	100.0

男性被害者

	度 数	%
サービス関係	2	8.7
建設関係	4	17.4
オフィスワーカー	1	4.3
その他	10	43.5
非該当	6	26.1
合計	23	100.0

注1 法務総合研究所の調査による。
2 非該当は非就業者及び家事専業である。

過去5年間の転職をみると、88人（本調査の傷害事件における全被害者の27％）は転職がなく、35人（11％）は1回、15人（5％）は2回以上であった。

表132 傷害事件被害者の過去5年間の転職回数

全体

	度 数	%
なし	88	26.7
1 回	35	10.6
2 回以上	15	4.5
不明	192	58.2
合計	330	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

収入に関しては、192人(本調査の傷害事件における全被害者の58%)は収入があり、平均年収(mean)は280万円(中央値に当たる median 年収は180万円)であった。年収を男女別にみると、男性の平均年収(mean)は361万円(中央値に当たる median 年収は300万円)であり、女性の平均年収(mean)は259万円(中央値に当たる median 年収は168万円)であった。

さらに、1年以上不就労の者は本調査の傷害事件における全被害者の7%であり、又今回の傷害事件における全被害者の12%はサラ金借財(ギャンブル・遊興費・生活費に使用)があった。

表133 傷害事件被害者の収入の有無

全体

	度 数	%
あり	192	83.5
なし	48	20.9
合計	230	100.0

女性被害者

	度 数	%
あり	174	79.5
なし	45	20.5
合計	219	100.0

男性被害者

	度 数	%
あり	18	85.7
なし	3	14.3
合計	21	100.0

注1 総合研究所の調査による。

2 非就業者、家事専業及び不明を除く。

表134 傷害事件被害者の年収

全体

	度 数	%
100万円未満	9	4.7
100万円以上200万円未満	15	7.8
200万円以上300万円未満	6	3.1
300万円以上400万円未満	5	2.6
400万円以上500万円未満	2	1.0
500万円以上600万円未満	1	0.5
600万円以上700万円未満	1	0.5
700万円以上800万円未満	1	0.5
800万円以上900万円未満	1	0.5
900万円以上1,000万円未満	0	0.0
1,000万円以上	2	1.0
不明	149	77.6
合計	192	100.0
平均年収 平均値 280万円		
中央値 180万円		

女性被害者

	度 数	%
100万円未満	9	5.2
100万円以上200万円未満	13	7.5
200万円以上300万円未満	4	2.3
300万円以上400万円未満	3	1.7
400万円以上500万円未満	1	0.6
500万円以上600万円未満	0	0.0
600万円以上700万円未満	1	0.6
700万円以上800万円未満	1	0.6
800万円以上900万円未満	0	0.0
900万円以上1,000万円未満	0	0.0
1,000万円以上	2	1.1
不明	140	80.5
合計	174	100.0
平均年収 平均値 259万円		
中央値 168万円		

男性被害者

	度 数	%
100万円未満	0	0.0
100万円以上200万円未満	2	11.1
200万円以上300万円未満	2	11.1
300万円以上400万円未満	2	11.1
400万円以上500万円未満	1	5.6
500万円以上600万円未満	1	5.6
600万円以上700万円未満	0	0.0
700万円以上800万円未満	0	0.0
800万円以上900万円未満	1	5.6
不明	9	50.0
合計	18	100.0
平均年収 平均値 361万円		
中央値 300万円		

注1 法務総合研究所の調査による。

2 年収のある者のみである。

イ 薬物・飲酒

a 薬物

今回の傷害事件における全被害者の5%（15人）は薬物使用歴があり、うち、覚せい剤使用が80%であった。被害時に薬物（例えば、覚せい剤、有機溶剤）を使用した者は今回の傷害事件における全被害者の1%（3人）であった。

表135 傷害事件被害者の薬物使用歴の有無

全体

	度 数	%
あり	15	4.5
なし	283	85.8
不明	32	9.7
合計	330	100.0

女性被害者

	度 数	%
あり	13	4.2
なし	267	87.0
不明	27	8.8
合計	307	100.0

男性被害者

	度 数	%
あり	2	8.7
なし	16	69.6
不明	5	21.7
合計	23	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

b 飲酒

今回の傷害事件における全被害者の32％（107人）は飲酒の習慣があり、そのうち、酒癖が悪かった者は11人（10％）であった。被害時、65人（飲酒習慣のある被害者の61％）が飲酒状態であった。

表136 傷害事件被害者の飲酒習慣の有無

全体

	度 数	%
あり	107	32.4
なし	6	1.8
不明	217	65.8
合計	330	100.0

女性被害者

	度 数	%
あり	95	30.9
なし	6	2.0
不明	206	67.1
合計	330	100.0

男性被害者

	度 数	%
あり	12	52.2
なし	0	0.0
不明	11	47.8
合計	23	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

ウ 相談

今回の傷害事件における全被害者の20％（67人）は被害前に相談した。その内訳は婦人相談所が5人（7％）、その他の公的機関（例えば、警察）が28人（42％）、民間機関（例えば、相談センター）が1人（1％）、家族・親族が16人（24％）、友人・知人が4人（6％）、2か所以上が8人（12％）、その他（例えば、弁護士）が5人（7％）であった。同様に、被害後に相談した者は23％（75人）であった。その

中で保護命令を要請した者が12人であった。被害前と被害後の両方に相談した被害者は22人であった。

表137 傷害事件被害者の被害前の相談の有無

全体

	度 数	%
あり	67	20.3
なし	252	76.4
不明	11	3.3
合計	330	100.0

女性被害者

	度 数	%
あり	66	21.5
なし	230	74.9
不明	11	3.6
合計	307	100.0

男性被害者

	度 数	%
あり	1	4.3
なし	22	95.7
合計	23	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

表138 傷害事件被害者の被害前の相談場所

全体

	度 数	%
婦人相談所	5	1.5
その他の公的機関	28	8.5
民間機関（弁護士会・相談センター等）	1	0.3
家族・親族	16	4.8
友人・知人	4	1.2
2ヶ所以上	8	2.4
その他	5	1.5
非該当	252	76.4
不明	11	3.3
合計	330	100.0

女性被害者

	度 数	%
婦人相談所	5	1.6
その他の公的機関	28	9.1
民間機関（弁護士会・相談センター等）	1	0.3
家族・親族	16	5.2
友人・知人	3	1.0
2ヶ所以上	8	2.6
その他	5	1.6
非該当	230	74.9
不明	11	3.6
合計	307	100.0

男性被害者

	度 数	%
友人・知人	1	4.3
非該当	22	95.7
合計	23	100.0

注1 法務総合研究所の調査による。

2 非該当は相談なしである。

エ 家族の関与

本調査の傷害事件における全被害者の44%（144人）は家族の関与があった。そのうち、子供が一番多く20%（65人）で、続いて被害者の母7%（24人）、被害者の親族5%（18人）、加害者の母4%（13人）、加害者の父3%（10人）、被害者の父2%（8人）、加害者の親族2%（6人）であった。主な関与の役割は、「制止」が53人（本調査の傷害事件における全被害者の16%）、「見ているだけ」が23人（7%）、「説得」が11人（3%）、「加担」が3人（1%）と「その他」（例えば、話を聞く等）が44人（13%）であった。

さらに、全被害者の26%（85人）は他人の関与があった。主な関与の役割は、「制止」が41人（全被害者の12%）、「見ているだけ」が9人（3%）、「説得」が8人（2%）と「その他」（例えば、警察へ一緒に行く等）が25人（8%）であった。

表139 傷害事件被害者への家族の関与の有無

全体

	度 数	%
あり	144	43.6
なし	142	43.0
不明	44	13.3
合計	330	100.0

女性被害者

	度 数	%
あり	137	44.6
なし	128	41.7
不明	42	13.7
合計	307	100.0

男性被害者

	度 数	%
あり	7	30.4
なし	14	60.9
不明	2	8.7
合計	23	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

表140 傷害事件被害者への家族の一番重要な関与者の続柄

全体

	度 数	%
子供	65	19.7
被害者の母	24	7.3
被害者の親族	18	5.5
加害者の母	13	3.9
加害者の父	10	3.0
被害者の父	8	2.4
加害者の親族	6	1.8
非該当	142	43.0
不明	44	13.3
合計	330	100.0

注1 法務総合研究所の調査による。

2 非該当は、家族の関与者がなかったことである。

表141 傷害事件被害者への家族の主な関与者の役割

全体

	度 数	%
制止	53	16.1
見ているだけ	23	7.0
説得	11	3.3
加担	3	0.9
その他	44	13.3
非該当	142	43.0
不明	54	16.4
合計	330	100.0

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 非該当は、関与者がなかったことである。

表142 傷害事件被害者の他人の関与の有無

全体

	度 数	%
あり	85	25.8
なし	199	60.3
不明	46	13.9
合計	330	100.0

女性被害者

	度 数	%
あり	80	26.1
なし	182	59.3
不明	45	14.7
合計	307	100.0

男性被害者

	度 数	%
あり	5	21.7
なし	17	73.9
不明	1	4.3
合計	23	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

表143 傷害事件被害者の他人の関与の役割

全体

	度 数	%
制止	41	12.4
見ているだけ	9	2.7
説得	8	2.4
その他	25	7.6
非該当	199	60.3
不明	48	14.5
合計	330	100.0

注1 法務総合研究所の調査による。

2 非該当は、関与者がなかったことである。

オ 警察へ電話で相談

本調査の傷害事件における全被害者の18%（61人）は、過去に警察に電話で相談していた。警察へ電話で相談の時期は、事件の1か月以内では、今回の傷害事件における全被害者の5%（16人）、事件の6か月以内は6%（19人）、事件の1年未満は2%（7人）、事件の2年未満は2%（5人）、事件の2年以上前は1%（2人）であった。

表144 傷害事件被害者の過去の警察へ電話で相談の有無

全体

	度 数	%
あり	61	18.5
なし	233	70.6
不明	36	10.9
合計	330	100.0

女性被害者

	度 数	%
あり	56	18.2
なし	217	70.7
不明	34	11.1
合計	307	100.0

男性被害者

	度 数	%
あり	5	21.7
なし	16	69.6
不明	2	8.7
合計	23	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

表145 傷害事件被害者の過去の警察へ電話で相談の時期
全体

	度 数	%
事件の1か月以内	16	4.8
事件の6か月以内	19	5.8
事件の1年未満	7	2.1
事件の2年未満	5	1.5
事件の2年以上	2	0.6
非該当	233	70.6
不明	48	14.5
合計	330	100.0

女性被害者

	度 数	%
事件の1か月以内	16	5.2
事件の6か月以内	16	5.2
事件の1年未満	6	2.0
事件の2年未満	5	1.6
事件の2年以上	2	0.7
非該当	217	70.7
不明	45	14.7
合計	307	100.0

男性被害者

	度 数	%
事件の6か月以内	3	13.0
事件の1年未満	1	4.3
非該当	16	69.6
不明	3	13.0
合計	23	100.0

注1 法務総合研究所の調査による。

2 非該当は警察へ電話で相談がないことである。

カ 被害者からみた暴力の理由

被害者からみた暴力の理由をみると、加害者同様に、最も多く挙げられたものは「日常些細な事」（本調査の傷害事件における全被害者の37％）であり、続いて「加害者の酒」（33％）、「加害者の被害者への支配欲」（32％）、「加害者の経済面の問題」（31％）、「被害者の言動・態度」（30％）、「加害者の嫉妬・やきもち」（30％）、「加害者の仕事に関する問題」（22％）、「被害者の異性関係」（16％）、「コミュニケーションの問題」（13％）、「加害者の異性関係」（13％）、「被害者の家事・育児」（9％）、「子供の問題」（9％）。

「加害者のギャンブル」(7%),「加害者の被害者への軽視」(7%),「加害者の固定的な性別役割分担意識」(6%),「被害者の経済面の問題」(6%),「被害者の嫉妬・やきもち」(5%),「加害者と他の家族との不和」(5%),「被害者の家計のやり方」(4%),「被害者の仕事に関する問題」(4%),「被害者と他の家族との不和」(3%),「加害者の薬物」(3%),「加害者の精神障害」(3%),「被害者の薬物」(1%),「被害者の酒」(1%),「加害者の子供時代に受けた虐待」(0.3%)であった。なお,「加害者の近隣とのトラブル」は該当するケースがなかったため,本分析から除外した。

表146 傷害事件被害者からみた暴力の理由

全体

加害者の酒

	度 数	%
あり	108	32.7
なし	212	64.2
不明	10	3.0

加害者の薬物

あり	9	2.7
なし	313	94.8
不明	8	2.4

被害者の酒

あり	4	1.2
なし	320	97.2
不明	6	1.8

被害者の薬物

あり	2	0.6
なし	325	98.5
不明	3	0.9

加害者の精神障害

あり	9	2.7
なし	316	95.8
不明	5	1.5

日常些細な事

あり	123	37.3
なし	177	53.6
不明	30	9.1

家事・育児のやり方

あり	29	8.8
なし	291	88.2
不明	10	3.0

被害者の家計のやり方

あり	12	3.6
なし	309	93.6
不明	9	2.7

被害者の言動・態度

あり	99	30.0
なし	205	62.1
不明	26	7.9

被害者と他の家族との不和

あり	11	3.3
なし	290	87.9
不明	29	8.8

加害者と他の家族との不和

あり	16	4.8
なし	283	85.8
不明	31	9.4

加害者の仕事に関する問題

あり	74	22.4
なし	234	70.9
不明	22	6.7

加害者の経済面の問題

あり	101	30.6
なし	215	65.2
不明	14	4.2

加害者のギャンブル

あり	22	6.7
なし	300	90.9
不明	8	2.4

被害者の仕事に関する問題

あり	14	4.2
なし	248	75.2
不明	68	20.6

被害者の経済面の問題

あり	19	5.8
なし	302	91.5
不明	9	2.7

被害者のギャンプル

あり	0	0.0
なし	325	98.5
不明	5	1.5

加害者の嫉妬・やきもち

あり	99	30.0
なし	222	67.3
不明	9	2.7

加害者の異性関係

あり	43	13.0
なし	284	86.1
不明	3	0.9

被害者の嫉妬・やきもち

あり	16	4.8
なし	307	93.0
不明	7	2.1

被害者の異性関係

あり	52	15.8
なし	269	81.5
不明	9	2.7

子供の問題

あり	31	9.4
なし	231	70.0
不明	68	20.6

コミュニケーションの問題

あり	43	13.0
なし	191	57.9
不明	96	29.1

加害者の被害者への支配欲

あり	107	32.4
なし	144	43.6
不明	79	23.9

被害者への軽視

あり	23	7.0
なし	290	87.9
不明	17	5.1

加害者の固定的な性別役割分担意識

あり	20	6.1
なし	267	80.9
不明	43	13.0

加害者の子供時代に受けた虐待

あり	1	0.3
なし	101	30.6
不明	228	69.1

被害者自身が悪い

あり	13	3.9
なし	307	93.0
不明	10	3.0

合計	330	100.0
----	-----	-------

女性被害者

加害者の酒

あり	100	32.6
なし	197	64.2
不明	10	3.2

加害者の薬物

あり	9	2.9
なし	290	94.5
不明	8	2.6

被害者の酒

あり	3	1.0
なし	299	97.4
不明	5	1.6

被害者の薬物

あり	1	0.3
なし	303	98.7
不明	3	1.0

加害者の精神障害

あり	6	2.0
なし	296	96.4
不明	5	1.6

日常些細な事

あり	114	37.1
なし	163	53.1
不明	30	9.7

家事・育児のやり方

あり	29	9.4
なし	268	87.3
不明	10	3.3

被害者の家計のやり方

あり	11	3.6
なし	287	93.5
不明	9	2.9

被害者の言動・態度

あり	89	29.0
なし	194	63.2
不明	24	7.8

被害者と他の家族との不和

あり	11	3.6
なし	271	88.3
不明	25	8.1

加害者と他の家族との不和

あり	16	5.2
なし	263	85.7
不明	28	9.1

加害者の仕事に関する問題

あり	71	23.1
なし	217	70.7
不明	19	6.2

加害者の経済面の問題

あり	98	31.9
なし	197	64.2
不明	12	3.9

加害者のギャンプル

あり	22	7.2
なし	277	90.2
不明	8	2.6

被害者の仕事に関する問題

あり	11	3.6
なし	233	75.9
不明	63	20.5

被害者の経済面の問題

あり	15	4.9
なし	284	92.5
不明	8	2.7

被害者のギャンブル

あり	0	0.0
なし	302	98.4
不明	5	1.6

加害者の嫉妬・やきもち

あり	92	30.0
なし	206	67.1
不明	9	2.9

加害者の異性関係

あり	41	13.4
なし	263	85.7
不明	3	1.0

被害者の嫉妬・やきもち

あり	15	4.9
なし	286	93.2
不明	6	1.9

被害者の異性関係

あり	49	16.0
なし	249	81.1
不明	9	2.9

子供の問題

あり	30	9.8
なし	219	71.3
不明	58	18.9

コミュニケーションの問題

あり	40	13.0
なし	176	57.3
不明	91	29.6

加害者の被害者への支配欲

あり	103	33.6
なし	126	41.0
不明	78	25.4

被害者への軽視

あり	23	7.5
なし	268	87.3
不明	16	5.2

加害者の固定的な性別役割分担意識

あり	20	6.5
なし	244	79.5
不明	43	14.0

加害者の子供時代に受けた虐待

あり	1	0.3
なし	95	30.9
不明	211	68.7

被害者自身が悪い

あり	9	2.9
なし	290	94.5
不明	8	2.6

合計	307	100.0
----	-----	-------

男性被害者

加害者の酒

あり	8	34.8
なし	15	65.2

加害者の薬物

あり	0	0.0
なし	23	100.0

被害者の酒

あり	1	4.3
なし	21	91.3
不明	1	4.3

被害者の薬物

あり	1	4.3
なし	22	95.7

加害者の精神障害

あり	3	13.0
なし	20	87.0

日常些細な事

あり	9	39.1
なし	14	60.9

家事・育児のやり方

あり	0	0.0
なし	23	100.0

被害者の家計のやり方

あり	1	4.3
なし	22	95.7

被害者の言動・態度

あり	10	43.5
なし	11	47.8
不明	2	8.7

被害者と他の家族との不和

あり	0	0.0
なし	19	82.6
不明	4	17.4

加害者と他の家族との不和

あり	0	0.0
なし	20	87.0
不明	3	13.0

加害者の仕事に関する問題

あり	3	13.0
なし	17	73.9
不明	3	13.0

加害者の経済面の問題

あり	3	13.0
なし	18	78.3
不明	2	8.7

加害者のギャンプル

あり	0	0.0
なし	23	100.0

被害者の仕事に関する問題

あり	3	13.0
なし	15	65.2
不明	5	21.7

被害者の経済面の問題

あり	4	17.4
なし	18	78.3
不明	1	4.3

被害者のギャンブル

あり	0	0.0
なし	23	100.0

加害者の嫉妬・やきもち

あり	7	30.4
なし	16	69.6

加害者の異性関係

あり	2	8.7
なし	21	91.3

被害者の嫉妬・やきもち

あり	1	4.3
なし	21	91.3
不明	1	4.3

被害者の異性関係

あり	3	13.0
なし	20	87.0

子供の問題

あり	1	4.3
なし	12	52.2
不明	10	43.4

コミュニケーションの問題

あり	3	13.0
なし	15	65.2
不明	5	21.7

加害者の被害者への支配欲

あり	4	17.4
なし	18	78.3
不明	1	4.3

被害者への軽視

あり	0	0.0
なし	22	95.7
不明	1	4.3

加害者の固定的な性別役割分担意識

あり	0	0.0
なし	23	100.0

加害者の子供時代に受けた虐待

あり	0	0.0
なし	6	26.1
不明	17	73.9

被害者自身が悪い

あり	4	17.4
なし	17	73.9
不明	2	8.7

合計	23	100.0
----	----	-------

注 法務総合研究所の調査による。

キ 加療・後遺症

身体的暴力のために、被害者が要した平均加療日数は39日（1日から210日まで）であった。全治不能の被害者も1人いた。今回の傷害事件における全被害者の25％（82人）は身体的後遺症（例えば、外傷性左腎臓破裂により治癒不能、熱湯を浴びて顔面に火傷痕、頭蓋骨陥没骨折、頭部を12針縫う怪我、肋骨骨折、全身打撲等）を残し、64％（210人）は精神的後遺症（例えば、睡眠薬を多量に服用し始めた、精神的な問題で眠れない日々が続く等）を残した。また、身体を殴られて流産をし、身体的及び精神的後遺症を残した被害者もいた。

表147 傷害事件被害者の加療日数

全体

	度 数	%
7 日未満	30	9.1
7 日以上30日未満	256	77.5
30日以上60日未満	25	7.6
60日以上90日未満	9	2.7
90日以上120日未満	2	0.6
120日以上150日未満	0	0.0
150日以上180日未満	0	0.0
180日以上210日未満	0	0.0
210日以上	1	0.3
全治不能	1	0.3
不明	6	1.8
合計	330	100.0
平均加療日数 39.2日		

女性被害者

	度 数	%
7 日未満	27	8.9
7 日以上30日未満	240	78.3
30日以上60日未満	24	7.8
60日以上90日未満	8	2.6
90日以上120日未満	2	0.6
120日以上150日未満	0	0.0
150日以上180日未満	0	0.0
180日以上210日未満	0	0.0
210日以上	1	0.3
全治不能	1	0.3
不明	4	1.3
合計	307	100.0
平均加療日数 41.0日		

男性被害者

	度 数	%
7 日未満	3	13.0
7 日以上30日未満	16	68.8
30日以上60日未満	1	4.3
60日以上90日未満	1	4.3
不明	2	8.7
合計	23	100.0
平均加療日数 13.4日		

注 法務総合研究所の調査による。

ク 被害時の心理状況

被害者の被害時の心理状況については，恐怖を感じたが198人（今回の傷害事件における全被害者の60％），無力感が28人（8％），家族観・結婚観（例えば，結婚をした時に，何があっても一生一緒にやっていくと決めたのでそれに従いたい，また，子供のために家族は一緒にいるべきである。）が28人（8％），経済的不安が15人（5％），愛情に変わることへの期待が14人（4％）であった。

表148 傷害事件被害時の心理状況

全体

恐怖

	度 数	%
あり	198	60.0
なし	88	26.7
不明	44	13.3

無力感

あり	28	8.5
なし	258	78.2
不明	44	13.3

経済的不安

あり	15	4.5
なし	282	85.5
不明	33	10.0

家族観・結婚観

あり	28	8.5
なし	275	83.3
不明	27	8.2

加害者が変わることの期待

あり	14	4.2
なし	288	87.3
不明	28	8.5

合計	330	100.0
----	-----	-------

女性被害者

恐怖

あり	193	62.9
なし	73	23.8
不明	41	13.3

無力感

あり	27	8.8
なし	239	77.9
不明	41	13.4

経済的不安

あり	15	4.9
なし	261	85.0
不明	31	10.1

家族観・結婚観

あり	27	8.8
なし	254	82.7
不明	26	8.5

加害者が変わることの期待

あり	13	4.2
なし	268	87.3
不明	26	8.4

合計	307	100.0
----	-----	-------

男性被害者

恐怖

あり	5	21.7
なし	15	65.2
不明	3	13.0

無力感

あり	1	4.3
なし	19	82.6
不明	3	13.0

経済的不安

あり	0	0.0
なし	21	91.3
不明	2	8.7

家族観・結婚観

あり	1	4.3
なし	21	91.3
不明	1	4.3

加害者が変わることの期待

あり	1	4.3
なし	20	87.0
不明	2	8.7

合計	23	100.0
----	----	-------

注 法務総合研究所の調査による。

ケ 被害時の病気の有無

犯行時、今回の傷害事件における全被害者の12%（38人）は病気に罹患していた。病気の種類はうつ病、不安神経症、肝臓癌、甲状腺、腰痛、糖尿病、乳癌等であった。

コ 加害者の処分

被害者の加害者に対する処分についてみると、本調査の傷害事件における全被害者の12%（39人）は「処分しないしてほしい又は処分を取り下げてほしい」、14%（45人）は「処分を厳しくしなくてもよい」、39%（128人）は「処分を厳しくしてほしい」であった。

表149 傷害事件被害者の加害者処分の希望

全体

	度 数	%
処分しないで欲しい	39	11.8
厳しくしなくてもよい	45	13.6
厳しくして欲しい	128	38.8
不明	118	35.7
合計	330	100.0

女性被害者

	度 数	%
処分しないで欲しい	36	11.7
厳しくしなくてもよい	38	12.4
厳しくして欲しい	125	40.7
不明	108	35.2
合計	307	100.0

男性被害者

	度 数	%
処分しないで欲しい	3	13.0
厳しくしなくてもよい	7	30.4
厳しくして欲しい	3	13.0
不明	10	43.4
合計	23	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

(5) 加害者と被害者の特性の男女別比較

傷害事件において、加害者及び被害者の特性について、男女間に差異があるかどうかを吟味するために、t検定を行った。ここにおいては、男女間に有意差がみられた変数についてのみ報告する。

ア 加害者の特性

収入についてみると、男性加害者の70%と女性加害者の50%は収入があった。前科・前歴に関しては、平均して、男性加害者の前科は1.2犯、前歴は0.6回であり、女性加害者の前科は0.1犯であり、前歴はなかった。既往症及び現在症をみると、男性加害者においては既往症がある者が30%、現在症がある者が20%であり、女性加害者は既往症50%、現在症60%であった。男性加害者の20%と女性加害者の50%は、犯行時病気に罹患しており、男性加害者の10%と女性加害者の40%は服薬状況にあった。また、男性加害者の1%と女性加害者の10%には身体障害があった。さらに、男性加害者の10%と女性加害者の30%は、親から虐待を受けた経験があった。

イ 被害者の特性

年齢をみると、女性被害者の平均年齢は37歳であり、男性被害者は49歳であった。前科・前歴につい

ては、女性被害者は前科が0.02犯、前歴が0.01回、男性被害者は前科が0.4犯、前歴が0.2回であった。暴力団との関係があった女性被害者は0.3%であったが、男性被害者の10%は暴力団と関係があった。女性被害者の10%及び男性被害者の30%には既往症があった。女性被害者の70%は被害時恐怖を感じたのに対して、男性被害者の30%が恐怖を感じた。相談に関してみると、女性被害者においては、被害前には20%、被害後には30%が家族・親族、友人・知人、警察署及び婦人相談センター等で相談した。男性被害者が友人・知人及び、職場関係者に相談したのは、被害前は4%、被害後は4%であった。男性被害者は警察署では相談していなかった。

女性被害者の加害者処分についてみると、「処分しないでほしい」と「厳しい処分をしないでほしい」は各18%と19%、「厳しい処分をしてほしい」が63%であったが、男性被害者は「処分しないでほしい」が23%、「厳しい処分をしないでほしい」が54%、そして「厳しい処分をしてほしい」が23%であった。

ウ 加害者・被害者の関係

平均の子供数をみると、男性加害者は1.7人で女性加害者は0.7人であった。男性加害者の2%及び女性加害者の10%には家族に病人がいた。妻の60%、夫の40%は初婚であった。

エ 犯罪に関する変数

身体的暴力を加害者の性別によってみると、凶器を被害者に突きつける行為を除いて、男性加害者の身体的暴力の比率（暴力を振るう者の比率）は女性加害者の比率より高かった。例えば、「足で蹴る」は男性加害者が60%で女性加害者が20%、「髪を引っ張る」は男性加害者が30%で女性加害者はなし、「拳骨で殴る」は男性加害者が70%で女性加害者が30%、「押し倒す」は男性加害者が30%で女性加害者はなしであった。しかし、凶器を被害者に突きつける行為については、男性加害者は10%なのに対し、女性加害者は70%がこのような行動をとった。犯行時において、加害者が凶器を手には持っていたが、実際にその凶器を被害者の身体に突きつけなかった場合を含めると、男性加害者の30%、女性加害者の90%が凶器を手を持っていた。しかし、加療日数に関してみると、男女別において統計的に有意な差異はみられなかった。

身体的暴力の被害を受けたため、救急車で病院に運ばれた比率は、男性被害者の場合は50%であったが、女性被害者の場合は20%であった。しかし、女性被害者の80%は精神的に後遺症を残し、男性被害者の30%が精神的後遺症を残した。

過去の身体的暴力についてみると、男性加害者の90%及び女性加害者の60%が、過去に類似行為を行っていた。具体的に検討すると、「平手打ち」においては男性加害者の60%、女性加害者の30%が、「足で蹴る」においては男性加害者の80%（女性加害者はなし）が、「拳骨」においては男性加害者の90%と女性加害者の40%が、「凶器を身体に突きつける」は男性加害者の20%と女性加害者の60%が、「髪をつかむ」は男性加害者の40%（女性加害者はなし）が、「押し倒す」は男性加害者の30%（女性加害者はなし）がそれぞれ行っていた。身体的暴力を総合的にみると、平均して、男性の加害者は2.6種類の身体的暴力を振るい、女性の加害者は1.5種類の身体的暴力を振るっている。

身体的暴力だけではなく、精神的暴力も行われていた。男性加害者の90%と女性加害者の60%は、大声で叫んだりした、また、男性加害者の40%は被害者に生活費を渡さなかった。これに対して、女性加害者のうち、生活費を渡さなかった者はいなかった。

男性加害者の5%は過去において、今回の被害者から身体的暴力を受けたことがあった。これに対して、女性加害者の50%は被害者から暴力を受けたことがあった。また、男性加害者の3%は被害者から過去において、精神的被害を受けたことがあり、女性加害者の20%は被害者から精神的被害を受けたことがあった。男性加害者の中には、過去において、被害者から性的暴力を受けたことはなかったが、女

性加害者の10%は被害者から性的暴力を受けた。今回のDV事件直前においても、加害者は被害者から身体的暴力を受けたことが判明している。例えば、男性加害者の5%と女性加害者の40%は被害者から暴力を受けていた。そのうち、被害者からの暴力により、自己防衛のために今回の事件を起こしたとみられるケースは、男性が加害者の場合が2%、女性が加害者の場合は10%であった。

女性被害者の中には、加害者の逮捕に抵抗した者はいなかったが、男性被害者の5%は加害者逮捕への抵抗を示した。

男性加害者の場合において、家族の50%は加害者の暴力に対して関与した。これに対して、女性加害者の場合においては、家族の30%が加害者の暴力に関与していた。

男性が加害者である事案をみると、30%が不起訴にあり、女性が加害者である事案をみると、60%が不起訴であった。

オ 加害者の暴力の理由

女性加害者は、男性加害者と比較して、「被害者の薬物」(女性加害者の4%と男性加害者の3%)、「被害者の仕事」(女性加害者の30%と男性加害者の10%)、「被害者の経済面の問題」(女性加害者の20%と男性加害者の10%)、「加害者の精神障害」(10%の女性加害者と男性加害者の1%)を暴力の理由とみなすことが多かった。これに対して、男性加害者は、「被害者の家事・育児のやり方」(男性加害者の20%、女性加害者はなし)、「加害者の支配欲」(男性加害者の50%と女性加害者の20%)、「加害者の固定的性別分担」(男性加害者の20%、女性加害者はなし)を暴力の理由だとみなすことが多かった。

カ 被害者の暴力の理由

男性被害者は、女性被害者と比較して、「加害者の精神障害」(男性被害者の10%と女性被害者の2%)、「被害者の薬物」(4%の男性被害者と女性被害者の0.3%)、「被害者の仕事」(男性被害者の20%と女性被害者の5%)、「被害者の経済面」(男性被害者の20%と女性被害者の10%)を暴力の理由だとみなすことが多かった。これに対して、女性被害者は「加害者の支配欲」(女性被害者の50%と男性被害者の20%)を暴力の理由だとみなしていた。さらに、男性被害者の20%と女性被害者の3%は「被害者自身が悪かった」と考えた。

表150 t検定：傷害事件における加害者及び被害者の特性の男女別比較

加害者の特性

	男性加害者・女性被害者			女性加害者・男性被害者			検定結果	
	N	平均値	標準偏差	N	平均値	標準偏差	t	p
加害者前科回数	303	1.2	1.7	23	0.1	0.3	2.8	.005**
加害者前歴回数	303	0.6	1.1	23	0.0	0.0	2.5	.012*
加害者収入の有無	292	0.7	0.4	14	0.5	0.5	2.0	.045*
加害者既往症の有無	268	0.3	0.4	19	0.5	0.5	-2.6	.011*
加害者現在症の有無	268	0.2	0.4	20	0.6	0.5	-3.6	.000***
加害者身体障害の有無	300	0.0	0.1	23	0.1	0.3	-2.9	.004**
加害者服薬状況の有無	247	0.1	0.3	18	0.4	0.5	-3.5	.001***
加害者病気の有無	267	0.2	0.4	20	0.5	0.5	-2.7	.007**
加害者の親からの虐待	52	0.1	0.3	6	0.3	0.5	-2.0	.052

被害者の特性

	男性加害者・女性被害者			女性加害者・男性被害者			検定結果	
	N	平均値	標準偏差	N	平均値	標準偏差	t	p
被害者の年齢	304	36.7	11.1	23	49.2	14.4	-5.1	.000***
被害者前科	248	0.0	0.1	17	0.4	1.0	-5.7	.000***
被害者前歴	248	0.0	0.1	17	0.2	1.0	-3.4	.001***
被害者の暴力団関係の有無	299	0.0	0.1	21	0.1	0.4	-5.8	.000***
被害者既往症の有無	204	0.1	0.3	12	0.3	0.5	-1.9	.054
被害者被害時恐怖	266	0.7	0.5	20	0.3	0.4	4.6	.000***
被害者被害前の相談	296	0.2	0.4	23	0.0	0.2	2.0	.042*
被害者被害後の相談	295	0.3	0.4	21	0.0	0.2	2.1	.037*
加害者の処分に関する態度	199	2.5	0.8	13	2.0	0.7	2.0	.046*

加害者被害者の関係

	男性加害者・女性被害者			女性加害者・男性被害者			検定結果	
	N	平均値	標準偏差	N	平均値	標準偏差	t	p
加害者被害者の子供数	305	1.7	1.3	23	0.7	1.1	3.3	.001***
家族の病人の有無	216	0.0	0.1	15	0.1	0.4	-2.7	.007**
現在・元妻（内縁の妻）の結婚歴	280	0.6	0.5	23	0.4	0.5	2.7	.007**

犯罪に関する変数

	男性加害者・女性被害者			女性加害者・男性被害者			検定結果	
	N	平均値	標準偏差	N	平均値	標準偏差	t	p
足で蹴る	305	0.6	0.5	22	0.2	0.4	3.4	.001***
凶器を突きつける	305	0.1	0.3	22	0.7	0.5	-8.3	.000***
髪を引っ張る	301	0.3	0.5	22	0.0	0.0	3.0	.003**
拳骨で殴る	299	0.7	0.5	23	0.3	0.5	3.8	.000***
押し倒す	300	0.3	0.4	22	0.0	0.0	2.7	.007**
救急車で運ばれる	283	0.2	0.4	22	0.5	0.5	-2.6	.009**
精神的後遺症の有無	250	0.8	0.4	11	0.3	0.5	4.7	.000***
凶器の有無	300	0.3	0.5	23	0.9	0.3	-6.1	.000***
過去の類似行為の有無	279	0.9	0.3	21	0.6	0.5	4.8	.000***
過去の身体的暴力(平手打ち)	137	0.6	0.5	10	0.3	0.5	2.0	.052
過去の身体的暴力(足で蹴る)	173	0.8	0.4	8	0.0	0.0	5.4	.000***
過去の身体的暴力(拳骨)	202	0.9	0.4	10	0.4	0.5	3.7	.000***
過去の身体的暴力(凶器を身体に)	120	0.2	0.4	14	0.6	0.5	-3.7	.000***
過去の身体的暴力(髪)	107	0.4	0.5	10	0.0	0.0	2.4	.019*
過去の身体的暴力(押し倒す)	93	0.3	0.5	9	0.0	0.0	2.1	.043*
過去の精神的暴力(大声)	226	0.9	0.3	14	0.6	0.5	2.8	.005**
過去の精神的暴力(生活費)	209	0.4	0.5	14	0.0	0.0	3.1	.002**
加害者の被害-身体的暴力の有無	301	0.0	0.2	22	0.5	0.5	-8.5	.000***
加害者の被害-精神的暴力の有無	297	0.0	0.2	20	0.2	0.4	-2.6	.011*
加害者の被害-性的暴力の有無	303	0.0	0.0	19	0.1	0.3	-6.0	.000***
加害者の被害-事件直前の身体的暴力	302	0.0	0.2	22	0.4	0.5	-5.8	.000***
加害者の自己防衛	305	0.0	0.1	21	0.1	0.4	-3.4	.001***
被害者逮捕への抵抗	300	0.0	0.0	22	0.0	0.2	-3.8	.000***
家族の加害者への関与の有無	264	0.5	0.5	21	0.3	0.5	2.0	.043*
起訴・不起訴	307	0.3	0.5	23	0.6	0.5	-2.9	.004**
身体的暴力(合計)	273	2.6	1.5	22	1.5	1.1	3.3	.001***

加害者の暴力の理由

	男性加害者・女性被害者			女性加害者・男性被害者			検定結果	
	N	平均値	標準偏差	N	平均値	標準偏差	t	p
被害者の薬物	305	0.0	0.1	23	0.0	0.2	-2.4	.017*
被害者の仕事	240	0.1	0.3	18	0.3	0.5	-2.2	.027*
被害者の家事・育児のやり方	303	0.2	0.4	23	0.0	0.0	2.5	.014*
被害者の経済面の問題	300	0.1	0.3	22	0.2	0.4	-2.2	.031*
加害者の支配欲	243	0.5	0.5	21	0.2	0.4	2.7	.007**
加害者の固定的性別役割分担意識	268	0.2	0.4	22	0.0	0.0	2.0	.050*
加害者の精神障害	303	0.0	0.1	22	0.1	0.3	-2.6	.009**

被害者の暴力の理由

	男性加害者・女性被害者			女性加害者・男性被害者			検定結果	
	N	平均値	標準偏差	N	平均値	標準偏差	t	p
加害者の精神障害	302	0.0	0.1	23	0.1	0.3	-3.2	.002**
加害者の支配欲	229	0.5	0.5	22	0.2	0.4	2.4	.015*
被害者の薬物	304	0.0	0.1	23	0.0	0.2	-2.4	.017*
被害者の仕事	244	0.0	0.2	18	0.2	0.4	-2.2	.027*
被害者自身が悪い	299	0.0	0.2	21	0.2	0.4	-3.7	.000***
被害者の経済面	299	0.1	0.2	22	0.2	0.4	-2.5	.011*

* p<.05；** p<.01；*** p<.001

(6) 加害者と被害者による暴力の理由

ア 傷害事件における男性加害者と女性被害者の暴力の理由

傷害事件において、男性加害者の記録に記述された暴力の理由と、女性被害者の記録に記述された暴力の理由の比較をするために、t検定を使用して分析を行った。

28項目の暴力の理由に関して検討したところ、2項目（被害者の薬物使用と加害者の近隣とのトラブル）は有効回答数が少なかったために、分析を省略した。残りの26項目について比較したところ、13項目において、加害者と被害者の暴力の理由において統計的に有意差がみられた。

有意差がみられない項目に関しては、加害者と被害者が同様に、これらの項目を暴力の理由であるとみなしていることを意味する。しかし、これらの項目においても、多くの加害者と被害者が同意した場合とそうでない場合がある。例えば、「加害者のギャンブル」を暴力の理由とみなすカップルは各10%であるのに対して、「加害者の支配欲」に関しては各40%であった。

有意差がみられた13項目は(1)加害者の酒（女性被害者の30%と男性加害者の20%が「加害者の酒」を暴力の理由とみなす）、(2)被害者の酒（男性加害者の10%と女性被害者の1%）、(3)被害者の家事・育児（男性加害者の20%と女性被害者の10%）、(4)被害者の家計のやり方（男性加害者の10%と女性被害者の4%）、(5)被害者の言動・態度（男性加害者の70%と女性被害者の30%）、(6)被害者と他の家族との不和（男性加害者の10%と女性被害者の4%）(7)加害者の経済面（男性加害者の25%と女性被害者の30%）、

(8)被害者の仕事（男性加害者の10%と女性被害者の4%）、(9)被害者の経済面（男性加害者の8%と女性被害者の5%）、(10)被害者の嫉妬・やきもち（男性加害者の10%と女性被害者の5%）、(11)被害者の異性問題（男性加害者の20%と女性被害者の16%）、(12)子供の問題（男性加害者の20%と女性被害者の10%）及び(13)加害者の性別役割分担意識（男性加害者の10%と女性被害者の7%）である。

女性被害者と比較して、男性加害者が挙げる理由は、被害者の日常生活の態度・行動に関する事が多かった。例えば、「被害者の酒」、「被害者の家事・育児」、「被害者の家計のやり方」、「被害者の言動・態度」、「被害者と他の家族との不和」である。また、男性加害者は「被害者の仕事」（例えば、被害者の帰宅が遅い）や「被害者の経済面」（例えば、被害者は働いているにも関わらず生活費を入れない、被害者は生活費を被害者自身のために使用する）に対して不服を感じ、これらの理由により暴力を振るう傾向があった。

表151 t検定：傷害事件における男性加害者と女性被害者の暴力の理由

	男性加害者の理由			女性被害者の理由			検定結果	
	N	平均値	標準偏差	N	平均値	標準偏差	t	p
加害者の酒	283	0.2	0.4	283	0.3	0.5	-4.4	.000***
加害者の薬物	294	0.0	0.1	294	0.0	0.2	-1.7	.083
被害者の酒	300	0.1	0.2	300	0.0	0.1	3.7	.000***
加害者の精神障害	299	0.0	0.1	299	0.0	0.1	-1.7	.083
日常些細な事	271	0.5	0.5	271	0.4	0.5	1.9	.058
家事・育児のやり方	294	0.2	0.4	294	0.1	0.3	4.6	.000***
被害者の家計のやり方	293	0.1	0.3	293	0.0	0.2	3.4	.001***
被害者の言動・態度	274	0.7	0.5	274	0.3	0.5	11.1	.000***
被害者の他の家族との不和	276	0.1	0.3	276	0.0	0.2	2.6	.011*
加害者の他の家族との不和	272	0.1	0.2	272	0.1	0.2	-0.5	.594
加害者の仕事に関する問題	284	0.2	0.4	284	0.2	0.4	-1.4	.170
加害者の経済面の問題	289	0.3	0.4	289	0.3	0.5	-3.4	.001***
加害者のギャンブル	295	0.1	0.2	295	0.1	0.3	-0.7	.480
被害者の仕事に関する問題	236	0.1	0.3	236	0.0	0.2	3.3	.001***
被害者の経済面の問題	295	0.1	0.3	295	0.1	0.2	2.4	.018*
被害者のギャンブル	302	0.1	0.1	302	0.0	0.0	1.4	.158
加害者の嫉妬・やきもち	294	0.3	0.5	294	0.3	0.5	0.0	1.000
加害者の異性関係	302	0.1	0.3	302	0.1	0.3	-1.9	.058
被害者の嫉妬・やきもち	296	0.1	0.3	296	0.0	0.2	2.5	.012*
被害者の異性関係	297	0.2	0.4	297	0.2	0.4	2.9	.005*
子供の問題	243	0.2	0.4	243	0.1	0.3	2.5	.012*
コミュニケーションの問題	204	0.2	0.4	204	0.2	0.4	-0.8	.407
加害者の被害者への支配欲	209	0.4	0.5	209	0.4	0.5	0.0	1.000
被害者への軽視	284	0.1	0.2	284	0.1	0.3	-1.5	.0134
加害者の固定的な性別役割分担意識	251	0.1	0.3	251	0.1	0.3	3.1	.003**
加害者の子供時代に受けた虐待	71	0.0	0.2	71	0.0	0.0	1.0	.321

* p<.05; ** p<.01; *** p<.001

さらに、女性被害者と比較して、男性加害者は「被害者の異性問題」を暴力の理由とする一方で、男性加害者自身の嫉妬感情以上に、「被害者の嫉妬・やきもち」を暴力の理由として挙げるという面もみられた。また、「加害者の性別役割分担意識」が暴力の根底にある傾向もあった。男性加害者は「子供の問題」（例えば、親権問題、子供と継母・継父の不仲）をも理由として、被害者に暴力を振るう傾向があった。

これに対して、男性加害者と比較して、女性被害者は「加害者の酒」及び「加害者の経済面」（例えば、加害者が生活費を入れない）という事を加害者の暴力の理由だと考える傾向が強かった。

イ 傷害事件における女性加害者と男性被害者の暴力の理由

傷害事件において、女性加害者の記録に記述された暴力の理由と、男性被害者の記録に記述された暴力の理由の比較分析を行った。

表152 t 検定：傷害事件における女性加害者と男性被害者の暴力の理由

	女性加害者の理由			男性被害者の理由			検定結果	
	N	平均値	標準偏差	N	平均値	標準偏差	t	p
加害者の酒	22	0.1	0.4	22	0.3	0.5	-2.2	.042*
被害者の酒	22	0.0	0.0	22	0.0	0.2	-1.0	.329
加害者の精神障害	22	0.1	0.3	22	0.1	0.4	-1.0	.329
日常些細な事	23	0.4	0.5	23	0.4	0.5	1.0	.328
被害者の家計のやり方	23	0.0	0.0	23	0.0	0.2	-1.0	.328
被害者の言動・態度	21	0.5	0.5	21	0.5	0.5	0.0	1.000
加害者の仕事に関する問題	18	0.1	0.3	18	0.2	0.4	-1.0	.331
加害者の経済面の問題	21	0.1	0.4	21	0.1	0.4	1.0	.329
被害者の仕事に関する問題	17	0.3	0.5	17	0.2	0.4	1.5	.163
被害者の経済面の問題	21	0.2	0.4	21	0.2	0.4	0.0	1.000
被害者のギャンブル	22	0.0	0.2	22	0.0	0.0	1.0	.329
加害者の嫉妬・やきもち	22	0.3	0.5	22	0.0	0.0	-1.4	.162
加害者の異性関係	23	0.0	0.0	23	0.1	0.3	-1.4	.162
被害者の嫉妬・やきもち	22	0.1	0.3	22	0.0	0.2	0.6	.576
被害者の異性関係	22	0.2	0.4	22	0.1	0.3	1.4	.162
加害者の被害者への支配欲	21	0.2	0.4	21	0.1	0.4	1.0	.329
被害者への軽視	22	0.0	0.2	22	0.0	0.0	1.0	.329

* p<0.5

28項目の暴力の理由に関して検討したところ、11項目（加害者の薬物使用、被害者の薬物使用、加害者のギャンブル、加害者の性別役割分担意識、加害者との家族との不和、被害者との家族との不和、加害者の近隣とのトラブル、子供の問題、コミュニケーション、被害者の家事・育児、及び加害者の子供時代の虐待）は有効回答数が少なかったために、分析を省略した。残りの17項目について比較したところ、1項目において、加害者と被害者の暴力の理由において統計的に有意差がみられた。

17項目のうち、唯一統計的に有意差がみられた項目は「加害者の酒」であった。女性加害者の10%と

男性被害者の30%は、「加害者の酒」を暴力の理由とした。しかし、他の項目に関して、女性加害者と男性被害者の間においては、暴力の理由について相違はなかった。

3 傷害致死の事案

(1) 事案の分析結果

ア 傷害致死事件における処分人員

傷害致死事件は3件であり、全ては男性加害者による事件であった。これらの全ての事件は公判請求により、実刑判決を受けた。実刑判決の刑期の平均は4年2か月であった（短くて3年、長くて5年の刑期であった。）。

イ 身体的暴力の内容

身体的暴力についてみると、本調査の傷害致死事件の加害者は、「拳骨で殴る」3件（今回の傷害致死事件の全加害者）、「足で蹴る」2件（67%）、「平手で打つ」1件（33%）、「体を傷つける可能性のある物で殴る」1件（33%）のような行為を行っていたが、「髪を引っ張る」、「押し倒す」、「刃物などの凶器を体に突きつける」、「引きずりまわす」、「首を絞める」、「物を投げつける」、「腕をねじる」のような行為はみられなかった。

ウ 凶器の使用者

凶器を使用した加害者は1人であり、パイプを使用した。他の2人は、凶器は使用しなかったが、うち、1人は被害者の腹部を蹴り、他の1人は頭部を拳骨で殴打していた。

エ 身体的暴力以外の暴力

a 精神的暴力

被害者が死亡のために、精神的暴力の全ての状況を把握することは不可能であるが、事案に記載された加害者・加害者の家族の供述によると、「加害者が罵声をあげて怒鳴る」1件、「無視する」1件、「被害者が外で働くこと禁止したり、仕事を辞めさせたりする」1件のような精神的暴力は行われていた。

b 性的暴力

性的暴力については不明である。

c ストーカー行為

ストーカー行為は1件（33%）であった。

オ 類似行為

過去において、3人の加害者は類似行為を行っていたが、そのような行為が何年間継続していたかについては不明である。

カ 暴力の頻度

過去における暴力の頻度に関しても情報は限られているが、少なくとも「時々」または「まれに」暴力を振るっていたようである。

キ 子供の前での暴力行為

子供の前でDVを行っていた加害者は1人であった。

(2) 加害者と被害者の関係についての分析結果

ア 属性等

加害者と被害者が配偶者関係にあった事案は1件、元配偶者関係にあったものは1件、内縁関係にあったものは1件であった。被害者と加害者の平均の「関係期間」（付き合いはじめてから事件当日までの期間）は11年11か月であり、平均の同居期間は11年9か月であった（2か月から31年）。さらに、犯行時3

件とも同居していた。加害者と被害者の出会いの場所と契機についてみると、風俗店での出会い及び駅前でのナンパ行為によるものであった。

イ DVの開始時期

DVの開始時期についても、情報は限定されていたが、加害者1人は、結婚又は内縁関係成立後(平均して、結婚又は内縁関係成立して4年後)から暴力を振るっていた。他の2人については不明であった。

ウ 経済的負担

経済的に「全面的に男性が負担」は1件、「お互い半分で負担」が1件、「どちらも負担しない」が1件であった。

エ 家族構成

犯行時において、3件とも同居していたが、そのうち「カップルのみ」は1件、「カップルと子供」は2件であった。

(3) 加害者の分析結果

ア 特性等

加害者の性別は、男性3人であった。平均年齢は39.3歳(30歳から52歳)であった。加害者の学歴は、中学卒業が1人、高校中退が1人、高校卒業が1人であった。今回の事件の加害者2人は職業に就いており(共に常勤)、残り1人は職に就いていなかった。

職種に関してみると、建設関係が1人とその他が1人であった。生活保護を受けている者はいなかった。

過去5年間の転職をみると、1回は1人で、2回以上は2人であった。収入に関しては、平均年収(mean)は162万円(中央値に当たるmedian年収は162万円)であった。

さらに、1年以上不就労の者は1人であり、又サラ金借財(ギャンブル・遊興費・生活費に使用)があった者は1人であった。

イ 前科・逮捕歴等

a 前科

前科については、「前科なし」が1人、2犯が1人、5犯が1人であった。傷害及び過失傷害等が前科の犯罪であった。

b 前歴

前歴については、加害者全員前歴はなかった。

c 少年時の逮捕歴(保護観察処分とならなかった又は少年院に送られなかった場合)

少年時の逮捕歴があった者は1人であり、逮捕歴は1回であった。

d 少年時の逮捕時の犯罪

少年時代の逮捕時の犯罪は道路交通関係であった。

e 保護処分等

保護観察・少年院歴があった者は1人であり、回数は1回(恐喝)であった。

f 暴力団

暴力団加入歴があった者は1人であった。

ウ 薬物・飲酒

a 薬物

薬物使用歴があった者は1人であり、覚せい剤使用であった。犯行時に、どの加害者も薬物は使用していなかった。

ｂ 飲酒

今回の傷害致死事件における加害者3人は飲酒の習慣があり、そのうち、2人は酒癖が悪かった。犯行時、2人が飲酒状態にあった。

エ 子供への虐待

子供（我が子及び継子を含む）に対して暴力を振るっていた者はいなかった。

オ 暴力の合理化

「自分が被害者だ」と考える加害者は1人いた。「自分の責任ではない」、「被害者はいない」、「皆がやっている」、「しつけとしてやっている」、「脅すつもりだけ」に関しては、3人のうち2人はこれらの言い訳を使って暴力を合理化しなかったと考えられるが、残りの1人については不明であった。

カ 家族・他人との関係

3人の加害者は全員家族との関係は悪かった。しかし、3人のうち1人は他人との関係は良く、残りの1人は関係が悪かった。

キ 加害者からみた暴力の理由

「日常些細な事」（2人）、「被害者の家事・育児」（2人）、「被害者の言動・態度」（2人）、「加害者の経済面の問題」（2人）、「被害者の仕事に関する問題」（2人）、「加害者の被害者への支配欲」（2人）、「加害者の固定的な性別役割分担意識」（2人）、「加害者の酒」（1人）、「加害者の仕事に関する問題」（1人）、「加害者のギャンブル」（1人）、「被害者の経済面の問題」（1人）、「加害者の嫉妬・やきもち」（1人）、「被害者の異性関係」（1人）、「コミュニケーションの問題」（1人）、「加害者の被害者への軽視」（1人）が暴力の理由として挙げられた。

ク 過去・事件直前の加害者に対する被害者による暴力

過去において、加害者は被害者から身体的暴力、精神的暴力、又は性的暴力を受けたことはなかった。同様に、事件直前にも、どの種類の暴力も受けなかった。

ケ 自己防衛

加害者は自己防衛のために、今回のDV事件を起こさなかった。

コ 犯行時の病気の有無

犯行時、加害者1人に関しては、病気に罹患していなかったが、他の2人に関しては不明である。

(4) 被害者の分析結果**ア 特性等**

被害者の性別は、3人全員が女性であり、平均年齢は32.3歳（22歳から53歳）であった。加害者の学歴は、高校中退が2人と残り1人の被害者については不明であった。被害者のうち、職業に就いている者は1人、職に就いていない者は1人（1年以上不就労）、家事専業は1人であった。

就業者は常勤で、サービス関係に就いており、過去5年間に転職はなかった。しかし、収入に関しては不明であった。生活保護を受けている者はいなかった。しかし、3人のうち、1人はサラ金借財（ギャンブル・遊興費・生活費に使用）があった。

イ 薬物・飲酒**a 薬物**

被害者には薬物使用歴はなかった。

b 飲酒

3人の被害者のうち、2人は飲酒の習慣があったが、酒癖については不明である。被害時、飲酒状態にあったのは1人であった。

ウ 相談

被害者が被害前に、DV に関して相談したかどうかについては不明である。

エ 家族の関与

家族の加害者への関与があったのは、1 人の加害者に対してだけであった。子供が父親の暴力を制止しようとした。同様に、1 人の加害者に対して、他人の関与もあったが、関与の役割は不明であった。

オ 警察へ電話で相談

過去において、被害者が警察へ電話で相談したかどうか不明である。

カ 被害者からみた暴力の理由

被害者死亡のため、暴力の理由は不明確であるが、事案からみると、「加害者の仕事に関する問題」（1 人）、「加害者の経済面の問題」（1 人）、「被害者の仕事に関する問題」（1 人）、「被害者の経済面の問題」（1 人）のような理由が考えられた。

キ 加療・後遺症

被害者死亡のため非該当。

ク 被害時の心理状況

被害者の心理状況についても不明である。

ケ 被害時の病気の有無

被害時、被害者 1 人は病気に罹患し、その病名は慢性腎不全・心筋梗塞等であった。

4 殺人の事案

(1) 事案の分析結果

ア 殺人事件における処分人員

殺人事件は 3 件であり、すべて男性加害者であった。これらの事件は公判請求により、3 件すべてにおいて、実刑判決を受け、刑期は 6 年から 10 年の間で言い渡されており、その平均は 7 年 4 か月であった。

イ 身体的暴力の内容

身体的暴力についてみると、「凶器を体に突きつける」が 1 件と「首を絞める」が 2 件であった。他の暴力行為はみられなかった。

ウ 凶器の使用者

凶器を使用した加害者は 2 人であり、そのうち、ナイフ・包丁が 1 件とその他（ロープを使用）であった。他の 1 人は手で頸部を圧迫し、死亡させた。

エ 身体的暴力以外の暴力

a 精神的暴力

精神的暴力に関しては、被害者死亡のため、詳細は不明であるが、少なくとも 1 件の事件において、加害者は被害者に生活費を渡さなかった。

b 性的暴力

同様に、性的暴力についても詳細は不明であるが、1 件の事件において、加害者は被害者に性的行為を強要した。

オ 類似行為

過去に、類似行為を行っていたのは、3 人の加害者のうち 1 人であった。過去の類似行為は、平均で 3.6 年続いていた。

カ 暴力の頻度

暴力の頻度に関してみると、3件のうち、2件は不明であったが、残り1件については、事件発生1年前の頻度は、5年前と比較して、「たびたび」と変わりはなかった。

キ 子供の前での暴力行為

子供の前でDVを行っていたかどうかに関しては不明である。

(2) 加害者と被害者の関係についての分析結果

ア 属性等

3件において、加害者と被害者は配偶者関係にあった。被害者と加害者の平均の「関係期間」（付き合いはじめてから事件当日までの期間）は28年1か月であり、平均の同居期間は27年9か月（3年8か月から45年まで）である。さらに、2件は同居し、残り1件は別居であった。加害者と被害者の出会いの場所はスナック等であった。

イ DVの開始時期

DVの開始時期についてみると、2人の加害者は結婚又は内縁関係成立後（平均して、結婚又は内縁関係成立して17年後）から暴力を振るっていた。1人は結婚又は内縁関係成立直後に、他の1人は34年後であった。残り1人に関しては不明であった。

ウ 経済的負担

経済的に「全面的に男性が負担」が1件、「ほとんど男性が負担」が1件、不明が1件であった。

エ 家族構成

犯行時において、2件の同居していたカップルについては、「カップルのみ」であった。

(3) 加害者の分析結果

ア 特性等

加害者の性別は、全員男性であった。平均年齢は52歳（25歳から69歳）であった。加害者の学歴は、中学卒業未満が1人、中学卒業が1人、高校卒業が1人であった。3人の加害者のうち2人は退職しており、1人は常勤で職に就いていた（過去5年間に2回以上転職をしていた）。職種に関しては、建設関係であったが、就職したばかりなので、年収は不明であった。生活保護を受けている者はいなかった。サラ金借財（ギャンブル・遊興費・生活費に使用）があった加害者は1人であった。

イ 前科・逮捕歴等

a 前科

前科については、「前科なし」が1人、1犯が2人であった。前科となった犯罪は傷害及び過失傷害であった。

b 前歴

前歴については、加害者は全員「前歴なし」であった。

c 少年時の逮捕歴（保護観察処分とならなかった又は少年院に送られなかった場合）

加害者3人の少年時の逮捕歴をみると、誰も逮捕歴はなかった。

d 少年時の逮捕時の犯罪

非該当である。

e 保護処分等

同様に、3人の加害者には、保護観察・少年院歴はなかった。

f 暴力団

3人の加害者には、暴力団加入歴はなかった。

ウ 薬物・飲酒**a 薬物**

3人の加害者のうち、1人は薬物使用歴があり、うち、有機溶剤が使用された。犯行時に薬物を使用した者はいなかった。

b 飲酒

3人の加害者のうち、1人は飲酒の習慣があり、酒癖が悪かった。犯行時において、加害者が飲酒状態であったかどうかについては不明である。

エ 子供への虐待

3人の加害者のうち、1人は子供（我が子及び継子を含む）に対して暴力を振るっていた。

オ 暴力の合理化

3人の加害者は暴力を合理化していなかったと考えられる。

カ 家族・他人との関係

家族との関係が良かったとされる加害者は1人であり、他の2人の加害者は家族との関係が悪かった。他人との関係についてみると、1人は良く、1人は悪く、残りの1人については不明であった。

キ 加害者からみた暴力の理由

「被害者の言動・態度」(3人)、「日常些細な事」(2人)、「被害者の家事・育児」(2人)、「加害者の仕事に関する問題」(2人)、「加害者の経済面の問題」(2人)、「被害者の家計のやり方」(1人)、「加害者のギャンブル」(1人)、「被害者の仕事に関する問題」(1人)、「被害者の経済面の問題」(1人)、「加害者の嫉妬・やきもち」(1人)、「被害者の異性関係」(1人)、「子供の問題」(1人)、「加害者の被害者への支配欲」(1人)が暴力の理由として考えられた。

ク 過去・事件直前の加害者に対する被害者による暴力

過去及び事件直前に、加害者は被害者より、身体的、精神的及び性的暴力を受けなかった。

ケ 自己防衛

3人の加害者は、自己防衛のために、今回のDV事件を起こさなかった。

コ 犯行時の病気の有無

犯行時、3人の加害者のうち、1人は病気（糖尿病）に罹患し、他の2人については不明であった。

(4) 被害者の分析結果**ア 特性等**

被害者の性別は、全員女性であった。平均年齢は48.7歳(21歳から68歳)であった。被害者の学歴は、中学卒業が1人、高校卒業が1人、不明が1人であった。2人は職業に就いており、他の1人は家事専業であった。就業者のうち、1人が常勤、他の1人がパートであった。

職種に関してみると、サービス関係が2人であった。生活保護を受けている者はいなかった。過去5年間の転職をみると、1人はなく、残りの1人については不明であった。収入に関しては、収入が明確だったのは1人だけであり、その年収は78万円であった。

さらに、1年以上不就労の者はなかったが、サラ金借財（ギャンブル・遊興費・生活費に使用）のあった者は1人であった。

イ 薬物・飲酒**a 薬物**

薬物使用歴があった者はいなかった。

ｂ 飲酒

飲酒の習慣があった者は1人、他の2人については不明であった。酒癖及び被害時の飲酒状態については不明であった。

ウ 相談

被害前に、相談をした者は1人（家族・親族への相談）、他の2人は相談をしなかった。

エ 家族の関与

家族の加害者への関与は2人、そのうち、子供が1人で、被害者の親族が1人であった。主な役割は制止等であった。他人の加害者への関与に関しては不明であった。

オ 警察へ電話で相談

過去において、警察に電話で相談をした者は1人で、事件の6か月以内であった。

カ 被害者からみた暴力の理由

被害者死亡のため、被害者の理由に関して不明確な点もあるが、「加害者の酒」（1人）、「被害者の家事・育児」（1人）、「被害者の言動・態度」（1人）、「加害者の仕事に関する問題」（1人）、「加害者の経済面の問題」（1人）、「被害者の仕事に関する問題」（1人）が暴力の理由だと考えられる。

キ 加療・後遺症

被害者死亡のため非該当。

ク 被害時の心理状況

被害者死亡のため非該当。

ケ 被害時の病気の有無

被害時、病気に罹患していた被害者は1人で、病名は脳動脈瘤であった。

5 殺人未遂の事案**(1) 事案の分析結果****ア 殺人未遂事件における処分人員**

殺人未遂事件は3件であり、そのうち、女性加害者は1人、男性加害者は2人である。殺人未遂事件は、公判請求が3件であった。公判請求のうち、執行猶予が2件、実刑が1件であった。執行猶予のうち、1件が単純執行猶予であり、1件が保護観察付執行猶予であった。執行猶予付有罪判決の刑期及び執行猶予期間の平均は、懲役3年執行猶予4年6か月である。また、実刑判決の刑期は3年であった。

男女別にみると、女性加害者は単純執行猶予を受け、懲役3年執行猶予5年であった。これに対して、男性加害者の公判請求のうち、1件は保護観察付執行猶予（懲役3年執行猶予4年）であり、他の1件は実刑判決であり、刑期は3年であった。

イ 身体的暴力の内容

身体的暴力をみると、「体を傷つける可能性のある物で殴る」1件、「刃物などの凶器を体に突きつける」1件、「首を絞める」1件、「押し倒す」1件であった。傷害を負わせたケースは3件で、その平均加療日数は30日であった。

ウ 凶器の使用者

凶器を使用した加害者は3人であり、そのうち、ナイフ・包丁が2人、ハンマーが1人であった。

エ 身体的暴力以外の暴力**ａ 精神的暴力**

精神的暴力をみると、「罵声をあげて怒鳴る」1件、「生活費を渡さない」1件、「被害者が大切にしてい

いる物を捨てる」1件,「被害者が外で働くことを禁止したり,仕事を辞めさせたりする」1件である。

b 性的暴力

性的暴力に関して,1人は「不明」であったが,他の2人においては,性的暴力を行ってはいなかった。

オ 類似行為

過去に,類似行為を行っていた加害者は1人で,8.2年続いていた。過去の類似行為で同一配偶者への暴力で罰金刑を受けた者は1人であった。

カ 暴力の頻度

暴力の頻度に関してみると,事件発生1年前の頻度と5年前の頻度には相違はなく,「たびたび」暴力を振るっていた。

キ 子供の前での暴力行為

子供の前でDVを行っていた加害者は3人であった。

(2) 加害者と被害者の関係についての分析結果

ア 属性等

加害者と被害者が配偶者関係にあった事案は1件,元配偶者関係にあったものは2件であった。加害者と被害者の平均の同居期間は24年2か月である(8年5か月から41年6か月)。加害者と被害者の出会いの場所についてみると,職場が2件とその他が1件であった。事件当時配偶者関係にあった被害者は,事件後においても離婚の申請をしなかった。

イ DVの開始時期

DVの開始時期についてみると,結婚又は内縁関係成立後(平均して,結婚又は内縁関係が成立して0.2年後)から暴力を振るっていた加害者は2人であり,他の1人については不明であった。

エ 経済的負担

経済的に「ほとんど女性が負担」が1人,「どちらも負担しない」が1人,不明が1人であった。

オ 家族構成

犯行時において,同居していたカップルは1件であり,事件後も同様に同居を続けていた。他のケースにおいては,犯行時に単身であった加害者は実刑を受け刑務所へ移送され,また犯行時家族とは別居していた加害者の犯行後の家族構成については不明である。

(3) 加害者の分析結果

ア 特性等

加害者の性別は,男性2人,女性1人であった。平均年齢は49歳(31歳から69歳)であった。加害者の学歴は,3人全員中学卒業であった。2人は職業に就いており,1人は家事専業であった。就業者のうち,1人はパートであり,他の1人については不明であった。職種に関してみると,建設関係が1人とその他1人であった。

過去5年間の転職をみると,転職をした加害者はいなかった。収入に関しては,1人の加害者の収入しか分からず,その年収は360万円であった。サラ金借財(ギャンブル・遊興費・生活費に使用)があった加害者は2人で,残りの1人にはなかった。

イ 前科・逮捕歴等

a 前科

前科については,「前科なし」が2人で,他の1人は前科が3犯(傷害等)であった。

b 前歴

前歴については、「前歴なし」が2人、他の1人は前歴が1回（公務執行妨害）あった。

c 少年時の逮捕歴（保護観察処分とならなかった又は少年院に送られなかった場合）

少年時の逮捕歴があった者はいなかった。

d 少年時の逮捕時の犯罪

非該当である。

e 保護処分等

加害者のうち、1人は恐喝により、保護観察・少年院歴が1回あった。

f 暴力団

暴力団加入歴があった者は1人であった。

ウ 薬物・飲酒**a 薬物**

薬物使用歴があった加害者は1人で有機溶剤を使用していたが、犯行時には薬物の使用はなかった。他の加害者は薬物を使用していなかった。

b 飲酒

飲酒の習慣があった加害者は1人で、この加害者は酒癖が悪かった。犯行時の飲酒状態は不明である。他の2人は飲酒の習慣はなかった。

エ 子供への虐待

子供（我が子及び継子を含む）に対して暴力を振るっていた加害者は1人で、他の1人は振るっていなかった。残りの1人については不明である。

オ 暴力の合理化

暴力の合理化について、「自分が被害者だ」と言った加害者は1人であるが、この加害者は他の合理化は使用しなかった。残り2人の加害者は暴力を合理化しなかった。

カ 家族・他人との関係

家族との関係が良かった加害者は1人、普通は1人、悪かったは1人であった。他人との関係が普通だったものは1人で、他の2人については不明である。

キ 加害者からみた暴力の理由

加害者の暴力の理由は、「被害者の言動・態度」（3人）、「加害者の被害者への支配欲」（3人）、「日常些細な事」（2人）、「加害者の嫉妬・やきもち」（2人）、「被害者の異性関係」（2人）、「加害者の酒」（1人）、「加害者と他の家族との不和」（1人）、「加害者の経済面の問題」（1人）、「子供の問題」（1人）であった。

ク 過去・事件直前の加害者に対する被害者による暴力

過去において、被害者から身体的暴力を受けて加害者は1人、精神的暴力を受けた者は2人、性的暴力を受けた者は1人であった。事件直前に、3人のうち1人は、被害者から精神的暴力を受けていた。事件直前に、被害者から身体的及び性的暴力を受けた加害者はいなかった。

ケ 自己防衛

自己防衛のために、今回のDV事件を起こした加害者はいなかった。

コ 犯行時の病気の有無

犯行時、加害者の1人は病気（自律神経失調症）に罹患していた。

(4) 被害者の分析結果

ア 特性等

被害者の性別は、女性が2人、男性が1人であった。平均年齢は52歳（29歳から78歳）であった。被害者の学歴は、中学卒業が1人で、他の2人については不明であった。職業に就いていた被害者は2人であり、職業に就いていない者は1人であった。就業者のうち、1人が常勤であり、他の1人はパートであった。

職種に関しては不明であった。生活保護を受けている被害者は2人であり、他の1人は受けていなかった。収入に関しては、就業者2人のうち、年収が明確にできたのは1人についてだけあった。この被害者の年収は142万円であった。サラ金借財（ギャンブル・遊興費・生活費に使用）があった被害者は1人であった。

イ 薬物・飲酒

a 薬物

被害者には薬物使用歴はなかった。

b 飲酒

飲酒の習慣があった被害者は3人であり、酒癖が悪かった者はいなかった。被害時、2人が飲酒状態であった。

ウ 相談

被害前に、相談をした被害者は1人であり、民生委員・社会福祉協議会・自治会長から相談を受けていた。被害後に相談をした被害者はいなかった。

エ 家族の関与

被害時において、全ての被害者は子供からの関与があり、関与者は暴力を制止しようとしたり、被害者から暴力について話を聞いたりした。他人からの関与があった者は1人であった。

オ 警察へ電話で相談

過去において、警察に電話で相談をした被害者は1人で、事件の1か月以内に掛けていた。他の2人は警察に電話を掛けていなかった。

カ 被害者からみた暴力の理由

被害者からみた暴力の理由は、「加害者の酒」（1人）、「日常些細な事」（2人）、「被害者の言動・態度」（2人）、「加害者と他の家族との不和」（1人）、「加害者の仕事に関する問題」（1人）、「加害者の経済面の問題」（1人）、「加害者の嫉妬・やきもち」（3人）、「被害者の異性関係」（1人）、「子供の問題」（1人）、「加害者の被害者への支配欲」（2人）である。

キ 加療・後遺症

妊娠中に暴力を受けた被害者は1人であり、この身体的暴力により、被害者は身体的後遺症及び精神的後遺症を残した。

ク 被害時の心理状況

被害者の被害時の心理状況については、恐怖を感じたものが1人、家族観・結婚観（例えば、結婚した時に、何があっても一生一緒にやっていると決めたのでそれに従いたい、また、子供のために家族は一緒にいるべきである。）が1人、経済的不安が1人、愛情に変わる事への期待が1人であった。

ケ 被害時の病気の有無

犯行時、病気に罹患していなかった被害者は1人であるが、他の2人については不明であった。

コ 加害者の処分

被害者の加害者に対する処分についてみると、「処分を厳しくしなくてもよい」が2人、「処分を厳しくしてほしい」が1人であった。

6 DV 防止法違反の事案

(1) 事案の分析結果

ア DV 防止法違反における処分人員

DV 防止法違反は6件であり、そのうち、DV 防止法違反と傷害が2件、DV 防止法違反と暴行が1件、DV 防止法違反と住居侵入が1件、DV 防止法違反のみが2件である。加害者はすべて男性であった。これらの事件のうち、略式命令が2件（そのうち、1件は傷害と絡む。）、公判請求が4件（そのうち、1件は傷害と絡む。）であった。公判請求のうち、執行猶予が2件、実刑が2件であった。執行猶予のうち、単純執行猶予と保護観察付執行猶予が各1件であった。執行猶予付有罪判決の刑期及び執行猶予期間の平均は、懲役6か月執行猶予3年であった（2件とも、懲役6か月執行猶予3年）。また、実刑判決の刑期の平均は8か月であった（2件とも、刑期は8か月）。

イ 身体的暴力の内容

身体的暴力をみると、「足で蹴る」2件、「拳骨で殴る」1件、「押し倒す」1件、「物を投げつける」1件であった。

ウ 凶器の使用者

凶器を使用した加害者は1人であり、凶器としてビール瓶と椅子を使用した。

エ 身体的暴力以外の暴力

a 精神的暴力

精神的暴力を頻度の多い順にみると、「罵声をあげて怒鳴る」6件、「生活費を渡さない」4件、「命令口調でものを言う」3件、「被害者が大切にしている物を捨てる」3件、「被害者が外で働くことを禁止したり、仕事を辞めさせたりする」2件、「誰のおかげで生活しているのだと言う」1件、「被害者が誰とつきあってよいかを制限したり、誰とつきあっているかをチェックしたりする」1件、「子供に危害を加えると脅す」1件、「暴力の素振りをする」1件であった。

b 性的暴力

性的暴力についてみると、「性的行為を要求する」2件、「避妊に協力しない」1件であった。

c ストーカー行為

「ストーカー行為」は4件であった。

オ 類似行為

過去において、6人の加害者は被害者に対して暴力を振るっており、類似行為は平均で12.7年（1.8年から32年）続いていた。過去において、他の被害者又は同一被害者に対して、類似行為で処分を受けた加害者はいなかった。

カ 暴力の頻度

事件発生1年前の暴力の頻度と5年前の頻度には変化はなかった。事件発生1年前及び5年前の暴力の頻度は「たびたび」が4人（67%）、「時々」が2人（33%）であった。

キ 子供の前での暴力行為

子供の前でDVをおこなっていた加害者は5人であった。

(2) 加害者と被害者の関係についての分析結果

ア 属性等

加害者が被害者と配偶者関係にあった者は5人、内縁関係が1人であった。被害者と加害者の平均の「関係期間」(付き合い始めてから事件当日までの期間)は12年であり、平均の同居期間は11年8か月(1年6か月から23年)である。また、1件は同居し、5件は別居していた。加害者と被害者の出会いの場所についてみると、2件は職場関係を通して、2件はその他(友人の紹介及びお見合い)、他の2件については不明であった。事件当時、配偶者関係にあった被害者5人のうち、4人は事件後離婚の申請をした。

イ DVの開始時期

DVの開始時期についてみると、6人の加害者全員が、結婚又は内縁関係成立後から暴力を振るっていた。平均して、結婚又は内縁関係が成立して8か月後(結婚又は内縁関係成立直後から2年後)であった。

ウ 経済的負担

犯行時において、同居をしていた1件のカップルに関する経済的負担については不明であった。

エ 家族構成

犯行時において、同居をしていた1件のカップルの家族構成は「カップルと子供」であったが、犯行後、加害者が誰と暮らしているか不明であった。

(3) 加害者の分析結果

ア 特性等

加害者の性別は、6人全員男性であった。平均年齢は43.3歳(24歳から63歳まで)であった。加害者の学歴は、中学卒業が2人、高校卒業が4人であった。6人の加害者のうち、4人は職に就いており、2人は職についていなかった。就業者のうち、3人は常勤であった。職種に関してみると、建設関係が2人、その他が2人(例えば、エンジニア等)であった。生活保護を受けている者はいなかった。

過去5年間の転職をみると、1人は転職がなく、1人は1回、4人は2回以上であった。収入(収入のある者)に関しては、平均年収(mean)は420万円(中央値に当たるmedian年収は420万円)であった。さらに、1年以上不労の者は1人であり、サラ金借財(ギャンブル・遊興費・生活費に使用)があった加害者は1人であった。

イ 前科・逮捕歴等

a 前科

前科については、「前科なし」が3人、2犯が1人、3犯が1人であり、残りの1人については不明であった。前科となった犯罪は、道路交通関係、過失傷害等であった。

b 前歴

前歴については「前歴なし」が3人、2回が2人であり、他の1人については不明であった。前歴となった犯罪は、暴行、強盗等であった。

c 少年時の逮捕歴(保護観察処分とならなかった又は少年院に送られなかった場合)

6人の加害者のうち、少年時の逮捕歴があった加害者はいなかった。

d 少年時の逮捕時の犯罪

少年時の逮捕歴があった加害者はいなかったため、非該当である。

e 保護処分等

6人の加害者のうち、保護観察・少年院歴があった加害者はいなかった。

f 暴力団

6人の加害者のうち、暴力団加入歴があった加害者はいなかった。

ウ 薬物・飲酒**a 薬物**

6人の加害者のうち、薬物使用歴があった加害者はいなかった。

b 飲酒

飲酒の習慣があった加害者は4人であり、他の2人については不明であった。そのうち、酒癖が悪かった加害者は1人であり、犯行時、飲酒状態であった者は1人であった。

エ 子供への虐待

子供（実子及び継子を含む）に対して暴力を振るっていた加害者は3人であり、残りの3人は振るっていなかった。

オ 暴力の合理化

6人の加害者のうち、4人は「自分の責任ではない」、1人は「自分が被害者だ」、1人は「しつげとしてやっている」と暴力の合理化をした。

カ 家族・他人との関係

6人の加害者は家族との関係は悪かった。また、他人との関係については、2人は普通、2人は悪く、残りの2人については不明であった。

キ 加害者からみた暴力の理由

暴力の理由についてみると、「加害者の嫉妬・やきもち」（5人）、「日常些細な事」（4人）、「被害者の言動・態度」（3人）、「加害者の被害者への支配欲」（3人）、「被害者の家計のやり方」（2人）、「加害者の経済面の問題」（2人）、「被害者の酒」（1人）、「被害者の家事・育児」（1人）、「加害者の仕事に関する問題」（1人）、「加害者のギャンブル」（1人）、「被害者の育児に関する問題」（1人）、「被害者の経済面の問題」（1人）であった。

ク 過去・事件直前の加害者に対する被害者による暴力

過去及び事件直前において、加害者は被害者から身体的暴力、精神的暴力、性的暴力のいずれの暴力も受けなかった。

ケ 自己防衛

自己防衛のために、今回の事件を起こした加害者はいなかった。

コ 犯行時の病気の有無

犯行時、病気に罹患していた加害者はいなかった。

(4) 被害者の分析結果**ア 特性等**

被害者の性別は、6人全員女性であった。平均年齢は39.7歳（25歳から61歳）であった。加害者の学歴に関しては、いずれの被害者についても不明であった。6人の被害者のうち、5人は職に就いており、1人は職に就いていなかった。就業者のうち、2人が常勤であり、3人はパートであった。

職種に関してみると、サービス関係が3人、オフィスワーカーが1人、福祉関係が1人であった。生活保護を受けている被害者いなかった。過去5年間の転職をみると、1人は転職がなく、2人は1回、残り3人については不明であった。収入に関しては、いずれの被害者についても不明であった。

さらに、1年以上不就労の被害者はなかった。サラ金借財（ギャンブル・遊興費・生活費に使用）があった被害者は3人、他の3人は借財がなかった。

イ 薬物・飲酒

a 薬物

6人の被害者のうち、薬物使用歴があった者はいなかった。

b 飲酒

飲酒の習慣があった被害者1人であり、残りの5人については不明であった。飲酒の習慣がある被害者の酒癖については不明であった。また、被害者の被害時の飲酒状態については不明であった。

ウ 相談

6人の被害者のうち、83% (5人) は被害前に、婦人相談所、警察等に相談した。被害後に相談した者は1人、相談しなかった者は4人、相談をしたかどうか不明の者は1人であった。

エ 家族の関与

6人の被害者のうち、家族の関与があった者は5人、他の1人は家族の関与がなかった。主な関与者は子供(4人)及び加害者の親族(1人)であった。関与者の役割は、「制止」が2人、「その他」(例えば、話しを聞く)が2人、残りの1人の役割については不明であった。他人の関与者があった被害者は3人、他の3人は関与者がなかった。関与者の役割は「見ているだけ」が1人、「その他」(例えば、警察へ一緒に行く)が2人であった。

オ 警察へ電話で電話

過去において、警察に電話をかけて相談をした被害者は4人、他の2人は電話をかけなかった。警察への電話の時期は、事件の1か月以内は3人、事件の6か月以内は1人であった。

カ 被害者からみた暴力の理由

被害者の理由は、「加害者の嫉妬・やきもち」(5人)、「加害者の被害者への支配欲」(3人)、「日常些細な事」(3人)、「加害者の仕事に関する問題」(2人)、「被害者の異性関係」(2人)、「加害者の経済面の問題」(2人)、「加害者のギャンブル」(1人)、「被害者の仕事に関する問題」(1人)、「加害者の異性関係」(1人)、「加害者の酒」(1人)、「被害者の家事・育児」(1人)、「被害者の家計のやり方」(1人)、「被害者の言動・態度」(1人)、「加害者の被害者への軽視」(1人)であった。

キ 加療・後遺症

身体的暴力のために、負傷した被害者は3人で、その治療に要した平均加療日数は13.5日であった。6人の被害者のうち、1人は身体的後遺症(例えば、胸部打撲、両膝・両下腿部挫傷)を残し、3人は精神的後遺症(例えば、一人の被害者は「疲れたから死にたいと言った。」)を残した。

ク 被害時の心理状況

被害者の被害時の心理状況については、「恐怖を感じた」者が3人、「無力感」が2人、「家族観・結婚観(例えば、結婚した時に、何があっても一生一緒にやっていくと決めたのでそれに従いたい、また、子供のために家族は一緒にいるべきである。)」が1人、「経済的不安」が1人であった。

ケ 被害時の病気の有無

被害時、病気に罹患していなかった被害者は4人であるが、残り2人については不明であった。

コ 加害者の処分

被害者の加害者に対する処分についてみると、「処分を厳しくしてほしい」が3人、他の3人については不明であった。

7 ストーカー法違反の事案

(1) 事案の分析結果

ア ストーカー法違反における処分人員

ストーカー法違反は3件であり、そのうち、ストーカー法違反と住居侵入・器物損壊が1件、ストーカー法違反と暴行が1件、ストーカー法違反と脅迫が1件である。加害者は全て男性であった。これらの事件のうち、検察が不起訴処分とした事案は1件、略式命令が1件、公判請求が1件であった。公判請求となった事例は単純執行猶予であり、刑期及び執行猶予期間は、懲役1年6か月執行猶予4年であった。また、罰金となった事例における罰金額は30万円であった。

イ 身体的暴力の内容

身体的暴力をみると、「平手で打つ」（1件）及び「押し倒す」（1件）があった。

ウ 凶器の使用者

凶器を使用した加害者はいなかった。

エ 身体的暴力以外の暴力

a 精神的暴力

精神的暴力をみると、「罵声をあげて怒鳴る」（3件）、「被害者が誰とつきあってよいかを制限したり、誰とつきあっているかをチェックしたりする」（1件）、「命令口調でものを言う」（1件）、「生活費を渡さない」（1件）、「被害者が外で働くことを禁止したり、仕事を辞めさせたりする」（1件）であった。

b 性的暴力

性的暴力についてみると、「性的行為を要求する」が1件であった。

オ 類似行為

過去において、3人の加害者全員は、被害者に対して暴力を振るっており、類似行為は平均で5.6年（6か月から8年）続いていた。過去において、他の被害者又は同一被害者に対して、類似行為で処分を受けた加害者はいなかった。

カ 暴力の頻度

暴力の頻度に関してみると、事件発生1年前の頻度は、5年前と比較して、「たびたび」が1人から2人に増加し、「時々」が0人から1人となった。また、5年前に、暴力が「なし」であった者が2人いたが、1年前には0人となった。

キ 子供の前での暴力行為

子供の前でDVをおこなっていた加害者は2人であり、他の1人については不明であった。

(2) 加害者と被害者の関係についての分析結果

ア 属性等

3件全てにおいて、加害者と被害者は元配偶者関係にあり、事件当時、別居をしていた。被害者と加害者の平均の「関係機関」（付き合い始めてから事件当日までの期間）は12年8か月であり、平均の同居期間は8年5か月（1年から18年）である。加害者と被害者の出会いの場所についてみると、1件は職場関係を通して、2件はその他（友人の紹介等）であった。

イ DVの開始時期

DVの開始時期についてみると、3人の加害者全員が、結婚又は内縁関係成立後から暴力を振るっていた。平均して、結婚又は内縁関係成立して7.5年後（結婚又は内縁関係成立直後から17年後）であった。

ウ 経済的負担

3件全てにおける経済的負担については不明であった。

エ 家族構成

犯行時及び犯行後において、2人の加害者は単身であったが、他の1人は不明であった。

(3) 加害者の分析結果

ア 特性等

加害者の性別は、3人全員男性であった。平均年齢は35.7歳（28歳から48歳まで）であった。加害者の学歴は、高校中退が1人、高校卒業が4人であった。3人の加害者のうち、1人は職に就いており、2人は職についていなかった。就業者は全員常勤であり、職種は建設関係であった。生活保護を受けている者はいなかった。

過去5年間の転職をみると、1人は転職がなく、1人は2回以上であり、残り1人については不明であった。3人のうち、職に就いている加害者の年収は360万円であった。さらに、1年以上不就労の者は1人であり、サラ金借財（ギャンブル・遊興費・生活費に使用）があった加害者は1人であった。

イ 前科・逮捕歴等

a 前科

前科については、3人全員「前科なし」であった。

b 前歴

前歴については、3人全員「前歴なし」であった。

c 少年時の逮捕歴（保護観察処分とならなかった又は少年院に送られなかった場合）

3人全員に少年時の逮捕歴はなかった。

d 少年時の逮捕時の犯罪

少年時の逮捕歴がなかったので、非該当である。

e 保護処分等

3人全員に、保護観察・少年院歴はなかった。

f 暴力団

3人全員に、暴力団加入歴はなかった。

ウ 薬物・飲酒

a 薬物

3人全員に、薬物使用歴はなかった。

b 飲酒

飲酒の習慣があった加害者は2人であり、そのうち、酒癖が悪かった者はいなかった。また、犯行時、飲酒状態であった者もいなかった。

エ 子供への虐待

子供（実子及び継子を含む）に対して暴力を振るっていた加害者は1人であり、残りの2人は振るっていないかった。

オ 暴力の合理化

3人の加害者のうち、1人が暴力は「脅すつもりだけだった」と暴力の合理化をした。

カ 家族・他人との関係

家族との関係に関して、3人の加害者のうち、1人は普通で、2人は悪かった。他人との関係については、1人は普通、他の2人については不明であった。

キ 加害者からみた暴力の理由

暴力の理由についてみると、「加害者の被害者への支配欲」（3人）、「被害者の言動・態度」（2人）、

「加害者の仕事に関する問題」(2人),「加害者の経済面の問題」(1人),「加害者のギャンブル」(1人),「加害者の嫉妬・やきもち」(1人),「加害者の異性関係」(1人),「被害者の異性関係」(1人),「子供の問題」(1人)であった。

ク 過去・事件直前の加害者に対する被害者による暴力

過去及び事件直前において、加害者は被害者から身体的暴力、精神的暴力、性的暴力のいずれの暴力も受けなかった。

ケ 自己防衛

自己防衛のために、今回の事件起こした加害者はいなかった。

コ 犯行時の病気の有無

犯行時、病気に罹患していた加害者はいなかった。

(4) 被害者の分析結果

ア 特性等

被害者の性別は、3人全員女性であった。平均年齢は35.3歳(30歳から45歳)であった。加害者の学歴は、高校卒業が1人、他の2人については不明であった。3人は全員職に就いており、2人が常勤であり、他の1人はパートであった。

職種に関してみると、サービス関係が1人、他の2人はその他(造園・繊維関係)であった。生活保護を受けている被害者はいなかった。過去5年間の転職をみると、2人は転職がなく、1人は1回であった。収入に関しては、3人全員に収入があったが、2人の収入については不明であった。収入が判明している被害者の年収は120万円であった。

さらに、1年以上不就労の被害者はなく、サラ金借財(ギャンブル・遊興費・生活費に使用)があった被害者もいなかった。

イ 薬物・飲酒

a 薬物

薬物使用歴がある被害者はいなかった。

b 飲酒

3人の被害者に関する飲酒の習慣は不明であった。

ウ 相談

被害前に、3人の被害者のうち、2人は警察等に相談したが、被害後においては、3人のうち誰も相談を受けなかった。

エ 家族の関与

家族の関与があった被害者は2人、他の1人は関与がなかった。子供と被害者の父が主な関与者で、関与者の役割は、「制止」が1人、「その他」(例えば、話しを聞く)が1人であった。同様に、他人の関与者があった被害者は1人で、他の1人は関与がなかった。関与者の役割は「制止」が1人、「その他」(例えば、警察へ一緒に行く)が1人であった。

オ 警察へ電話で相談

過去において、警察に電話をかけ相談をした被害者は3人のうち2人で、この2人は事件の1か月以内に警察に電話をかけた。

カ 被害者からみた暴力の理由

被害者の理由をみると、「加害者の被害者への支配欲」(3人),「被害者の言動・態度」(1人),「加害者の仕事に関する問題」(1人),「加害者の経済面」(1人),「加害者のギャンブル」(1人),「加害者の

嫉妬・やきもち」(1人),「被害者の異性関係」(1人),「子供の問題」(1人)であった。

キ 加療・後遺症

3人の被害者のうち、1人は身体的暴力のために、病院で治療を受け、その加療日数は6日であった。身体的後遺症を残したとみられる被害者はいなかったが、少なくとも2人は精神的後遺症を残した。残り1人についての精神的後遺症は不明であった。

ク 被害時の心理状況

被害者の被害時の心理状況については、恐怖を感じた者が2人であった。

ケ 被害時の病気の有無

被害時、病気に罹患していなかった被害者は2人であるが、残り1人については不明であった。

コ 加害者の処分

被害者の加害者に対する処分についてみると、「処分を厳しくしてほしい」が2人、残り1人については不明であった。

8 暴力の決定要因と因果関係

(1) 暴力の決定要因

ア 身体的暴力の決定要因

「身体的暴力」と「加害者の特性等の9要因(すなわち、加害者の年齢、学歴、職業の有無、年収、前科・前歴、暴力団の加入歴の有無、薬物使用歴の有無及び加害者と被害者の同居期間)」との関連性を検討するために重回帰分析を行った。これら9要因は加害者の社会経済的地位、過去の犯罪行為及び被害者との関係を含み、身体的暴力と深い関係を持つであろうと考えて選択した。女性加害者は人数が少ないため、分析から除外した。重回帰分析においては、従属変数「身体的暴力」は合計11項目より、頻度数の少なかった「腕をねじる」を除いた10項目(すなわち、「平手で打つ」、「足で蹴る」、「拳骨で殴る」、「物で殴る」、「凶器を突きつける」、「髪をひっぱる」、「首を絞める」、「引きずり回す」、「物を投げつける」、「押し倒す」)を採用した。

上記9つの変数のうち、「加害者の年収」を吟味すると、本調査のデータは正規分布曲線を描いていないことが分かった。そこで、「加害者の年収」が正規分布曲線に近くなるように修正するために、「加害者の年収(log)」を計算し、この変数を重回帰分析に使用した。表153は、「身体的暴力」を従属変数として、重回帰分析を行った結果である。結果をみると、どの変数も有意水準5%以下($p < .05$)に達していなかった。言い換えると、この重回帰分析に導入された9つのどの変数も身体的暴力の決定要因である可能性は非常に低いと考えられた。しかし、有意水準5%以下に近かった変数はいくつかあった。「加害者と被害者の同居期間」(有意確率 $p = 0.053$) 及び「加害者の薬物使用歴」($p = 0.065$)である。すなわち、この重回帰分析に含まれた全ての要因を考慮に入れても、加害者と被害者の「同居期間」についてみると、同居期間の短い加害者の方が、同居期間の長い加害者よりも、身体的暴力を振るう傾向があるようである。「加害者の薬物使用歴」についてみると、薬物を使用した経験のある加害者の方が、使用した経験のない加害者より、暴力を振るう可能性が高いと考えられた。仮に調査対象の加害者数が増加すれば、これらの変数が有意水準5%以下に達する可能性があると思われる。

これら全ての9要因を1つのグループとして考えると、このグループは従属変数(身体的暴力)の分散(variance)の約10%しか説明できない。つまり、この重回帰分析で観測できない潜在要因が身体的暴力の決定要因となっている可能性が考えられる。

表153 重回帰分析：身体的暴力の決定要因

		従属変数：身体的暴力				
		b	標準誤差	β	t	p
独立変数	加害者年齢	0	0.01	−0.02	−0.21	.836
	加害者学歴	0.04	0.10	0.03	0.39	.695
	加害者職業の有無	−0.66	0.57	−0.20	−1.16	.249
	加害者年収 (log)	0.18	0.10	0.30	1.73	.086
	加害者前科回数	0.04	0.08	0.05	0.51	.611
	加害者前歴回数	0.01	0.14	0.01	0.09	.928
	加害者の暴力団加入歴の有無	−0.19	0.47	−0.04	−0.39	.696
	加害者の薬物使用歴の有無	0.68	0.37	0.17	1.86	.065
	加害者被害者の同居期間	0	0	−0.18	−1.95	.053
	定数	2.36				
	R ²	0.098				

イ 精神的暴力の決定要因

「身体的暴力」と同様に、「精神的暴力」と「加害者の特性等の9要因（すなわち、加害者の年齢、学歴、職業の有無、年収、前科・前歴、暴力団の加入歴の有無、薬物使用歴の有無及び加害者と被害者の同居期間）」との関連性を検討するために重回帰分析を行った。これら9要因は加害者の社会経済的地位、過去の犯罪行為及び被害者との関係を含み、精神的暴力と深い関係を持つ可能性が高いという理由で選択された。女性加害者の人数は少ないため、分析から除外した。重回帰分析においては、精神的暴力は、合計11項目の中から、頻度の少なかった3項目（「誰のおかげで生活できるのだと被害者に言う」、「被害者を無視する」、「被害者の親兄弟に危害を加えると脅す」）を除いた8項目（すなわち、「罵声で怒鳴る」、「被害者の付き合いの制限・チェックする」、「命令口調でものを言う」、「大切な物を捨てる」、「生活費を渡さない」、「被害者の仕事の制限をする」、「子供に危害を加えると脅す」、「暴力の素振りをする」）を採用した。

前記の「身体的暴力」の場合と同様に、「加害者の年収」を修正するために、「加害者の年収 (log)」を計算し、この変数を重回帰分析に使用した。表154は、精神的暴力を従属変数として、重回帰分析を行った結果である。結果をみると、どの要因も有意水準5%以下 ($p<.05$) には達しなかった。つまり、これらの要因は精神的暴力を引き起こす決定要因である可能性は非常に低いと考えられた。

表154 重回帰分析：精神的暴力の決定要因

		従属変数：精神的暴力				
		b	標準誤差	β	t	p
独立変数	加害者年齢	-0.02	0.02	-0.22	-1.16	.251
	加害者学歴	0	0.12	0.01	0.04	.971
	加害者職業の有無	-0.02	0.68	-0.01	-0.03	.976
	加害者年収（log）	-0.10	0.12	-0.23	-0.85	.400
	加害者前科回数	0.08	0.10	0.12	0.77	.442
	加害者前歴回数	0.14	0.22	0.09	0.61	.544
	加害者の暴力団加入歴の有無	0.85	0.79	0.16	1.09	.282
	加害者の薬物使用歴の有無	0.56	0.81	0.11	0.69	.492
	加害者被害者の同居期間	0	0	0.22	1.31	.197
	定数	2.70				
	R ²	0.173				

(2) 暴力の因果関係

ア 身体的暴力との因果関係

前記の「身体的暴力の決定要因」において、重回帰分析により、「身体的暴力」と「加害者の特性等の9要因（すなわち、加害者の年齢、学歴、職業の有無、年収、前科・前歴、暴力団の加入歴の有無、薬物使用歴の有無及び加害者と被害者の同居期間）」の関連性を検討した。重回帰分析においては、これらの9要因の身体的暴力に対する「直接的な影響」を吟味したが、これらの変数間の因果関係を分析することはできなかった。そこで、これらの要因と身体的暴力との関係をさらに詳しく吟味するために、パス解析（path analysis）を行った。パス解析においては、単回帰・重回帰分析を繰り返し行うことで、変数（因子）間の因果関係を分析することができる⁽¹¹⁹⁾。

パス解析において、予測変数（加害者の特性等の9要因）の基準変数（身体的暴力）に対する「直接的な影響」及びこれら9つの変数以外の変数を經由しての「間接的な影響」を吟味し因果関係を検討した。どのような変数が予測変数と基準変数を媒介しているのかについては、「加害者の暴力の理由」が予測変数と基準変数の間に何らかの関係を持つと考えるのが理論的に妥当であると考えられた。このような理由で、「加害者の暴力の理由」26項目のうち、「身体的暴力」と関連性の高かった変数「加害者と被害者のコミュニケーションの問題」（ $r=0.194$, $p=0.005$ ）を抽出した。つまり、これら9つの「予測変数」は「加害者と被害者のコミュニケーションの問題」を經由して「身体的暴力」に「間接的な影響」を持つのではないかと考えた。

パス解析では、単方向の矢印をたどると元の変数に戻ることでできる「非逐次モデル(nonrecursive model)」と、戻ることのできない逐次モデル(recursive model)」がある⁽¹²⁰⁾。本調査において使用されたのは「逐次モデル(recursive model)」であり、予測変数から基準変数への「一方向の影響」がある場合

(119) 豊田秀樹, 共分散構造分析「応用編」－構造方程式モデリング－, 朝倉書店, 2000；豊田秀樹, 共分散構造分析「入門編」－構造方程式モデリング－, 朝倉書店, 2002
(120) 豊田秀樹, 共分散構造分析「応用編」－構造方程式モデリング－, 朝倉書店, 2000, 151-152

において使用が可能である。言い換えると、予測変数と基準変数の関係において、「相互からの影響」がある場合にはこのモデルを使用することができない。

「加害者と被害者のコミュニケーションの問題」以外の変数、例えば「加害者の被害者への支配欲」が予測変数「加害者の特性等の9要因」と基準変数「身体的暴力」を媒介する変数である可能性を考慮した。予測変数「加害者の特性等の9要因」と基準変数「加害者の被害者への支配欲」の関係についてみると、「支配欲」は、広義にとらえれば「強い意思」や「競争心」とも絡み合っていると思われ、その「支配欲」が学業・職業においても反映されるのではないかと考えた。すなわち、加害者の「支配欲」と加害者の「学業・職業」が「相互的な影響」を持つ可能性があるならば、「加害者の被害者への支配欲」の使用は「逐次モデル(recursive model)」の条件に反するものと思われた。この理由により、本調査においては、「加害者と被害者のコミュニケーションの問題」を基準変数として使用した。

また、基準変数として「加害者の仕事に関する問題」も考慮に入れたが、下記の Pearson の相関分析の結果を見ても分かるように、この変数は「身体的暴力」と関連性が低い(有意水準5%以下ではなかった)ために媒介の変数として導入しなかった。

上記の9つの予測変数の「間接的な影響」を検討するために「身体的暴力」を基準変数として重回帰分析を行った。表155と図6が示すように、どの要因も有意水準5%以下には達しなかった。しかし、有意水準5%以下に近かった変数は「加害者と被害者の同居期間」(有意確率 $p=0.057$)であった。すなわち、重回帰分析に導入された全ての変数を考慮に入れても、「加害者と被害者の同居期間」は加害者のコミュニケーションの問題と関連性がある可能性が高かった。言い換えると、被害者との同居期間の長い加害者と比較して、同居期間の短い加害者は、暴力の理由を「被害者との間におけるコミュニケーションの問題」であるとみる傾向があると考えられる。しかし、他の変数は「加害者のコミュニケーションの問題」との関連性は低かった。身体的暴力への「間接的な影響」についてみると、「加害者と被害者の同居期間」は「被害者との間におけるコミュニケーションの問題」を経由して「身体的暴力」と関連している可能性が高いと思われる。

さらに、同表155と同図6は重回帰分析による9つの予測変数の身体的暴力に対する「直接的な影響」の結果である。しかし、どの要因も有意水準5%以下には達しなかった。有意水準5%以下に近かった変数は2つあった。例えば、「加害者と被害者の同居期間」($p=0.053$)及び「加害者の薬物使用歴」($p=0.065$)である。「加害者と被害者の同居期間」と「加害者の薬物使用歴」は個々に、「身体的暴力」と直接的な関連性を持つのではないかと考えられる。すなわち、被害者との同居期間が比較的短い加害者及び薬物使用歴のある加害者は、身体的暴力を起こす傾向があると言える。「加害者と被害者の同居期間」に関する結果をみると、断定はできないが、この変数は身体的暴力に対して、「直接的な影響」及び「被害者とのコミュニケーションの問題」を経由しての「間接的な影響」を持つのではないかと考えた。すなわち、同居期間の短い加害者は、被害者に対して身体的暴力を加える傾向があると考えられる。また、同居期間の短い加害者は、「被害者とのコミュニケーションがうまく取れない」ことを理由に、被害者に対して身体的暴力を加える可能性が高い。

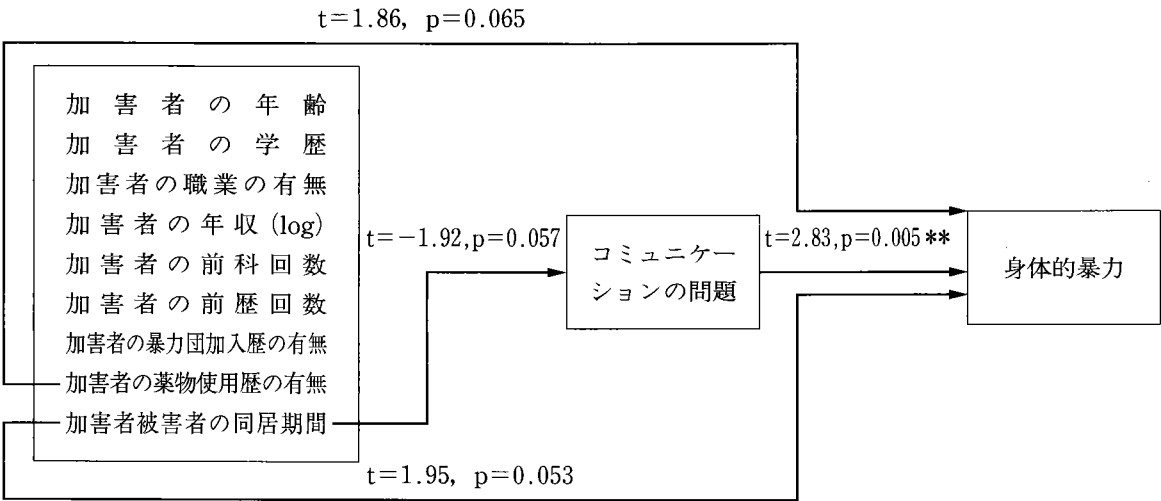
表155 パス解析：コミュニケーションの問題、加害者の特性等と身体的暴力の関係

	基準変数：身体的暴力					基準変数：コミュニケーションの問題					基準変数：身体的暴力				
	b	標準誤差	β	t	p	b	標準誤差	β	t	p	b	標準誤差	β	t	p
1	0.81	0.29	0.19	2.83	.005**										
2						0.01	0	0.19	1.53	1.28	0	0.01	-0.02	-0.21	.836
3						0.03	0.03	0.10	1.10	.276	0.04	0.10	0.03	0.39	.695
4						-0.04	0.16	-0.05	-0.26	.799	-0.66	0.57	-0.20	-1.16	.249
5						0.02	0.03	0.12	0.67	.506	0.18	0.10	0.30	1.73	.086
6						-0.02	0.02	-0.09	-0.86	.389	0.04	0.08	0.05	0.51	.611
7						0.03	0.05	0.07	0.70	.484	0.01	0.14	0.01	0.10	.928
8						0.04	0.14	0.03	0.32	.753	-0.19	0.47	-0.04	-0.39	.696
9						0.11	0.11	0.10	0.95	.345	0.68	0.37	0.17	1.86	.065
10						0	0	-0.21	-1.92	.057	0	0	-0.19	-1.95	.053
定数	2.66					-0.18					2.36				
R ²	0.003					0.059					0.098				

** p<.01

注 1から10は予測変数である。1は加害者被害者間のコミュニケーションの問題、2は加害者の年齢、3は加害者の学歴、4は加害者職業の有無、5は加害者年収(log)、6は加害者前科回数、7は加害者前歴回数、8は加害者の暴力団加入歴の有無、9は加害者の薬物使用歴の有無、10は加害者被害者の同居期間。

図6 パス解析：コミュニケーションの問題、加害者の特性等と身体的暴力の関係



上記の結果を要約すると、「身体的暴力」に関しては、「加害者の特性等」の9つの変数のうち、「同居期間」と「加害者の薬物使用歴の有無」が「身体的暴力」と関連性を持つ可能性が高いことが分かった。同居期間の場合においては、身体的暴力に対して、直接的及び間接的（「被害者とのコミュニケーションの問題」を通して）影響を持つであろうと考えられる。「加害者の薬物使用歴の有無」は「身体的暴力」と直接的に関連していると思われる。

イ 精神的暴力との因果関係

前記において、パス解析により、「身体的暴力」と「加害者の特性等の9要因」、「加害者のコミュニケーションの問題」との因果関係について検討した。同様に、「精神的暴力」と「加害者の特性等の9要因」

との因果関係を吟味するために、「加害者の暴力の理由」26項目のうち、「精神的暴力」と関連性の高かった変数「加害者の仕事に関する問題」($r=0.223$, $p=0.029$)を抽出した。つまり、「予測変数」(加害者の特性等の9要因)はこの変数を経由して「基準変数(精神的暴力)」に「間接的な影響」を持つのではないかと考えた。「加害者の仕事に関する問題」以外の変数、例えば「加害者の被害者への支配欲」や「加害者と被害者のコミュニケーションの問題」も考慮したが、前述の「身体的暴力の因果関係」において説明した理由により、「加害者の仕事に関する問題」を媒介とした方が他の2変数を使用する時より、「精神的暴力」の因果関係の説明にはふさわしいと考えた。

上記の9つの予測変数の「間接的な影響」を検討するために、最初に、重回帰分析を使用して、これらの9つの変数と「加害者の仕事に関する問題」との関連性を吟味した。表156と図7によると、この重回帰分析に導入された全ての予測変数を考慮に入れても、「加害者の前科回数」($p=0.010$)及び「加害者の職業の有無」($p=0.003$)は個々に「加害者の仕事に関する問題」と関連があった。すなわち、前科の回数が比較的多い加害者は、前科の回数が少ない加害者よりも、暴力の理由を「自分の仕事に関係がある」と言う傾向が強い。さらに、職業に就いていない加害者は、就いている加害者よりも、暴力の理由を「自分の仕事に関係がある」と言う傾向が強い。精神的暴力に対する「間接的影響」についてみると、これらの変数は、「加害者の仕事の問題」を経由して精神的暴力に「間接的」に影響がある。言い換えると、前科の多い加害者及び職に就いていない加害者は、「仕事の問題」があるために、被害者に対して精神的暴力を振るう可能性があると考えられた。有意水準5%以下に達しなかったが、それに近かった変数としては「加害者と被害者の同居期間」($p=0.052$)があった。すなわち、被害者との同居が比較的に長い加害者は「仕事の問題」を抱えている傾向があり、これが理由で、暴力を振るうと考えられた。

下記のPearsonの相関分析の結果によると、有意水準5%以下に達してはいないが、「職業の有無」と「加害者と被害者の同居期間」には負の相関関係がみられた。つまり、同居期間の長い加害者の中には、職に就いていない者が多いようにみられた。現時点において、この負の相関関係が、どのように「加害者の仕事に関する問題」に関連しているかは言えないが、「加害者の職業の有無」、「加害者と被害者の同居期間」及び「加害者の仕事に関する問題」の関連性について、今後更なる調査が必要であると思われる。

しかし、同表156と同図7をみると、これら9つの予測変数は「精神的暴力」に対して、「直接的な影響」を持つ可能性は低いことが分かった。

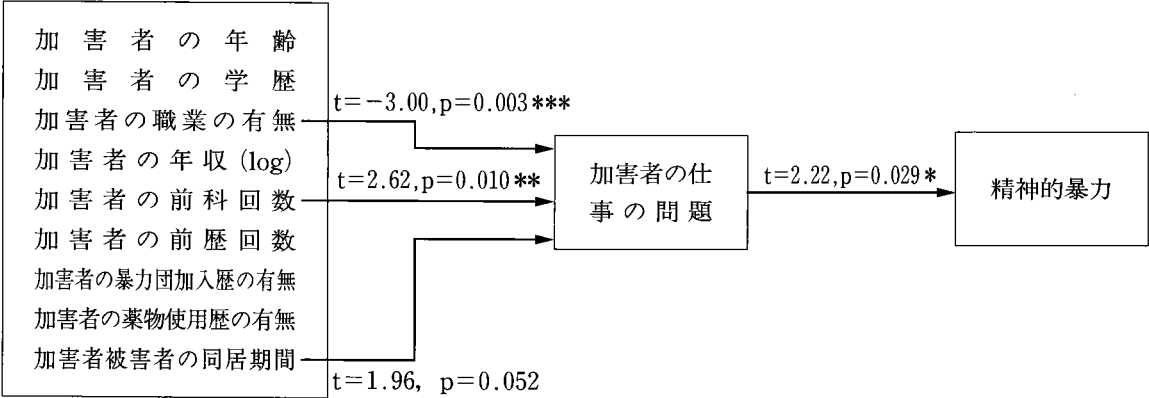
表156 パス解析：加害者の仕事の問題、加害者の特性等と精神的暴力の関係

	基準変数：精神的暴力					基準変数：加害者の仕事の問題					基準変数：精神的暴力				
	b	標準 誤差	β	t	p	b	標準 誤差	β	t	p	b	標準 誤差	β	t	p
1	0.62	0.28	0.22	2.22	.029*										
2						0	0	-0.07	-0.87	0.385	-0.02	0.02	-0.22	-1.16	.251
3						0.04	0.02	0.11	1.74	.084	0	0.12	0.01	0.04	.971
4						-0.43	0.14	-0.41	-3.00	.003**	-0.02	0.68	-0.01	-0.03	.976
5						-0.03	0.03	-0.15	-1.07	.285	0.14	0.22	0.09	0.61	.544
6						0.06	0.02	0.20	2.62	.010**	0.08	0.10	0.12	0.77	.442
7						0.05	0.04	0.08	1.26	.208	0.14	0.22	0.09	0.61	.544
8						0.11	0.12	0.07	0.91	.363	0.85	0.79	0.16	1.09	.282
9						-0.10	0.09	-0.08	-1.10	.273	0.56	0.81	0.11	0.69	.492
10						0	0	0.15	1.96	.052	0	0	0.22	1.31	.197
定数	1.89					0.58					2.70				
R ²	0.006					0.367					0.173				

* p<.05；** p<.01

注 1から10は予測変数である。1は加害者の仕事の問題、2は加害者の年齢、3は加害者の学歴、4は加害者職業の有無、5は加害者年収(log)、6は加害者前科回数、7は加害者前歴回数、8は加害者の暴力団加入歴の有無、9は加害者の薬物使用歴の有無、10は加害者被害者の同居期間。

図7 パス解析：加害者の仕事の問題、加害者の特性等と精神的暴力の関係



上記の結果を要約すると、「精神的暴力」に関しては、「加害者の特性等」の9つの変数のうち、「加害者の前科」、「加害者の職業の有無」及び「同居期間」が「精神的暴力」と関連性を持つ可能性が高いことが分かった。これら9つの変数のうち、どの変数も「精神的暴力」と直接的に関連している可能性は非常に低かった。

身体的暴力及び精神的暴力の因果関係の分析に使用された変数の相関の分析結果は表157に示されている。

表157 Pearson の相関

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
1	1.000												
2	-.046	1.000											
3	-.071	.060	1.000										
4	.085	.118	.881***	1.000									
5	.214***	-.226***	-.078	-.128	1.000								
6	.194***	-.263***	-.050	-.001	.398***	1.000							
7	-.012	-.309***	-.146**	-.143*	.433***	.292***	1.000						
8	-.184***	-.219***	-.098	-.120	.308***	.172***	.545***	1.000					
9	.597***	-.002	-.107	.029	-.081	.011	-.115*	-.128*	1.000				
10	.062	.121	.063	.125	.022	.026	-.017	-.021	-.046	1.000			
11	.005	-.072	-.313***	-.491***	.162**	.091	.107	.071	.066	.085	1.000		
12	-.063	-.017	.093	.083	.047	.015	.124*	.185**	-.113	.194**	.015	1.000	
13	.104	-.046	-.179	-.299*	.044	.021	.126	.232*	.259*	.021	.223*	.124	1.000

* p<.05；** p<.01；*** p<.001

- 注1 1は加害者の年齢，2は加害者の学歴，3は加害者職業の有無，4は加害者年収(log)，5は加害者前科回数，6は加害者前歴回数，7は加害者の暴力団加入歴の有無，8は加害者の薬物使用歴の有無，9は加害者被害者の同居期間，10は加害者被害者間のコミュニケーションの問題，11は加害者の仕事の問題，12は身体的暴力，13は精神的暴力
- 2 加害者の学歴は(1)中卒未満，(2)中学卒業，(3)高校中退，(4)高校卒業，(5)大学中退，(6)大学卒業のように変換された。加害者の職業は(0)なし，(1)あり。加害者の暴力団加入歴の有無は(0)なし，(1)あり。加害者の薬物使用歴の有無は(0)なし，(1)あり。加害者被害者間のコミュニケーションの問題は(0)なし，(1)あり。加害者の仕事の問題は(0)なし，(1)あり。
- 3 身体的暴力は「平手で打つ，足で蹴る，身体を傷つける可能性のある物で殴る，拳骨で殴る，凶器を身体に突きつける，髪を引っ張る，首を絞める，引きずり回す，物を投げつける，押し倒す」から構成されている。
- 4 精神的暴力は「罵声をあげて怒鳴る，被害者の付き合いの制限や被害者が誰と付き合っているかをチェックする，命令口調でものを言う，被害者が大切にしている物を捨てる，生活費を渡さない，被害者の仕事の制限や仕事を辞めさせたりする，子どもの危害を加えると脅す，暴力を加える素振りをする」から構成されている。

第2 加害者の個別面接に基づく調査結果

実際に加害者をどう更生させていくか、また更生のためにどのような治療プログラムを施し、指導方法をとればよいかなどに関する資料の提示には、加害者との面接が不可欠である。そのために、DV 加害者である受刑者の面接を通して加害者の処罰・矯正処遇に関する問題を検討した。

加害者の面接を行うに当たり、面接対象者を抽出した。346件の事案のうち実刑判決を受けた受刑者は29人（全員男性）であり、既に出所している受刑者を除いた15人の受刑者を抽出し、そのうち面接を受けることを承諾した10人（15人の対象者の67%）の受刑者に対し、平成14年12月から同15年4月までの間に、個別に面接を実施した。

(1) 面接対象者の特性

面接対象者10人の罪名をみると、殺人が2件、傷害致死が2件、傷害が6件であった。殺人の平均の刑期は8年（6年と10年）、傷害致死の平均の刑期は3年9か月（3年と4.5年）、傷害の平均の刑期は1年8か月（1年2か月から2年）であった。傷害における平均加療日数は19日（10日から30日）であった。

「前科なし」は2人、「前科あり」は8人であった。「前科あり」のうち、同一被害者に対して過去に傷害で罰金刑を受けた加害者は2人であり、同一被害者と異なる前妻に対して過去に傷害で執行猶予を受けた加害者は1人であった。「前科あり」のうち、同一被害者又は前妻のどちらでもない他人に対しての傷害で過去に刑を受けた者は3人（2人は罰金、1人は執行猶予）であった。そのうち、1人は同一被害者及び他人に対しての傷害であった。薬物の前科を持つ者は4人、薬物で前歴を持つ者は2人であった。4人は暴力団の加入歴があった。

10人の犯行時における平均年齢は38.5歳である。平均年齢を犯罪別にみると、傷害の加害者の平均年齢が一番若く34.8歳（22歳から50歳）、続いて傷害致死41歳（30歳と52歳）、殺人47歳（25歳と69歳）となっていた。加害者・被害者の関係をみると、配偶者関係は5件、内縁関係は2件、元配偶者関係は3件であった。同居・別居をみると、同居6件、別居3件、同居別居の繰り返し1件であった。平均同居期間は傷害で3年11か月間（4か月間から17年間）、傷害致死で17年8か月（4年4か月間から31年間）、殺人は23年11か月間（2年10か月間から45年間）であった。

DV の開始時期についてみると、結婚（内縁関係成立）前から暴力を振るっていた加害者は2人（平均して、結婚・内縁関係成立の半年前から）で、類似行為を平均2年6か月続けていた。結婚（内縁関係成立）後から暴力を振るっていた加害者は6人（平均して、結婚・内縁関係成立8か月後から）おり、類似行為を平均5年6か月続けていた。なかには、妊娠中の妻を殴った者もいた。

犯行時の職業に関してみると、職に就いていなかった者は退職者も含めて5人であった。職に就いている5人のなかには、アルバイトや今回の事件直前に働き始めた者もいた。

(2) 加害者の生育歴、加害者の思考・行動と今回のDV事件との関係

暴力（子供への暴力及び両親間の暴力）のない家庭に育った受刑者もあったが（4人程度）、少年時代に、両親（特に父）から、厳しい「しつけ」という名目で、暴力を受けた受刑者もいた（3人）。中には、日常的に、父からベルト、手、手拳で殴られて育った受刑者もいた。ある受刑者は、大人になってからも父に殴られ、それに対して、自分でも父を殴り返したが、その時、「父を殺してもいいと思った」と語った。さらに、この受刑者は、父からの幾度とない暴力の経験から、人が殴るのは、「可愛いから殴る」のではなく、「憎くて殴る」のではないかと述べる。また、ある受刑者は小さい頃から、「言うことを聞か

ないといこうなる（暴力を受ける）」と言うように教えられ、その結果「暴力も手段だ」と考えて育ったと述べる。暴力が頻繁に行われる家庭で育つと、暴力に対する違和感がなくなり、暴力が有効的な手段であると考えられるようになると思われる。

精神的暴力を受けた受刑者もあり（1人）、幼少時代に、父から「お前はくず」とか「悪魔」とか言われて育ったと語った。これは受刑者の母が幼少時に家を出たことに由来していると述べる。受刑者の母が家を出た後、受刑者の父は親しくなった女性と会う時には、受刑者を連れて行ったが、その時、受刑者を「邪魔者」と思ったために、父は「悪魔」と言ったのだと述べる。父から幾度となく「悪魔」と言われ、「自己嫌悪」「卑屈感」を感じるようになり、又「破壊してしまうような思考」や「いつか崩れてしまうような思考」（すなわち、爆発的な怒りや深く失望したりする思考）も生まれたと述べている。

両親間の口喧嘩や暴力を見て育った受刑者もいた（2人）。受刑者の1人は、直接暴力を受け、そして両親の暴力をも見て育った。しかし、これらの受刑者はあまり両親のことを話さなかった。例えば、ある受刑者は「たまに、父が母に手を上げていた。」と述べ、また、他の受刑者は「小さい頃、両親の喧嘩をたまに見たが、主に、口喧嘩が多かった。」と述べる。

両親の離婚等により叔母や祖父に育てられた受刑者は、親からの愛情が薄かったので、「暴力を振るってでも、妻から愛情を求めようとし、また妻から見捨てられるのが怖いから、どこでも一緒に行った」と述べる。このような受刑者は、些細な事で見捨てられるように感じ、被害者の言動・行動を制限し、拘束してまでも被害者から愛情を求めようとし、それでも自分の意思が伝わらない時には暴力に及んだものとみられた。

暴力を受けて育った受刑者の中には、「まさか自分が(父と)同じようなことをするとは思わなかった」と言った受刑者がいる一方で、暴力に対する違和感がなくなり、「言うことを聞かないと、暴力を加えることも可能であると考えられるようになった」と述べる受刑者もいた。幼少時に、しばしば父から暴力を受けていて、「(自己の生まれ育った) 家庭には愛情がなく、親兄弟の暖かさを知らずに育った」ので、「親兄弟の情はようわからん」と言った受刑者もいた。

(3) 加害者のDVの認識・理由

ある受刑者は、今回の事件を起こし裁判になった時、検察官が「暴力を伴う夫婦喧嘩は許されない」と言ったことに対して、「昔だったら、裁判になっていなかったのに、どうしてこんなことで、裁判になるのか」と考えていたという。しかし、刑務所に入所して、自分は「酒におぼれて、暴力を振るい、刑務所に入った」と自分の行為を理解できるようになり、自分を省みる機会が持てたと述べていた。また、他の受刑者は、「2年8か月の刑は短いと思う。15年くらいが(自分のやった事を考えると)適当である」というDV事件に対する認識を示した。

さらに、「DVはどうして起こると思うか」との質問に対して、受刑者の1人は「DVは精神的なもの、例えば、ストレスから起こる」と答えた。しかし、しばらくして同じ質問をすると、同受刑者は、DVは「男性が主導権を握って譲らない」、「共働きにより、力関係が変わり、男性がしなければならないことに、女性が口を出す」、「馬鹿にされていると思う」時に起こると、DVの理由に対する認識や理解も示した。DVの理由に対してさらに理解を深めるために、受刑者との面接から得られた情報を基に、9の理由に分類して下記のように分析した。

ア 独占欲・支配欲・服従・威圧・所有物見解

暴力の理由の一つとして頻繁に語られた内容を包括するとすれば、独占欲・支配欲・服従・所有物のような言葉で表される。例えば、ある受刑者は、普段は妻の話を聞くし我慢もするが、議論は面倒くさくて、相手が納得するまでには時間がかかるので、「自分の意見を通し、相手を服従させる方向にいく」

特に、自分の要求が受け止められない場合には、どうにもならなくなり、お酒に頼り暴力にも頼ると述べていた。

また、他の受刑者は、結婚前は妻に対して、「威圧しないようにしていた」と言った。というのは、「自分は人を怖がらせる人間だ」と思っていたというのが理由である。結婚後は、「自分の思い通りにしなければ気がすまなかった」、妻が言うことを聞いてくれない時には、「強く言い、暴力により、威圧していた」と述べていた。

さらに、受刑者の1人は、「暴力を振るうときは自分が正しいとずっと信じていた。相手が謝らないと、暴力を振るった。さらに、妻に言うことを聞かせたかった。自分を正しいと認めてほしかった。暴力を振るってでも、妻を自分の下に置いておきたかった」と言った。この受刑者の会話からも理解できるように、加害者は暴力を使用してでも、妻を服従・独占し、「妻を自分の言いなりにしたい」、「妻に言うことを聞かせたい」と思っていたのである。

他の受刑者によると、今回のDV事件の理由は、「仕事がない、同級生が死亡、父の逮捕、母の病気、妻の仕事、姉の家で厄介になっていた、子供の前で離婚届けをつきつけられた」と多様であるが、暴力の理由の一番根底にあるものは、受刑者は「独占欲が強く」、妻を「自分の物」(所有物)にしておきたかったからであると考えられる。独占欲・支配欲の強い加害者は妻から拒絶されると、我慢ができなくなり、暴力を振るう傾向があると思われる。

イ 自己中心的

相手に対して、「自分のしてほしいことを分かってもらいたい」ことを強く願う一方で、自分は「相手のことを全く分かってほしい」と受刑者もみられた。このような「自己中心的」である受刑者は、相手がわかってくれない時には、必要以上に苛立ちを感じ、最初のうちは、自分のいらいらを静めるために、物に当たっていることが多かったが、徐々に、物に当たっていても何も解決しないことが分かると、次に人に当たるようになったという場合もみられた。「苛立ち」の理由は何でもよく、例えば、日常些細な事、配偶者の言動・態度、経済面等である。

ウ 邪推

嫉妬深い受刑者は、些細な事を勘ぐったり、邪推したりするような思考傾向があった。自己中心的な加害者と同様に、邪推の内容や事実が問題なのではなく、どのような事に対しても勘ぐる傾向がみられた。例えば、事実を確かめようとせずに、妻の薬物使用を邪推したり、妻が浮気をしていると邪推したりするケースが見られた。

エ 束縛

さらに、自分の都合だけを考えて、妻を束縛しておこうとする受刑者もいた。例えば、「結婚よりは家庭がほしかった」と言った受刑者は、妻を失いたくないために、妻を束縛しておこうとした。暴力を振るってまで、妻を束縛しようとしたが、「暴力の3分の2は甘えから」であり、「相手に求めすぎて、相手をがんじがらめにしてきた。自分のニーズが先にきた」と述べている。

また、「年齢の違いのため妻が子供すぎた」、「妻が気に入らなかった」、「妻の浮気」、「妻の期待にそえなかった」に加えて「妻を束縛しておきたかった」と言う受刑者もいた。このような受刑者に共通しているのは、妻は束縛しておきたいが、自分は束縛されたくなかったということである。

オ コミュニケーション

ある加害者は、「妻との間に溝がある」とか「妻に振り回されている」と感じてはいたが、「何故、妻は子供・夫がいても、自分のしたいようにし、生きたいように生きているのか、その原因がよく分からなかった」と述べる。しかし、「最近になって、日常生活の中で、(妻と)言葉のキャッチボールができて

いなかったことが分かった」と語った。つまり、受刑者は妻との会話を真剣にするのではなく、「ふざけて」会話をしていた。そのため、「妻はまともな会話がしたい時には、他の男に話を聞いてもらっていた」と述べる。これは、加害者が妻とうまく会話ができなかった結果であると考えられた。自分の意思を伝えることがうまくできないとか、コミュニケーションが下手な場合には、暴力は効果的な手段として使用されられると思われる。

カ 固定的な性別役割分担意識

ある受刑者は、妻が病気になる、犯行時まで10年間妻の世話をしていたが、妻の自分への態度は、期待していた「夫への感謝」から程遠いものだったので、被害者に対して、「30年間も養ってきたのに、妻の態度はなんだ」と思い暴力を振るったと述べている。このような行動は加害者の固定的な思考に由来しているものと思われる。

また、ある受刑者は、自分の考えている理想的な家庭とは「妻は3歩後ろからついて行く、妻は夫が帰ってくるまで起きて待っている」ものであり、それが実現しないと分かると、「家で稼いでいるのは誰だ」と妻に言ったり、「妻に言うことを聞かせたい」（服従）と思ったりもすると述べている。

これらの受刑者は、「女性はこうすべきだ」と言う考え方、つまり、「男性は大黒柱で、女性は男を支える」という意識による固定的な性別役割分担意識を持っている者と認められた。

キ 加害者が被害者に馬鹿にされたと思惟すること

ある受刑者は、妻の言動や目つきが、「夫を馬鹿にしているように（見下しているように）見えた」とことに対して、憤慨し暴力を振るったと述べ、また、ある受刑者は病気を患って以来、炊事、洗濯等の家事をしなかった妻に「私は馬鹿で（炊事・洗濯は）できない」と言われ、自己の人格を否定されて馬鹿にされたと思い、妻に暴力を振るったと述べている。

ク 暴力の合理化・正当化

ある受刑者は飲酒の上被害者に暴力を振るっていたが、犯行時には「（以前）逮捕されたから、仕事ができなくなった。それはお前のせいだ」と難くせをつけて暴力を振るった旨述べている。これは、受刑者が自分の暴力を合理化・正当化した場合と考えられる。

ケ その他の理由及び関連要因

加害者が被害者に暴力を振るう「その他の理由」として、被害者の家事・育児、被害者の言動・態度、被害者の男性関係、被害者の仕事、加害者の経済面、金銭的な事等を挙げることができる。受刑者の中には、妻が育児をしないと、炊事掃除・洗濯がおろそかであることに関して、妻との口論や妻への暴力が絶えない場合があった。生活基盤を設定することができない夫に対して妻が、「仕事をしていない」とか「いくら稼いでこい」と言うこともあり、妻に命令されるのがいやで、妻の言葉に反感を覚えていたと述べる受刑者もいた。

(4) 加害者プログラムへの参加の意思と理由

加害者をどう更生させていくか、又更生のためにどのようなプログラムを施し、指導方法をとればよいかに関しての問題点を検討するために、受刑者にDV加害者プログラムに関する質問をした。すなわち、受刑者に対して、受刑中及び出所後のDV加害者プログラムへの参加の意思と理由を尋ねた。

受刑中及び出所後のいずれにおいても参加を希望したものは7人、受刑中には希望するが出所後の参加は不明である者1人、受刑中及び出所後のいずれにおいても参加を希望しない者は1人、不明は1人であった。

参加を希望した受刑者の殆どは、グループカウンセリングを希望し、個別カウンセリングを希望する者は1人であった。

参加を希望する受刑者の中には、参加への不安を述べる者もあった。例えば、自分がプログラムに参加していることを他人に知られたくないので、自分がDV事件を起こしたために、プログラムに参加していることを知られないという確証が得られるならば、参加を希望するし、グループカウンセリングでもよいという条件を付けた。また、ある受刑者は受刑中の参加は問題ないが、もし、仮出所になる場合には、保護司さんと相談した上で、今後の仕事と時間の上で支障がないなら、出所後にも、DVプログラムに参加したいと述べていた。

参加を希望しない受刑者は、他の受刑者と一緒にプログラムには参加したくないと言い、特に、事件の事を思い出したくないし、考えたくないの、プログラムに参加したくないが、篤志面接委員には話してもいいと思う旨述べていた。

参加を希望する理由は多様である。例えば、「DVプログラムは原因を教えてくれ、DVに関して分からない点を解明してくれる」、「女性の気持ちが分からないし、DVの子供への影響を習いたいから。また他の人とも話し合いたいので」、「同じ加害者の問題も分かり、被害者も理解したい」、「どうしてDVを起こしたかということを知りたい。DVプログラムに参加して、歯止めのことや後先を考えられる行動に関して習いたい」、「自分では、自分のわがままを変えられないので」、「自分のどこがいけなかったのかを見極め、我慢・妥協について習うことができ、今後の課題について考えたい」など多様であるが、更生のためのプログラムへの参加ととらえ、期待しているものと理解できる。

(5) 加害者の処罰と更生

DV事件を起こし実刑を受け、刑務所に収容されたことに対して、これからの人間関係を含め、これからの人生において、どのような点で有益であるかと考えるかについて受刑者に尋ねた。

刑務所に入所当時と比較して、何か月か経過した面接時において、10人の受刑者中7人は、実刑の処罰は自分自身にとって有益であったと述べている。しかし、受刑者の1人は、「刑務所で学んだことはない」と言いながら、刑務所では「我慢することを覚えた」、「妻のありがたみが分かった。」と述べ、他の1人は、刑務所は無意味だというのではなく、「反省するには、1年4か月は長すぎて、6か月くらいが適当である」と述べ、残りの1人は、刑務所で学んだことはないと述べている。

刑務所に収容されたことが有益であるとする理由は次の通りである。ア) 過去数回の服役では、刑務所とは、社会的制裁を受ける場所だと考えていた。しかし、今回の服役で、刑務所では、道義的責任をとる場所であると考えようになった。イ) 自分を学び、自分が見えてきたので、訴えられて良かった。ウ) 刑務所で、他の受刑者から、挑発を受けたとき、物事を客観的に見るできるようになった。例えば、自分はどうしたいか、また刑務所に入所したいかを自分に問いただせるようになった。エ) 刑務所に入所して、協調性が身についた。また自分が暴言を吐くことや、手をだすことに対してコントロールができるようになった。オ) 刑務所で習った対人関係の経験は、出所後も使える。カ) 受刑中において理容師の免許でも取って、資格の選択肢を広げておきたい。キ) 刑務所に入所して、自分が一回り大きくなり、これからの人生に前向きになった。社会では考えられない事、考えない事、これからどうして過ごしていくかを考えるようになった。また、刑務所では勉強ができ、人間関係も経験することができた。

第3 まとめ

犯罪の特徴と犯罪に関わる要因、加害者と被害者の関係、加害者の特性、被害者の特性、加害者と被害者の暴力の理由、DVの決定要因・因果関係、加害者の個別面接の結果を中心に調査結果の概要をまとめた。

1 犯罪の特徴と犯罪に関わる要因

(1) 全ての事件

ア 全事件は346件であり、そのうち、女性加害者は24人であった。これらの事件のうち、検察庁が不起訴処分とした事案は111件（32%）、略式請求が148件（43%）、公判請求が87件（25%）であった。公判請求のうち、執行猶予が53件（公判請求のうち、61%）、実刑が29件（33%）、罰金が4件（5%）、その他（加害者死亡により公訴棄却）が1件（1%）であった。執行猶予のうち、44件が単純執行猶予であり、9件が保護観察付執行猶予であった。執行猶予付有罪判決の刑期及び執行猶予期間の平均は、懲役1年4か月執行猶予3年5か月（懲役の期間は6か月から3年、執行猶予の期間は2年から5年）であった。また、実刑判決の刑期の平均は2年1か月（8か月から10年）であった。罰金となった事例における罰金額の平均は17万円（5万円から50万円）であった。

イ 配偶者、元配偶者、内縁、元内縁関係における傷害、傷害致死、殺人、殺人未遂、DV防止法違反及びストーカー法違反事件の記録（346件）を見ると、これら一つ一つの事件において多様の暴力行為が行われ（例えば、拳骨で殴る、足で蹴る、平手で打つ等）、今回事件となった以外にも過去において、全加害者の80%はこのような暴力行為を行っていたことが分かった。

ウ 女性加害者は男性加害者より、DV事件においては、被害者に対して、凶器を身体に突きつけるような行為や、身体に傷をつける可能性のある物で殴るという行為が多かった（女性加害者の88%、男性加害者の31%が凶器を使用）。しかし、加療日数をみると、女性加害者の被害対象である男性被害者は平均14日だったのに対して、男性加害者の対象である女性被害者は41日を要した。

エ 配偶者等間の暴力においては、加害者は「子供や親族に対して危害を加えると脅したり」、「被害者の友人関係を制限したり」、「仕事を辞めさせたり」、「生活費を渡さない」というような行為もみられた。このような加害者の行為は被害者に対し精神的に悪影響を与えたり、また家族及び周囲の者に対しても恐怖感・危機感を持たせたりするために、被害者は家庭において、安息さえも求められない現状に置かれていた。

オ 「家族」というものは全ての方面において、互いに援助しあう場所であるという「家族像」と対照的に、DVを抱える「家族」においては、「殺されるかもしれない」と感じた被害者が全被害者の6割近くいた。それにもかかわらず、「家族は一緒にいるべきだ」と考えていた被害者も全被害者の1割近くもあった。しかし、被害者がそのような「家族観」を抱えていることも、被害者が長期間（平均で約6年間）、暴力に耐えてきた理由の一つであると考えられる。

(2) 傷害

ア 傷害事件は330件であり、そのうち、女性加害者は23人であった。これらの事件のうち、検察庁が不起訴処分とした事案は110件（33%）、略式請求が146件（44%）、公判請求が74件（22%）であった。公判請求のうち、執行猶予が48件（公判請求のうち、65%）、実刑が21件（28%）、罰金が4件（5%）、その他（加害者死亡により、公訴棄却）が1件（1%）であった。執行猶予のうち、41件が単純執行

猶予であり、7件が保護観察付執行猶予であった。執行猶予付有罪判決の刑期及び執行猶予期間の平均は、懲役1年3か月執行猶予3年5か月（懲役の期間は6か月から3年、執行猶予の期間は2年から5年）であった。また、実刑判決の刑期の平均は1年1か月（8か月から2年）であった。罰金となった事例における罰金額の平均は17万円（5万円から50万円）であった。

イ 傷害事件を男女別にみると、本調査においては、男性加害者の暴力行為の特徴は「足で蹴る」、「拳骨で殴る」、「押し倒す」、「髪を引っ張る」であるのに対して、女性加害者は「凶器を突きつける」が特徴である。加害者の過去の類似行為をみても、男女間において、今回のDV事件と同様の特徴がみられた。すなわち、男性加害者は「足で蹴る」、「拳骨で殴る」等の行為を行い、女性加害者は「凶器を突きつける」という暴力行為がみられた。身体的暴力に加えて、女性加害者と比較して、より多くの男性加害者は女性を精神的に脅す傾向がみられた。例えば、「罵声をあげて怒鳴る」及び「生活費を渡さない」のは男性加害者に多くみられた。

ウ 犯行時、男性加害者のうち、約70%が同居しており、女性加害者においては、83%が同居していた。家族構成をみると、女性加害者は「カップルだけ」の家族（女性加害者の35%）が、男性加害者の場合（21%）より多かった。カップルが他の家族のメンバーと同居している場合、男性加害者の場合には、「子供と同居、子供と親族と同居」していた者が49%、しかし、女性加害者の場合には「子供と同居」していた者が30%であり、「子供と親族」と同居していた者はいなかった。

男性加害者と比較して、女性加害者は「家族」と同居している比率が低いので、女性加害者が「家族」から受ける関与の比率（女性加害者の30%）は男性加害者の比率（50%）より低かった。統計的に有意差はなかったが、他人の関与をみても、男性加害者の場合は26%、女性加害者の場合には22%と、多少ではあるが男性加害者の方が関与を受けていた。

(3) 傷害致死

被害者死亡のために、加害者からの暴力による被害、被害者からみた暴力の理由、被害者と加害者の関係等について詳細なことは分からなかった。

ア 本調査の傷害致死事件（3件）においては、すべてが実刑であり、その刑期の平均は4年2か月（36か月から60か月）であった。加害者が凶器を使用した事案は1件で、他の2件についてみると、「足で被害者の腹部を蹴った」事案が1件、「拳骨で被害者の頭を殴った」事案が1件であった。3人は過去に類似行為を行っていたが、その期間については不明であった。

イ 加害者と被害者の同居期間は平均11年9か月（2か月から31年）であった。配偶者関係が1件、元配偶者関係1件及び内縁関係1件であった。3組とも同居であり、そのうち、2組はカップルと子供、1組はカップルのみであった。DV開始時期についての情報は限られているが、1件についてみると、結婚してから4年後から暴力を振るっていた。経済的負担については、全面的に男性が負担のカップルが1件、お互い半分で負担が1件、どちらも負担しないが1件であった。

ウ 加害者の平均年齢は39.3歳（30歳から52歳）であり、3人の加害者のうち、「前科なし」は1人、「前科2犯」1人、「前科5犯」1人であった。2人の加害者は常勤であったが、1人は職に就いていなかった。平均収入は162万円であった。加害者からみた暴力の理由は「日常些細なこと」、「被害者の家事・育児」、「被害者の言動・態度」、「加害者の経済面の問題」、「被害者の仕事に関する問題」、「加害者の被害者への支配欲」、「加害者の固定的な性別役割分担意識」等が見られた。

エ 被害者の平均年齢は32.3歳（22歳から53歳）であった。

(4) 殺人

被害者死亡のために、加害者からの暴力による被害、被害者からみた暴力の理由、被害者と加害者の

関係等について詳細なことは分からなかった。

ア 本調査の殺人事件（3件）においては、全てが実刑であり、その刑期の平均は7年4か月（72か月が2人、120か月が1人）であった。凶器を使用したのは2人であり、他の1人は頸部を圧迫した。3人のうち、1人は過去にも類似行為を行っており、3.6年間続いていた。

イ 加害者と被害者の同居期間は平均27年9か月（3年8か月から45年）であった。配偶者関係が3件であり、2件は同居であった（「カップルのみ」）。2件の加害者は、結婚後DVを開始し、平均して結婚17年後（0年後と34年後）にDVを開始した。経済的負担に関しては、男性が負担する傾向が高かった。

ウ 加害者の平均年齢は52歳（25歳から69歳）であった。3人の加害者のうち2人は退職であり、1人は常勤であったが、収入は不明であった。3人の加害者のうち、「前科なし」が1人、「前科1犯」2人であった。加害者からみた暴力の理由は「被害者の言動・態度」、「日常些細なこと」、「被害者の家事・育児」、「加害者の仕事に関する問題」、「加害者の経済面の問題」等である。

エ 被害者の平均年齢は48.7歳（21歳から68歳）であった。

（5）殺人未遂

ア 女性加害者が1人、男性加害者が2人であった。本調査の殺人未遂の事案において、執行猶予が2件（女性の加害者の場合においては単純執行猶予、男性の加害者の場合においては保護観察付執行猶予）、実刑が1件（実刑の刑期3年）であった。女性は懲役3年執行猶予5年、男性は懲役3年執行猶予4年であった。3人とも凶器を使用（ナイフ・包丁2件、ハンマーが1件）した。類似行為を行っていた加害者は1人で、8.2年続いていた。同一被害者への暴力で罰金刑を受けた者は1人であった。

イ 配偶者関係にあった者が1件、元配偶者関係2件であった。加害者と被害者の同居期間は24年2か月（8年5か月から41年6か月）であった。2人のDV開始は結婚0.2年後（残り1人は不明）であった。経済的負担は、ほとんど女性加害者が負担していた場合が1件、どちらも負担しないが1件、不明が1件であった。同居カップルは1件であった。

ウ 加害者の年齢は49歳（31歳から69歳）であった。2人は職に就いていて（1人はパート、1人は不明）、1人は家事専業であった。収入は360万円であった。加害者3人のうち、「前科なし」が2人、「前科3犯」1人であった。加害者からみた暴力の理由は、「被害者の言動・態度」、「加害者の被害者への支配欲」、「日常些細なこと」、「加害者の嫉妬・やきもち」、「被害者の異性関係」等である。過去に、被害者から身体的暴力・精神的暴力・性的暴力、事件直前に精神的暴力等を受けた加害者もいた。

エ 被害者の平均年齢は52歳（29歳から78歳）であった。

（6）DV防止法違反

ア 本調査におけるDV防止法違反は6件であった。DV防止法において、保護命令が発令されると、加害者は「被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいすることを禁止」される。（第4章第10条1項）。本調査では、保護命令が発令されているのにも関わらず、「被害者の身辺につきまとい」、逃げようとした被害者に暴行を加えたり（暴行と絡む事件が1件）、暴行を加えて傷害を負わせたり（傷害と絡む事件が2件）、被害者が「通常所在する場所（例えば、祖父の家）の付近を徘徊することを禁止されている」にも関わらず、侵入したような事案であった（住居侵入と絡む事件が1件）。DV防止法違反のみが2件であった。

イ 検察庁の処分についてみると、執行猶予が2件（1件が単純執行猶予、1件が保護観察付執行猶予）（2件とも、懲役6か月執行猶予3年）、実刑が2件（2件とも、刑期は8か月）、罰金2件（2件とも、

50万円)であった。凶器の使用は1人(ビールと椅子)だけであった。

ウ 「足で蹴る」、「拳骨で殴る」、「押し倒す」、「物を投げつける」等の暴力行為がみられた。さらに、ストーカー行為も4件あった。精神的暴力は「罵声をあげて怒鳴る」、「生活費を渡さない」、「命令口調でものを言う」、「被害者が大切にしている物を捨てる」、「被害者が外で働くことを禁止したり、仕事を辞めさせたりする」等であった。性的暴力も数件あった。6件の加害者は過去にも暴力を振るっており、平均で12.7年(1.8年から32年)続いていた。

エ 配偶者関係にあった者は5人、内縁関係が1人であった。同居期間は11年8か月(1年6か月から23年)であり、2件は同居し、4件は別居していた。DV開始時期は平均で結婚成立8か月後であった。結婚直後にDVを行い始めた加害者もいれば、結婚2年後にDVを開始した加害者もいた。同居の2件のうち、「カップルと子供」が1件、他の1件はその他であった。経済的負担は、同居の2件のうち、1件は「ほとんど女性が経済的に負担」、他の1件については不明であった。

オ 加害者の平均年齢は43.3歳(24歳から63歳)であった。4人は職に就いており(3人は常勤)、2人は就いていなかった。平均年収は420万円(360万円から480万円)であった。6人の加害者のうち、「前科なし」が3人、「前科2回」が1人、「前科3回」が1人、1人については不明であった。加害者からみた暴力の理由は、「加害者の嫉妬・やきもち」、「日常些細なこと」、「被害者の言動・態度」、「加害者の被害者への支配欲」、「被害者の家計のやり方」、「加害者の経済面の問題」等であった。

カ 被害者の平均年齢は39.7歳(25歳から61歳)であった。被害者からみた暴力の理由は、「加害者の嫉妬・やきもち」、「加害者の被害者への支配欲」、「日常些細なこと」、「加害者の仕事に関する問題」、「被害者の異性関係」、「加害者の経済面の問題」等であった。6人の被害者のうち、5人は被害前に、婦人相談所・警察等に相談した。被害後に相談したのは1人であった。家族の関与があった者は5人、他の1人はなかった。他人の関与があった被害者は3人であった。警察に電話で相談をした被害者は4人で、そのうち事件の1か月前は3人、事件の6か月前は1人であった。

(7) ストーカー法違反

ア 本調査におけるストーカー法違反としては3件あり、そのうち、脅迫と絡む事件が1件(加害者が被害者の勤務先において、被害者を脅迫し、被害者に対して怨恨の感情を充足する目的で、被害者をつきまとい、待ち伏せ等をした)、住居侵入・器物損壊と絡む事件が1件(被害者宅の窓ガラスを損壊した上、侵入し、「あけろ」、「出てこい」、「ただじゃおかねえぞ」と反復してつきまとい等の行為を起こした)、暴行と絡む事件が1件(何度も被害者を見張り、手紙を届ける等の行為を繰り返し行った上、被害者に対し暴行を加えた)であった。

イ 3件のストーカー法違反のうち、不起訴が1件、罰金が1件(30万円)、単純執行猶予が1件(懲役1年6か月執行猶予4年)であった。3件において、凶器の使用はなかった。

ウ 身体的暴力は「平手で打つ」、「押し倒す」があった。精神的暴力をみると、「罵声をあげて怒鳴る」、「被害者が誰とつきあってよいかを制限したり、誰とつきあっているかをチェックしたりする」、「命令口調でものを言う」、「生活費を渡さない」、「被害者が外で働くことを禁止したり、仕事を辞めさせたりする」等であった。性的暴力も1件あった。類似行為は平均5.6年(6か月から8年)続いていた。

エ 配偶者関係についてみると、3件全ては元配偶者関係にあり、別居をしていた。同居期間は平均8年5か月(1年から18年)であった。平均で結婚7.5年後(直後から17年)にDVは開始された。

オ 加害者の平均年齢は35.7歳(28歳から48歳)であった。3人は常勤で、平均年収は360万円であった。3人の加害者に前科はなかった。加害者からみた暴力の理由は「加害者の被害者への支配欲」、「被害者の言動・態度」、「加害者の仕事に関する問題」等である。

カ 被害者の平均年齢は35.3歳(30歳から45歳)。被害者からみた理由は「加害者の被害者への支配欲」,「被害者の言動・態度」,「加害者の仕事に関する問題」等であった。被害前に2人は警察等に相談したが,被害後においては誰も相談しなかった。家族の関与があったのは2人,他人の関与があったのは1人であった。警察への電話での相談は2人で,事件1か月以内が2人であった。

2 加害者と被害者の関係

- (1) 配偶者関係にあった加害者が,離婚後どのくらい経って今回の暴力等を振るったかを検討すると,元配偶者関係にあったカップルのうち,離婚直後において,加害者が被害者に暴力を振るった場合も少なくない。離婚後から今回の犯行時までの日数をみると,不明のケースを除いた52件のうち,1月未満は5件,1か月以上6か月未満は16件,6か月以上1年未満は11件,1年以上2年未満は6件となっていた。これに対して,離婚後3年以上5年未満に今回の事件を起こした件数は7件,5年以上も7件となっていて,中には離婚18年後に暴力を振るった加害者もいた。なお,元配偶者関係にあったカップルをみると,「離婚後も元夫が家から出て行かない」,「離婚後しばらく別居していたが,家に戻ってきた」等理由は多様であるが,犯行時において,離婚しているのにも関わらず同居していたカップルも25組(合計68組の元配偶者の36.8%)あった。
- (2) 家族構成をみると,「配偶者関係」の場合には,「カップルのみ」(16%)は少なく,カップルが他の家族の一員と住居を共にすることが多かった(「カップルと子供」(47%)及び「カップル・親族又はカップル・子供・親族」(11%))。これに対して,「内縁関係」の場合には,「カップルのみ」(54%)は多く,カップルが他の家族の一員と住居を共にすることは比較的少なかった(「カップルと子供」(25%)及び「カップル・親族又はカップル・子供・親族」(9%))。家族構成に反映されるように,子どもと暮らす比率が高い「配偶者関係」にある者は,子ども・家族と暮らす比率が低い「内縁関係」にある者より,「子ども・家族からの関与」の率が高かった。例えば,「配偶者関係」においては,53%の被害者が子供及び家族から関与をうけ,「内縁」においては,28%が受けていた。「他人の関与」についてみると,「内縁関係」にあった被害者のうち,32%は他人からの関与があり,これに対して,「配偶者関係」にあった被害者のうち,他人からの関与があったのは21%であった。

3 加害者の特性

- (1) 本調査において,DV事件を起こした加害者の年齢についてみると,平均年齢は37.8歳であったが,平成13年のDV事件を含む全ての事件(一般の事件)における平均年齢をみると30.9歳であった(警察庁の統計による。)。さらに,男女別でみると,DV男性加害者の平均年齢は39.6歳,女性加害者の平均年齢は43.0歳であるのに対して,平成13年の一般の事件においては,前者は31.4歳,後者は25.3歳であった(警察庁の統計による。)。これらの結果をみると分かるように,DV加害者の平均年齢は一般の事件における加害者の平均年齢よりかなり高いことが分かった。殺人(殺人未遂を含む),傷害,傷害致死における平均年齢も同様に,DV加害者の方が一般加害者より高かった。しかし,暴力が平均で約6年間振るわれていたことを考慮に入れると,暴力の開始年齢はおよそ32歳ということになり,この年齢は一般の事件の年齢とほぼ同様であると考えられる。
- (2) 加害者の約7割は職業に就いていたが,2割近くは1年以上不就労であった。収入に関しては,本調査の男性加害者の平均年収は379万円であり,平成15年4月の一般世帯における男性の平均収入を年収に換算してみると,約429万円であり(総務省統計局の資料による。平成15年6月6日),一般世帯の男性の方が男性加害者より14%高いという結果であった。

- (3) 加害者は「内面が悪く、外面がいい」と思われていることもあるが、全加害者の14%は家庭内での人間関係も、家庭外での人間関係も共に悪いという結果であった。
- (4) 加害者は男女を問わず、暴力の合理化をする傾向があった。特に、暴力を振るったにも関わらず、「自分の責任ではない」(男性加害者の36%, 女性加害者の21%), 「脅すつもりだった」(男性加害者の10%, 女性加害者の21%) という加害者も少なくなかった。
- (5) 加害者が自己を防御する手段として被害者に対して暴力を振るったと考えられる事件は少数みられた(9件)。
- (6) 過去において、又は事件直前において被害者から身体的・精神的・性的暴力(性的暴力に関しては、事件直前に起こった事案はなかった)を受けた事件を検討すると、男性加害者と比較して女性加害者は被害者から暴力を受けていた傾向がみられた。例えば、過去において、女性加害者の50%が身体的暴力を被害者から受けていたのに対して、男性加害者は4%であった。また、事件直前には、女性加害者の33%が身体的暴力を受けていたのに対して男性加害者は5%であった。
- (7) 犯行時において、全加害者の21%は病気を患っていたものとみられる。その病気の種類は多様であり、この報告書において1つ1つの病気について説明することは困難であるが、大まかにみると、加害者の多数は身体的な病気を患っていたことが分かった。しかし、犯行時、病気を患っていた加害者の約21%は何らかの精神的な病気(例えば、アルコール依存症、摂食障害、強迫性障害、身体表現障害、うつ病、薬物中毒、不安神経症、自律神経失調症、精神分裂病等)を抱えていたことが分かった。このような精神的な病気が今回のDV事件と関わっているかどうかについては疑義が存するものの、事件記録から判断すれば、加害者と被害者が共に「加害者の精神障害」を暴力の理由と考えたとみられる事案は、加害者が精神的な病気を抱えていると考えられた事件のうち、5件(女性加害者の事案2件、男性加害者の事案3件)であった。

4 被害者の特性

- (1) 被害者の職業についてみると、約6割の女性被害者、約7割の男性被害者は職に就いていた。そのうち、女性常勤者は就業者の約67%、男性常勤者は男性就業者の約82%であった。さらに、加害者と被害者のどちらも職に就いていないカップルは全カップルの14%であった。カップルを加害者・被害者の男女別でみれば、女性加害者・男性被害者のカップルの25%はどちらも職に就いておらず、男性加害者・女性被害者のカップルの13%はどちらも職に就いていなかった。また、年収についてみると、女性被害者の平均年収は男性被害者の平均年収の約74%(中央値 median をみれば、女性被害者の年収は男性被害者の年収の約52%)であった。
- (2) 暴力による後遺症をみると、男性被害者の21%、女性被害者の24%は身体的後遺症を残し、男性被害者の13%、女性被害者の66%は精神的後遺症を残した。これらの比率をみて分かるように、本調査においてみると、身体的後遺症の有無については男女間に差はみられないようである。しかし、これに対して、精神的後遺症に関しては、男女間において相違がみられた。多数の女性被害者は、「今回の(DV)事件で死にたくなり、睡眠薬を多量に服用した」「精神的な問題で眠れない日も多い」等の精神的後遺症を残した。「暴力を受けだしてから微熱が続いている」という女性被害者もいた。

5 加害者と被害者の暴力の理由の比較

加害者と被害者の暴力の理由を比較すると、加害者と被害者の理由は下記のようになると思われる。

表158 加害者と被害者による暴力の理由上位3つ

	加 害 者		被 害 者	
	男 性	女 性	男 性	女 性
1	「被害者の言動・態度」	「被害者の言動・態度」	「被害者の言動・態度」	「日常些細な事」
2	「日常些細な事」	「日常些細な事」	「日常些細な事」	「加害者の被害者への支配欲」
3	「加害者の被害者への支配欲」	「加害者の経済面の問題」	「加害者の嫉妬・やきもち」「加害者の酒」	「加害者の経済面の問題」

注 法務総合研究所の調査による。

6 DVの決定要因・因果関係

本調査において、身体的暴力及び精神的暴力の決定要因と因果関係を検討した。調査対象者件数は346件であったが、加害者は調査項目に含まれた全ての身体的・精神的行為を起こしたわけではないために、分析対象件数が減少することを考慮に入れて「身体的暴力」及び「精神的暴力」の決定要因として「加害者の特性等9つの変数（すなわち、加害者の年齢、学歴、職業の有無、年収、前科・前歴、暴力団の加入歴の有無、薬物使用歴の有無及び加害者と被害者の同居期間）」を選択し、「身体的暴力」及び「精神的暴力」との関連性を吟味した。

- (1) 身体的暴力の決定要因として有意水準5%以下に近かった「加害者の薬物使用歴の有無」と「同居期間」が抽出された。つまり、これらの変数は「身体的暴力」との関連性がみられた。「薬物の使用歴のある加害者」及び「被害者との同居期間の短い加害者」は「身体的暴力」を起こしやすいという結果がみられた。
- (2) 精神的暴力の決定要因としては、「加害者の特性等9つの変数」からはどれも抽出されなかった。
- (3) 身体的及び精神的暴力の因果関係、すなわち「DVはどうして起こるのか」を考察する上において、あらゆる変数が身体的・精神的暴力と直接的・間接的な関係を持つ可能性があると考えられるが、本調査においては「加害者の特性等9つの要因」、「被害者とのコミュニケーションの問題」、「加害者の仕事に関する問題」と身体的・精神的暴力の関係について分析した。
- (4) 「身体的暴力」に関してみると、被害者との同居期間が短い加害者は、被害者との同居期間が長い加害者より、被害者に対して、直接的に身体的暴力を加える可能性が高い。また、被害者との同居期間が短い加害者は、被害者との同居期間が長い加害者より、「被害者とのコミュニケーションがうまく取れない」ことを理由に、間接的に身体的暴力を加える可能性が高い。さらに、薬物の使用歴がある加害者は、被害者に対して、直接的に身体的暴力を振るう傾向があると言える。
- (5) 「精神的暴力」についてみると、前科の多い加害者、職業に就いていない加害者、被害者との同居期間の長い加害者は、加害者の仕事に関する問題のために、精神的暴力を振るう傾向があった。しかし、「加害者の特性等9つの要因」は、「加害者の仕事に関する問題」がないと考えられる場合においては、精神的暴力の直接的な原因ではないと思われた。

7 加害者の個別面接の結果

検察庁の事件記録を吟味することによっては、詳細に把握することが困難であると思われる加害者の生育環境、暴力の背後事情、暴力の経過等を個別面接において調査分析した。さらに、加害者に対して、

加害者プログラムに関する質問及び加害者の処遇と更生に関する質問もした。

- (1) 暴力（子供への暴力及び両親間の暴力）のない家庭に育った受刑者もあったが（4人程度）、少年時代に、両親から、厳しい「しつけ」という名目で、身体的暴力を受けた受刑者、精神的暴力を受けた受刑者及び両親間の口喧嘩や暴力を見て育った受刑者もいた。

小さい頃から暴力を受けたある受刑者は、「言うことを聞かないとこうなる（暴力を受ける）」と言うように教えられ、その結果「暴力も手段だ」と考えて育ったと述べる。暴力が頻繁に行われる家庭で育つと、暴力に対する違和感がなくなり、暴力が有効的な手段であると考えられるようになると思われる。

また、子供時代に「お前は人間のくずだ」と言うような精神的抑圧を受けて、「自己嫌悪」や「卑屈感」を持つようになった受刑者もいた。両親の喧嘩については、「たまに喧嘩をするのを見た」と言う受刑者もいたが、それ以上は語らなかった。

また、両親の離婚等により叔母や祖父に育てられた受刑者は、親からの愛情が薄かったので、「暴力を振るってでも、妻から愛情を求めようとし、また妻から見捨てられるのが怖いから、どこでも一緒に行った」と述べる。このような受刑者は、些細な事で被害者から見捨てられるように感じ、被害者の言動・行動を制限し、拘束してまでも被害者から愛情を求めようとし、それでも自分の意思が伝わらない時には暴力も惜しまないと思われた。

暴力を受けて育った受刑者の中には、「まさか自分が（父と）同じようなことをするとは思わなかった」と言った受刑者がいる一方で、暴力に対する違和感がなくなり、「言うことを聞かないと、暴力を加えることも可能であると考えられるようになった」と言った受刑者もいた。

- (2) 面接により加害者から引き出された暴力の理由をみると、「加害者の被害者に対する支配欲・独占欲・服従・所有物見解、自己中心的思考、邪推及び束縛」、「加害者の被害者とのコミュニケーションの問題」及び「日常些細な事」が考えられた。
- (3) 受刑中及び出所後において、加害者プログラムへの参加を希望する加害者は7割に達した。加害者の参加の理由は、「暴力の原因を知りたい」、「被害者を含む女性を理解したい」、「暴力の子供への影響を知りたい」、「自分の行動を理解したい」、「暴力を起ささないようにするにはどうしたらいいかを知りたい」等であった。
- (4) 7割の加害者は今回の実刑の処罰は自分自身にとっては有益であったと述べている。3割の加害者は過去に刑務所経験はあったが、今回刑務所において「責任を取ることを習い、また、他の加害者は物事を客観的に見ることができるようになると同時に、協調性が身につく、自分をコントロールできるようになり、自分の将来を考えるようになった」と述べている。

第6章 ドメスティック・バイオレンスの加害者への対応策

第1 我が国の対応策

1 矯正施設における対応

現在の矯正施設においては、「DV 加害者」若しくは「DV 被害者」というカテゴリーで被収容者を取り出しての特別な指導教育は実施していない。ただし、行刑施設においては「処遇類型別指導」として、また、少年院では「問題群別指導」をはじめとした各種の生活指導において、犯罪にかかわる被収容者の問題に焦点を当てた集団指導を行っており、これらの指導の中には、男性から女性への性的暴力に係る問題の改善を目指した指導や、異性関係における問題が犯罪・非行につながっていると考えられる女性に対して、異性関係の在り方の改善を促すような指導等が含まれていることから、これらについて、以下にその概要を記載する。

(1) 行刑施設における「処遇類型別指導」について

行刑施設においては、生活指導の一環として、犯罪の行動面や犯罪に至った原因等に着目し、同じ類型に属する者を集団として編成した上で、講話、集団討議、グループ・カウンセリングなどを行う「処遇類型別指導」を行い、その充実に努めているところである。現在、覚せい剤乱用防止教育はほぼ全施設において実施され、酒害教育、暴力団離脱指導、交通安全教育などが多くの施設で実施されているほか、対象者の特性等を始めとするそれぞれの施設の実情に応じて、様々な処遇類型別指導が実施されているところである。

なお、DV 加害者のみ、若しくは DV 被害者のみを対象者とした処遇類型別指導は実施していないが、現在実施している処遇類型別指導の中で、女性に対する暴力に関するものとしては、男子刑務所等における「性犯罪防止教育」が、また、女性に対して異性関係の在り方を考えさせるものとしては女子刑務所等における「異性問題指導」がある。

ア 男子の施設における「性犯罪防止教育」について

現在実施している処遇類型別指導の中で、女性に対する暴力に関するものとしては、「性犯罪防止教育」が挙げられる。当該教育は平成14年4月現在、川越少年刑務所、奈良少年刑務所、松山刑務所、八王子医療刑務所、東京拘置所の5か所で実施している。具体的なプログラムの内容は実施施設によって異なるが、性犯罪を起こした男性受刑者を対象に、犯罪にかかわる問題性の改善を図ることで、性犯罪の防止を目指すものである。

イ 女子の施設における「異性問題指導」等について

「異性問題指導」等は、平成15年4月現在、栃木刑務所、笠松刑務所、和歌山刑務所、麓刑務所の、いずれも女子を対象とした刑務所で実施されている。指導目標及び内容は、犯罪につながっていると考えられる異性関係における問題の改善を図ろうとするものであり、例えば栃木刑務所では、対象者を選定して小集団を編成し、外部講師（カウンセラー）の協力を得て、サイコドラマなどのグループワーク、心理テスト、「人生の設計図」の作成、作文指導等の方法を用いて計8回のプログラムを組み、「自分が犯罪に至った原因を、これまでの生活、異性とのかかわりの中から探し出す」「サイコドラマを用いて、個人の抱えている問題の解決を目指す」などを内容とした指導を行っている。

（2）少年院における「問題群別指導」をはじめとする生活指導について

「問題群別指導」とは、薬物乱用や交通違反等の犯罪・非行の直接的な防止、あるいは、家族関係や交友関係などにおいて非行の要因となっている問題の改善を図るため、共通の問題をもつ少年による集団を編成し、講義、視聴覚教育、集団討議等の方法を用いて行う指導である。問題群別指導で取り上げている問題は多種多様であるが、「薬物問題」「交通・暴走族問題」「親子・家族問題」「不良交友・暴力団等」などが、現在多くの少年院で実施されている代表的なものである。

なお、行刑施設における「処遇類型別指導」と同じく、DV 加害者のみ、若しくは DV 被害者のみを対象者とした「問題群別指導」は実施していないが、例えば、「性・異性問題」（平成14年4月現在、全国の少年院53庁中22庁で実施）などは、健全な異性関係の在り方を学ばせる、若しくは非行や犯罪につながるような異性関係における問題の改善を図ろうとするものであり、広義にとらえれば DV とも関連した指導である。

また、少年院における生活指導については、問題群別指導のほか、各種講座による集団指導、個別面接などの個別指導が行われており、個々の少年の問題性に応じた教育を施設ごとに計画し実施している。これらの教育の中でも DV 問題を取り上げて指導している施設もある。

以下に、男子少年院及び女子少年院の例を紹介する。

ア 男子少年院における指導例について

多摩少年院では、出院準備教育の一環として「父親プログラム」（計7回）を実施して、講話、集団討議、VTR視聴等によって「家庭における父親の在り方」に関する指導・教育を行っているが、その中で、虐待と DV を各1回ずつ、テーマに設定している。

イ 女子少年院における指導例について

愛光女子学園では、「非行問題講座」の一つとして、「暴力」に関する指導を実施しているが、その中で、「家族間暴力」をテーマに取り上げ、「家族間の暴力行為が、犯罪であることを理解させる。また、家族の間で暴力行為があるとその家族にどのような影響を与えるのかを考えさせる。家族間での暴力行為は、家族の問題として扱われ、警察が介入する事が少ないため、悲惨な事件にまで至ってしまうことを考えさせる。」ことをねらいとした指導を行っている。

2 更生保護における DV 加害者への対応

現状においては、保護観察対象者のうち、いわゆる「DV 加害者」の実態が詳細に調査されたことはなく、基礎的な調査も行われていない。ただ、一般に暴行、傷害等により保護観察対象者として受理された者の中に配偶者等に被害を与えた者も多くいるものと予想されるところであり、また、いわゆる DV 防止法施行後は、同法違反により保護観察付執行猶予となった対象者が保護観察所に受理され始めており、今後の対応が注目されるところである。

以下に、更生保護における DV 加害者への対応として、平成15年3月18日付け法務省保観第166号保護局長通達「『保護観察類型別処遇要領』の全部改正について」のうち「配偶者に対する暴力」を中心に類型別処遇の改正について述べ、さらに今後の DV 加害者に対する保護観察処遇の在り方等について述べる。

（1）類型別処遇制度の改正

保護観察類型別処遇制度は、平成2年5月1日から実施されていたが、今般、昨今の犯罪・非行の態様に適したものに改正され、これまでの10類型に、3類型（「問題飲酒」「高齢」「ギャンブル等依存」）が新設されて13類型となり、今まであった「家庭内暴力」⁽¹²¹⁾を含む4類型（他には「性犯罪等」「精神障

害等」「無職等」)については認定基準等が大きく変更された。今までの「家庭内暴力」の類型基準及び処遇指針等は、主として対象者からの保護者(子から親)に対する暴力として家庭内暴力をとらえていたものであったが、今回の改正により、児童に対する虐待及び配偶者に対する暴力行為等の家庭内で生じる暴力全般をもこの類型に含め、その問題性に焦点を当てた処遇を行うこととなった。

(121) 参考までに、改正された家庭内暴力対象者類型の第1部「認定項目」及び第5部「保護観察の方法」のうち「(1)問題点」のみを以下に記しておく(法務省保護局保護観察課、「類型別処遇マニュアルー保護観察官版ー」,法務省保護局,2003,232-258)。

[類型認定項目]

- 1 本件処分の対象となった事案に、同居の親族等に対する暴力的行為(家財等に対する損壊行為を含む。)が含まれる者、又は現に同居の親族等に対する暴力的行為を繰り返している者のうち、2及び3以外のもの。
- 2 (1)本件処分の対象となった事案に、児童虐待の防止に関する法律に規定する児童に対する虐待行為が含まれる者(2)(1)以外の者で、現に児童に対する虐待行為を繰り返しているもの
- 3 (1)本件処分の罪名又は非行名に配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律違反が含まれている者、又は本件処分時に同法に規定する保護命令を受けている者、若しくは現に配偶者に対する暴力行為を繰り返している者(2)(1)以外の者で、本件処分の対象となった事案に同法に規定する配偶者に対する暴力行為が含まれているもの

[保護観察の方法]

(1) 問題点

①本人自身の問題点

(暴力についての認識)

- ・自分が道徳的、社会的に悪いことをしているという意識に乏しい。
- ・自己の暴力を、夫婦間の正当な行為と考えている。
- ・配偶者であれば、暴力を含めて自分の感情を受け入れるのは当然と考えている。
- ・配偶者を自分より劣っているものと認識し、地位の劣るものが自分に従わない場合に暴力を振るうのは当然と考えている。
- ・自己の暴力は配偶者の非によって引き起こされたものだと思っており、自己の非を認めようとしないう、軽く考えている。

(性行)

- ・一見まじめで常識的であり、社会的には成功している場合も多く、家庭の外では暴力的行為は見られない。
- ・プライドが高い一方で内面的にはコンプレックスを持っており、自己評価が低い。
- ・思い込みが激しく、独占欲や執着心が強い。
- ・仕事など家庭外の社会生活で大きなストレスを感じている。
- ・口べたで、思ったことを的確に表現できない。
- ・衝動性、攻撃性が高く、対人トラブルが多い。
- ・アルコール依存症、薬物依存症、精神疾患等の問題を抱えている。

(生育歴)

- ・両親間の暴力を見て育っていたり、被虐待経験があったりして、暴力への抵抗感が乏しい。また、力による支配を肯定している。
- ・男尊女卑意識の高い家庭で育ち、女性に対する差別意識を持っている。

②被害者との関係上の問題点

- ・被害者と同居を続けており、再犯を続けており、再犯が懸念される。
- ・被害者と別居しているが、本人はそのことを納得しておらず、被害者やその親族等につきまとうおそれが大きい。
- ・被害者と別居しているが、子供等を通じて接触があったり、同居を再開したりする可能性があり、再犯が懸念される。

③保護観察実施上の問題点

- ・防衛的、儀礼的な態度をとりがちであり、心情や実態が把握しにくく、指導が深まらない。
- ・ささいなことで興奮しやすく、指導に対して拒否的な反応を示すことが多い。
- ・配偶者が被害を訴えることが少なく、実態が分かりにくい。
- ・一見常識的なため、処遇者が判断を誤りやすい。

今回の改正により、処遇指針等に代わるものとして「類型別処遇マニュアル」が作成され、当該類型対象者の特性や処遇の在り方等がより詳細かつ具体的に示された。これを参考にして保護観察官は、さらに具体的に各対象者に合わせた処遇計画を策定し、個別的処遇が実施されることになる。

(2) 保護観察処遇における DV 加害者プログラムの可能性

これまでの価値観を転換し、自己変容していくためには、グループワークも有効な処遇方法であると考えられており、保護観察処遇における集団処遇プログラムとしては、交通短期保護観察少年に対する交通講習（1号交通短期）、保護者・引受人等向けの家族教室（引受人座談会等）、また、多くの更生保護施設で SST（Social Skill Training:社会生活技能訓練）を用いた集団処遇等が実施されているところである。しかし、保護観察処遇の主流は、あくまでも保護観察官と保護司の協働態勢による個別処遇であり、本人の自助努力に期待しながら、保護観察官及び保護司という処遇者による指導監督・補導援護をなしていくものである。

だが、諸外国の多くでは、DV 加害者に対する更生プログラムが積極的に実施され、その実施主体も保護観察局や委託された民間の機関等により行われることが多く、今後我が国においても、DV 加害者が保護観察処遇の流れに数多く乗ってくるのであれば、更生プログラムを実施するためにいかなる制度的な改正等が必要であるかを考えておかねばならないと思われる。

ア 保護観察付執行猶予の遵守事項と DV 加害者更生プログラム

DV 加害者に対する更生プログラム受講を我が国の制度のどの過程に組み込むべきかには、種々議論があると思われる。現状では、保護観察付執行猶予対象者に付される遵守事項は、他の保護観察種別（いわゆる家庭裁判所で保護観察処分のうち保護観察決定を受けた少年対象者に対する1号保護観察、少年院仮退院者に対する2号保護観察又は仮出獄者に対する3号保護観察）と異なり、執行猶予者保護観察法により定められており⁽¹²²⁾、「遵守事項を守るための指示事項」については保護観察所の長が定めることができる。現状のままで DV 加害者に更生プログラム受講を指示することは可能ではあるものの、更生プログラムを受講すべきか否かを判断するのが保護観察所という行政機関でよいのか、また加害者プログラムを受講しないことをもって、遵守事項に違反し、かつその情状が重いと判断し、執行猶予を取り消すことは可能か等が問題となってくる。

いずれにしても保護観察制度において、DV 加害者に対して更生プログラムを強制により受講させる場合、現状の制度のままではこの実施は困難であると考えられる。

イ 「社会内処遇」における DV 加害者更生プログラムの実施主体をめぐって

また、更生プログラムを受講させる制度を検討するのは別に、DV 加害者に対する更生プログラムの内容はどのようなものにするか、またどの機関がこれを担当するのかについても検討しておかねばならない。これを検討する際には、国が直接プログラムを実施するのか、その場合どの機関が実施するのか、それともカウンセリングや相談業務の委託契約を結んで民間で実施するのか等議論が出てこよう。例えば、現在社会にある行政機関において更生プログラムを実施する場合、精神保健福祉センターや保護観察所等が考えられる。

保護観察所が実施主体となる場合、職員の増員や養成、プログラムの開発等の準備も必要になってくるが、全国101か所ある更生保護施設（更生保護法人）の活用も考えられる。プログラムの開発やプログラム実施者の養成、予算措置等の課題が多いものの、更生保護施設において更生プログラムを実施し、

(122) 保護観察付執行猶予者の遵守事項は、執行猶予者保護観察法第5条に、すみやかに一定の住居を定め、その地を管轄する保護観察の長に届け出るほか、「一 善行を保持すること。二 住居を移転し、又は1箇月以上の旅行をするときは、あらかじめ保護観察所の長に届け出ること。」の2つが定められている。

対象者が受講するという通所型プログラムのような例も挙げることができる。

民間団体等への委託も現在の制度の枠内では可能であるが（例えば、保護観察の補導援護の一部を個人委託する等の方法）、プログラムを実施できる民間団体等が所在するのは大都市に限られており、制度的に一齐に全国に広めるとなると困難があろう。ただ、いずれにしても今後社会において更生プログラムを実施する場合、現在意欲的に DV 加害者の更生プログラムを実施している民間団体等と協働して、デザインをしていく必要がある。むろん、改正された類型別処遇制度においても、民間団体で実施されているグループワークに対象者をつなげることも処遇内容の一つとして取り上げられており、今後更なる連携が期待されるところである。

第2 米国カリフォルニア州の対応策

1970年半ばから1990年半ばにかけて、アメリカでは、州及び連邦刑務所の人口が250%増加した⁽¹²³⁾。その対応策の一環として、裁判所は刑務所の更なる過剰収容を防ぐために、初犯の加害者を刑務所に送り込まない社会的な解決法を追求した⁽¹²⁴⁾。初犯の DV 加害者を刑務所に送らずに、コミュニティの中で改善更生を図ろうとする試みも、一つの対応策として取り扱われてきた。州によっても異なるが、初犯者の DV 加害者が執行猶予（有罪判決を受け保護観察処分となった場合）を受けた場合、裁判所が加害者に DV プログラム（DV Batters' Programs）を完遂するように義務付けることが多くなった。DV 加害者プログラムは、単に処罰というよりも、処遇と再教育とを通して、犯罪者の改善更生を目指そうとするものである。州によりプログラムの形式、内容、参加期間、委託先、プログラム参加の要請を行う主体等に関して異なりはあるが、大まかな DV 加害者プログラムの概要を把握する目的で、カリフォルニア州サンタクララ郡における DV 加害者プログラムを一つの例としてとり挙げる。

カリフォルニア州サンタクララ郡における DV 加害者プログラムの概要

1990年の半ばに、カリフォルニア州議会は、総会議案の可決を通じて、各郡の保護観察局に対して、DV 加害者プログラムの認可及び更新を承認、拒否、保留又は廃止する独占的な権限を与えた⁽¹²⁵⁾。1996年には、増加する DV 問題に対応するために、サンタクララ郡の保護観察局はその局内に DV 部門(DV unit)を設置した⁽¹²⁶⁾。DV 部門では、その管理者は、保護観察対象者に関する報告書（保護観察官は、加害者が刑罰を受ける前に、これらの加害者の生育歴、学歴等を含む情報を収集する。）に基づき、対象者が「集中的な処遇(intensive supervision)」あるいは「通常の処遇(general supervision)」のどちらに適しているのかを決定する。ちなみに、DV 部門は DV 保護観察対象者の約20%を取り扱い、残りの約80%は一般の事件を起し保護観察処分となった加害者同様に、「通常の処遇」の対象となる⁽¹²⁷⁾。

サンタクララ郡保護観察局は、加害者プログラムによるサービス提供等全ての局面が、DV の被害者及びその子供たちの安全を第一とすることを義務付けている。DV プログラムはそれ自体が孤立して存在

(123) Bureau of Justice Statistics, Correctional Populations in the United States: Executive Summary, U.S. Department of Justice, 1995

(124) Heise, L.L., Violence Against Women: The hidden health burden. The World bank, Washington, D.C., 1994

(125) Santa Clara County Probation Department, Standards For Batters Programs and Certification, 2000, 2

(126) 1996-97 Santa Clara County Grand Jury, "Review of Public and Private Agency Responses to Domestic Violence," The Santa Clara County Domestic Violence Council, Ending Family Violence: A Community Challenge, 1997, 11

するものではなく、DV を撲滅するための総合的な地域計画の一つの要素であり、DV 被害者支援組織と協力的な関係を維持し、プログラム策定上の決定において、このような機関の助言及び支持を生かすようにしている⁽¹²⁸⁾。サンタクララ郡における DV 加害者プログラムの概要は下記のようなものである。

(1) DV プログラムの目的

DV プログラムの目的は、(ア)加害者の虐待的、威圧的及び暴力行為をやめさせること、(イ)加害者と被害者の関係の維持が焦点ではないこと、(ウ)加害者の暴力の正当化を支持してはいけないこと、及び(エ)被害者及びその子どもの安全を守ることである⁽¹²⁹⁾。

(2) DV プログラムの理念

DV プログラムの理念は、DV は学習された犯罪行為であり、したがって DV 加害者はその行為を変えることができ、また DV 加害者は法律に基づく自己防衛以外の暴力において、虐待的及び威圧的な全ての行為に対して責任をとるべきであるというものである⁽¹³⁰⁾。

(3) DV プログラムの定義

カリフォルニア州における家族法第6211条に定義されている「ドメスティック・バイオレンス」とは、配偶者、元配偶者、同棲者、元同棲者、被害者が子供を共にする者、現在又は過去に恋人であった者、現在あるいは過去に婚約者であった者、あるいは2親等の血族関係又は姻戚関係にある者に対して行われる虐待である⁽¹³¹⁾。「虐待」とは、意図的に又は見境なく、身体的傷害又は性的暴力を引き起こす又は引き起こそうとすること、あるいは被害者に、その人自身又は別の人（例えば、子ども）に深刻な身体的傷害が切迫しているのではないかという懸念を抱かせることを意味する⁽¹³²⁾。

加害者が DV 事件を起こし執行猶予を受けた場合には、裁判所は保護観察の条件として、加害者が拘置所から出る際に、30日以内に、DV プログラムに登録することを命令している。

(4) DV プログラムの構成

下記の「プログラムの構成」についての説明は、サンタクララ郡保護観察局による「ドメスティック・バイオレンス加害者プログラム及び認可に関する基準」の7頁から9頁を参考にした⁽¹³³⁾。

裁判所及び保護観察局は、DV 加害者のための講演、授業、グループディスカッション、カウンセリング等の教育サービスを、認可された加害者プログラムに委託する。プログラムの主な教育方法は、訓練を受けた複数のグループのまとめ役（ファシリテーター）が主導するグループディスカッションであるが、加害者に被害者との関係の中で起こす暴力に対する責任を持たせるようなカリキュラムを含んでいなければならない。

加害者プログラムは、文化的民族的に配慮した、同性の参加者によるグループセッションを提供する。グループには、最低3人以上が参加しなければならない、また、保護観察局によって承認された特別な場合を除き、15人を超えてはならない。8名以上のグループは、保護観察局によって事前に承認された特別な場合を除き、複数のファシリテーターによって進行されなければならない。

(127) 1996-97 Santa Clara County Grand Jury, "Review of Public and Private Agency Responses to Domestic Violence," The Santa Clara County Domestic Violence Council, Ending Family Violence: A Community Challenge, 1997, 11

(128) Santa Clara County Probation Department, Standards For Batterers Programs and Certification, 2000, 2

(129) Santa Clara County Probation Department, Standards For Batterers Programs and Certification, 2000, 3

(130) Santa Clara County Probation Department, Standards For Batterers Programs and Certification, 2000, 4

(131) Santa Clara County Probation Department, Standards For Batterers Programs and Certification, 2000, 5

(132) Santa Clara County Probation Department, Standards For Batterers Programs and Certification, 2000, 5

(133) Santa Clara County Probation Department, Standards For Batterers Programs and Certification, 2000, 7-9

プログラムは週1回、少なくとも52回連続して行われなければならない。1回のセッションは、休憩時間を除き最短で2時間、最長で3時間とし、1週間に1回を限度とする。

加害者がプログラムに参加している間は、カップルカウンセリング、家族カウンセリング又はその両方を行うことはない。被害者は、プログラムやカウンセリングへの参加を強制されることはない。

ア 出席基準

プログラムは週1回52週のセッション中に5回までの欠席を認められ、欠席については毎回、欠席したセッションと同じプログラムの内容のセッションで埋め合わせなければならない。裁判所の命令による場合を除き、欠席は免除されない。裁判所が免除したとみなされる欠席も、免除されたセッションと同じ内容の補講で埋め合わせをしなければならない。

加害者の6回目の欠席が、家族の死亡、出産又はその他の予見できない出来事等の特別な事情によるものであった場合、加害者はプログラムディレクターに欠席理由を書面にて提出しなければならない。加害者から理由を提出されると直ちに、プログラムディレクターは、加害者の現在の進歩と欠席の理由について、保護観察局DV部門の管理者に連絡をとらなければならない。ただし、プログラムにおいて、最初の20週のうち5回以上欠席した加害者は、この「欠席の免除」を要請する資格はないとされている。

イ 欠席許可方針

加害者は、下記の事情でDVプログラムに参加ができない場合、欠席許可を求めることができる。欠席許可の申請は、欠席許可を求める時期の2週間以上前であればいつでも行うことができる。

- a 加害者の疾病で、入院又は外科治療を要するために2週間を超えてプログラムセッションに出席できず、またそれを行わなければ加害者の健康に深刻な害がある場合（担当医からの文書が必要である。）。
- b 加害者が2週間を超えて州又は国外に出ることを要し、欠席が認められなければ加害者が雇用を失う恐れがあるような雇用上の義務がある場合（雇用者からの書面による証明及び継続的雇用の必要性の供述書が必要である。）。
- c 加害者が世話をしている家族の病気又は加害者が必要とされるような家庭の緊急事態のために、加害者は3セッション以上欠席することが必要である場合（書面の提出が必要である。）。
- d 軍隊休暇（軍隊からの命令書が必要である。）。

(5) DVプログラムの内容

プログラムのカリキュラムは、加害者の文化的・民族的背景、加害者の性的オリエンテーション（加害者がゲイ又はレズビアンであるかどうか）、及び加害者の社会階層について配慮し、刑法第1203.097条(c)(1)(F)に指定されているように、次のようなテーマを含むものとしている⁽¹³⁴⁾。テーマは(ア)性別による役割分担、(イ)社会化、(ウ)暴力の性質、(エ)権力と支配、(オ)虐待が子どもやその他の人々に与える影響である。

さらに、プログラムのカリキュラムは、加害者が持つ意識、態度、行動等が虐待と関連性を持つことを分からせるものでなければならない。加害者の意識、態度、行動は下記のようなものを含む。

- (ア) 他人の活動を支配する権利意識
- (イ) 厳格な性別による役割分担のステレオタイプ
- (ウ) 性別による優越感及び特権意識
- (エ) 性別による感情の制限
- (オ) 権限及び特権の実行の合法的な手段としての攻撃性

(134) Santa Clara County Probation Department, Standards For Batterers Programs and Certification, 2000, 9-13

さらに、プログラムの内容に、平等な関係を築き上げる上において必要な表現のための代替手段として、コミュニケーションの技術の強化を含むことができるが、被害者とのコミュニケーションを上達させることにより、加害者が虐待及び支配以外の手段をとることが可能になるという理解を反映したものでなければならない。

(6) DV プログラムの修了

プログラムは最後のセッションから1週間以内に、加害者がプログラム修了にふさわしいか、あるいはプログラムの継続が必要かを判断するための最終評価を行わなければならない⁽¹³⁵⁾。最終評価は次のような項目を含む。

(ア) 加害者との個別修了協議

- (イ) プログラム契約の遵守及び加害者の意識、姿勢及び行動の変化を含む、60日毎の進歩報告基準を使用した加害者の進歩の評価
- (ウ) 刑法第1203.097条(a)(10)(A)に規定された下記の状況を検討し、加害者がプログラムを継続することにより利益を得るかどうか決定する。
 - a 加害者が暴力を振るわなかった。
 - b 加害者がDVプログラムに協力し参加した。
 - c 加害者が建設的な紛争解決能力に理解を示し練習している。
 - d 加害者が性的にいたずらをしたり、ストーキング行為をしたり、脅迫したり、性的暴力を振るったり、身体的暴力を振るったりする等、被害者を非難、誹謗し又は被害者から人間性を奪うか若しくは被害者の安全を脅かすような行為をしなかった。
 - e 加害者が、支配を維持するための威圧的又は暴力的な行為の使用は親密な関係の中で許されないことだという理解を示す。
 - f 加害者は何らかの形で誰かを傷つけると脅さなかった。
 - g 加害者が、アルコールカウンセリング、薬物カウンセリング又は両方を受けるための条件を遵守してきた。
 - h 加害者が被害者に対して行った虐待的行為に対する責任の受容を示している。

プログラム運営者は加害者のプログラム修了について、最終評価から7営業日以内に、被害者及び保護観察局又は照会者に通知しなければならない。加害者がプログラム条件の不遵守により脱退した場合には、プログラムの運営者は加害者の脱退から5営業日以内に、照会者及び保護観察局に通知しなければならない。

(7) DV プログラムの料金

加害者の支払い能力、及びプログラムに掛かる間接経費を考慮に入れてスライド料金体系を策定し、それにより加害者は支払いを義務付けられている。加害者のサービス料金を決定するために、加害者は給与の控え、納税申告及びその他の収入受領書などの証拠書類を添えて、収入証明を提供することを求められる。資力のない加害者は延納又はほんのわずかな料金の支払いを交渉することができる⁽¹³⁶⁾。

サンタクララ郡の保護観察局や検察局にDV部門が設置されたように、裁判所においてもDV法廷(DV court)を設け、そこではDV事件だけを取り扱う裁判官が配置されている⁽¹³⁷⁾。また、市の警察(例

(135) Santa Clara County Probation Department, Standards For Batterers Programs and Certification, 2000, 32-33

(136) Santa Clara County Probation Department, Standards For Batterers Programs and Certification, 2000, 20-21

えば、サンタクララ郡の1つの市であるサンホセの警察)においても DV 部門が設置してある。このように、サンタクララ郡保護観察局が裁判所、検察局及び警察と一体となり、DV 問題への対応を DV チームで取り組むことができる体制ができている。

第3 考察

我が国では、DV 防止法が施行されて以来、警察ばかりでなく、検察、裁判所等の刑事司法機関における DV に対する認識が高まると同時に、配偶者（内縁を含む）からの暴力の防止と被害者の保護に向けて本格的に歩み始めた。

DV 防止法の制定によって、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のために、被害者が相談、援助、一時保護等を受けられるような制度が確立した。また、医師その他の医療関係者以外の一般市民も、配偶者からの暴力を受けている被害者を発見した時には、警察又は「配偶者暴力相談支援センター」にその旨を通報するよう規定されている。さらに、医師その他の医療関係者は、暴力を受けた疑いのある被害者に対して、配偶者暴力相談支援センターの利用についての情報を提供し、情報を受けた被害者が配偶者暴力相談支援センターに相談に訪れた場合には、同センターは被害者の保護に努めるようにも規定されている。同法律は、配偶者暴力相談支援センター、警察及び福祉関係機関が連携協力して DV 防止及び被害者の保護に携わることに触れている。

我が国における家庭内暴力、特に配偶者間における暴力に対する関心が高まるにつれ、法務省矯正局及び保護局においても、DV 加害者に対する処遇問題の重要性が討議されてきた。前述において説明したように、行刑施設及び少年院において、DV 加害者あるいは DV 被害者を対象とした直接的な指導は行なわれてはいないものの、「処遇類型別指導」の一環として、「性犯罪防止教育」を男性受刑者に対して、「異性問題指導」を女性受刑者に対して行っている行刑施設もあり、また、「家族」に焦点を置き「親子・家族問題」の中で起こる暴力についての指導を行っている少年院もあることが分かった。

さらに、保護局においては、更生保護における DV 加害者への対応として、2003年の「保護観察類型別処遇制度」の改正に伴い、「家庭内暴力」の認定基準等を変更し、配偶者に対する暴力行為等もこの「家庭内暴力」に含めて、対象者の処遇を行うこととなった。この変更により、具体的な処遇内容を含めた処遇方法が確立された。しかし、今の段階では、保護観察対象者に対する DV 処遇プログラムのようなものはない。

本調査で面接を受けた加害者についてだけを見ると、受刑中及び出所後に DV 処遇プログラムを希望している者が比較的多いのであるから、加害者更生のために何らかの教育の場が必要であるように思われる。そのための基礎作りは出来上がりつつあるとみられる。

また、我が国において、警察、検察庁、裁判所、法務省が一体となり、DV に取り組む体制が必要である。これらの機関が DV 被害者支援組織等を含む民間の団体とも協力し合い、総合的な計画を立てた上で、DV 問題を撲滅することを最終目標としていかなければならないと思われる。

さらに、アメリカにおいては、連邦政府は州や自治体への助成金プログラムを作り、警察や検察の DV

(137) 1996-97 Santa Clara County Grand Jury, "Review of Public and Private Agency Responses to Domestic Violence," The Santa Clara County Domestic Violence Council, Ending Family Violence: A Community Challenge, 1997, 13

対応プログラム、被害者援助サービス、研修・教育プログラムへの助成を行うことによって被害者援助の改善及びあらゆる機関の連携・協力体制の強化を目指しながら DV 問題に対応している⁽¹³⁸⁾。我が国でも、国が都道府県、地方自治体及び民間の団体（例えば、DV 被害者と子どものシェルター）に対して、経済的な援助ができるような体制が望ましいと思われる。

最後に、DV が被害者にもたらす身体的及び精神的影響に加えて、都道府県、地方自治体及び民間が DV により対処しなければならない様々な問題（例えば、医療費、欠勤、住居の問題、子どもの転校等）を考えると、配偶者等間の根底にある多様な問題（例えば、男女間の社会経済的不平等さ）を把握し、最終的にその根絶を目指さなければ DV 問題の解決にはならないと考える。

(138) 戒能民江、配偶者暴力防止法と諸外国のドメスティック・バイオレンス防止立法の現状、法律のひろば、54巻9号、2001、31

おわりに

今回の研究結果からみて、次の3点が、今後の施策を進める上での重要な要素と考えられる。

- (1) 本調査におけるDV加害者の80%は、過去にも暴力を振るったことがあり、平均で6年間類似行為を繰り返し行っていた。このように、DV加害者は暴力を継続して行う傾向があり、被害者が警察に通報しない限り、家庭内での暴力は繰り返し行われるとみられる。さらに、数の上では多くなかったが、過去において、同一被害者又は他の被害者に対して類似行為を行った加害者が、処罰を受けた後に、再びDV事件を起こしたという現実を考えると、加害者の改善更生に向けた処遇の問題は重大であると思われる。実刑を受けた加害者はもちろんであるが、罰金刑又は執行猶予を受けた加害者に対して、何らかの対応措置を施す必要があるのではないかと考えられる。

個別面接に応じたDV加害者を見る限りにおいては、実刑判決を受け刑務所に入所して初めて、自分が被害者に対して行った暴力の重大性とその意味を理解することができたと語る加害者が多かった。出所後、類似行為を起こすかもしれないという不安が残っている加害者もみられたが、それにも増して「類似行為を起こしたくない」と訴える加害者が多くみられた。このような加害者の少なくとも7割は、DV加害者のプログラムが存在するならば、受刑中及び出所後においても参加したいとの意思を示していることは重要である。

我が国においても、民間のDV加害者のプログラムは存在しないことはないが、諸外国と比較すると、その規模においてまだ劣っているようである。少なくとも、受刑中または出所後において、実刑者の更生に向け何らかの処遇プログラムを可能な限り実施していく方針を採る時期にきているのではないかと考えられる。

- (2) 平成13年10月13日から同15年3月までの間において、検察庁によりDV防止法違反事件の処分等がなされた件数は48件であった（法務省刑事局刑事課の調査による。）が、本調査においては、DV施行後から平成14年5月24日までに、検察庁により処分された6件のDV防止法違反の事案について分析を行った。分析対象事件数が少ないので、DV防止法違反の背景状況や加害者の特性等について断定的には言えないが、本調査における6人のDV防止法違反者のDV開始時期は結婚・内縁関係成立8か月後であり、これは、本調査の全加害者のDV開始時期（結婚・内縁関係成立後3.4年後）と比較すると、前者のほうが後者よりDV開始時期が早かった。さらに、DV防止法違反者は、過去において暴力行為を、平均で12.7年間（1.8年から32年）続けていた。これに対して、本調査の全加害者は平均して6年間続けていた。

DV防止法違反者は、本調査の全DV加害者と比較して、結婚・内縁成立後かなり早い時期から、長期間にわたり暴力を振るう傾向があることが分かった。このように、一般的に、DVは長期間にわたり継続する傾向があるために、直ちに何らかの措置を取らなければ、長期間において問題を放置しておくことになり、それでは早期の問題解決には至らないと思われる。早期の段階でDV問題と対処するには、一般の犯罪と同様に、地域住民が都道府県、地方自治体、民間の機関と連帯して、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組まなければならないと考える。本調査結果でも分かるように、犯罪場所についてみると、加害者は家庭内においてだけでなく、公共の場においても、被害者に対して身体的及び精神的暴力を加えることも多く、約4件に1件のDV事件は、被害者の職場や駐車場のよう家庭外の場所で行われていた。このことから、DV事件の対策には、地域を含めた措置を講ずることが望ましいように思われる。

DV 防止法の見直しの時期に差し掛かっているが、同法律の意義、目的、概要等を、どのように一人でも多くの地域住民に理解してもらえるか、また、地域住民の理解がどのように DV 防止‘活動’(例えば、地域社会において‘DV 防止法’の説明会を頻繁に行う等)に反映していくかを念頭に入れて見直しを行うことにより、DV 防止法が更に有効的な意味を持つのではないと思われる。

- (3) 身体的暴力の原因についての分析結果からは、3つのタイプの加害者が見られた。第1のタイプは、「薬物使用歴」のある加害者が、被害者に対して身体的暴力を振るう場合である。薬物依存がある加害者は、アルコール依存者のように、自分の感情や衝動のコントロールが悪くなり、攻撃的になり暴力を振るう傾向があるとされている⁽¹³⁹⁾。第2のタイプは、被害者との同居期間の短い加害者が(被害者との同居期間の長い加害者と比較して)、被害者に対して、直接的に身体的暴力を振るう場合である。第3のタイプは、被害者との同居期間の短い加害者が、被害者との意思の疎通を図ることが困難なために、間接的に身体的暴力を振るう場合である。

精神的暴力においては、身体的暴力のように、3つのタイプがあるとは判断できなかった。精神的暴力を振るう加害者は仕事に関する問題(例えば、仕事が見つからない、仕事が長く続かない等)を抱えているようであり、特に、前科が多い加害者及び職業に就いていない加害者は、そのような仕事に関する問題が原因で暴力を振るう傾向が見られた。

これらの加害者に対する更生・処遇に関しては、薬物治療の必要性、前科を持つ加害者に対する職業訓練及び職業の斡旋、前科がなくても職業に就いていない者への職業訓練・職業の斡旋等の問題は重大であると思われる。コミュニケーションの問題、すなわち、被害者の話をよく聞いたり、被害者に対して自由に自分の意見を話したり、加害者1人で何事も決定するのではなく、被害者と相談して決める等は、暴力を防止する上において重要であると思われる。また、被害者と同居して間もなく、コミュニケーションの問題があると分かった場合においては、これが原因で暴力を受ける以前に、すぐに婦人相談所等に相談することが重要であることも分かった。

本調査における「身体的暴力の原因」の分析は、対象者数が少ないという条件の下で行われたこともあり、同様の分析が今後また行われることを研究課題として残したい。

(139) 小西聖子、「ドメスティック・バイオレンス」、白水社、2002

参考文献・引用文献一覧

はじめに

岩井美奈, 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の概要について, 捜査研究, 50巻8号, 2001, 15-16

東京都生活文化局女性青少年部女性計画課編集, 「女性に対する暴力」調査報告書, 東京都政策報道室都民の声部情報公開課, 1998

内閣府男女共同参画局編集, 「配偶者等からの暴力に関する事例調査: 夫・パートナーからの暴力被害についての実態調査」財務省印刷局, 2002

内閣府男女共同参画局編集, 「配偶者等からの暴力に関する調査」, 財務省印刷局, 2003

第1章

SPSS Base 11.0J for Windows User's Guide, SPSS Inc., 2001

豊田秀樹, 共分散構造分析「応用編」-構造方程式モデリング-, 朝倉書店, 2000, 151

豊田秀樹, 共分散構造分析「入門編」-構造方程式モデリング-, 朝倉書店, 2002, 42-43

第2章

笹川真紀子, 「ドメスティック・バイオレンス被害者の心理と援助」, 刑政, 114巻6号, 2003, 28-35

調査研究会著, 「ドメスティック・バイオレンス「夫(恋人)からの暴力」」, 有斐閣, 1998, 12

小西聖子, 「ドメスティック・バイオレンス」白水社, 2002, 17

内閣府男女共同参画局編集, 「配偶者等からの暴力に関する事例調査: 夫・パートナーからの暴力被害についての実態調査」, 財務省印刷局, 2002, 15-27

Egeland, B., "A History of Abuse Is a Major Risk Factor For Abusing the Next Generation," in R. J. Gelles and D. R. Loseke (Eds.), Current Controversies on Family Violence, Sage, 1993, 197-208

Bandura, A., Aggression: A Social Learning Analysis, Prentice Hall, 1973, 193

東京都生活文化局女性青少年部女性計画課, 「女性に対する暴力」調査報告書, 東京都政策報道室都民の声部情報公開課, 1998, 99

内閣府男女共同参画局編集, 「配偶者等からの暴力に関する事例調査: 夫・パートナーからの暴力被害についての実態調査」, 財務省印刷局, 2002, 66

内閣府男女共同参画局編集, 「配偶者等からの暴力に関する事例調査: 夫・パートナーからの暴力被害についての実態調査」, 財務省印刷局, 2002, 129

小西聖子, 「ドメスティック・バイオレンス」, 白水社, 2002, 133-134

Lockhart, L.L., A Reexamination of the Effects of Race and Social Class on the Incidence of Marital Violence: A Search for Reliable Differences, Journal of Marriage and the Family, 49, 1987, 603-610

Bachman, R. and Saltzman, L. E. Violence Against Women: Estimates from the Redesigned Survey, U.S. Department of Justice, Bureau of Justice Statistics, 1995

Straus, M.A., Gelles, R. and Steinmetz, S., Behind Closed Doors: Violence in the American Family, Doubleday, 1980

Messerschmidt, J.W., Masculinities and Crime: Critique and Reconceptualization of Theory,

- Rowman and Littlefield, 1993
- Messerschmidt, J.W., *Masculinities and Crime: Critique and Reconceptualization of Theory*, Rowman and Littlefield, 1993, 87-88
- Messerschmidt, J.W., *Masculinities and Crime: Critique and Reconceptualization of Theory*, Rowman and Littlefield, 1993, 85
- 内閣府男女共同参画局編集, 「配偶者等からの暴力に関する事例調査: 夫・パートナーからの暴力被害についての実態調査」, 財務省印刷局, 2002, 128
- 小西聖子, 「ドメスティック・バイオレンス」, 白水社, 2002
- 小西聖子, 「ドメスティック・バイオレンス」, 白水社, 2002, 116
- 小西聖子, 「ドメスティック・バイオレンス」, 白水社, 2002, 117
- Dobash, R. E. and Dobash, R. P., *Women, Violence and Social Change*, Routledge & Kegan Paul, 1992
- K. Yllo and M. Bograd (Eds.), *Feminist Perspectives on Wife Abuse*, Sage, 1988
- Baron, L. and Straus, M.A., *Four Theories of Rape: A Macrosociological Analysis*, *Social Problems*, 34, 1987, 467-489
- Straus, M.A., *State-to-State Differences in Social Inequality and Social Bonds in Relation to Assaults on Wives in the United States*, *Journal of Comparative Family Studies*, 25, 1994, 7-24.
- Adler, F., *Sisters in Crime: The Rise of the New Female Criminal*, McGraw-Hill, 1975
- Simon, R.J., *Women and Crime*, Lexington Books, 1975
- Hooks, B., *Feminism is for Everybody: Passionate Politics*, South End Press, 2000, 61-66
- 調査研究会著, 「ドメスティック・バイオレンス「夫(恋人)からの暴力」」, 有斐閣, 1998
- 栗栖素子, 「大韓民国の家庭内暴力犯罪の実情と対策」, 法務総合研究所, 研究部資料49, 2002, 70-74
- Asbury, Jo-Ellen, "Violence in Families of Color in the United States," in R.L.Hampton (Ed.), *Family Violence: Prevention and Treatment*, 1993, 159-178
- McGee, M.P., *Cultural Values and Domestic Violence*, *Journal of Family Social Work* 2, 1997, 129-140.
- Barnett, B. M., Robinson, I. E., Baily, W. C., and Smith, J. M., Jr., *The Status of Husband/Father as Perceived by the Wife/Mother in the Intact Lower-Class Urban Black Family*, *Sociological Spectrum*, 4, 1984, 421-441.
- Locke, L. M. and Richman, C. L. *Attitudes Toward Domestic Violence: Race and Gender Issues*, *Sex Roles*, 4, 1999, 227-247.
- Boye-Beaman, J., Leonard, K. E., and Senchak, M., *Male Premarital Aggression and Gender Identity Among Black and White Newlywed Couples*, *Journal of Marriage and the Family*, 55, 1993, 303-313.
- 小西聖子, 2002, 158-166
- 小西聖子, 2002, 129-130
- 調査研究会著, 「ドメスティック・バイオレンス「夫(恋人)からの暴力」」, 有斐閣, 1998, 101
- 栗栖素子, 「大韓民国の家庭内暴力犯罪の実情と対策」, 法務総合研究所, 研究部資料, 49, 2002
- 栗栖素子, 「大韓民国の家庭内暴力犯罪の実情と対策」, 法務総合研究所, 研究部資料, 49, 2002
- 小西聖子, 2002, 118

- 栗栖素子, 2002, 65
- 田辺 等, 「児童虐待の構図」, 教育, 52巻10号, 2002, 4-12
- 東京都生活文化局女性青少年部女性計画課, 「女性に対する暴力」調査報告書, 東京都政策報道室都民の
声部情報公開課, 1998
- 小西聖子, 2002, 159-160
- 小西聖子, 2002, 158-166
- 小西聖子, 2002, 162
- 小西聖子, 2002, 158
- 田辺 等, 2002
- 東京都生活文化局女性青少年部女性計画課, 「女性に対する暴力」調査報告書, 東京都政策報道室都民の
声部情報公開課, 1998, 99
- 内閣府男女共同参画局編集, 「配偶者等からの暴力に関する事例調査: 夫・パートナーからの暴力被害に
ついての実態調査」, 財務省印刷局, 2002, 56-57
- 内閣府男女共同参画局編集, 「配偶者等からの暴力に関する事例調査: 夫・パートナーからの暴力被害に
ついての実態調査」, 財務省印刷局, 2002, 58-59
- 小西聖子, 2002, 159
- 小西聖子, 2002, 158
- Sykes, G. and Matza, D., Techniques of Neutralization: A Theory of Delinquency, American
Sociological Review, 22, 1957, 664-670.
- Smith, M. D., Patriarchal Ideology and Wife Beating: A Test of a Feminist Hypothesis, Violence
and Victims, 5, 1990, 257-274.
- Matza, D., Delinquency and Drift, John Wiley, 1964.
- 瀬川晃, 「犯罪学」, 成文堂, 1998, 104
- 小西聖子, 2002, 163-166
- 栗栖素子, 2002, 74-77
- Leonard, K.E., "Drinking Patterns and Intoxication in Marital Violence: Review, Critique, and
Future Directions for Research," in S. E. Matrin(Ed.), Alcohol and Interpersonal Violence:
fostering multidisciplinary perspectives, U.S. Department of Health and Human Services, Public
Health Service, National Institute of Health, National Institute on Alcohol Abuse and Alcohol-
ism, 1993
- 小西聖子, 2002, 119
- Mirrlees-Black, C., Domestic Violence: Findings from a new British Crime Survey self-completion
questionnaire, Home Office, 1999
- 内閣府男女共同参画局編集, 「配偶者等からの暴力に関する事例調査: 夫・パートナーからの暴力被害に
ついての実態調査」, 財務省印刷局, 2002, 58
- 東京都生活文化局女性青少年部女性計画課, 「女性に対する暴力」調査報告書, 東京都政策報道室都民の
声部情報公開課, 1998, 98
- 栗栖素子, 2002, 65
- Straus, M. A., Gelles, R. J. and Steinmetz, S., Behind Closed Doors: Violence in the American
Family, Doubleday, 1980

- Straus, M.A. and Gelles, R. J., Societal Change and Change in Family Violence from 1975 to 1985 as Revealed by Two National Surveys, *Journal of Marriage and the Family*, 48, 1986, 465-479
- Straus, A., Gelles, R.J., and Steinmetz, S., *Behind Closed Doors: Violence in the American Family*, Doubleday, 1980
- Straus, A., Gelles, R.J., and Steinmetz, S., *Behind Closed Doors: Violence in the American Family*, Doubleday, 1980
- Straus, M., "Physical Assaults by Wives: A Major Social Problem," in R.J. Gelles and D.R. Loseke (Ed.), *Current Controversies on Family Violence*, Sage, 1993, 67-87
- Bachman, R. and Saltzman, L.E., *Violence Against Women: Estimates from the Redesigned Survey*, U.S. Department of Justice, Bureau of Justice Statistics, 1995
- 栗栖素子, 大韓民国の家庭内暴力犯罪の実情と対策, 法務総合研究所, 研究部資料49, 2002, 56-61
- 小西聖子, 2002, 111-116
- 小西聖子, 2002, 116
- 東京都生活文化局女性青少年部女性計画課, 「女性に対する暴力」調査報告書, 東京都政策報道室都民の声部情報公開課, 1998, 99
- 内閣府男女共同参画局編集, 「配偶者等からの暴力に関する事例調査: 夫・パートナーからの暴力被害についての実態調査」, 財務省印刷局, 2002
- 調査研究会著, 「ドメスティック・バイオレンス「夫(恋人)からの暴力」」, 有斐閣, 1998, 49
- 小西聖子, 2002
- 小西聖子, 2002, 146
- 調査研究会著, 「ドメスティック・バイオレンス「夫(恋人)からの暴力」」, 有斐閣, 1998, 30-36
- 調査研究会著, 「ドメスティック・バイオレンス「夫(恋人)からの暴力」」, 有斐閣, 1998, 38-49
- 調査研究会著, 「ドメスティック・バイオレンス「夫(恋人)からの暴力」」, 有斐閣, 1998, 49-50
- 東京都生活文化局女性青少年部女性計画課, 「女性に対する暴力」調査報告書, 東京都政策報道室都民の声部情報公開課, 1998, 48-49
- 内閣府男女共同参画局編集, 「配偶者等からの暴力に関する事例調査: 夫・パートナーからの暴力被害についての実態調査」, 財務省印刷局, 2002, 15
- 内閣府男女共同参画局編集, 「配偶者等からの暴力に関する事例調査: 夫・パートナーからの暴力被害についての実態調査」, 財務省印刷局, 2002, 18
- 内閣府男女共同参画局編集, 「配偶者等からの暴力に関する事例調査: 夫・パートナーからの暴力被害についての実態調査」, 財務省印刷局, 2002, 25
- 内閣府男女共同参画局, 「配偶者等からの暴力に関する調査」, 財務省印刷局, 2003, 58
- 調査研究会著, 「ドメスティック・バイオレンス「夫(恋人)からの暴力」」, 有斐閣, 1998, 78-86
- 内閣府男女共同参画局編集, 「配偶者等からの暴力に関する事例調査: 夫・パートナーからの暴力被害についての実態調査」, 財務省印刷局, 2002, 130
- 東京都生活文化局女性青少年部女性計画課, 「女性に対する暴力」調査報告書, 東京都政策報道室都民の声部情報公開課, 1998, 98
- Straus, M.A. and Gelles, R.J., Societal Change and Change in Family Violence from 1975 to 1985 as Revealed by Two National Surveys, *Journal of Marriage and the Family*, 48, 1986, 465-479
- Bachman, R. and Saltzman, L.E., *Violence Against Women: Estimates from the Redesigned*

- Survey, U.S. Department of Justice, Bureau of Justice Statistics, 1995
- Elias, M., , A Third of Women Hit by Male partners, USA Today, 1994, 10
- Mirrlees-Black, C, Domestic Violence : Findings from a new British Crime Survey self-completion questionnaire, Home Office, 1999

第3章

- 藤本恵子, 渡部雅樹, 「保護命令事件の概況ー施行後1年間の裁判統計を中心にしてー」, 判例タイムズ, 54巻3号, 2003, 4
- Andrew Karmen, Crime Victims: An Introduction to Victimology, Wadsworth, 2001
- 戒能民江, 配偶者暴力防止法と諸外国のドメスティック・バイオレンス防止立法の現状, 法律のひろば, 54巻9号, 2001, 30
- 岩井宜子, ドメスティック・バイオレンスの実態と対策, 刑政, 114巻6号, 2003, 23
- 岩井宜子, ドメスティック・バイオレンスの実態と対策, 刑政, 114巻6号, 2003, 18-27
- 吉川真美子, ドメスティック・バイオレンス加害者の逮捕の決定——米国の逮捕に関する調査研究の考察, 犯罪社会学研究, 27, 2002, 89-99
- 林美月子, 配偶者による暴力——ドイツの対応, 神奈川法学, 35巻2号, 2002; 岩井宜子, ドメスティック・バイオレンスの実態と対策, 刑政 114巻6号, 2003, 18-27
- Nassar, S., National Center For Policy Research (CPR) For Women and Families Violence, <http://www.center4policy.org/violence.html>
- 1996-97 Santa Clara County Grand Jury, "Review of Public and Private Agency Responses to Domestic Violence," The Santa Clara County Domestic Violence Council, Ending Family Violence: A Community Challenge, 1997, 3
- Police Chiefs' Association of Santa Clara County, Domestic Violence Protocol for Law Enforcement, Santa Clara County, 2002, 13-14
- 1996-97 Santa Clara County Grand Jury, "Review of Public and Private Agency Responses to Domestic Violence," The Santa Clara County Domestic Violence Council, Ending Family Violence: A Community Challenge, 1997, 9
- Pierre-Dixon, R., Domestic Violence ? Protocol, Santa Clara County Prosecutor's Office, 2002
- Police Chief's Association of Santa Clara County, Domestic Violence Protocol for Law Enforcement, 2002, 25
- Pierre-Dixon, R., Domestic Violence-Protocol, Santa Clara County Prosecutor's Office, 2002, 22を参照
- Police Chief's Association of Santa Clara County, Domestic Violence Protocol for Law Enforcement, 2002, 25-26を参照。

第4章

- 警察庁の統計による。
- 法務省刑事局の資料による。

第5章

内閣府男女共同参画局編集, 「配偶者等からの暴力に関する事例調査: 夫・パートナーからの暴力被害についての実施調査」, 財務省印刷局, 2002, 39—45

豊田秀樹, 共分散構造分析「応用編」—構造方程式モデリング—, 朝倉書店, 2000

豊田秀樹, 共分散構造分析「入門編」—構造方程式モデリング—, 朝倉書店, 2002

豊田秀樹, 共分散構造分析「応用編」—構造方程式モデリング—, 朝倉書店, 2000, 151-152

(第3まとめ)

警察庁の統計による。

総務省『家計調査年報』平成15年6月6日。

第6章

(アメリカの対応策)

法務省保護局保護観察課, 「類型別処遇マニュアル—保護観察官版—」, 法務省保護局, 2003, 232-258

Bureau of Justice Statistics, Correctional Populations in the United States: Executive Summary, U.S. Department of Justice, 1995

Heise, 1994, Heise, L.L., 1994, Violence Against Women: The hidden health burden. The World bank, Washington, D.C.

Santa Clara County Probation Department, Standards For Batterers Programs and Certification, 2000, 2

1996-97 Santa Clara County Grand Jury, “Review of Public and Private Agency Responses to Domestic Violence,” The Santa Clara County Domestic Violence Council, Ending Family Violence: A Community Challenge, 1997, 11

Santa Clara County Probation Department, Standards For Batterers Programs and Certification, 2000, 3

Santa Clara County Probation Department, Standards For Batterers Programs and Certification, 2000, 4

Santa Clara County Probation Department, Standards For Batterers Programs and Certification, 2000, 5

Santa Clara County Probation Department, Standards For Batterers Programs and Certification, 2000, 7-9

Santa Clara County Probation Department, Standards For Batterers Programs and Certification, 2000, 9-13

Santa Clara County Probation Department, Standards For Batterers Programs and Certification, 2000, 32-33

Santa Clara County Probation Department, Standards For Batterers Programs and Certification, 2000, 20-21

1996-97 Santa Clara County Grand Jury, “Review of Public and Private Agency Responses to Domestic Violence,” The Santa Clara County Domestic Violence Council, Ending Family

Violence: A Community Challenge, 1997, 1320

(第3考察)

戒能民江, 配偶者暴力防止法と諸外国のドメスティック・バイオレンス防止立法の現状, 法律のひろば, 54巻9号, 2001, 31

おわりに

小西聖子, 「ドメスティック・バイオレンス」, 白水社, 2002

加害者調査票

加害者の身上経歴等						
整理番号	氏名	性別	生年月日	年齢	本籍・国籍	
					符号表	詳細
		1 男 2 女 9 不明	SOO/OO/OO の形式で入力	逮捕時年齢を記載	符号表参照	記載する (番地は除く)

符号表 符号表参照	犯行時の住所		被害者の加害者処分の希望	学 歴			
	詳	細					
符号表参照	記載する (番地は除く)	1	被害届けを出を取下げてください	1	中卒未満	6	大学卒業
		2	厳しい処分をしないでください	2	中学卒業	7	各種専門学校等中退
		3	厳しく処分してください	3	高校中退	8	各種専門学校等卒業
		8	非該当	4	高校卒業	9	その他
		9	不明	5	大学中退	9	9

有無		職業					過去5年間の転職の有無	収入	年 収	経済基盤	経 済 状 態	
		雇用形態	就業形態	職 種	1年以上不就労	生活保護受給						
1 有	1 有	1 自営業/経営者/雇用者	1 常勤	1 販売関係	5 オフィスワーカー	0 なし	1 有	1 安定	1 有	1 有		
2 無	2 無	2 被雇用者/従業員	2 パート、アルバイト、日雇	2 運輸関係	6 その他	1 1回	2 無	2 不安定	2 無	2 無		
3 家事専業	3 家事専業	3 非該当	3 失業	3 サービス関係	8 非該当	2 2回以上	8 非該当	9 不明	8 非該当	8 非該当		
9 不明	9 不明	9 不明	8 非該当	4 建設関係	9 不明	8 非該当	9 不明	9 不明	9 不明	9 不明		
			9 不明			9 不明						

有 無	サ ラ 金 借 財				家 族 関 係	
	ギャンブルに使用	遊興費に使用	生活費に使用	犯 行 時	現在（事件後の加害者の調書等による）	
1 有	1 使用	1 使用	1 使用	1 単身	1 単身	5 カップル、子供と親族
2 無	2 不使用	2 不使用	2 不使用	2 カップルのみ	2 カップルのみ	6 その他
8 非該当	8 非該当	8 非該当	8 非該当	3 カップルと子供	3 カップルと子供	9 不明
9 不明	9 不明	9 不明	9 不明	4 カップルと親族	4 カップルと親族	

前 科 (不起訴以外)					
回 数	罪名1 (事案の近くから数えて)	罪名2	罪名3	罪名4	罪名5
0 0回	符号表参照	符号表参照	符号表参照	符号表参照	符号表参照
1 1回	2つ罪名がある場合は重				
2 2回	いもの1つだけ				
3 3回					
...					

罪名6	罪名7	罪名8	罪名9	罪名10
符号表参照	符号表参照	符号表参照	符号表参照	符号表参照

前 歴 (前科以外の逮捕歴)					
回 数	罪名1 (事案の近くから数えて)	罪名2	罪名3	罪名4	罪名5
0 0回	符号表参照	符号表参照	符号表参照	符号表参照	符号表参照
1 1回	7 7回以上				
2 2回	8 非該当				
3 3回	9 不明				
...					

非 行 歴			
少年時犯罪逮捕の有無	少年時逮捕罪名1	少年時逮捕罪名2	少年時逮捕回数
1 あり	符号表参照	符号表参照	回数を記載
2 なし			8 非該当
8 非該当			9 不明
9 不明			

保護観察少年院の有無		保護観察少年院罪名1	保護観察少年院罪名2	保護観察少年院罪名3	保護観察少年院罪名4	保護観察少年院罪名5	保護観察少年院回数	離婚の申し立て	出 会 い	
1 あり		符号表参照	符号表参照	符号表参照	符号表参照	符号表参照	回数を記載	1 あり	1 メール	6 ナンパ
2 なし							8 非該当	2 なし	2 風俗(クラブを含む)	7 その他
8 非該当							9 不明	8 非該当	3 飲食業(スナック)	9 不明
9 不明								9 不明	4 職場/バイト先	
									5 学校	

健康状態									
暴力団関係の有無		既往症の有無	既往症の病名1	既往症の病名2	既往症の病名3	現在症	現在症の病名1	現在症の病名2	認定された身体障害の有無
1 有		1 有	病名を記載する	病名を記載する	病名を記載する	1 有	病名を記載する	病名を記載する	1 有
2 無		2 無				2 無			2 無
8 非該当		8 非該当				8 非該当			9 不明
9 不明		9 不明				9 不明			9 不明

薬物履歴					使用頻度			
薬物使用の有無		種 類	乱 用 歴	犯行時の使用	使用頻度			
1 有		5 2種類以上	1 1年未満	1 有	1 毎日	5 1ヶ月に1回		
2 無		6 その他	2 2年未満	2 無	2 1週間に3、4回	6 その他		
9 不明		8 非該当	3 3年未満	8 非該当	3 1週間に1回	8 非該当		
		9 不明	4 4年未満	9 不明	4 1ヶ月に2、3回	9 不明		

飲 酒					犯行時の飲酒状態			
飲酒の習慣の有無		飲酒の種類	飲酒頻度	酒 癖	犯行時の飲酒状態			
1 有		1 ビール	1 毎日	1 良	1 有			
2 無		2 日本酒	2 1週間に3、4回	2 普通	2 無			
9 不明		3 焼酎	3 1週間に1回	3 悪	8 非該当			
		4 2種類以上	4 1ヶ月に2、3回	9 非該当	9 不明			

[illegible][illegible]

加害者の被害状況						
過去の被害者からの暴力の有無				事件直前の被害者からの暴力の有無		
身体的暴力の有無		精神的暴力の有無		性的暴力の有無		身体的暴力の有無
1 有 2 無 9 不明		1 有 2 無 9 不明		1 有 2 無 9 不明		1 有 2 無 9 不明

被害者調査票

被害者の身上経歴等								
氏名	性別	生年月日	年齢	本籍・国籍		犯行時の住所		学歴
				符号表	詳細	符号表	詳細	
1 男 2 女 9 不明	S〇〇/〇〇/〇〇の形式で入力	加害者逮捕時の被害者の年齢を記載	符号表参照	記載する(番地は除く)	符号表参照	記載する(番地は除く)	1 中学卒業	6 大学卒業
							2 高校卒業	7 各種専門学校等卒業
							3 高校中退	8 各種専門学校等卒業
							4 高校卒業	9 その他
							5 大学中退	9 9 不明

職業								
有無	雇用形態	就業形態		職種	過去5年間で の転職の有無	収入	年	経済基礎
		1 常勤	2 パート、アルバイト、日雇					
1 有	1 自営業/経営者/雇用者	1 常勤	1 販売関係	5 オフィスワーカー	0 なし	1 有	万円	1 安定
2 無	2 被雇用者/従業員	2 パート、アルバイト、日雇	2 運輸関係	6 その他	1 1回	2 無	8 8 8 8	2 不安定
3 家事専業	8 非該当	3 失業	3 サービス関係	8 非該当	2 2回以上	8 非該当	9 9 9 9	9 不明
9 不明	9 不明	8 非該当	4 建設関係	9 不明	8 非該当	9 不明		
		9 不明			9 不明			

経済状態				サラ金借財			
生活保護受給		ギャンブルに使用		遊興費に使用		生活費に使用	
1 有	1 有	1 使用	1 使用	1 使用	1 使用	1 使用	1 使用
2 無	2 無	2 不使用	2 不使用	2 不使用	2 不使用	2 不使用	2 不使用
8 非該当	8 非該当	8 非該当	8 非該当	8 非該当	8 非該当	8 非該当	8 非該当
9 不明	9 不明	9 不明	9 不明	9 不明	9 不明	9 不明	9 不明

前科 (不起訴以外)						
回数	罪名1 (事案の近くから数えて)					
	罪名1	罪名2	罪名3	罪名4	罪名5	罪名7
0 0回	符号表参照	符号表参照	符号表参照	符号表参照	符号表参照	符号表参照
1 1回						
2 2回						
3 3回						
...						

前 歴 (前科以外の逮捕歴)						
回	数	罪名1 (事案の近くから数えて)				
		7	8	9	0	1
0	0回	7	8	9	0	1
1	1回	7	8	9	0	1
2	2回	7	8	9	0	1
3	3回	7	8	9	0	1

健康 状 態						
暴力団関係の有無	被害者の子供への暴力の有無	既往症の有無				
		1	2	3	4	5
1	有	1	2	3	4	5
2	無	1	2	3	4	5
9	不明	1	2	3	4	5

薬 物 歴						
認定された身体障害の有無	加療状況の有無	服薬状況の有無	薬物使用の有無	種 類		
				1	2	3
1	有	1	有	1	2	3
2	無	2	無	2	3	4
9	不明	9	不明	9	不明	不明

飲 酒						
飲酒の習慣の有無	飲酒の種類	飲酒頻度				
		1	2	3	4	5
1	ビール	1	2	3	4	5
2	日本酒	2	3	4	5	6
9	焼酎	9	不明	不明	不明	不明

被害者が語った暴力の理由及び態度									
1 被害者の酒のため	2 被害者の薬物のため	3 被害者の酒のため	4 被害者の薬物のため	5 被害者の精神障害のため	6 日常些細なことのため	7 近隣とのトラブルのため	8 被害者の家事・育児のやり方のため	9 被害者の家計のやり方のため	10 被害者の言動・態度のため
1 有 2 無 8 非該当 9 不明	1 有 2 無 8 非該当 9 不明	1 有 2 無 8 非該当 9 不明	1 有 2 無 8 非該当 9 不明	1 有 2 無 8 非該当 9 不明	1 有 2 無 8 非該当 9 不明	1 有 2 無 8 非該当 9 不明	1 有 2 無 8 非該当 9 不明	1 有 2 無 8 非該当 9 不明	1 有 2 無 8 非該当 9 不明
11 被害者と他の家族メンバーとの不和のため	12 被害者自身と他の家族メンバーとの不和のため	13 被害者の仕事に関する問題のため(仕事上の人間関係・仕事上が長続きしない等)	14 被害者の経済面(生活費を含む)の問題のため	15 被害者のギャンブルのため	16 被害者の仕事に関する問題のため(仕事上の人間関係・仕事上が長続きしない等)	17 被害者の経済面(生活費を含む)の問題のため	18 被害者のギャンブルのため	19 被害者の嫉妬、やきもちのため	20 被害者の過去／現在の男／女関係のため
1 有 2 無 8 非該当 9 不明	1 有 2 無 8 非該当 9 不明	1 有 2 無 8 非該当 9 不明	1 有 2 無 8 非該当 9 不明	1 有 2 無 8 非該当 9 不明	1 有 2 無 8 非該当 9 不明	1 有 2 無 8 非該当 9 不明	1 有 2 無 8 非該当 9 不明	1 有 2 無 8 非該当 9 不明	1 有 2 無 8 非該当 9 不明
21 被害者の嫉妬、やきもちのため	22 被害者の過去／現在の男／女関係のため	23 子供の問題のため	24 コミュニケーションの問題のため	25 被害者の被害者への支配欲のため	26 被害者の被害者への蔑視のため	27 被害者の固定的な性別役割分担意識のため	28 被害者の子供時代に受けた虐待のため	29 事件は被害者(自分)が悪い	30 その他
1 有 2 無 8 非該当 9 不明	1 有 2 無 8 非該当 9 不明	1 有 2 無 8 非該当 9 不明	1 有 2 無 8 非該当 9 不明	1 有 2 無 8 非該当 9 不明	1 有 2 無 8 非該当 9 不明	1 有 2 無 8 非該当 9 不明	1 有 2 無 8 非該当 9 不明	1 有 2 無 8 非該当 9 不明	1 有 2 無 8 非該当 9 不明
暴力を受けていた時の考え									
1 恐怖(殺されるかも)しれない	2 無力感(誰も助けてくれない人はいない)	3 経済的不安(1人で生きられるほど経済的自立をしていない)	4 家族親・結婚親(家族と一緒にいるべきだ)	5 愛情に変わることをへの期待(私が助けてあげなければならぬ)	6 その他				
1 有 2 無 8 非該当 9 不明	1 有 2 無 8 非該当 9 不明	1 有 2 無 8 非該当 9 不明	1 有 2 無 8 非該当 9 不明	1 有 2 無 8 非該当 9 不明	1 有 2 無 8 非該当 9 不明				

相談・保護要請等									
被害者が現在の事件が起こ る直前に保護の要請をして いたかの有無		事件前に被害者の相談歴の有無			過去の警察への電話の有無			妊娠中に暴力を 受けたか	事件当時、被害 者の妊娠の有無
		有	無	相 談 場 所	1	2	3		
1 有	1 有	1 人権擁護委員 (人権相談窓口を含む)	6 家族・親族	1 事件の1月以内	1 有	2 6ヶ月以内	5 2年以上	1 有	1 有
2 無	2 無	2 婦人相談所、婦人相談員	7 友人・知人	2 2ヶ月以上	2 無	3 1年未満	8 非該当	2 無	2 無
9 不明	9 不明	3 その他の公的機関	8 その他	9 不明	9 不明	4 2年未満	9 不明	8 非該当(男)	8 非該当
		4 民間の機関 (弁護士会、相談センター等)	8 8 非該当					9 不明	9 不明
		5 医師	9 9 不明						

加害者と被害者の関係

関 係	犯行時の同居の有無	子 供 の 数	関 係 期 間	同 居 期 間	これまでの関係の維持に関する双方の態度	
					加害者の言い分	被害者の言い分
1 配偶者	1 同居	人数	月数	月数	1 良好	1 良好
2 元配偶者	2 別居	9 9 不明	9 9 不明	9 9 不明	2 普通	2 普通
3 内縁	9 不明				3 險悪	3 險悪
4 元内縁					9 不明	9 不明
9 不明						

経済的負担の割合		参 考 事 項
1 全面的に男性が負担	5 全面的に女性	
2 ほとんど男性	6 どちらにも負担しない	
3 半分ずつ	8 非該当	
4 ほとんど女性	9 不明	

事案の内容調査票

事案の内容						
整理番号	結婚歴		検 番	犯行年月日	罪 名	
	妻	夫			一 般 罪 名	名
	1 初婚	1 初婚	符号表参照	H〇〇/〇〇/〇〇の 形式で入力 2つ以上年月日がある場 合は、最初の年月日	1 殺人	5 その他
	2 再婚	2 再婚			2 殺人未遂	8 非該当
	8 非該当	8 非該当			3 傷害	9 不明
	9 不明	9 不明			4 傷害致死	888 非該当

処 理 区 別				求 刑	
DV 法違反	ストーカー法違反	検察官性別	裁判官性別	処 理 区 分	月数
1 有	1 有	1 男	1 男	1 不起訴	777 無期
2 無	2 無	2 女	2 女	2 略式請求	888 非該当
9 不明	9 不明	8 非該当	8 非該当	3 公判請求	999 不明
		9 不明	9 不明	4 その他	
				9 不明	

決 断				犯 行 場 所	
判 決	執行猶予の期間	罰 金 額	共 犯	有 無	犯 行 場 所
1 無罪	月数	万円	1 家族	1 有	1 自宅 (加害者被害者同居)
2 単純執行猶予	888 非該当	(1万円以下は0.*と記入)	2 友人	2 無	2 加害者宅
3 観察付執行猶予	999 不明	8888 非該当	3 その他	9 不明	3 被害者宅
4 罰金	9 不明	9999 不明	8 非該当		4 路上
			9 不明		5 その他

現在の犯行につながるDV現象はいつから始まったか				被害の程度・内容					
時 期	結婚等以前からの場合、何年前から	結婚等してからの場合、何年後から	誰が通報したか	発 覚 の 端 緒	通 報 先	1 平手で打つ	2 足で蹴る	3 からだを傷つける可能性のあるもので殴る	4 げんこつで殴る
1 結婚 (内縁関係成立) 前から	年数	年数	1 加害者の通報	1 被害者の通報	1 警察に通報	1 有	1 有	1 有	1 有
2 結婚 (内縁関係成立) してから	888 非該当	888 非該当	2 被害者の通報	2 被害者の通報	2 消防に通報	2 無	2 無	2 無	2 無
9 不明	999 不明	999 不明	3 家族の通報	3 家族の通報	3 その他	8 非該当	8 非該当	8 非該当	8 非該当
			4 その他	4 その他	9 不明	9 不明	9 不明	9 不明	9 不明
			9 不明	9 不明					

[illegible]

被害者が病院へ行ったか		被害の後遺症等		凶器	
有	無	身体的後遺症	精神的後遺症	有	無
1 有	1 有	1 有	1 有	1 有	1 ナイフ
2 無	2 無	2 無	2 無	2 無	2 銃
8 非該当	8 非該当	8 非該当 (死亡)	8 非該当 (死亡)	9 不明	3 バイブ
9 不明	9 不明	9 不明	9 不明		4 家具
					5 その他
					8 非該当
					9 不明

過去の経緯											
類似行為の有無				類 似 行 為				類似行為で過去に刑を受けたか			
		過去5年間の頻度		過去1年間の頻度		何年間就いていたか		他の配偶者への有無		同一配偶者への有無	
1	有	1	毎日	5	なし	1	毎日	5	なし	1	有
2	無	2	たびたび	8	非該当	2	たびたび	8	非該当	2	無
9	不明	3	時々	9	不明	3	時々	9	不明	8	非該当
		4	まれに			4	まれに			9	不明

[illegible]

9	引きずりまわす	10 物を投げつける	11 押し倒す	12 その他
1	有	1 有	1 有	1 有
2	無	2 無	2 無	2 無
8	非該当	8 非該当	8 非該当	8 非該当
9	不明	9 不明	9 不明	9 不明
加害程度				
				全治日数 (1月は30日で計算)
				7 7 7 7 全治不能
				8 8 8 8 非該当
				9 9 9 9 不明

過去の加害者の精神的暴力の有無					
1	大声でどなる	2 「顔のおかしな表情で見て」といふ	3 被害者や家人を威嚇する言葉を発せたりする	4 何を言っても無視して口をきかない	5 被害者にしつこく、命を脅したりする
1	有	1 有	1 有	1 有	1 有
2	無	2 無	2 無	2 無	2 無
8	非該当	8 非該当	8 非該当	8 非該当	8 非該当
9	不明	9 不明	9 不明	9 不明	9 不明

7	生活費を渡さない	8 外で働くなど言ったり、仕事を辞めさせたりする	9 子供に危害を加えるとおどす
1	有	1 有	1 有
2	無	2 無	2 無
8	非該当	8 非該当	8 非該当
9	不明	9 不明	9 不明
11 親兄弟に危害を加えるとおどす			
			1 有
			2 無
			8 非該当
			9 不明
12 その他			
			1 有
			2 無
			8 非該当
			9 不明

過去の加害者の性的暴力の有無				
1	見なくないのにポルノビデオ・雑誌を見せる	2 嫌がっているのに性的行為を強要する	3 中絶を強要する	4 避妊に協力しない
1	有	1 有	1 有	1 有
2	無	2 無	2 無	2 無
8	非該当	8 非該当	8 非該当	8 非該当
9	不明	9 不明	9 不明	9 不明
5 その他				
				1 有
				2 無
				8 非該当
				9 不明
過去のストーカー行為の有無				
				1 有
				2 無
				8 非該当
				9 不明
その他				
				1 有
				2 無
				8 非該当
				9 不明

DV に対する対応		人的環境要因					
加害者	被害者	家族の加害者への関与					
逮捕への抵抗の有無		被害者の逮捕への抵抗の有無		2 番目の関与者の続き柄			
有	無	有	無	1 番重要な関与者の続き柄		主な関与者の役割	
1 有	1 有	1 加害者の父	6 被害者の祖父	1 制止	5 その他	1 加害者の父	6 被害者の祖父
2 無	2 無	2 加害者の母	7 子供	2 説得	8 非該当	2 加害者の母	7 子供
9 不明	9 不明	9 不明	8 被害者の親族	3 見ているだけ	9 不明	3 加害者の祖父	8 被害者の親族
			9 被害者の親族	4 加担		4 被害者の父	9 被害者の親族
			8 8 8 非該当			8 8 8 非該当	8 8 8 非該当
			9 9 9 不明			9 9 9 不明	9 9 9 不明

他人の加害者への関与		周囲の者の問題に対する認識		被害者の親族の被害者への感情		被害届提出日	
有	無	有	無	加害者の親族の被害者への感情	被害者の親族の加害者への感情	被害届提出日	
1 有	1 行っていた	1 行っていた	1 良い	1 良い	1 良い	H〇〇/〇〇/〇〇の	
2 無	2 行っていない	2 行っていない	2 普通	2 普通	2 普通	形式で入力	
9 不明	8 非該当	8 非該当	3 悪い	3 悪い	3 悪い	2 つ以上年月日がある場合は、最初の年月日	
	9 不明	9 不明	8 非該当	8 非該当	8 非該当		
			9 不明	9 不明	9 不明		

平成 15 年 12 月 印 刷

平成 15 年 12 月 発 行

東京都千代田区霞が関 1－1－1

編集兼 法 務 総 合 研 究 所
発行人

印刷所 ヨシダ印刷両国工場
